

会 議 録

第 1 日

(昭和63年9月8日)

○議 事 日 程 第 1 号

昭和63年9月8日(木) 午前10時開会

第 1 議席の一部変更について

第 2 会議録署名議員の指名について

第 3 会期の決定について

第 4 議案第75号ないし議案第87号 説 明

議案第75号 昭和62年度四日市市立四日市病院事業決算認定について

議案第76号 昭和62年度四日市市水道事業剰余金処分並びに決算認定について

議案第77号 昭和63年度四日市市一般会計補正予算(第1号)

議案第78号 昭和63年度四日市市競輪事業特別会計補正予算(第1号)

議案第79号 昭和63年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第1号)

議案第80号 昭和63年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

議案第81号 昭和63年度四日市市老人保健医療特別会計補正予算(第1号)

議案第82号 昭和63年度四日市市公共用地取得事業特別会計予算

議案第83号 昭和63年度四日市市立四日市病院事業会計第1回補正予算

議案第84号 四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例の一部を改正する条例等の一部改正について

議案第85号 四日市市特別会計条例の一部改正について

議案第86号 市道路線の認定について

議案第87号 委託契約の締結について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員 (39名)

青 山 弘 忠
 小 井 道 夫
 伊 藤 信 一
 伊 藤 正 数
 伊 藤 雅 敏
 宇 野 長 好
 大 島 武 雄
 大 谷 茂 生
 金 森 正
 川 口 洋 二
 川 村 幸 善
 喜多野 等
 久 保 博 正
 小 林 博 次
 後 藤 長 六
 坂 口 正 次
 佐 藤 晃 久
 田 中 武
 田 中 基 介
 谷 口 廣 睦
 豊 田 忠 正
 中 村 信 夫

永 田 正 巳
 野 呂 平 和
 橋 本 茂
 長谷川 昭 雄
 古 市 元 一
 堀 内 弘 士
 前 川 辰 男
 益 田 力
 水 野 和 子
 水 野 幹 郎
 毛 利 道 哉
 森 真 寿 朗
 森 安 吉
 山 口 孝
 山 路 剛
 山 本 勝
 渡 辺 一 彦
 野 崎 洋
 橋 本 増 蔵

○欠席議員 (2名)

○出席議事説明者

市	長	加	藤	寛	嗣
助	役	坂	倉	哲	男
助	役	片	岡	一	三
収	入	毛	利	道	男
調	整	伊	藤	長	爾

市長公室長	栗本春樹
総務部長	田中賢
財政部長	鈴木一美
市民部長	藤田高司
福祉部長	田中昌治
商工部長	荒木道也
農林水産部次長	黒田昭公
環境部長	鶴飼滋
都市計画部長	前川鉦一
建設部長	尾中忠邦
下水道部長	西田喜大
消防長	山口博
消防次長	久志本幸彦
病院事務長	中村督
水道事業管理者	奥山武助
水道局次長	伊藤利男

教育長	岡田久江
教育次長	宮田勉

代表監査委員	吉田耕吉
--------	------

○出席事務局職員

事務局長	小坂靖
議事課長	平井俊英
議事課長補佐	喜田宏志
議事係長	岡崎雄治

主 幹 日 置 正 人
主 事 井 上 紀 久 夫

午前10時2分開会

○議長（後藤長六君） おはようございます。ただいまから、昭和63年9月四日市市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、36名であります。

今定例会の議事説明者は、市長はじめ24名であります。

なお、農林水産部長は病気のため欠席いたします。代わって農林水産部次長が出席いたしますので、ご了承願います。

日程第1 議席の一部変更について

○議長（後藤長六君） 日程第1、議席の一部変更についてを議題といたします。

おはかりいたします。所属会派の異動に伴い、川口洋二君、森安吉君、渡辺一彦君及び後藤長六の議席をお手元に配付しました議席表のとおり変更いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤長六君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（後藤長六君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員に、田中武君及び毛利道哉君を指名いたします。

日程第3 会期の決定について

○議長（後藤長六君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。今定例会の会期は、本日から9月22日までの15日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤長六君） ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は本日から9月22日までの15日間と決定いたしました。

日程第4 議案第75号 昭和62年度四日市市立四日市病院事業決算認定について
ないし議案第87号 委託契約の締結について

○議長（後藤長六君） 日程第4、議案第75号昭和62年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし議案第87号委託契約の締結についての13件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいま上程されました各議案についてご説明申し上げます。

議案第75号は、昭和62年度市立四日市病院事業決算認定についてであります。

まず、決算報告書の収益的収入の決算額は、84億4,959万4,101円で、予算額に比べ5,727万6,101円の増収となりました。これは主として医療環境の整備や診療内容の充実に努めたことなどにより、利用患者数が増加したことによるものであります。

収益的支出の決算額は、83億9,918万714円で、予算額に比べ2,166万2,286円の不用額を生じましたが、これは経費等において支出が予定額を下回ったことなどによるものであります。

以上、収益的収支決算の結果、当年度におきましては、5,041万3,387円の純利益を生じ、当期末累積欠損金は1,947万1,328円となりました。

次に、資本的収入につきましては、決算額は5億2,133万39円となり、予算額に比べ53万6,961円の減収となりました。これは、負担金等の減によるものであります。

一方、資本的支出の決算額は8億310万1,261円となり、予算額に比べ68万8,739円の不用額を生じました。これは、看護学生等修学資金貸付金などが予定額を下回ったことによるものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、2億8,177万1,222円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしました。

損益計算書は、収益84億4,952万2,257円、費用83億4,667万1,038円、差引経常利益1億285万1,219円となり、これに特別利益7万1,844円、特別損失5,250万9,676円を加減した結果、5,041万3,387円の当年度純利益を生じました。

剰余金計算書におきましては、欠損金について、前年度未処理欠損金6,988万4,715円を当年度純利益で補てんいたしましたので、差引当年度未処理欠損金は1,947万1,328円となりました。

資本剰余金は、当年度において、手術顕微鏡等の寄附による受贈財産評価額1,228万9,400円、医療器具購入指定寄附金600万円及び看護学生等修学資金負担金1,432万8,000円、合計3,261万7,400円の増額となり、前年度繰越額5億5,276万7,667円と合わせて、5億8,538万5,067円を翌年度へ繰り越しました。

欠損金処理計算書は、当年度未処理欠損金1,947万1,328円全額を翌年度へ繰り越しました。

貸借対照表におきましては、資産総額95億4,368万8,031円、負債総額13億351万6,034円、資本総額82億4,017万1,997円であります。

以上が病院事業決算の概要であります。今後の病院運営につきまして

は、年々増加する重篤患者に適切に対処するため、高度医療器械等の新規導入や更新に迫られてくることから、一層経費の増嵩が考えられ、また昭和63年4月に診療報酬の改正がなされたものの、同時に薬価基準の大幅引き下げが実施され、病院経営を取り巻く環境は依然として厳しいものがあります。

こうした状況に対応すべく、引き続き経営基盤の確立に努めるとともに、地域住民の健康を守る中核病院として、その機能が十分発揮できるようさらに診療内容の充実を図るとともに、医療サービスの向上に一層努力を傾注する所存であります。

議案第76号は、昭和62年度四日市市水道事業剰余金処分並びに決算認定についてであります。

まず、決算報告書の収益的収入の決算額は、50億 3,300万 1,770円で、予算額に比べ1億 6,652万 2,770円の増収となりましたが、これは給水収益等の収入増によるものであります。

収益的支出につきましては、決算額46億 4,231万 183円となり、1,814万 3,817円の不用額を生じましたが、これは経常的経費が予定額を下回ったことによるものであります。

次に、資本的収入につきましては、決算額は9億 6,561万 8,017円で、予算額に比べ2,188万17円の増収となりましたが、これは主に工事負担金の増収によるものであります。

資本的支出の決算額は、24億 7,925万 4,087円で、499万 913円の不用額を生じましたが、これは予備費の充用がなかったことなどによるものであります。

資本的収入が資本的支出に不足する額15億 1,363万 6,070円は、減債積立金2億 7,200万円、建設改良積立金3億 4,150万円、過年度分損益勘定留保資金3億 6,240円 5,902円及び当年度分損益勘定留保資金5億3,773万 168円で補てんいたしました。

損益計算書につきましては、収益50億 3,300万 1,770円、費用46億4,231万 183円となり、差引3億 9,069万 1,587円の当年度純利益を生じました。

剰余金計算書におきましては、利益剰余金は、繰越利益剰余金年度末残高30万 6,565円に当年度純利益3億 9,069万 1,587円を加算して、3億 9,099万 8,152円が当年度未処分利益剰余金となりました。

また、資本剰余金は、前年度末残高37億 4,098万 7,294円、当年度発生高3億75万 9,373円、当年度処分量 103万 2,447円、翌年度繰越資本剰余金40億 4,071万 4,220円となりました。

剰余金処分計算書（案）につきましては、当年度未処分利益剰余金3億 9,099万 8,152円のうち、減債積立金2億 9,200万円、建設改良積立金9,800万円を積み立て、当年度未処分利益剰余金を処分しようとするものであり、また、利益剰余金を処分した残額99万 8,152円を翌年度へ繰り越すものであります。

貸借対照表におきましては、資産総額 211億 5,461万 1,243円、負債総額15億 1,713万94円、資本総額 196億 3,748万 1,149円となりました。

以上が水道事業の決算の概要であります。事業収支面では、給水収益が順調に伸びたことなどにより、財政の安定確保ができました。

事業面におきましては、市全域の上水道化、水源施設及び配水管網の整備、老朽管改良、震災対策事業などの推進を図り、また、新規に第四期拡張事業計画を樹立するための策定業務に着手しました。

今後の水道事業を取り巻く環境は、極めて厳しい情勢が予測されますが、今後とも、良質な水を安定給水するため、水需要増に備える水源の確保並びに施設の拡充整備を推進するとともに、経営の効率化を図るなど円滑な事業運営に向けて一層の努力をいたす所存であります。

議案第77号は、本市一般会計補正予算第1号案であります。

今回の補正の主な内容は、国県より補助割当のあった公共事業費、去る6月、7月及び8月の集中豪雨により被災した公共土木施設等に係る災害

復旧事業費、急施を要する単独公共事業費のほか、民間社会福祉施設等の建設費補助金等でありまして、歳入歳出予算のほか、これに関連する債務負担行為並びに地方債の補正であります。歳入歳出予算の追加額は12億7,329万2,000円で、補正後の予算額は595億5,399万2,000円と相なるのであります。

以下、各款にわたり補正の主な内容についてご説明申し上げます。

第2款 総務費は、補助及び単独の交通安全施設等整備事業費のほか、北勢4市の政策課題を相互に理解し、調整を図るため設置された北勢地域政策研究会に対する負担金を計上いたしました。

第3款 民生費は、民間精神薄弱者更生施設あさけ学園、小山田特別養護老人ホームの増築費に対する補助金及び債務負担行為、心身障害者小規模授産施設幸の風建設費補助金のほか、老人福祉電話貸与事業費を追加計上いたしております。

第4款 衛生費は、富洲原斎場の整備費のほか、北大谷斎場の改築を行うための基本設計等委託費を追加計上いたしております。

第6款 農林水産業費は、国庫補助金の割当のあった磯津漁港建設費、土地改良事業費、農村総合整備モデル事業費のほか、水沢町における防霜ファン設置事業費、内山町における土地基盤整備事業費等を計上いたしております。

第7款 商工費は、沖の島町アーケード建設等に係る中小企業団体等高度化事業費補助金を計上いたしております。

第8款 土木費は、国庫補助金の割当のあった道路、橋梁、河川、街路、公園整備事業費の追加と、単独事業費として道路、河川、街路、公園、都市下水路整備事業費を追加計上いたしております。なお、公園事業費のうち、四郷風致地区整備事業については、自治省のふるさとづくり特別対策事業の指定を受けて、63年度から3カ年で整備を行うための初年度分について、用地取得費等を追加計上いたしております。

第9款 消防費は、集中豪雨により使用した水防資材の補充のための経費の計上であります。

第10款 教育費は、学校法人あおい学園の建設した幼稚園舎の改築費に係る補助金のほか、学校施設開放事業費、北条野球場等体育施設整備費等を追加計上いたしました。また、中学校の給食問題も含めた学校給食問題全般について検討を行うための調査研究費を計上いたしております。

第13款 災害復旧費は、3度にわたる集中豪雨により被災した農林水産施設、土木施設、文教施設、衛生施設に係る補助及び単独災害復旧費の計上であります。

以上、概要をご説明いたしましたが、歳入につきましては、歳出各科目に対する特定財源を充当するとともに、一般財源として市税を計上して収支の均衡を図ったのであります。

次に、各特別会計及び企業会計の補正予算等についてご説明申し上げます。

議案第78号 競輪事業特別会計の補正は、メインスタンド改修工事のため、年間10回開催分を当初予算で計上いたしておりましたところ、日本自転車振興会との日程調整の結果、12回開催とする運びとなったため、2回開催分を追加するとともに、松阪場外のオンライン投票機器設置について、9月供用開始が11月となったため、所要の補正と債務負担行為の変更を行っております。なお、歳入につきましては、事業収入、諸収入を計上いたしました。

議案第79号 公共下水道特別会計の補正は、国庫補助割当の決定を見た幹線管渠布設費、ポンプ場及び浄化センター築造費と市単独事業として各排水区の整備費、雨水対策費を追加計上いたしました。歳入につきましては、歳出に関連する特定財源のほか、繰越金を追加いたしました。

議案第80号 土地区画整理事業特別会計の補正は、采女土地区画整理事業について、国庫補助割当の決定により負担金の増額補正を行うものであ

り、歳入につきましては、特定財源のほか一般会計繰入金及び繰越金を計上いたしました

議案第81号 老人保健医療特別会計の補正は、62年度に交付を受けた支払基金交付金及び国県支出金が医療費等に対する所要額を上回っていたため、支払基金、国、県へ返還するものであり、歳入については繰越金を追加計上いたしております。

議案第82号 公共用地取得事業特別会計は、かねて懸案となっておりました垂坂公園の整備について防災緑地緊急整備事業の採択を受けることにより、用地の先行取得に必要な資金が都市開発資金貸付金によって手当されることとなり、これが経費を特別会計で処理することが必要とされるため、本年度取得分について今回計上いたしましたものであります。

議案第83号 病院事業会計の補正は、いわゆる患者の「待ち時間」の短縮を図るため、医療事務のオンライン処理を予定いたしておりますが、そのための準備費としてシステム開発支援委託費を計上いたしております。また、資本的支出においては、健康被害予防事業助成金を受けて実施する総合呼吸機能自動解析器の購入費並びに64年度に建設を計画いたしております人工透析棟増築に係る実施設計費と建設に当たり支障となる防火水槽設置工事費の計上であります。この経費の3分の2は一般会計からの出資金で充当いたしております。

以上が、昭和62年度各公営企業決算及び昭和63年度一般会計並びに特別会計の補正予算案等の概要であります。

続きまして、条例その他の議案のうち主なものについてご説明申し上げます。

議案第84号 吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例の一部を改正する条例等の一部改正につきましては、恩給法等の一部改正に伴い、普通退職料及び扶助料の最低保障額を引き上げるとともに、退職料及び扶助料の算出基礎となる退職時の給料年額を1.25%引き上げようとするもので

あります。

議案第85号 特別会計条例の一部改正につきましては、垂坂公園を防災緑地緊急整備事業として整備するについて、都市開発資金の活用により用地の取得を図るため、新たに公共用地取得事業特別会計を設置するに当たり、地方自治法第209条の規定に基づき、条例で制定しようとするものであります。

議案第87号は、二級河川天白川・鹿化川堤体改良工事を金額1億1,600万円をもって三重県に委託しようとするものであります。

以上が各議案の概要であります。

どうかよろしくご審議いただき、議決、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤長六君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

議事日程に従い、本件に関する審議は留保いたします。

○議長（後藤長六君） この際、報告いたします。

専決処分報告及び監査結果の報告がまいっております。既にお手元に送付いたしておりますので、ご了承願います。

○議長（後藤長六君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、9月12日午前10時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時29分散会

会 議 録

第 2 日

(昭和63年 9 月12日)

○議事日程第2号

昭和63年9月12日(月) 午前10時開議

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(41名)

青 山 弘 忠
小 井 道 夫
伊 藤 信 一
伊 藤 正 数
伊 藤 雅 敏
宇 野 長 好
大 島 武 雄
大 谷 茂 生
金 森 正
川 口 洋 二
川 村 幸 善
喜多野 等
久 保 博 正
小 林 博 次
後 藤 長 六
坂 口 正 次
佐 藤 晃 久
田 中 武
田 中 基 介

議事課長	平井俊英
議事課長補佐	喜田宏志
議事係長	岡崎雄治
主幹	日置正人
主事	井上紀久夫

午前10時1分開議

○議長（後藤長六君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、39名であります。

本日の議事は、一般質問であります。

日程第1 一般質問

○議長（後藤長六君） これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

谷口廣陸君。

〔谷口廣陸君登壇〕

○谷口廣陸君 おはようございます。9月議会のトップバッターでもって質問をさせていただきたいと思いますが、今回私ちょっと目を悪くいたしました、十分なる原稿も書けないままに登壇いたしました、若干重複した言葉なりお聞き苦しい問題が出るかと思いますが、よろしくひとつご了承願いたいというふうに思います。

まず最初に、教育問題についてであります。私は議員活動2期目に入りまして、今静かに過去5年間を振り返り、また加藤市政12年間を回想する中で思うことは、着実に一定の成果を上げてこられたのではないかというふうに思うわけであり。中でも、個々の施設面においては大きく改善をされ、四日市市としても、ハード面における内容について一通り整備も終わろうとしておるのではないかというふうに思うわけであり。各

地区市民センターの整備をはじめ、各教育関係諸施設、また文化施設面においても、文化会館をはじめあさけプラザ等、また66年度をめぐり、駅西開発について、カルチャーセンターゾーンという姿の中で、博物館、あるいは美術館、科学館等併用建設構想も一応現実のものとして議論の場に乗ってきたわけであり。

また、近く合同会館、労働福祉会館等についても、その建設も目の前に来ているわけであり。労働福祉会館等については、調査費の計上等であります。今また市民の皆さんが一番大きく待ち望んでおります駅西開発についても、私たちの会派の野崎議員も専門的な立場で、いろいろ心配の余りにいろいろな意見を出しておりますが、加藤市長も、幅広いいろいろな意見を集約する中で、強い信念と英断によって、着実に一步一步前進しておるのも事実であると思っております。

しかし、一方市民各層において、市長の評価も非常に厳しい一面もあるように思うわけであり。加藤市長は、余り派手な振る舞いは好む人ではありませんが、着実に一步一步個々の分野で成果を上げておられるにもかかわらず、どうしてこのような厳しい評価が出るのか、私は今回、約2,000名の方のご協力を得て、市政アンケートをとって見たわけであり。回収率80%、全地域無差別、男女問わず、設問10問、また自由意見についても大きく取り上げたところでございます。

時間の問題がありますので、このアンケートの問題について、すべてでここで示すわけにはいきませんが、その中で注目されるのは、職員に対する評価の非常に厳しい問題であります。市長に対するその厳しい評価の中で、職員教育に対する問題も大きく起因しておるのではないかとこのように思うわけであり。確かに、職員教育の問題についても、市長の行政手腕の一つとして大きく評価されるのも事実であります。私たちの会派も、64年度の政策課題をまとめる中で、職員資質を向上、高めていく研修制度についての充実、この問題等についても大きく取り上げておるところであ

ります。総務部長に今の職員教育の問題について若干問いただしてみても、「まあ、いや、やっておりますがね」というような冷ややかな答えが返ってくる程度で、若干問題意識がないのではないかと、少し言い過ぎかわかりませんが、あるように思うわけであります。今の総務部の役割はどこにあるのかという疑問が浮かぶところであります。一口に教育と言っても、通常のデーリーワーク的な問題から、いわゆる規律の問題、そして21世紀に向かっての政策課題に至るまで、幅広い問題であります。

しかし、何ととっても今一番欠けているのは、今申しあげましたデーリーワーク的な規律の問題からだというふうに思うわけであります。私のアンケートの調査の中で、「あなたは市役所に行ったことがありますか」、こういう問いに対して、これは地区市民センターを含んでおりますが、91%の方が「行ったことがある」と答えておるわけであります。その中で約37%の方が、たらい回し行政、あるいは全く職員の対応に不快感を感じたという答えが出ておるわけであります。その37%の内容については、たらい回し行政に遭ったという方が19%、不快感を感じたという人が18%、合わせて37%の方が何らかの形で不信を持っておるわけであります。

そこで私は、職員の1人の方に、「今の職員の教育状況についてどうですか」と伺ったわけでありますが、その職員のいわく、「今の教育といえは、全く画一化しているというか、マンネリ化しておりますね。個々の役職昇格における資格要件の一つとして、一定の研修を通るにすぎない」、こういうことを言っておるわけであります。しかし、中には本当にまじめな、優秀な職員も多くおるわけであります。その中の1人に少し伺ったわけでありますけれども、「私たち仲間10人程度で横断的に、自主的に、自費でいろいろな勉強会を持っております。そして、いろいろな問題を討議し、今何が職員像に欠けておるかということも、我々の自主的な討論の中でやっておりますよ」、こういうことも言っておるわけであります。

そういった中で、「何ととっても、規律の問題からまずやっていかなければ

だめでしょうね」、こういうことを言われておるわけであります。その規律とは何ぞや。これは、少し私も二、三の方にも聞きましたんですが、朝、職員が出勤をして、課長の机の上に置いてある出勤簿におのおのが出勤印を押す、そういうふうになっておるわけです。ところが、その出勤簿すらが事務所の通路側のカウンターの上に置いてある。その出勤簿に印を押す。時間が来れば、庶務係がそれなりの処理をする。課長自身、自分の部下が、今日出勤しているのかいないのかも知らない課もあるというふうに言われております。課員に、今日1日の重要な市の問題、あるいは連絡しておかなければならない問題等々、1日に一遍でもいい、あるいは週に一遍でもいいから、そのような課長から、あるいはまた職員のミーティングの場を持っておられる課が幾つあるだろうか。二、三の方に聞いておりましたが、全く寂しい限りであります。

そういった規律の乱れの背景もあるのか、少し言い過ぎかも知れませんが、今の職員の人たち一人一人が、自分自身の仕事にマイペースで、あるいはまた自分の与えられた仕事以外は絶対目もふれない、また難しい問題には目もふれない、こういった状況があるわけであります。少し言いかえれば、若干セクト主義的な内容にもなっておるのかなというふうに思うわけであります。そのことが、いわゆる世によく言われるたらい回し行政、あるいは市民に対する不快感につながっておるのではないかというふうに思うわけであります。このたらい回し行政の問題については、全国各都市においても、いろいろとささやかれておる問題であります。

このたらい回し行政の問題については、私自身も大きく経験をしたことがあるわけですが、その内容を少しご紹介したいと思うんです。ある地区のAさんが新築をしたい、そういうことで、設計者から建築指導課に対して建築許可の申請をしたところ、隣接する道幅が3.5m、4m以下であるということで、その申請を却下されたわけであります。そこで、そのAさんは、この際、将来展望を含めて、そういう違反行為をしてはいけない、

私が見た限りでは、若干違反行為のある姿の中で、建築指導課の指導をもう既に仰がれておる、近くに見えておる、わかっておる、けれども、ああいうことになってはいけないということで、その地主さんの隣接する地主さん5名の方に、「こういう問題があるから、将来展望を含めて、お互いに道、側溝、両側50cmずつ出して、そして4.5mの道幅にしてはどうか、しましょう」、こういうことで、いろいろそのAさんはお骨折りをいただいて、じゃ、その5人の地主さんは、「そうさせていただきます。しかし、そのことの窓口として、Aさんお願いします」。そのAさんは市役所に向いて、その旨を申し込んだ。

ところが、「いや、この問題については私の課では……」。Bの課へ行ったら、「いや、私のこの課では……」。3つの課を回ったけれども、どこも受けてくれなかった。そこで、私のところに相談があったわけでございますけれども、私は一、二日おいて、関係の課の方にお集まりいただいて、「こういう問題を今Aさんが提起をされておるけれども、じゃ、どの課からどういう順番でどう処理をされるのか、皆さんで一度討議していただきたい」ということで、その問題を投げかけたわけでありました。しかし、その6人の方は、1つの課で2人の方が出てみえましたから6人ぐらいだと思んですが、だれ一人として、「じゃ、うちの課から順番に処理しましょう」ということの口を開かれない。そこで、思い余って私は、「大変失礼であるけれども、皆さんの名前と課と役職名をこのメモに一通り書いていただけませんか」。書いていただいて、1人の方は課長補佐。で、「だれも物が言えないということであれば、課長補佐、あなたはこれだけの立場にあるんだから、じゃ、ひとつリードをとって、この問題を解決してくれませんか」、「いや、私のところでは……」ということをお互い、お互いに道路の問題についての技術論議に発展して、建築指導課は、道路幅だけで4mでよろしい。あるいは道路課は、側溝を含めて4mなければ困る。いや、それはいつどう決まったんだ、どうなったんだというこ

とで、技術論議に発展したわけでありました。そこで私は、「この場においてそういった研修の場でもないんだから、あるいはまた会議の鉄則1時間以内、こういうことから言って、これ以上皆さんを引きとめていくわけにいかないで、解散を願いたい」。

後日、B部長の方にその旨を申し上げ、そのB部長がA課長を呼ばれて、「こういう問題について、即座にあなたが一遍一通りの工程を書きなさい。そして、解決の方向に結びつけなさい」、こういうふうに指示されたわけでありました。しかし、そのA課長は、「何でわしがこんなことをやらなければならぬのかな。しかし、これは部長に言われたんだからしょうがないわな」と、こういうふうにして、いろいろと検討をしておられるやさき、三、四日後に、その3.5mの道の幅なりそのまま、道路課はずばときれいに舗装してしまったわけです。

そこで、Aさん以外の5人の地主さんは、「市役所がどう言われようと、もうこんなにきれいに市役所が舗装して、いい道にもらったんだから、一々もう50cm出そうとか、いろんなことはもう結構だ、よろしいじゃないか」というようなことの議論の中で、すべてがご破算になってしまった。そのAさんは、非常に大きい怒りの中で、「市役所といったところは一体何を考えておるんだ、どういうコミュニケーションをしておるんだ。今後もし市役所のリーダーシップの中でこういう問題が出てきても、一切私は協力しない。今回私はこの土地に新しい家を建てようとしたけれども、しかし、もう今回はあきらめる。Bの土地に移る」という大きな怒りが渦巻いたわけでありました。

こういった問題等々を含めて、いま一步職員教育の1からやはりやり直していただかなければならないのではないか。ひいては、加藤市長の大きな、厳しい評価にもつながっていくのではないかというふうに思うわけですが、先ほども申し上げましたように、職員教育の問題についても、市長の重要政策の課題の一つとして、これから重要視していただきたい。

加藤市長、このことについて一言見解なり決意なり、方法があればお伺いをしたい。この問題について、加藤市長からご答弁をお願いしたい、このように思います。

2日目には、本会議における理事者の答弁の重要性であります。私たち議員が本会議において、市民の代表として、あるいは市民各層のいろいろな意見を集約し、また私たち自身が市政発展に向かってのいろいろな研さん事項をこの本会議において、行政執行者である理事者の皆さんにいろいろ質問もし、考えを伺うわけではありますが、その理事者の皆さんの答弁は非常に重いものであります。その答弁に対する市民の皆さんの期待、あるいは希望というものも大きいわけであります。しかし、その答弁の後、その内容についてのフォローの体制というものがどうなっているのか。理事者の皆さんをはじめ各職員の皆さんが、どれほどその重さを感じておられるかということでもあります。これも少し言い過ぎかわかりませんが、若干セレモニー化しておるのではないかというふうにさえ私は感じられるわけではありますが、この本会議の終了後、各関係部局において、あるいはまた総務部を中心として、質問の内容をよく研さんし、そして具体的に実行計画として取り上げていくもの、中期計画あるいは長期計画、将来展望として研究していかなければならない問題等々の分類、仕分けする中で、各部局において個々の職員にどう徹底されていくのかということでもあります。残念ながら、私には十分だというふうに感じないわけであります。そういったフォローの体制の充実に対して、市長、あるいはまた助役でも結構ですが、今後こういった問題についてどのようにされていこうとするのか、伺いたい。

既に私も、この壇上において六、七回の一般質問をさせていただいておりますが、その中で、若干時間の関係もありますので、二、三点に絞って、私が今までに質問した内容で、今日までどのような研修をされたのか、あるいは検討をされたのか。当時の部長から新しい部長にもかわっておられ

るといふふうに思う内容もありますが、二、三点聞いてまいりたい、このように思います。

まず最初に、地域コミュニティの単位の問題についてであります。この問題については、具体的には1学区、1行政区、1自治会区、こういった1つの単位コミュニティの中で、いろいろ地域とのコミュニケーションを図っておるわけですが、いわゆる大谷台小学校区については、3行政区にまたがっておる。そういった姿の中で、自治会費も二重払いをしておる状況がある。こういった問題について、詳しくいろいろ住民の声なり具体的な数字をもって理事者の皆さんにお伺いしたわけではありますが、当時の部長は、今度こちらの方に座られたと思うんですが、宮田次長はこっちでしたんですが、そのときの答弁として、いま一度双方の地区市民センターを通じて、校区連絡協議会、あるいは連合自治会等々に働きかけてみたい、このように答弁をされたと思うんですが、その後、坂部ヶ丘団地においても、住宅開発の行為が今うわさをされつつあるわけですが、そういった中で、地域と地域とのほざまの中で、いま少し考えられておるような人たちが、じゃ、これからどう行政区にかかわっていくのか、入るのか、自治会はどうなるのか、若干心配論もあるわけですが、これは今日答弁をいただかなくても、後ほどその坂部ヶ丘団地の開発行為があるといえば、大体どこだということがわかられると思うんですが、そういったところの自治会区がどうなっていくのか、少し研究をしていただきたい、このように思うわけであります。

2日目には、中小企業のいわゆる円高不況に対する問題について、いわゆるあの円高不況が来たときに、緊急融資利子補給金の交付要綱問題について、いろいろな角度から理事者の皆さんに、市としてこの中小企業の救済問題についてどうしていくのか、いろいろ多角的にご質問を申し上げたわけではありますが、そのときに、やはり中小企業の皆さんが、市役所の商工部の商工課にお見えになって、商工課の中に中小企業診断士もお見えに

なる。その診断士の方にいろいろ相談に来るのは知っておるけれども、なかなか市役所へは来るのも難しい、そういう声もあるので、少し気軽に来れるような方向として、萬古陶磁器工業協同組合のあの事務所の中に、週に1遍でよろしいから、そういう中小企業診断士の方を時間的に張りつけて、そしてPRをして、転職したい人、あるいは融資を受けたい人、その融資がどういふ方向のどういった内容があるのか、いろいろ相談をしてやっていただきたいということで、お願いもし、いろいろの考え方を聞かせていただいたわけですが、そのときの答弁として、なるほどそういった問題もあるなら、週に1遍ぐらい萬古陶磁器工業協同組合の事務所の中に相談コーナーを設けてやってみたい、こういうふうに言われておったわけです。

私も先日、ある萬古業者の皆さんのところを少しのぞいてみたら、「谷口さん、もうどうしても今この円高の内容で利益確保をしていくためには、何とんでも、やはり中の生産性を改善していかなければどうにもならぬ。その生産性を改善していくためには、中のレイアウトなり工程なり、ああいう問題についてどう改善していったらいいのか……」。会長がおやじさん、社長が息子さんですが、「会長ともども一生懸命考えておるんだけど、なかなかいい案がないけれども、谷口さん、いい方向はないだろうか」。私もかつて企業で、いわゆる生産技術、見積り、こういった問題を10年ほどやっておりましたものですから、そういった工程管理について、僭越ながら一度診断させてもらおうということで、その中を見せていただいたわけでありまして、それなりにアドバイスもさせていただいたわけですが、「それ以上のことについては、こういったところで相談コーナーもあるし、また県の施設の中に、中小企業診断士の個々の専門分野がおられると思うので、そこへ行って、いま一步深く診断してもらったらどうですか」、こういうことを申し上げたんですが、その後聞いてみたら、その萬古陶磁器工業協同組合の中に相談コーナーというのは、今としては全

くない。どのぐらいまでやられておったのかどうか分かりませんが、その後どのような形が変わっていったのか、その辺について少しお聞かせ願いたい、このように思います。

3つ目には、納税貯蓄組合の問題ですが、納税貯蓄組合の現在の不合理性の問題、この問題等についても、納税奨励金の交付状況の問題、これ等についても、詳しくいろいろの数字をもって、あるいはまた現状の姿をもって財政部長にいろいろ伺ったところでありますが、この問題については、財政部長も「もう谷口、おまえもちょっとくどいやろう」というふうに言われるかわからぬぐらい、私もこの問題については、少し物を申してきたわけでありまして。というのは、この職員の中にも、いまだにしてこの納税貯蓄組合の昭和26年にできた納税貯蓄組合法の制定以降今日まで、いろんな変遷の中で、今は全くいろんな形で不合理性を持ってきておる。考えてもらいたい。職員すらがそういうことを言っておられるわけなんです。ですから私は、この問題について、少しくどいようでありますけれども、再度その後部長としていろいろ調査をしたい、こういうふうに言われておったんですが、今日までどのような調査をされたのか、あるいはこれからどのようにされていこうとされるのか、少し伺ってみたい、このように思います。

4つ目については、この問題については、これはもう理事者の皆さんに、大変ご苦労さまでしたと、敬意を表し、お礼を申し上げるとともに、いま一步個々の問題についてお示しを願えたらなということで質問するわけですが、垂坂公園の事業化についてであります。この問題については、地区ともども、また森安吉議員、あるいはまた小井議員ともども、この垂坂公園の事業化について強く要請をしてきたところでありますが、今回この63年度予算設定の中で、特別会計として若干の予算設定をされるということが、この8日の市長の提案説明の中にもあったわけでありまして、具体的にこの63年度、あるいは64年度の垂坂公園に対する予算設定の規模、

あるいはまた開発をされようとする規模、この問題について、いま一歩わかっておればお示しを願いたい、このように考えております。

いずれにいたしましても、前段の問題も含めて、個々の問題についてお伺いをしたい、このように思います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（後藤長六君） この際、理事者の方に申し上げておきます。

答弁は簡潔にお願いをいたしたいと思えます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 私から、具体的な答弁は差し控えていただきまして、大枠についてお答えをさせていただきます。

まず、職員の教育ということでございますけれども、今日社会情勢、大変複雑になっておりまして、職員に、あるいは市役所というものに求められます市民のご要請、あるいは市役所のそれに対する対応の仕方等につきましても、大変複雑になっておりまして、そういった意味で、職員の資質、これは日常業務の処理能力ばかりでなしに、政策形成といったものに至るまで、幅広い資質というものが備わっていないなければならないというふうに思っておりますし、基本的には、市の職員としてもモラルが一番大切ではないかというふうに私は思っております。行政能力、あるいは事務処理能力といったものに対する教育というものは、それなりに私自身はそれぞれやっておるわけでございますけれども、モラルの教育ということが一番難しいと思っております、そういった面に特に今後力を入れてまいりたいというふうに思っております次第でございます。

次に、本会議におきます理事者の答弁でありますけれども、この点につきましては、私は、本会議で答弁をしたことにつきましては、責任を持って理事者が対応すべきであるというふうに思っております、議会が終わりました後、委員会でのご議論もありますので、そういった面を全部集約

するために、部長会議をやりまして、一応それぞれの問題処理の方向というものは決めておるつもりでございます。答弁にいたしましても、意思の統一、あるいはそれぞれの案件の回答の中での不整合性が出ないようにということで、部局間の連絡調整を十分やって答弁をいたしておるつもりでございますけれども、その後の対応の仕方につきましても、今申し上げましたように、議会終了後直ちに部長会議を行ってやっておるということになっております。ただ、その確認が果たして十分であったかどうかということについては、私自身も反省が持たれるところでございます。

以上私から、漏れたところにつきましては、具体的にはそれぞれ担当部の方からお答えをさせていただきます。

○議長（後藤長六君） 総務部長。

〔総務部長（田中 賢君）登壇〕

○総務部長（田中 賢君） 職員の研修につきまして、大変厳しいご指摘をちょうだいいたしました。従来の研修は、ややもしますと実務的な研修が中心で進めておられたような嫌いがあるわけでございます。先ほど市長からご答弁を申し上げましたとおり、今後は特にモラルの面における研修ということでございますが、最近とみに公務員の対応の悪さというものが指摘をされておまして、従来からも、一般の研修、いわゆる階層別研修とか、あるいは窓口の専門研修とかあるわけでございますが、その中におきまして接遇を取り上げてやってまいったわけでございますが、残念ながらいまだにご指摘のような遺憾なことがあるということでございまして、したがって今年度の職員研修の一つの重点施策といたしまして、接遇向上を取り入れまして、対応しておるところでございます。まだ半年ぐらいしかたっていないわけでございますが、一般職員を集めまして云々するよりも、まず管理監督にある人たち、この人たちから根本的に意識の改革を図っていかねばならない、そういうことで先般、いわゆる部課長を対象にいたしまして研修をしたわけでございます。

それからもう1点は、職場でのそれぞれ若い中堅の職員の方々、これは職場研修をやっておるわけでございますが、各職場でそれぞれその職場に合った研修をやっていただく担当者を指名しておりますが、この方々たちに集まっておきまして、それぞれの職場で、市民の方々に対する対応で問題を起こしている事例を取り上げまして、その原因を一つ一つ解析していこうということで、現在それを分析中でございます。今後その問題点一つ一つを調べまして、それぞれの職場での研修の中でその結果を生かしていくような改善手法というものをつくっていききたいと、このように考えております。

それから、一番市民の方々からご批判をいただきますのは、ご指摘がありましたたらい回しの問題でございます。これは、昔からある問題でございますし、どの公共団体でも指摘されておる問題でございますが、要はその根本は、それぞれの職員の責任感であろうと思います。うちの職員につきましても、それぞれの担当職務につきましても、非常に強い責任感を持ってやっておられるというふうに私は認識をしておりますが、やはりそれが非常に狭い、自分の担当部分だけでの責任感に終わっているのではなからうか。ご指摘のありました幾つかの部課にまたがる問題等につきましても、どうしても狭い視野での考え方で対応していきますと、たらい回しということが起こってくるわけでございます。これは、市民の側から見れば非常に不満なことではございまして、やはり職員は、もっと広い視野で、市役所全体という立場で市民に接していただきたい。このことが非常に重要ではなからうかというふうに思っております。ややもすると、そういう考え方が従来余り協議されなかった。今後あらゆる機会をとらえまして、そういうような指導をしていかなければいけない、このように考えております。要は、職員研修というのは、理屈だけではないように思います。身につくような研修というんでしょうか、繰り返す訓練というものが必要であるというふうに私は思っております。

それで、ご指摘もございました出勤簿の件もそうでございますが、規律と接遇というものを、どのようにこれから具体的に身につく方法で繰り返し行っていったらいいだろうか。一つの方法としまして、今ミーティングというお話がございましたが、民間でよく行われております朝礼的なものも考えまして、それぞれの職場で日常的に接遇なり、あるいは規律なりがきちっと行われる、そういう習慣をつくっていくことなども研究をしてみたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（後藤長六君） 市民部長。

〔市民部長（藤田高司君）登壇〕

○市民部長（藤田高司君） 地域づくりに関連いたしまして、行政区画が複合するコミュニティの単位としての大谷台小学校区の問題をご指摘いただいておりますが、地区市民センターの全体の問題といたしましての論議からご説明をさせていただきたいと思っております。

窓口業務等につきましては、従来から進めております住民情報オンラインシステムの導入によりまして、住民票や印鑑証明などがどこの地区市民センターでも受け取れるようになったのは、ご承知のとおりでございます。本年8月からは税の諸証明も加わりまして、住民サービスの範囲の拡大に努めておる次第でございます。

地域社会づくりの面におきましては、より一層の推進を図るため、本年度地区市民センターの職員体制を見直し、その中で、地域社会づくりを担当する地域主任と、社会教育、地域社会づくり推進員を全センターに配置いたしました。さらには、地区の規模に応じまして、担当職員を一、二名配置し、要員の強化を図ったところでございます。

お話のあった大谷台小学校区のような特殊な場合、地域住民の方々と市民センターとのかわりが問題になってくるわけでございますが、それぞれ3つの地区市民センターが十分連携を取りながら、基本的にはどこの地区市民センターでも受講なりサークル活動、さらには相談であるとか指導

についても対応できるようにしておるところでございます。しかし、現実的には各センターの間の連携や、地区住民や団体の方との連絡などについては、中心的役割を果たします責任を持つ地区市民センターが必要と考えまして、校区人口の過半数を占めております三重地区市民センターが受け持つことになっております。したがって、地区市民センターには、これらの諸条件を踏まえ、この4月、地域社会づくりを専任する担当者として、地域主任以下4名と、センター中最大の人員を配置しておるわけでございます。

また、大谷台小学校区の地域活動の拠点となります施設につきましては、既に60年度に小学校に会議室を増設いたしまして、そこで実施される諸活動には地区市民センターから担当の職員が外向いて、お手伝いをさせていただいておるところでございます。現在の大谷台小学校区を中心にした住民活動の状況は、校区自治会連絡協議会、校区青少年補導委員会、校区社会福祉協議会といった校区組織が結成されておりまして、その小学校を拠点として活動されており、これらの会合や活動には、他の校区と同じように各地区市民センターの館長や職員が出席、参加させていただいております。

お話のございましたように、市といたしましても、その3つの地区市民センターにまたがることによって、地区住民の方が不都合を生じないよう、これまでも十分配慮をしてみたいところでございますが、具体的な個々の問題に応じ、今後とも十分対処してまいりたいと存じます。

なお、住民の方には、まだそういった行政区の分割の問題については、お話しは出ておりませんが、現在それぞれの館長で会合を持ちまして、そういった問題についても討議をしておるところでございますので、ご了解をいただきたいと思っております。

○議長（後藤長六君） 商工部長。

〔商工部長（荒木道也君）登壇〕

○商工部長（荒木道也君） 60年の12月議会で、円高による地場産業の対策についてご指摘がございました。萬古業者への経営相談につきましては、円高に関する相談が殺到いたしました昭和60年末から61年春までに、週1回、計12回ほど、萬古工業会館で窓口を開催いたしまして、萬古関係の円高融資申し込み件数の、これが236件ございました。そのうちの約3分の1をこの萬古工業会館の中で取り扱いをいたしました。したがって、大半の事業者の相談受け付け終了に伴いまして、本課での常設相談に切りかえたところでございます。

しかし、業界には、絶えず他の業者を意識いたしますと申すか、例えば経営状態が好ましくないということが起こりますと、これがロコミによってメーカーからの納品がとまってしまうというような状態がございます。したがって、在庫がなくなって経営ができなくなると、このような状態になって倒産したと、こういった事例もございます。最近では、直接融資の相談に向いてこられる方が非常に多くございます。したがって、今後は、関係する組合等とも十分話し合いまして、必要に応じまして経営相談等に向いてやることについては考えてまいりたいというふうに考えております。

なお、本年から新たに、「地場産みえ」におきましても、経営・金融相談等を月2回開催しておるところでございます。

また、商工課におきます相談事業につきましては、ついでによって仕切っておりますが、まず本課にお越しいただきます相談につきましては、気軽に相談に来られるように配慮しておりまして、プライバシーを守る必要があるときにつきましては、会議室とか部長室を極力活用いただくよう努めておるところでございます。相談者のプライバシーを保護するためには、現状としては完全とは言えませんので、商工課に相談コーナーを確保したい、こういうふうに考えております。

○議長（後藤長六君） 財政部長。

〔財政部長（鈴木一美君）登壇〕

○財政部長（鈴木一美君） 納税貯蓄組合に関連をいたしましてご答弁をさせていただきます。

確かに今ご指摘のように、昭和60年9月の議会で一般質問の中でお取り上げをちょうだいいたしました。早速に私の方、問題意識を高めまして、同年秋以降、543ございました組合から各組合員名簿を再度徴収いたしまして、その活動実態等もつぶさに検討したわけでございます。その結果、543ございましたものを、休眠的な組合についてはその際活動がないということで、389組合という形に減らさせていただいております。その後、これらの組合におきます会員数は、減らしました際には1万8,900人程度でございますものが、その組合の中では、現状ではその後1万9,700人と、若干ではございますが、組合員数としては増加をさせていただいております。

またもう1点、奨励金につきまして、この率をそのままということにつきましても問題があらうかということで、その当時、90%以上の納付率を擁するところにつきまして、100分の1.6という基準でございましたのを、61年の4月から100分の1.4に引き下げをいたしました。また、100%納付の組合に対しまして、100分の2.4であったものを100分の2.0というふうに、納税額の増高に伴います事務経費に充てるその比率に見合っただけで交付基準も見直しをさせていただいたわけでございます。

ただ、先ほどご発言の中に、不合理性という問題をご指摘いただきました。私どもも、現状におきます他の納税方法との間において、多少の不合理性は出てきておるとい認識は持っております。ただ、納税貯蓄組合制度を廃止されました26年、27年当時の経緯、それから経過、現状、今後の納付方法のあり方等を一連のものとして考えました場合、早急にこれを廃止するという結論づけるまでには至っておりません。したがって、今後ともこれら実態を見ながら、十分に実効ある組合として運営をし

ていただくように働きかけをしまいたいと考えております。

○議長（後藤長六君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（前川鉦一君）登壇〕

○都市計画部長（前川鉦一君） 垂坂公園の整備につきましてご答弁申し上げます。

垂坂公園は、ご承知のように、昭和44年に都市計画公園として都市計画決定がなされておるわけでございますが、今日まで未整備といった状況にあるわけでございます。この垂坂公園は、公園の中でも特に規模の大きい総合公園でございまして、現行の補助制度のもとでは、補助率とか財源面での制約もございまして、整備には相当長期間を要するといったことから、整備手法につきまして種々検討いたしてまいったところでございますが、このたび、防災機能を持った公園として、国の採択基準にも適合し、都市開発資金の貸し付けによる用地の先行買収が認められましたため、今回事業着手の運びとなったものでございます。

公園の整備計画につきましては、本年度から2カ年の予定で用地買収を行い、その後引き続き、国の補助事業によりまして、5年から6年ぐらいの計画で公園施設の整備を行ってまいりたいというふうに考えておるわけでございます。垂坂公園は、全体が39.7haと、非常に広大な公園でもございますので、今回整備を行ってまいります区域は、公園利用の効率的な面から考えまして、用地確保の見通しも明るく、修景的にもすぐれた、幹線道路沿いの中心部約4.4haを考えておるわけでございます。羽津、大矢知地区をはじめ地元関係者の皆様方には、今後用地買収につきましてご協力をお願いするわけでございますが、どうかこの事業の推進につきまして格別のご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

予算規模でございますが、今回は都市開発資金ということで、用地の先行取得ということでございますが、今申し上げました4.4haの全体的な事業規模といたしましては、まだ国の承認もちょうだいしてはおりませんが、

およそ10億円から12億円程度ということでございますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（後藤長六君） 谷口廣陸君。

〔谷口廣陸君登壇〕

○谷口廣陸君 おのおのの答弁まことにありがとうございました。

特に垂坂公園の問題については、これまでの理事者のご苦勞に対して、重ねてお礼を申し上げておきたいと、このように思います。

また、くどいようですが、職員教育の問題については、加藤市長も4選目を迎えようとする中で、ひとつ大きな重要政策の課題として取り上げていただきたいなど、このように考えております。

また、これから市長も大変多忙な時期が到来してくるわけでございまして、非常に難しい内容だと思わんですが、これをひとつ大きく補佐する立場で、今市民の皆さんからも、加藤市長の補佐役として大きく期待をされておる、また打てばすぐ響くとも言われておる片岡助役からも、一言この教育問題についてどう指導されていくのか、ちょっとコメントをいただければありがたいなど、このように思います

いずれにいたしましても、時間がございませんので、余り多くは語りませんが、いわゆる四日市の市民の個々の問題について本当に、表現は少しオーバーな表現になるかわかりませんが、小指の痛さを全身で受けとめるというような気配り行政が欲しいものだ、そういうふうなことに変わっていくのではないかなど、このように考えております。若干の要望も含めて、私の質問を終わります。

最後に、片岡助役から一言いただければ幸いです。

○議長（後藤長六君） 片岡助役。

〔助役（片岡一三君）登壇〕

○助役（片岡一三君） 職員教育につきましては、厳しいご指摘、ご意見をちょうだいしたところでございますが、よく「事業は人なり」と言われ

ますが、「行政も人なり」でございます。今後、ご指摘のようなことのないように、職員に対する資質向上、さらには公務員としての自覚を促していきたいというふうに考えておりますので、今後ともご指導をいただきたいと思っております。

○議長（後藤長六君） 暫時、休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前11時8分再開

○議長（後藤長六君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

水野幹郎君。

〔水野幹郎君登壇〕

○水野幹郎君 先ほど来傍聴者が大変多くて張り切っておりましたんですが、いささ寂しい限りでございます。

それでは、通告に従いまして質問させていただくわけではありますが、大変申しわけございませんが、一番最後になっております基本構想についてを先にさせていただきます、それ以後、順次追って質問をさせていただきたいと、かように変更させていただきますので、お断りを申し上げたいと思っております。

加藤市長は、4選目に向けて並み並みならぬ決意のもとに基本構想を作成されました。この内容にも、21世紀を展望して、活力ある、そして熟成社会への視点から、適切な配置をされていることを高く評価したいと思っております。同時に、国際化、高度情報化を問いつつ、四日市をより快適で潤いのある生活を営める住みよい活力のある都市として、また豊かな文化を創造する都市として築き上げられておりますことに大変興味を持つとともに、敬意をあらわすわけであります。この目標達成のために、ぜひとも主要施策が確実に実の上がるための現実路線、そしてさらには長期路線等を明確にして、基本計画の作成に臨んでいただきたいことを、強くお願

いを申し上げる次第でございます。

そんな観点から、以下質問をさせていただきたいと思えます。

初めに、福祉施策についてであります。

厚生省が発表いたしました61年度我が国の平均寿命は、男性が75.23歳、女性が80.93歳と、今や世界有数の長寿国となり、かつての人生50年時代から人生80年時代と呼ばれる長寿社会へと入りつつあるわけでありまして。また、人口構造の高齢化は今後も進むことが確実に予測されており、95年ごろには高齢人口の伸びが著しいと推測されておるわけでありまして。このことは、寝たきり老人あるいはまた介護者が増加する可能性が大変大きな問題となるわけでありまして。

一方、世帯構造の変化を見てまいりますと、高齢者世帯が増加しており、中でもひとり暮らしの世帯、あるいはまた2人暮らしの世帯が増加しております。また家族介護者の高齢化も進みつつあります。扶養意識の変化と相まって、家族の介護能力が低下している可能性が高くなることも指摘をされているところであります。

以上の状況の中で、高齢者を中心とした福祉ニーズが増大かつ多様化していくと考えられるわけでありまして。当市におきましても、62年10月現在で、65歳以上の人口は2万6,659人と伺っております。老人人口の比率は9.9%を示し、着実に高齢化社会が進む中で、高齢者がより健康で生きがいのある生活ができるような、さらには社会参加の促進と福祉サービスの充実が早急に望まれるゆえんでございます。

以上の観点から、次の3つについて伺いをいたしたいと思えます。

まず初めに、社会福祉士と介護福祉士の資格制度が、今年4月1日より全面施行されました。その背景には、世界に類を見ない高齢化社会の到来と核家族化に見られる家族の扶養意識の低下が懸念される中で、今後急増が予想される要介護老人等の相談、援助、介護ニーズに対する緊急の対応が必要となった理由であります。今後、公的な養成機関を早急につくって

いただきたいわけでありまして、市民ニーズにこたえるためのいろいろな問題があろうかと思えます。そこで、私は、民間活力を利用して、一日も早く社会福祉士、介護福祉士の養成所を開設することが急務と訴えたいわけでありまして。

2点目は、要保護老人対策の充実についてであります。

老人施設に対する、多様化するニーズに対応するために、老人保健施設施策、よく言われます中間施設でございますが、この手当を、ぜひともひとつ早急に計画を立てていただきたいと思うわけでありまして。でき得れば全市に3カ所ぐらいの配分をしていただければ、大変ありがたいと思っております。あわせてヘルパーの増員、短期保護、ディサービス等の人的な面での拡充を早急に計画をしていただくよう強く要請いたす次第でございます。

第3点目は、総合福祉ビジョンの確立であります。

ぬくもりを感じる福祉都市の建設は、おのおの市町村の重要施策と位置づけられております。あわせて総合福祉ビジョンの再構築が何かと話題になっている昨今でございます。当市につきましても、高齢化対策懇話会におきまして、高齢化対応の将来指針が集約をされたと同っております。ぜひともこの指針に基づきまして、中期指針の具体化を急いでいただくと同時に、本市にふさわしい総合福祉ビジョンの確立を強く望みたいわけでありまして。

以上の3点につき、ご所見をお伺いいたしたいと思えます。

次は、文化行政について伺いをいたします。

国民の90%が中流意識を持つ現在、日本において高い生活水準を基盤として、物質的な充足のみに飽き足らず、一層個性化と多様化を求める方向で、積極的にみずからが主張し、自己表現を図ろうとする意欲が盛んになっております。失われかけた人間性を回復し、心の豊かさを求め、さらには積極的に自己実現を図ろうとする意欲は、文化への強い志向となってあ

らわれております。文化の時代と言われ、今日の状況を生み出している背景にあると思います。一方、一層多様で個性的な文化をより高い水準で、より広範囲に、またより身近に求めようとする気運がかつてないほど高まっているわけであり、この辺が市民要求としてたくさん文化に対する要望が出てまいる背景だと思えます。

文化に関する行政への市民の要求を1つにまとめ、文化行政として発展させるためには、文化室を市長部局に設置することをかねがね主張してまいりました。先般、室蘭市を視察いたしました。便所の話で大変申しわけないですが、公衆便所が、今「トイレ文化」という言葉が大変流行しておりましたが、目の当たりに見て、なるほどなと、文化もこんな形になってきたかなということを感じたわけではありますが、室蘭市におきましては、市の若い職員が公衆便所をすばらしいものにしようと、随分お金をかけたわけであります。それもその職員たちがおのおの設計をして、一番いいものを採用してつくったとっております。これもまた文化の大きなあらわれではないかと思っております。したがって、いわゆる文化室を市長部局に設置することをかねがね要求しておりますので、この辺もご配慮をいただきたいと思えます。

文化は、教育的なものではなく、むしろ文化と教育は相反するものだと私は考えております。教育は仕込みであります。文化は発散であります。「教育榮えて文化滅びる」という言葉があるように、あらゆる文化施設は、学習の場であっても、教育の場ではないはずであります。楽しく生きる能力を養う場所であり、それが文化施設であると考えております。食うや食わずの時代ならともかく、腹の足しとか、あるいはまた体の足しといった時代を経て、心の足しを求める時代に入ってくると思えます。満ち足りた市民の生活現象として、エネルギーの放出の場が必要になってきているわけであります。したがって、教育原理を持ち込めば持ち込むほど、文化施設はだめになるとも指摘をされているところでもあります。市民の自主的な

学習意欲に沿って、あるいは意欲をかき立てる場所であるべきだと考えております。一般に言われておりますことは、教育者は決まって人に教えたがるとも言われております。押しつけがましい拘束性のない土壌が文化行政には必要であると考えます。教育委員会と文化行政の直接の関係を絶ち、市長部局直属の必要を説く理由でございます。さらに、文化行政の具体化のための道しるべを明確にさせていただきたいと思えます。文化行政にかかわる諸事業の拡充と事業費の大幅計上を強く望むものであります。ご所見をお伺いいたしたいと思えます。

次は、第5次基本計画の策定に向けて、私ども会派、新風クラブといたしまして、4点を要望させていただきたいと思えます。

道路網整備への視点をより明確にし、年次整備計画を確立していただきたい。

2番目に、同意行政そのものを基本的に問い直す。これを通じて遵守される行政指導路線を明確に打ち出させていただきたいと思えます。

3番目に、北勢圏形成につながる広域行政施策の明確化を図っていただきたいと思えます。

もう1点は、鈴鹿山麓研究学園都市構想具現へ、官民一体の体制整備を整えていただきたい。

以上、この4点は要望にとどめたいと思えます。

次は、博物館についてお尋ねをいたしたいと思えます。

博物館については、議会でもこれまでに何度か議論され、私も61年12月議会で質問をさせていただきました。市では、博物館のいろんな調査をされていることですが、こうした文化施設の充実にご努力いただいておりますことに敬意を表したいと思えます。

同時にまた、文化施設、特に博物館は、「博物館行き」という言葉もよくかわれます。また一般的には「役に立たない」という代名詞ともされております。ぜいたくなものの代名詞でもあるわけでもあります。果たし

てそうでありましょうか。私は、もう都市施設の一つとしてなくてはならないものに現在はなってきたのではないかと思うわけであります。

時代が大きく変化をし、すなわち世界のGNPのほぼ1割に達する経済大国となった我が国におきましては、多様な面にわたる国際的な交流が、国のレベル、あるいはまた地方のレベル、または個人のレベルにあっても積極的に展開されているのは、ご承知のとおりであります。文化交流の必要性はますます増大しつつあります。さらには、経済的繁栄を実現した我が国の文化と歴史に対して、世界の多くの国の方々がこれまでもない強い関心を払われていることであります。今日、政治にも、経済にも、相互依存の関係がますます強くなってきている国際社会の状況から、21世紀に向けて文化が非常に大きなウエートを占めると言われております。その中でもそのかぎを握るのが博物館と聞いております。

最近、大変興味のある本を読む機会がありました。「文化経済学事始め」という本でございます。国の特殊法人総合研究開発機構の編集によりまして、大阪の万博跡地にある国立民族学博物館ができて、この博物館が立地の都市にどれくらいの経済効果を与えているかという内容でございます。文化と経済は相反するものであるというこれまでの意識を覆すような内容のものでございました。大変意を強くしたわけであります。

確かにこうした施設は、かなりのお金がかかることも事実であります。その都市の活性化に大変な貢献をしているとの結果であります。本市の場合、工業高校跡地に建設されることが、利便性などを考えますと、最も場所的に最適の場所だと考えているわけであります。ただその博物館の内容と申しますか、どういった性格の博物館なのか、あれもこれもその中に入れたらというような意見もあるようではございますが、やはり現在の時点で、過去を見詰め、そして未来につながっていくという博物館本来の目的からしますと、私はやはり人文系を主体とした、きちんとした一本の性格の立派な博物館をつくっていただきたいと要望するわけであります。この

点について、どうぞお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

そして、もう1点は、文化行政のソフトウェア、いわゆる人の問題であります。ハードウェアができて、さて人探しでは、手おくれであります。ハードづくりの前にまずソフトを詰める必要があります。かりそめにも館長職を職員人事のネットワークに組み込み、そのために古手の何の考え方も持たない人が就任する隠居の格好のポストになってしまうようなことが、他府県におきましても失敗の大きな原因になっておるとも聞かされております。だれかれにできる仕事ではありません。ハードづくりを含め、文化は工夫の体系であるはずであります。まずすぐれた人材の発掘と、極めて専門的な職種なので、それなりの処遇をすべきだと思います。例えば大学教授に匹敵すると、こんな考え方もあろうかと思っております。ご意見をお聞かせいただきたいと思っております。

次に、教育・視聴覚センターについてお伺いをいたします。

同センターにつきましては、議会でも議論され、先進地の視察や研究が盛んになされました。私も昭和56年12月議会で質問をさせていただき、同センターの建設を強く要請したところであります。市長は、常々言われておみえになりますように、「人間性豊かな児童・生徒の育成のために、学校においては教師が教育者としての自覚と誇りを持ち、使命感に燃えて、一人一人の児童・生徒の充実した学校生活の実現に努め、また家庭においては、親は親としての責任と権限を持って子供を養育し、しかも学校、家庭及び地域社会一体となって、青少年の健全な育成に努力しなければならない」と表明されております。この強い信念に基づきまして、63年3月議会において、教育・視聴覚センターの建設着工の決定をいただいたわけであります。このことは市民にとっても、市長が教育に並み並みならぬご努力をいただいていると感じたことと思っております。改めて感謝を申し上げたいと思っております。

そこで、今日の科学技術の進歩と経済の発展によりまして価値観が多様

化している中で、物質中心とした市民の生活に精神的な価値観を尊重する生活意識を強力に導入しない限り、現在の青少年の健全育成は期待できないとよく言われております。充実した計画と組織化された研修の機会が用意され、それに多くの人たちが熱心に参加するならば、一人の大人の物の考え方、行動の仕方を改め、正しい方向へと進むことができると思います。必ず十分な成果が期待をされるかと思えます。そういう意味におきましては、センターの一日も早い建設を望むわけであります。建物は、64年に完成と伺っておりますが、少し内容についてお伺いをいたしたいと思えます。

教育委員会では、このセンターの目的の中に、「新しい視聴覚センターにおいては、21世紀における生涯学習社会を展望し、学校及び家庭、地域社会における教育課題の解決のために研究・研修を一層充実する。そのためにコンピュータをはじめとするニューメディアを備え、教育方法の改善、充実を図るとともに、学習情報センターとして役割を果たす」と表明されております。北勢地域の中核都市として、また広域行政の一環として、ぜひそういうところも利用していただけるなら、充実した最新の設備を誇る内容を特に期待するところであります。したがって、中身は大変難しゅうございますので、他市の例を引いてご説明いただきたいわけですが、現段階でどの都市の教育センターの設備を参考にしておみえになるのか、あるいは目標にしておみえになるのかをお聞かせいただきたいと思えます。

また、コンピュータなど技術革新の大変激しい機器につきましては、リースもお考えになっておみえになるのか、あわせてお願いを申し上げる次第であります。

次に、施設の運用についてであります。ニューメディアだけに、これを十分に活用することができる優秀なスタッフは、今から教育をしていかなければならないと思えますが、この辺についてお聞かせをいただきたいと思えます。

次は、通告の順に従いまして、三重造船と富双町の活性化についてであります。

三重造船問題は、議会でもよく取りざたされてまいりました。市長も以前の議会におきまして、「この地域に民活を導入し、あるいはまた第三セクターでも考えていきたい」というお話をちょうだいしたかと記憶しておりますが、富田・富洲原地区の議員にとりましては、この地域の活性化の大きな一つの起爆剤と考えているわけであります。実情を申しますと、20坪、30坪の地所しか持たないところの密集した町があるわけであります。これを自分の力でどうしていいのかさっぱりわからない。手法がないというのが、この町の人たちではないかと思うわけであります。そんなときに周りが近代化し、あるいはまた発展をしていく。その中から自分たちもどうかしなければならぬという意欲がわいてくると思うわけであります。

再開発の実がその辺からよく上がっていくのではないかと考え、関心を持っておりましたのですが、先般の新聞紙上で発表されました三重県と津市が行います伊勢湾の人口島造成とか、タワーやマリーナをつくるというような「津市にえざき・なぎさまちプラン」、こういうものが発表されて、愕然としたわけであります。この富田・富洲原の土地は、四日市港管理組合の問題もありまして、今まで余り遠慮して発言をしなかったわけで、質問をしなかったわけでありましたが、三重県がそういう形で打ち出した以上、その出先にも等しい四日市港管理組合がこの問題を解決してくれると待っているわけにはいかないわけであります。どうか市独自でこの地域の活性化に向けて、プロジェクトをつかって、ひとつ立案をしていただきたい。計画をしていただきたい。このことを強くお願い申し上げます。

次には、行政改革の推進と生活環境公社についてであります。

行政改革は、常々私は尿処理、あるいはまた学校給食、ごみ処理、こんなところの民活について何度も皆さんのお耳を煩わしたわけであります。

余り取り上げたくないと思っておりましたが、最近の経済情勢の中で、市の職員の方々がともすれば行政改革を見逃すと申しますか、後送りにするような考え方が出ていることが多々気につくわけでありまして、先ほど私どもの会派の谷口議員が質問いたしましたように、職員の研修、これに一層はずみをつけていただきたいし、あるいはまた今まで行政改革を進めていただいておりますそのことをさらに一層強力に推し進めていただきたいことを願うわけでありまして、特に、行政改革に関し、私ども指摘をいたしますのは、コスト論であります。この辺も十分にご推察いただきたいと思っております。

さらに、生活環境公社についてであります。もう2年少したとうと思っております。今日までの生活環境公社の推移と今後の見通し、この辺についてお聞かせをいただきたいわけでありまして。

私ども民間におきましては、こういう関連会社と申しますか、子会社ができただけの場合に、即経営の問題がございます。そういう意味におきまして、多く外注をしているものを一括まとめて、そこを通すという手法をとっているのが実情でございます。市の場合に、この間も私は調べましたんですが、いわゆる外部委託というものも随分ございます。例えばこの庁舎の保守管理の委託でございます。年間7,400万円ほどでございます。これらを各部署ごとに統計をすると、莫大な数字になるわけでありまして。こういうものを四日市市内の業者がやっておみえになればともかくも、県外業者が非常に多いということをおぼやかせると、生活環境公社で一括をして発注することにより、そのメリットが十分出ると考えております。もちろん技術的な問題もございまして。そんな中で、今日四日市市役所の中で一番欠けているというのが、いわゆる今のニューメディアを利用する、あるいはまたこれを利用しての省力化、合理化を図るといった技術者が不足をいたしております。民間では定年退職者で立派な技術を持った方がたくさんお見えになります。生活環境公社にこういう人々を組み入れることによって、この

保守管理の技術者の不足も補い、同時にまた市役所でもそれが活用できると、こんなふうに私は信じますので、お尋ねをいたしたいと思います。

以上をもちまして、第1回の質問を終わらせていただきます。

○議長（後藤長六君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 基本構想のご質問に対して、私からお答えをいたします。

今日、日本の社会が昭和40年代あるいは50年代と比べまして大変な変化をしてきたというのはご指摘のとおりでございます。その中で極めて著しいと考えられるのが高齢化社会の早期の現出でございます。長寿国社会になったということでございますが、その反面、生活スタイルの変化、あるいは核家族化の進展、さらには人々の価値観の多様化等々によりまして、高齢者で健全な方は別でございますが、ご病気、あるいはひとり暮らし、そういった方々に対する施策というものは、さらに一層充実をさせていかなければならない。そのためというようなことも含めまして、新たに社会サービスにおきます人材の確保と、さらにその資質の向上を目的として制度化をされました社会福祉士あるいは介護福祉士という制度が、本年4月からその養成が始まったのでございまして、これらの施設は、社会福祉士につきましても東京に1カ所、介護福祉士につきましても全国で25カ所ありますが、三重県にはないわけでございます。県内では来年度から社会福祉法人及び学校法人がおのおの1つ、介護福祉士を養成する施設を開設する計画があるというふうに伺っております。そこで、市の対応でございますけれども、この制度が現在スタートしたばかりでありますので、もうしばらく研究をさせていただきます。なるべく早い時点でこういった制度が四日市市にとりまして便利であるというような方向に向かっていくように、努力をしてみたいというふうに思うところでございます。

こういった一方で増加をしていきます、今申し上げましたような寝たき

り老人でありますとか、あるいは痴呆性老人の方々の対策ということで、老人保健施設というものが重要な役割を果たしてきておりますが、さらに今年度からは中間施設がスタートいたしております、30床分が既に小山田の青山里会で確保されておるわけでございます。来年度はさらにこれが100床になる予定になっておりますが、こういった施設が今後さらに充実をされることが望ましいことは言うまでもありません。ただこういった施設はそれぞれ国の措置費がつくものでございますから、国から県への割当、それから県内で各自治体への割当と、段階的に順序がありますので、四日市だけが全部とって全部やっていくということはなかなか困難でございますけれども、それなりに私はその必要性は十分わかっておるつもりでございますので、さらに今後そういった方向について努力をいたしてまいりたい。

そして、総合福祉のビジョンにつきましては、基本構想に掲げております「健康で心のかよう福祉のまちづくり」ということを目指して、現在具体的な施策の策定を進めておるわけでございまして、第5次基本計画の中でお年寄りの問題、あるいは障害者の方々の問題、さらには母子福祉、あるいは特に最近父子の問題もあるわけでございますが、保険年金の問題等々、各分野におきまして具体的な施策の充実を打ち出してまいりたいというふうに思っておる次第でございますので、ご理解をちょうだいいたしておきたいというふうに思います。

なお、文化行政でございますが、これも新しい基本構想の中で、「魅力あふれるまち」をつくっていくというためには、やはり心のふれあうような地域社会というものを形成していく必要がありますし、その文化性あるいは快適性ということが、その地域社会の中で見出されていくようにしなければならぬと、こういうふうに思っておる段階でございまして、そういった意味では、やはり文化行政というものが極めて重要な役割を果たしてくるというふうに考えておる次第でございます。

この文化行政を進めるためにどういう組織がいいのか、ただ単に文化室があればいいというものでもありませんので、本市におきましては、やはり59年からこの問題に取り組んでおまして、59年度には文化行政推進プロジェクトチームをつくりまして、60年5月には庁内の横断的な体制を整備する必要があるということで、各課に文化主任を設置いたしまして、その事務局は企画調整課に置いて取り組んでまいったところでございます。文化行政というのは、そういった意味で全庁的に当たるといことは、ご指摘をちょうだいしたとおりでございまして、私も横断的な体制の中で、文化主任など職員の意識啓発を継続して高めていくということが必要ではないかというふうに思っておりますので、現在教育委員会にあります文化室を市長部局に移すというだけでなしに、やはり総合行政としてとらえることが大切ではないか。そういった意味で2元的になってしまっていて、ばらばらになっては余りうまくないというふうに思いますので、その辺につきましては、私どもが今後さらにどういう組織体制で進んだらいいかということについてなお研究をし、多少試行錯誤的なところがあるかもしれませんが、よりよい組織をつくりまして、前向きに取り組んでいきたいというふうに思っておるところでございます。

特に予算的に、今までとかく文化行政といいますと、その必要性は十分理解をしておるわけですが、現実の緊急必要なものの方にばかり目がいきまして、どうしても文化行政というものに対する予算づけが後回しになるという嫌いが全くなかったわけではありませぬので、そういった面に対する反省も踏まえながら、今後はより一層予算的にも皆さん方に評価をしていただけるような方向づけをしてまいりたいというふうに思っておる次第でございますので、この上とも皆さん方のさらなるご指導を賜らんことをお願い申し上げておきたいと思います。

それから道路問題についてご指摘がございましたが、まず四日市市周辺というものを、北勢地域全体でとらえながら、その中で四日市市を浮かび上

がらせていく必要があるだろう、こういうふうに思っております、そういった意味では、やはり今国が計画をされております東海環状自動車道がありますとか、あるいは北勢バイパスでありますとか、さらには伊勢湾岸道路、第二名神、そういった幹線道路の建設促進については、地域の問題としてそれなりに今後積極的に取り組んでまいりまして、調和のとれた総合産業都市の基盤整備を行っていききたいというふうに思っておる次第でございます。

なお、この北勢高度技術都市圏整備構想の中核をなしております鈴鹿山麓研究学園都市構想、これは今推進中でありますけれども、さらに今後この学園都市構想の整備ということは、基盤整備が必要でございますが、これには国土庁の方でも多極分散型国土形成促進法に基づきまして、振興拠点地域制度というものをここに適用されるというふうにも聞き及んでおりますので、これが適用されますれば、税制上の優遇措置、あるいはNTTの無利子融資制度などが受けられるようになるはずでございますから、そういったような問題について今後国の方とも連携プレーを十分いたしまして、早い機会にこの鈴鹿山麓研究学園都市構想というものが具体化できるような努力をしてまいりたいというふうに思っておる次第でございます。

なお、これらのプロジェクトは、いずれも北勢地域全体にわたるものでございますから、北勢地域一体がそれぞれの行政体を乗り越えまして、一致協力できるような近隣都市との連携をさらに一層深めていくような努力をいたしてまいりたいと思ふ次第でございます。

最後に、同意行政の問題でございますが、国の方でも地方の状況に応じまして、これらの同意行政の緩和について動きがあるようでございますので、本市においてもこういった動きを見きわめながら、地域の実情を十分反映して、同意行政のために住民の方々が迷惑をこうむるといふことのないような努力を重ねてまいりたいと思っておる次第でございます。

以上、私から答弁を申し上げまして、落ちているところはそれぞれ担当

部の方からお答えを申し上げます。

○議長（後藤長六君） 福祉部長。

〔福祉部長（田中昌治君）登壇〕

○福祉部長（田中昌治君） ホームヘルパーのことについてお答えをいたします。

ホームヘルパーにつきましては、在宅福祉サービスの要とも言えるものでございますので、毎年数名ずつ増やしてまいったところでございまして、現在、市で26名、それから社会福祉協議会で13名、合計39名を配置いたしまして、159世帯に派遣しております。今後もそういった派遣先の動向を見ながら、計画的に増員を図ってまいりたいと存じます。

○議長（後藤長六君） 教育長。

〔教育長（岡田久江君）登壇〕

○教育長（岡田久江君） 博物館と教育・視聴覚センターについてお答えいたします。

まず博物館について、市立博物館の建設問題につきましては、ご承知のとおり本年度は博物館の性格や、機能あるいは施設規模等を決める、いわば博物館建設の根幹をなす基本構想の策定を行っているところでございます。この基本構想の策定に当たりましては、博物館が子供たちからお年寄りに至るまで幅の広い市民の皆さんの知的学習の場であるという観点から博物館懇話会を設け、博物館に対する市民の方々のご意見を聞かせていただいたところでございます。この博物館懇話会でのご意見も一つの参考資料として、専門の方々や議会からもご出席をお願いいたしまして、博物館基本構想策定委員会を設置して、現在検討をいただいている次第でございます。

ご質問の1点目につきまして、多くの市民に利用していただくために、いわゆる人文系の内容の博物館だけではなくて、科学館的なスペースやプラネタリウムを併設してはどうかという意見と、また異なる性格や機能の

ものを1つの施設の中につくるというのと、どちらも中途半端になりかねないので、別々に考えるべきであるという意見もその中には出ております。建設の場所につきましては、先ほどおっしゃいましたように工業高校跡地における周辺の施設とのバランスなども問題がありますので、どういう性格あるいは機能の博物館を目指すか、あるいは施設規模の問題も含めまして、博物館基本構想策定委員会で鋭意ご検討いただいているところでございますので、市といたしましては、この委員会の答申を得た上で、最終的な結論を出したいと考えております。

2つ目の将来の博物館の職員の問題でございますが、内容的に充実した立派な博物館をつくることとともに、それを担う職員の配置計画についてはご指摘のとおり大変重要なことでございます。特に市といたしましては、博物館は専門的な施設であり、施設の建設よりも将来の施設を担う職員の方々の方を先に必要とするという考え方から、昨年度、今年度と専門職員を採用して、建設に向けての準備業務を担当させているところでございます。したがって、施設の建設準備とともに、展示資料の収集あるいは整理作業も継続して行っていく必要がございます。ただこれら職員は専門職でございますので、大変難しい問題ですが、計画的に採用して開館までの準備業務を円滑に進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

次に、教育・視聴覚センターについてでございます。

今回建設されます合同会館の中の教育・視聴覚センターは、特にどの市を参考にしてというのではなくて、それぞれの持つすぐれた点を参考にさせていただいております。現在の教育研究所の業務を継続し、また拡充し、学校教育、社会教育関係指導者の研究・研修を一層充実したものにしております。また今後ますます増大すると考えられます教育相談についても、十分こたえていけるものにしていきたいと考えております。

さらに、情報化、生涯学習社会への対応も考えた教育情報普及事業を進

めてまいります。そこで、これらの事業を進めますためには、時代の要請にこたえる研究・研修のための施設設備が必要となってまいります。中でも教育の科学化あるいは現代化を進めるに当たりましては、コンピュータあるいはビデオ等の教育機器の導入が欠かせないものになってきております。こうした機器の進歩というものも考えなければなりませんので、ご指摘のようなリースといったものも当然検討しなければならないと考えております。したがって、こうしたすぐれた教育機器を積極的に導入して、本市の教育の質を高めていく所存でございます。言うまでもないことでございますが、教育機器の導入を図る一方、現代社会が抱えております心のゆがみを考慮した研究・研修も進めていかなければならないと考えております。また、今後予想される生涯学習社会における学習情報につきましては、このセンターにおいても提供できるようにと考えております。

なお、このセンターの運営に当たりましては、教育部門、それから研修部門、教育相談部門、フィルムライブラリー部門、庶務等において、その実効を上げるための人材の確保に努めたいと考えております。よろしくお願致します。

○議長（後藤長六君） 市長公室長。

〔市長公室長（栗本春樹君）登壇〕

○市長公室長（栗本春樹君） 余り時間もございませんので、簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。

この三重造船跡地を含めた富双地区の活性化といいますか、再開発についての問題でございますが、これはしばしば本議会でも議論がされております。それで、幸い本年度からでございますが、四日市港管理組合におきまして、本年度、それから来年度、この2カ年をかけまして、今港湾計画の改定作業に入ったところでございます。その一環といたしまして、四日市港の将来計画とあわせて特定地区の再開発の策定についての調査が運輸省の補助対象事業として採択をされまして、既に具体的に調査委託が

なされておるところでございます。この調査の中に富双地区の再開発も含めていただいております。この調査の中に富双地区の再開発も含めていただいております。

これとあわせて四日市港管理組合に四日市港整備構想調査委員会というものを発足させるべく、現在準備が進められております。近々初会合が持たれると聞いておるわけですが、この委員構成は、学識経験者とそれから県、市、港湾関係者で構成されるようでございます。本市からも市長公室、あるいは都市計画部、建設部、これらの各部長が委員としてこれに参画をする予定となっております。

したがって、当面は、この問題につきましては、市独自の非常に対処したい点もありますので、この調査、さらにはこの構想委員会の活用によりまして、富双地区の問題、あるいは旧港、さらにはJRとの関連等も出てまいろうと思っておりますが、この場で十二分に協議できるものであるというふうに思っております。今管理組合が中心となってようやく具体的検討がなされる段階に来ておりますので、市独自の開発計画につきましては、この調査の結果を見て判断をしてみたいと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（後藤長六君） 片岡助役。

〔助役（片岡一三君）登壇〕

○助役（片岡一三君） 行政改革の推進と生活環境公社についてお答えをいたします。

行政改革につきましては、これまで職員数と給与の適正化を重点といたしまして、事務事業の外部委託、事務処理の機械化、OA化、また組織機構の簡素合理化に努力をしてきたところでございまして、それぞれの分野におきまして、ある程度のそれなりの成果を上げたというふうに思っております。本会議ないし委員会におきましてちょうだいいたしました、水野幹郎議員なり、多くの議員各位からいただきましたご助言、ご意見、ご指導につきまして、厚く御礼を申し上げたいと存じます。

行政改革といいますのは、やはり終わりがあってはならないものでございまして、私ども全職員が常に平生の仕事の上でむだなり非効率をなくしていかなければならない。そして効率的な、合理的な行政を行っていかなければならぬというふうに思っております。私どもやはり限られた財源を最大限に有効に使うように、行政努力をしていくべきだというふうに思っております。

ご指摘のように、ややもすると後送りの考え方が出ているのではないかというふうなご指摘もいただきましたが、今後とも外部委託なり、また職員定数の適正化、さらには事務のOA化等の推進を図っていききたい。その中でご指摘のコスト論といいますか、原価意識をさらに取り入れまして、たゆまぬ努力を重ねていきたいというふうに考えておりますので、引き続きご指導なり、ご助言をお願いいたしますと思っております。

それから生活環境公社につきましては、61年10月に民間にも出資を求めまして、行革の一環といたしまして、生活環境分野において効率的な行政を行おうということで設立をいたしました。来年で満2年になろうといたしておりますが、これまでの経過につきましては、設立初年度、それから62年度につきましては、若干の赤字が出ております。しかし、今年度につきましては、し尿収集業務の委託であるとか、新富洲原ポンプ場の運転管理の一部の委託をいたしました関係上、まず収支うまく合うんではなかろうか、多分黒字計上ができるんじゃないかというふうに聞いております。したがって、今後につきましては、やはりし尿収集業務の委託地域の拡大、また新富洲原ポンプ場の運転管理の全面委託を予定いたしておるところでございまして、

さらに、市の仕事の中で、多くの外注、外部委託にすべき業務があるのではないかと、それを一括公社を通したらどうかというご提言をいただきましたが、この辺につきましては、一度今後の研究課題として取り組んでみたいと思っておりますので、またご指導をいただきたいと思っております。

また、省力化、合理化を図るために、やはり技術者が欠けているのではないか、公社では現在民間出身の電気主任技術者、また浄化槽の管理士の方を採用いたしておりますが、やはり今後公社の業務の拡大に応じまして必要な技術者の確保を他に求めていかなきゃならぬ。そのときには知識なり経験をお持ちの民間出身者の採用をしていく必要があるかというふうに考えておりますし、この辺のところにつきましては、市と公社の間で本年3月に連絡協議会というのを発足させておりますので、その辺のところでは緊密な連絡をとりながら、協議をしていきたいというふうに考えております。

○議長（後藤長六君） 水野幹郎君。

〔水野幹郎君登壇〕

○水野幹郎君 大変丁寧にご答弁をいただきまして、まことにありがとうございます。

時間もございませんので、基本構想に関連しての福祉の問題、文化の問題、今後十分に基本計画の中でご検討いただけたところ解釈して、この質問は終わらせていただきたいと思うわけでありまして。三重造船の問題であります。先ほどお話がありましたように、県が津市であれだけの計画を出した、我々はそれも何も知らなかったような状態で本当に県の協力が求められるのかどうか、この辺を大変心配するところでありますが、ぜひともひとつ四日市港管理組合の中で検討していただくよう、市当局の働きかけをお願い申し上げたいと思います。

それから博物館でございますが、先ほど私も指摘いたしましたように、ここの人の問題でございます。技術職あるいはまた大学の教授に匹敵する処遇をとお話をしたわけでありまして、返答がなかったことは、恐らくそういうことも含めて聞いていただけるものと、こう解釈をしておきたいと思っております。

そしてまた、プラネタリウムのお話もございました。私この前鈴鹿市へ

行きました、ちょっと調査をいたしましたんですが、今、入場料大人 200円、子供 100円でやっております、初年度が3万5,000人ほど予定をしておりますようにございます。しかしながら、徐々に減っていく傾向にある。そういうふうでいきますと、電気代あるいはまた維持費程度がこの中で賄われる程度でありまして、いわゆるソフトを毎年入れかえていくと、こういうこととなりますと、2,000万円ほどの赤字が出る、頭が痛い、こう言っていたことを大変心にとめたわけでありまして、私ども広域行政と考えた場合、博物館は四日市市で近隣の市町村でできない立派なものにして、そしてこういうことは、よそのものを利用するということもあり得るのではないかとという考え方も持つわけでありまして、この辺も十分ご検討いただきたいと思います。

生活環境公社につきましては、今お話を伺いましたように、黒字になるというお話でございます。どうしても何も膨大な利益を上げよというわけではございません。足腰を強めるという意味、あるいはまた技術職を採用していくという意味におきましても、やはり当然黒字になるべきではないかと考えております。今後とも生活環境公社が「仏つくって魂入れず」にならないようご努力をお願い申し上げ、これで質問を終わらせていただきます。

○議長（後藤長六君） 暫時、休憩いたします。

午後0時7分休憩

午後1時2分再開

○議長（後藤長六君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

豊田忠正君。

〔豊田忠正君登壇〕

○豊田忠正君 まず初めに、工業都市四日市市における一つの課題について、当局の見解を伺いたいと思っております。

ご承知のように、当四日市市は、戦前戦後を通じ一貫して工業都市の道を歩み、一時高度成長期には公害問題に苦しんだ時期もありましたが、これを見事に克服し、我が国有数の工業都市の地位を築いて久しいものがあります。近年では、2兆円に近い工業出荷額も、75%ほどが石油及び石油化学関係が占めていた時代から、内陸部への機械組み立て型産業の誘致によって、多様な産業を擁する、均衡のとれた産業構造に変換しつつあることは、21世紀に向けての市の姿として、まことに喜ばしいことと感じる次第であります。

特に私たちが頼もしく思うことは、従来地場産業あるいは中小企業というものは零細であり、弱体であるという固定観念がありました。本市におけるそうした企業の中には、大企業を含めた地域産業の中であって、確固とした基盤を築き、地元においてなくてはならない企業に成長しているところが少なくありません。高度な技術力、経営内容等、大企業に比肩する優良企業が増えており、そうした企業が、今の四日市市の活力を支える柱の一つにもなっております。それはひとえに、技術革新を中心とした、各般にわたる各企業のたゆまぬ努力の成果であり、高く評価されるべきものと考えております。

しかし、そこでひとつ残念に思うことは、こうした優良企業が種々あるにもかかわらず、市民の中には、そのすぐれた誇りとなる実態を知らない人が大部分であると思われることでもあります。今後四日市市が新しい時代に向けて、基本構想にあるような総合産業都市を目指すのであれば、市民のすべてがそうした誇り得る技術力、誇り得る工業製品等について十分に理解しておくことは極めて重要であり、意義あることではないかと思えます。特に、次の世代を担う青少年に、あるいは近隣の経済圏にこうしたものを知る機会を提供することは、我々に課せられた義務であるとさえ感ずるのであります。

現在、地方の主だった都市では、そうした目的のために産業展示会館が

交通の便利な場所にどんどん設置されつつあり、多くの人々を集めて、非常に有効な利用がなされております。こうした全国的な傾向を見るとき、三重県内にはいまだそのような施設は皆無であります。今後その必要性が認められて、設置されるならば、都市の性格や各般の環境条件から考えて、四日市市においてははないのではないかと私は考えます。設置場所、施設規模、財源等、ご検討いただかなければならぬ点はいろいろありますが、三重県はもちろん、東海地域を含めて考えた場合、時期としては少しも早過ぎるものではないと思います。当局の積極的なご意見を伺いたいと思えます。

2番目の質問でございますけれども、実は午前中に水野幹郎議員が、私がねらっておった中身と一緒にことを言われましたので、特にこのことだけは私なりに聞いてほしいので、他の点は割愛させてもらって、ひとつ質問したいと思っておりますので、ご了承願いたいと思えます。重複する点もありますが、ご了承賜って、質問を続けたいと思えます。

2番目は、高齢化社会の対応について質問いたします。

さきに、四日市市高齢化対策懇談会がまとめた「四日市市高齢化対策中・長期指針」によると、特に強調されていたのは、核家族化に伴い家族観が変化し、女性の社会進出が著しい昨今、今後確実に増加すると考えられる寝たきり老人や痴呆性老人など、援護を必要とする老人を取り巻く環境が一段と厳しくなる中で、いかにして安定した福祉サービスを供給できるかが大きな課題であるということでした。確かに、私が育った時代と現在の社会とを比較すると、世帯構造が大きく変化しております。高齢者世帯、ひとり暮らしの世帯、夫婦のみの世帯が大幅に増加してきており、このことは、家族の介護機能が低下していくことを意味するのであります。

このような状況に対応するため、昨年12月に厚生省により、「社会福祉士及び介護福祉士法」が設定され、この規定に基づき、「社会福祉士、介護福祉士学校職業訓練校等養成施設指定規則」が定められましたことは、

ご承知のことと思います。本市でも、医療面においては高等看護学院が、市立四日市民病院並びに開業医療機関の看護婦の養成校として多大な成果を上げていることは、周知のとおりであります。福祉面においても、介護者派遣システムを具体化するためには、専門的な介護者を養成する機関が必要であることは、言うまでもありません。近い将来必ずや到来するであろう高齢者社会のために、福祉士、介護福祉士の養成を、看護学校と同じように公立で行うことが望ましいと思いますが、当局のご所見はいかがですか、お尋ねいたします。

次は、道路行政についてお尋ねいたします。

都市の美観、性格、発展を考えると、その都市の道路整備いかんによって、その都市が評価されると言っても過言ではないと私は思います。そこへいくと、本市の道路整備状況は決して良好とは言えず、大変残念に思います。南北の道路では、金場新正線、環状1号線、泊鶴線、東西道路でも、千歳町小生線、赤堀山城線、四日市中央線等、行きどまりの道路かとぎれとぎれの道路ばかりで、起点から終点まで貫通している道路が1本もないのは、寂しく感ずる次第です。

かつて私が議員になった58年に、都市計画道路の早期整備についての質問をしまして、先輩議員諸氏もたびたび指摘しておられましたが、当局は、国の補助事業で決められるのでどうにもならぬと軽いなされ、今日に至っておるのは、何となく納得がいきません。

そこで今日は、数ある道路の中でも、特に本市の動脈的役割を持っている国道1号の整備についてお尋ねします。いつも国道1号を利用して感ずることは、海蔵橋を渡って三ツ谷町に差しかかると、急に道幅が狭くなっているのと、新正地内の近鉄線が横断している橋脚によって狭まっている箇所が、特に交通渋滞のネックになっていると思いますが、いかがですか。この箇所の改修計画がありますのか、また当局は建設省に対してどのように働きかけておられるのか、お尋ねします。

2点目は、郊外における生活道路の整備についてお伺いします。私は田舎で生活しておりますので、道路の狭いには大変不自由を感じてきました。このごろは生活様式が変わり、車を持たない家庭はほとんどないのではないかと思います。そこで一番困るのは、道路幅です。自治会長をはじめ自治会役員の皆さんが、狭い道路を少しでも広げようと、住民に土地の寄附を要請し、説得されているご苦労は、痛いほどわかります。しかし、仮に協力が得られたとしても、もともと1.8mそこそこの道幅ですので、広げられるのは50cmずつ、1mが限度だと思います。それでは、せいぜい2m80cmにしかなりません。それでも、せっかく寄附してもらったのだからといって市当局が整備しますと、今度は建築基準法に関する問題が起ってきます。といいますのは、その路線で、住宅の建てかえなり増築のため建築確認を申請した場合、道路中心線より2mセットバックしなければならないという規則があり、住民はまたしても所定の線まで下がらなければならないというトラブルが生じております。

そこで、提案します。道路課としては、自治会等から拡幅の要請がある場合、安易に前述のような整備をするのではなく、ケース等によって異なるとは思いますが、例えば片側拡幅の場合は、道路中心線より2mの線まで広げるとか、両側で協力が得られる場合は、4m道路になるよう、建築基準法にのっとった整備ができないものかとお伺いします。

最後に、区画整理事業の促進についてお尋ねいたします。

土地区画整理事業は都市計画の母と言われるように、私たち都市に住む者の最大関心事の一つは、住みよく、働きやすいまちづくりであり、そのまちづくりの総合的な整備手段として本事業が着実に成果を上げ、重要な役割を果たしていることは、周知のとおりであります。本市においても、戦災復興土地区画整理事業、笹川団地、西浦、浜田第2土地区画整理事業、その他組合施行による土地区画整理事業が行われ、公共施設の整備改善、宅地の利用増進、宅地の供給と、市街化の誘導等、それなりに良好

な成果を上げてきておられます。しかしながら、浜田第2土地区画整理事業完了後、公共団体施行はとだえておる状況で、一抹の不安を感じるものですが、本市における公共団体施行の見通しはどうなっているのか、お尋ねします。

以上をもって、第1回の質問を終わらせていただきます。

○議長（後藤長六君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 第1点についてお答えを申し上げます。

ご指摘がありましたように、最近では、主要な地方都市におきまして、産業見本市等ができるような展示会場というものを整備することが、おいおい出てまいっております。そして、これらの見本市は、大規模な工業機械、あるいは技術工業製品等の展示というものがなされるわけでありまして、大変規模が大きくなりつつある。四日市市では、産業関係、あるいは軽量、小規模な産業関連の品物の展示というものは、文化会館でありますとか、あるいは中央緑地の体育館でありますとか、オーストラリア館、さらには地場産業振興センター等が利用できるわけですが、重量のあります工作機械、あるいはそれに関連をした製品、さらには大規模な産業展示を行うということになりますと、建物の構造、あるいは動力、照明、搬出入等の点から、これらを満たすような施設が未整備であります。

そこで、先ほどご指摘がありましたように、我が四日市市は、少なくとも国内でも工業都市としては有数な地位を占めておるわけでございますから、そろそろそういったような本格的な展示場の整備というものが計画をされてもいい時期に来ているのではないかとというふうに考えておまして、具体的な設置につきましては、建設場所、規模、内容、あるいは駐車施設、交通アクセス等が問題になりますし、さらにそれをどういう財源で、どういう設置主体でやるかということも検討しなければならないというわけでございますので、来年度以降において、それらについてしっかり検討をし

て、検討結果をご報告申し上げて、先へ進めるように取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、議会の皆さん方のご協力をお願い申し上げます。第1点についてのお答えといたします。

○議長（後藤長六君） 福祉部長。

〔福祉部長（田中昌治君）登壇〕

○福祉部長（田中昌治君） 2番目の高齢化社会の対応についてお答えいたします。

介護福祉士のことにつきましては、専門的知識、技術を持って、身体や精神障害のために日常生活が困難な方々に対しまして、入浴や排せつ、あるいは食事などの介護を行うものでございまして、その養成制度は、今後多様な福祉ニーズにこたえるため、民間の優秀なサービスを確保することをねらいとしておりますので、その重要性はよく認識いたしております。

しかし、来年度は、四日市市周辺におきまして、民間で2カ所開設の予定があると聞いておりますので、そういった状況の中で、専修学校あるいは各種学校、養成施設、そういったところの範疇に属する施設を直接市がつくるということにつきましては、疑問だと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（後藤長六君） 建設部長。

〔建設部長（尾中忠邦君）登壇〕

○建設部長（尾中忠邦君） 3番目の道路行政のうち、まず第1点目の国道1号の整備についてお答えをさせていただきたいと思っております。

ご指摘の近鉄名古屋線ガード付近の国道1号は、幅員が30mの4車線で、都市計画決定がされておりますが、現状は、東側が区画整理事業で近鉄ガードを残しまして改良済みでございます。また、西側は未改良のままとなっております。近鉄ガード北側の上り線、名古屋方面は1車線、下り線、亀山方面は2車線。しかし、ガード下に橋脚がございまして、下り線の1車線をふさぐ位置にあるため、それが支障となり、交通渋滞を引き起

こしておるのが現状でございます。これを解消するには、この橋脚を取り払うということになるわけでございますが、それにより、千歳町小生線までの下り車線は2車線での改良が可能になりまして、亀山方面に向かいます車両の通行がスムーズになるわけでございます。しかし、橋脚を撤去しよういたしますと、上部工にも影響し、けたのかけかえによる前後の橋脚の補強が必要となつてまいるわけでございます。この問題につきましては、かねてより市といたしましても、課題の一つといたしまして、毎年行われております建設省との協議会におきまして、市内の国道1号の全般的な整備はもちろんのこと、近鉄ガード下に関しましては、特に抜本的な改良を要望してきたところでございます。今後さらに、建設省に対しまして、実現に向け、強力な要望をしまいたいと考えておるところでございます。

次に、ご質問の生活道路の拡幅についてであります。私どもといたしましては、建築基準法を考慮いたしまして、道路幅員は4m以上を原則として取り組んでいるところでございます。しかしながら、ご指摘にございましたように、家屋が連檐いたしておりますところ、あるいは地権者の理解が得られないところ等々によりまして、4mを確保できない場合もございまして、4m未満の道路として整備した例の中にはあるわけでございます。しかし、あくまでも基本方針でございます幅員4m以上を基本といたしまして、今後より一層地元の皆様方、関係者の方々のご協力を得まして、4m以上が確保できますように、強い方針のもと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（後藤長六君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（前川鉦一君）登壇〕

○都市計画部長（前川鉦一君） 第4点目の区画整理事業の問題につきましてお答え申し上げます。

区画整理事業は、先ほどのお話の中にもございましたように、単にその

区域の住環境を向上させるといったことだけでなく、それとともに都市の基盤整備を図り、将来にわたって住民の皆さんに快適で豊かな生活を約束する、極めて効果の大きい事業でございます。そういった意味から、現在市が計画いたしております末永・本郷地区ほか5地区は、整備効果も大きく、重要な地区でもございますので、事業化に向けて、関係協議会、自治会、行政が一体となり、権利者の方々の理解、協力が得られるよう努力をいたしているところでございます。

今後の見通しでございますが、末永・本郷地区につきましては、既に都市計画決定も終え、最重点地区として取り組んでおりますので、現在行っております組単位の説明、懇談会の場を通じまして、権利者の方々と合意形成を図りながら、できるだけ早い時期に事業認可の手続ができますよう、より一層の努力をいたしてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

また、富田地区、橋北地区、常磐地区などの5地区につきましても、早期事業化に向け、今後とも積極的な啓発活動を進めてまいりたいと考えてございますので、よろしくご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤長六君） 豊田忠正君。

〔豊田忠正君登壇〕

○豊田忠正君 ご答弁、ありがとうございます。

まず、産業会館の建設については、市長から大変理解あるご回答をいただきましたので、満足しております。ぜひ来年から始まる第5次基本計画に組み入れ、早期に実現できることを期待しております。

2つ目の高齢化社会の対応ですが、部長のお考えをお聞きしたわけでございますが、四日市市の場合、福祉施設について考えてみますのに、特に老人ホームについては、市立寿楽園があるのみで、特別養護老人ホーム等については、民間施設に依存しておる状況が現状でなかろうかと思っております。

私が指摘しておりますのは、先ほど介護士の養成については、来年は民間で2カ所ほどやられるというので、一応市の方は見守ってというご回答でございますが、その中で、私は看護婦養成学校と、今度の介護士、福祉士、この養成学校とは関連しておるんじゃないかなと、中身はよく似ておるんじゃないかなと。そういう意味で、公立でも養成して、それから民間と申しますか、開業医等々に送り出す。また我々家庭に直接関連するお仕事でするので、ご指導願うと、こういうふうに養成もやっぱり高等看護学院と同じようにやるべきだという提案をしておるんですが、先ほど、聞き損ないかしらんけれども、公立でやるのは疑問があるというような言葉が使われたので、どう疑問があるのか、その点をあわせてご説明願いたいんです。

3つ目の道路行政については、確かに部長からのご説明で、事業主体が建設省になるので、四日市市ですぐすとかどうのこうのという中身でないのはわかっておるんですが、確かに東側は、浜田第2土地区画整理事業で一部拡幅で終わっておると言われると、あの橋脚がゆがんだままで、あのままで終わっておるのかなと、私は疑問に感ずるわけでございますが、橋脚は決して、道路の線に沿って真っすぐになっておらぬのじゃないかなと。そして、西側の整備は、多分次に行おうとしておられる浜田・新正地区土地区画整理事業にのっとなってという考えもあるのかもわかりませんが、そういうことをお答え願えませんが、いずれにしても特にあその場所がネックになっておると思いますので、いつ行われるかわからない区画整理事業に頼らぬと、市独自で建設省に強く働きかけて、今後とも交通渋滞を解消してもらおうようお願いいたします。

4つ目の区画整理事業については、大変ご苦労願っておること、ご説明によってわかりましたので、今後とも住民の立場に立って、地道に事業を推進して、少なくとも近いうちに公共団体施行事業が行われることを期待して、私の質問を終わります。

○議長（後藤長六君） 福祉部長。

〔福祉部長（田中昌治君）登壇〕

○福祉部長（田中昌治君） 介護士の養成学校、公立ではなぜいけないかというご質問でございますが、厚生省の方から通達が参っておりまして、それによりますと、養成施設等の指定につきましては、学校及び学校に付設される専修学校及び各種学校というのが1項目ございます。その学校及び学校というのは、公立でももちろん構わないわけでございまして、民間の学校法人でも構わないと思っておりますが、公立ということになりますと、これは大体短大とか職業訓練校を指しておるわけでございまして、公立と申しますと、市の場合は小、中学校でございますので、それに該当する学校はございません。それから、職業訓練校につきましては、笹川団地の隣に県立がございますので、これは、そこでするのが適当かどうかは別にしまして、そこでも形の上ではできるわけでございます。それからもう一つは、養成施設となっております、これは福祉法人の養成施設、つまり特養であるとか、そういった施設でも養成ができるということで、3項目に分かれておるわけでございますので、ご理解いただきたいと思います。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤長六君） 山路 剛君。

〔山路 剛君登壇〕

○山路 剛君 豊田議員の質問に対しまして、関連質問を行わせていただきます。これは、区画整理事業について質問をさせていただきます。

ただいま都市計画部長は、官民一体となってこれを強力に推進していきたいということを言っておられます。しかし現在、今私どもが関係しているところでは、いろいろ懇談会また説明会がございまして、約3年ほどたっております。しかし、以前私どもがやっておりました西浦土地区画整理事業、または浜田第2土地区画整理事業におきましては、助役はじめ部長が出て説明会をやっていただきました。しかし、まだそこまで熱が入っていないというのが現状でございます。現在各地域に全員協議会という会合

を持ちましてやっておりますが、課長すら出てこない、係長以下二、三名ということで、全然進んでいけないのが現状でございます。まちづくりには区画整理事業が一番よい方法ということで、いろいろと進められてきておって、ただいまも都市計画部長から説明がありましたとおりでございますが、しかし現実には、本当に熱意がないの一語にすぎないわけでございます。

そういう点で、約3年間私どもの新しくやろうとしているところは、本当に無意味な日にちを過ごしておる。現在まで役員として出てきた者さえ、こんなことではいつまでたっても一緒じゃないか、もう今度から出ていかなぬというような事態になっておる状況でございます。その点、やはり近くでは買取方式、または土地区画整理方式というのがありまして、何であそこまで買取をやって、ここから区画整理で減歩をしなければならぬのかという話があるんですけれども、区画整理のよさというものをもう少し説明していただいて、今の職員の説明でいきますと、本当に実用的で、住民の皆さんの80%以上があればやるというんですけれども、そんなことをしておったんでは、いつまでたってもできません。ですから、やはり今後実際にやっという熱意があるのだったら、熱意があるとしたら、やはり助役、部長、課長が出てきて、その意欲を見せていただきたい。そうしないことには、いつまでたってもこれは進んでいきません。そういう点で、ひとつ強く要望させていただきます。

○議長（後藤長六君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（前川鉦一君）登壇〕

○都市計画部長（前川鉦一君） 区画整理事業につきまして、ただいま強いご要望をいただいたわけでございますが、現在市が行ってまいりたいという箇所として、先ほどもご説明申し上げましたように、6カ所を予定いたしましたして、啓発させていただいておるわけでございます。本年度は特に、これまでの6地区にわたる啓発活動ということだけでなく、どこか1カ所事業化を図るべく、そういった地域を選定いたしまして、それは先ほど申

上げました末永・本郷地区をまず最重点地区と考えておるわけでございます。そこで、何とか事業が実現できるような方向で努力したいということで、現在総力を挙げて取り組ませていただいている関係から、これまでのような啓発活動が、ある意味では十分行き届いておらない点もあろうかと思っておりますが、今後さらに十分私ども地区の状況をとらえまして、ご指摘のような点につきましては、私どももできる限り時間を予定しながら、今後ともPR、啓発活動に一層の努力をいたしてまいりたいと考えておるわけでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（後藤長六君） 暫時、休憩いたします。

午後1時40分休憩

午後2時22分再開

○議長（後藤長六君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林博次君。

〔小林博次君登壇〕

○小林博次君 通告の順に質問させていただきます。

まず第1点目は、元新町に建設が予定をされていますライオンズマンションとそれに関連する諸問題につきましてお尋ねをいたします。

政府の内需拡大策もありまして、四日市におきましてもビルの建設ラッシュが続いているわけでございます。その結果、幾つかの地区では建設反対の住民運動や電波障害などの対策を求めてオーナーとの話し合いが持たれ、問題の解決が図られているところでございます。

元新町に建設が予定されていますライオンズマンションにつきましても、住宅地域に高層マンションはそぐわないとして、近隣の町を含めて建設反対の住民運動が起こっています。住民の主張を聞いていますと、ビルの建設予定地は、昭和11年に都市計画法で商業地域に指定されたところでございます。昭和11年ごろといえますと、すぐ隣に中町通りに銀座通りがあっ

たころのことでございます。今は昔の商業地域としての面影は全くありません。静かな住宅地域となっておる場所でございます。このような環境の中に11階建てのマンションを建設されることは、1つ、日照時間が極端に悪くなる。これは商業地域でございますと、日照は関係がなく、全く日が当たらなくてもよい。法律の保護がないわけでございます。

2つ目に、ビル風の心配があります。建設業者は、ビル風は心配がないと、あれば後日問題に対応しますと言いますが、被害があるかどうかという立証が困難なわけでございます。法律的にそういうルールが確認をされていません。

3番目に、30戸も入居するのに、7台分の駐車場しか確保できていません。車社会ですから、当然30台分は確保しないと、後で隣近所に大変迷惑をかけます。名古屋周辺でもむしろ旗を立てたり、いまだにぺんぺん草が生えて住宅建設が、マンション建設ができていないのが実態でございます。

4番目に、電波障害の対策が心配でございます。これは後で申し上げますけれども、ほかの地域で苦い思いをしておりますので、そういう心配をいたしております。

5番目に、隣との差が80cmしかない。まるきり見おろされるような、そういうことで11階を建てていただきますと大変迷惑である。

それから6つ目に、建設時点で作業場が確保されていない。ですから当然道路を使うとか、そういうことになると、1年半にわたって大変な混乱が予想されると、こういうことでございますので、そういうことで反対をしておるわけでございます。

ただし、ここの住民の人は、何がなんでも反対だと、こういうことを申し上げておるわけではありません。それは、ここはご存じのように2階建て、もしくは1階建ての住居がほとんどでございます。せめて5階建てぐらいのものであれば反対はしません。「周囲に4、5階建ての建物がたくさん建ったときに11階建てを建てさせてくれと言われても、これは反対を

しません」と、こういうふうな意思表示をしております。「何にもないところに突然のっぽビルを建てていただいたんではとても調和のとれた町にはならない」、こういうふうに申し上げておるわけでございます。市の方でこのマンション建設の規制についてお願いをしたいわけですが、マンションの規制条例は、名古屋周辺でも見られます。これはさっき言いましたように、駐車場とか、もろもろの問題を含めて規制をしておるわけでございますけれども、四日市でもそういうものをつくって対処していただきたい、こんなふうに思っておりますので、いかがでしょうか。市の考え方を聞かせていただきたいと思っております。

それからまた、このライオンズマンションと関連をしておるわけですが、旧市街地には高層ビルや構築物が建設されるたびに電波障害が問題となります。近いところでは、川原町のライオンズマンションの場合は、西町、北町までも影響しています。まるみ産業の場合は、北町で問題が解決した部分と解決してないところもあります。大変住民の間では不満の声が強いわけでございます。あるいはちょっと離れますけれども、九の城町のメゾン水流、野村マンション、これが原因と考えられます電波障害につきましましては、さきの3月議会でも請願が採択されたところでございますが、建設時点で既に障害が発生している地域なので、これはオーナーですけれども、私も被害者でありますということで、いまだに誠意ある回答が見られないわけでございます。

両方のビルとも建設時点では、市の建築指導課に対して、「電波障害につきましましては、問題があれば対処する」、これ文書ですけれども、ちょっと一部読み上げますと、「本建物の建設により発生すると予想される電波障害につきましましては事前に調査させていただき、電波障害が発生した場合は対処させていただく予定でございますので、よろしく願いいたします」、こういうことで文書が出されているわけです。しかし、さっき言いましたように、「でき上がってみたらおれんとも被害者やったんやから、

もともと悪いのだから、よう補償しない」、こういうふうな開き直りがあるわけです。これ最初から「もともと悪い地域だから」という文書がここにあるんなら、この住民は納得するか、建物が建たぬように反対するか、どちらかの行動をとったと思いますけれども、この文書を市に出しておきやそれで事足りるんやと、法的な規制を受けない、こういうふうな開き直りが見られるわけでございます。

ですから調べてみましたら、建築確認の時点で指導要綱なり、条例なり、そういうものでこういうものが規制されていない。これ非常に難しい問題ですから、さわりにくいわけですがけれども、しかし、少なくとも建築確認を取っていく時点で指導要綱がきちっとできておれば、事後の住民とオーナーとの間のトラブルはないだろう、こんなふうに思いますので、早くこれを整備をしていただきたい。その中には、例えば今申し上げましたように、商業地域で法律でよろしいという地域も入っておるかと思いますが、商業地域であっても、その付近がほとんど住宅みたいな感じの地域であれば、日照権をそれなりに補償していくようなことをしていかないと住民としては困るのではないかと、こんなふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それからこの九の城町の電波障害についてですけれども、市の方も入っていただいて、折衝していただいておりますので、その後の経過についてお聞かせをいただきたいと、こう思います。

2点目についてですが、三滝川の河川整備についてお尋ねいたします。

ご案内のようにふるさとの川づくりモデル事業について、昭和60年から3カ年をかけて調査をしたわけですが、調査が終わりまして一部着工の運びとなったわけです。この川を一体どんなイメージの川にしていくのか、その輪郭を明らかにしていただきたいと思います。

ちょうどこのあたりの住民は、いつも思い出すんですけれども、平山物産に4億3,600万円の補償をした時点で、不法でもごねれば金をくれるな

ら、合法で建てておる者なら何倍も金はいただけるやろと、だから筋の通らぬ移転は協力できない、こういう意思表示を多分すると思います。ですからこういう町、こういう川にするんだから協力してもらいたいと、こういう訴えがどうしても要るかと思しますので、どんな川にしたいのか、これを明らかにしてほしいと思います。

それから老松橋から生桑橋までの3.5kmの間に民家がたくさんあるわけですが、これの移転をどんなようなスケジュールで推し進めていこうとしておられるのか、これも県なんかとの協議が今までであると思しますので、そのあたりを明らかにしてほしいなと思います。

できましたら市場の問題とか、関連する問題についてもご答弁いただきたいと、こう思います。

3点目に、地区市民センターの建設についてお尋ねをいたします。

大矢知地区市民センターの完成で、23地区の市民センターは一応完了したわけですが、この本庁管内の同和、中央、共同、浜田、この5地区には、共同地区に中部地区市民センターがあるものの、残る4つにはセンターがないわけでございます。この4地区の住民は、事あるごとに市民センターをつかってほしい、活動の拠点をつかってほしい、ここのが大事なところで、活動の拠点をつかってほしい、こんなことで訴えておるわけでございます。それは新しく建てていただいても、古いものを転用していただいても、あるいは複合しておっても結構です。決していわゆる市民センター機能をそのまま持った市民センターを建てよとは申し上げませんので、考えてもらいたいなと、こんなふうに思います。

ちょうどこの地域は、ほかの地域と比較して考えてみますと、例えば新興団地ですと、居住されておる方の平均年齢が非常に若いと思います。この地域は老夫婦が非常に増えた、いわゆる高齢化が既に進行した地域でございます。それともう一つは、近鉄名古屋線と今のJRが分離をされた時点で、商業界の地盤沈下が起こりまして、大変もう疲れてしまったと、こ

ういうふうな地域ですから、何かをすることによって、これをてこにして町の活性化を図っていきたい、こういう地域でございます。

話をちょっと戻しますけれども、例えばこの老人対策を考えていきます場合、どこかに老人ホームを建ててというやり方でいきますと、市内にたくさんものを建てないと対応できないと思いますが、例えば地域で昼間そこに遊びに来ていただいて、これはひとり暮らしの人もあると思いますし、また体が不自由で動きづらい人もあると思いますが、地域の仲間がここへ昼間連れてきていただいて、ふろなり、今はやりですからカラオケなり、ゲートボールなり、体を動かしたり、健康づくりをそこでして、晩は自宅に帰っていただいて生活していただく。こんなようなことも考えていかなければいけない。そういう地域に入ったのではないかと、こんなふうに思います。

それから先ほど言いました商業の問題で言いますと、ちょうどこの地区は、大入道や鯨船、これは県指定の文化財でございますけれども、そのほか菅公とか、それから今年本町でタヌキが復活したと思いますが、そういう文化財もしくはおまつりの材料があります。こういうものを収蔵、展示できるようなそんな建物、これは全国的にも、例えば高山のおまつり会館、輪島のキリコ会館、浜松のまつり会館、こんなようなもので、全国的に整備をされてきておるわけでございますので、この四日市でも四日市のまつり会館のようなものを建てていただいて、その部屋を地区市民センターのような感じで使わせていただく、こういうふうなことも1案ではないかと、こんなふうに思います。幸いにして本町の地域振興課分室の方が大変老朽化が進んでいますので、そういう場所でもいいと思いますし、あるいはまたJR四日市駅もちょっとペンキを塗り直したわけですが、みすぼらしいわけですから、あそこに大規模なものでまた考えていただいても、町の活性化にはつながるのではないかなと、こんなふうに思います。

それからそのこととあわせて、ちょうど東海地方の3大まつりの1

つに大四日市まつりが入っていたわけでございますが、今年本町がタヌキを一つ復活させたんですが、そういうまつり会館をつくることを機会にして、一つずつ復活をさせていただきたいなど、こんなふうに思います。今大四日市まつりは局部的なまつりになっているような感じがしますが、全市的に寄附をちょうだいしたり、あるいはまた引っ張り手といいますか、その山車に参加をしていただく人を募集しながらやっていけば、全市的なまつりとして前よりもすばらしいまつりに再生させることができるのではないかと思います。

ちょっとこの問題を質問するとき10年ほど前のことを思い出したので、ここで出すんですけれども、同期の議員でつくっておりました青空会というのがありまして、もう今はありませんけれども、群馬県の沼田市に視察に行ったことがあります。そのときに村興し運動が盛んに行われておりました。ちょうどてんぐのお面のみこしをつくって、8月に担ぐわけですけれども、女の人が大体もう全部はかへ出払って嫁の来てもないという寒村でございましたけれども、このてんぐの面を担がせてみたら、次の年は我も我もということで、女の人が参加をしてきた。で、また増やしました増やしということで、毎年毎年増やしていきながら大変村興しにつながったと、こういう話を実は聞いたわけでございます。ソフトな面での活性化といいますか、お互いが「よし、やるぞ」という気持ちにさせることが活性化の大事な入り口だということを考えてみますと、そろそろ四日市もそういうものをつくりながら活性化への糸口にしていただきたいと思いますので、質問したようなことでございます。

4点目に、高松海岸の整備についてお尋ねいたします。

高松海岸は、ちょうど川越町地先にあります。四日市港管理組合の港湾区域でございます。このあたりでは唯一の砂浜です。ちょうど2年ほど前に管理組合の方に、「余り汚いが何とかならぬのか」と、こういう問い合わせをしましたら、「勉強会か、調査会か何かそういうものをつくって、

2年ほどで方向を出すから」という返事がありました。ちょうど2年たちましたので、どうなってるかなと問い合わせましたら、「何のことですか」ということですので、耳の遠くなっている人が多いのかなというふうに思っちょってちょっと残念なんですけれども、ちょうどこの高松に朝明のポンプ場があります。朝明のポンプ場から海に水が流れておるわけですが、ヘドロでどろどろで非常に汚いわけです。それからそのヘドロがどこのヘドロか知りませんが、砂浜にいっぱい、踏めばくちゅと泥がついてくるわけです。しかし、そういう海でありまして、たくさん若い人が潮干狩りをしたり、ウインドサーフィンをやったり、たて干しをやったり、大変にぎわいを見せる場所でございます。ですから建設省になるのか、管理組合になるのか、川越町になるのか、四日市市になるのかわかりませんが、何とか早く整備をしてもらいたい。幸いにして四日市の方のポンプ場から水が流れておるということですから、これは四日市の方へきつく要求した方が実現が早いかなということで、この場所で質問をさせていただいたようなことでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（後藤長六君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（前川鉦一君）登壇〕

○都市計画部長（前川鉦一君） 第1点目の高層マンション建設に伴います諸問題についてお答えを申し上げます。

まちづくりの基本の一つでございます用途地域につきましては、先ほどお話の中にもございましたわけでございますが、その中で昭和11年といったお話も出ておったわけでございますが、これは四日市市の用途地域を当初指定した時点のことございまして、ご承知のようにその後新都市計画法の制定に伴いまして、従来の用途地域の全面的な見直しが行われました結果、昭和48年に現在の8種類の新しい用途地域が定められておりまして、現在に至っておるわけでございます。しかし、交通体系などの社会情勢の変化とともに、商業地の状況も大きく変わってまいりまして、中心部の市

街地周辺部におきましては、現状商業系の用途地域でありながら、住居系の土地利用がなされているといった地域も見られるわけでございます。こういった状況の中で商業系の用途地域は、将来の市街地の活用化を図る上からも土地の高度利用を誘導して、商業業務機能の発展を図ると、こういった目的で定めておるわけでございますので、住居系の用途地域に比べ地価も一般に高いことから、建物の高さや建ぺい率などの制限も緩く、したがって、ご指摘のような高層ビルなどの建設が行われますと、先ほどもお話のように日照とかビル風、あるいは見おろされるプライバシー問題とか駐車場、こういったような周辺の環境に対し、現行の法制度のもとでは規制できないいろいろな問題が起きてまいるわけでございます。したがって、これらの地域の住環境を保全していくためには、用途地域の変更とか、建物の高さを制限する高度地区の指定といった都市計画を見直す方法とか、あるいは住民や地権者の皆さんがみずから土地利用の規制内容をお決めいただく建築協定または地区計画、こういった方法があるわけでございます。しかし、いずれにいたしましても新たな制限を加えていくということは、既に現行の法制度のもとで高度な土地利用を図っておられます方や、今後予定をされておられます方々には、権利を制限するばかりか、過大な負担をおかけするといったことにもなるわけでございますので、今後こうした点も十分考慮しながら、地域の実情に応じたきめ細かな方策を検討いたしてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

一方また、建物の高層化によりまして、テレビジョンの電波障害という新たな社会問題を発生させておりますことは、先ほどのご指摘のとおりでございます。今日市民の日常生活の中で、テレビジョンの占める役割は単に情報の入手源というだけでなく、憩いと安らぎを得る最大のメディアであるというふうに認識をいたしておるわけでございます。したがって、このような受信障害が建築確認の前に、原因者でございます建築主の責任で解決がなされるよう行政指導を行ってまいりますため、本市におきまして

も近く先進都市の例に倣いまして、中高層建築物指導要綱を制定し、積極的な取り組みを行ってまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

また、既に障害が生じ、原因が特定できない受信障害等につきましては、先ほども九の城町の例でお話もあったわけでございますが、全国的にもその対応策に大変苦慮しているといったのが実態でございます。今後さらに他都市の状況等も調査しながら、市としてどのような対応措置ができるか、こういった点につきまして十分検討をいたしてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

さらに、マンションの建設に伴う先ほど来お話のございました日照とか、ビル風とか、プライバシーとか、駐車場、こういった問題につきましては、現在他都市の状況を調査中でございますが、この中でも特に問題となっております駐車場につきましては、マンション周辺の交通対策といった面からも建築主において駐車場を確保していただく、こういった方向で検討を進めてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

マンション条例といったようなご意見もいただいたわけでございますが、何分まだ実施例等も全国的に少のうございまして、大都市等で一部行われているということは私ども承知いたしておるわけでございますが、今後他都市の状況につきましても十分調査を行いまして、研究をいたしてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○議長（後藤長六君） 建設部長。

〔建設部長（尾中忠邦君）登壇〕

○建設部長（尾中忠邦君） 2点ほどご質問をちょうだいいたしましたので、建設部の方からお答えをさせていただきます。

まず三滝川河川の整備につきましては、現在まで県におきまして治水機能を重点に整備を進めてきたところでございます。ご承知のように河川は治水機能のみならず、貴重な水と緑の空間といたしまして地域社会に潤い

を与えるとともに、まちの景観形成や余暇の有効利用などに重要な役割を果たしており、特に最近では、治水施設の整備を促進することとあわせて、水辺空間を保全し、整備を図ることが社会的要請となっているところでございます。このような状況に対処するため、建設省は昭和62年度にふるさとの川モデル事業を創設いたしまして、昨年12月に県下で1川、三滝川が選ばれました。老松橋から生桑橋の間約3.5kmでございますが、ふるさとの川モデル河川といたしまして、指定を受けたところでございます。

現在、市域の自然環境、社会環境、人文環境等々、基礎調査を進めておりますが、新しく建設省、県、四日市市、また学識経験者等からなる整備計画検討委員会を設置いたしまして、創意あふれる知恵と意見を広く求め、人々が自然にふれあう憩いと安らぎの場所として利用できるとともに、周辺の景観にも調和した潤いのある河川の整備計画を本年度策定いたしまして、事業を実施に移すため、現在施行中である河川改修事業の変更手続を行うこととなっております。

なお、整備の見通しにつきましては、昭和60年度から河川敷地内に存在いたします堤外民地及び家屋等工作物の実態調査を実施いたしまして、昭和62年度には一部移転及び民有地の買収に着手いたしておりますが、本年度も引き続き移転対象者の方々にご理解を願った上、ご意向も十分尊重しながら、県市力を合わせまして移転補償を進めてまいりたい。また、できれば昭和65年度には一部でも着工できるよう努力をしたいと考えております。

なお、市場の問題でちょっとご指摘があったわけでございますが、ご承知のように三滝川堤防沿いにごさしまして、その利便さから大変盛況裏に営まれておるわけでございますが、今後も存続をできるよう関係機関と協議を進めてまいりたいと考えております。

4点目の高松海岸の整備についてでございますが、ご承知のように高松海岸は砂浜や松の残された自然景観を有する海岸でございます。また、当

地域につきましては、川越町地先であるため、本市の行政の届かない地域になるわけでございます。しかしながら、市といたしましても、当該地域が四日市港湾区域に含まれていることでもございますので、広域的な見地から整備をしていただきますよう、四日市港管理組合に要望をいたしてきてところでございます。

なお、現在四日市港管理組合におきましては、総合的に計画しておりますウォーターフロントの整備利用計画によりますと、高松海岸を含む朝明地区を、現在の自然海岸の砂浜と新しく計画される人工海岸とを合わせまして、海洋性レクリエーションの場としてアクセスルートの整備並びに駐車場の整備等を図り、利便で気軽に利用できる施設とするよう検討していると伺っております。したがって、ご提言を踏まえてこれらの整備が早期に実現されますよう、四日市港管理組合に対し強く要望をまいりたいと考えております。

へドロの件でございますが、このしゅんせつにつきましては、ポンプ場内の遊水池を清掃するとともに、海域につきましても、関係機関と協議の上対処いたしまして、美観の保全に努めてまいりたい、かように考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（後藤長六君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 地区市民センターの建設に関しましてご質問がありましたので、私からお答えを申し上げます。

ご質問の趣旨を拝聴いたしておりますと、いろいろな要素がご質問の中に入っておるわけでございますが、まず中央地区といえますか、市役所本庁地区の中に、実は地区市民センターというものは中部地区市民センターが1つあるだけでございまして、これですべてをこの地域全体がまちづくりを進めていく上で十分であるかと言え、私は現状からいって、そうはなっていないというふうに理解をいたしております。したがって、地

区市民センターそのものをつくるというわけではありませんが、人々が寄り合える場所というものを、この地域全体についてももう少しバランスを考えて設定をする必要があるというふうに思っておるわけでございます。この地域の中で、あるいは公共的に利用できるものがほかにあるのかどうか、ないとすれば、そのときはどうするのかというようなことも含めまして検討に入ろうとしている段階でございます。したがって、これは来年度以降におきまして、早い機会に実現できますように前向きに取り組んでまいりたい。

現在ある制度では、老人憩いの家というようなものを各町の集会所等を利用して認定をいたしました。そのために若干の補助をするというようなことはやっております。しかしながら、お年寄りのための施設としての整備、あるいはデイサービスができるというようなふうにも整備をしていくということになりますと、なおそれだけの施設では不十分であるわけでございますから、現状では、ブロック的にはやはり老人福祉センターをご活用いただく以外にないということでありますけれども、そこでは遠過ぎるんだということにお話がいくと思うんです。そういったときのことも考えまして、全体寄り合いの場所をもう少しバランスをとって設定をしてみたらというふうに考えておる段階でございますから、その点はさようにご理解をいただいております。

なお、文化財といえますか、いわゆるまつりに関連をいたしまして、各町で持っております山車でありませうか、あるいはおみこしでありますとか、そういうものがいろいろあるわけでございます。これらは、今の段階ではそれぞれ各町において収納をしていただいておりますが、だんだんにそれが持ちこたえられなくなってきておるということも聞いておりますし、現実にあいつ山車が故障をしたとかというような問題もありますので、これらのものをどうするかということは、ハード面、ソフト面についてであります。それが文化財的要素を含んでおりますが

けに、四日市市にとっては一つの重要な課題であるというふうに私自身は認識をいたしております。

ご指摘のありましたように、高山市でありますとか、あるいは浜松市でありますとか、そういったところでは公営でやっておると、また一方で民間でそれぞれの地域が自分たちで管理をやっておるといふところもあるわけでございますけれども、先ほど申しましたように、例えば大入道でありますとか、鯨船でありますとか、ややその地域では持ちにくくなってきておるといふ状況が見受けられますので、これらの問題もそのまま放置をしていくというわけにはいかないんじゃないだろうかなど。それじゃどうするんだと、やはりどこかに展示も含めて、しかも地域から離れないようなことでそういったことを計画していくのがベターではないだろうかというふうに私は思っておるわけでございます。そういったような面で今後地域の方々とも十分相談をしながら、場所も決めながら、行政と地域の間で調整をしながら、四日市のまつりというものを文化的にもう少し盛り上げていきたいというふうに考えておる次第でございますので、今後とも地域の方々との調整に当たらせていただきたいというふうに思っておる次第でございます。

以上、ちょっと抽象的な答弁に過ぎた嫌いがありますけれども、ご質問の趣旨を踏まえて今後取り組んでいくというふうにご理解をいただいております。

○議長（後藤長六君） 商工部長。

〔商工部長（荒木道也君）登壇〕

○商工部長（荒木道也君） 3点目の地区市民センターの建設についてに絡みまして、大四日市まつりにつきましてご提言がございました。大四日市まつりにつきましては、8月5日から7日までの延べ3日間に37万人の人出を呼びまして、関係企業、商業者の方々に大変ご協賛をいただきまして、ありがとうございました。

山車の復元についてでございますが、本年の大四日市まつりにつきましては、本町通りの商店街の振興組合、これらの皆さんが3カ月余りをかけまして、自力によりまして古い写真や当時の山車を知る人の助言を頼りに、手探りで戦前の名物だったタヌキのからくり人形の山車である「岩戸山」が50年ぶりに復元、披露され、観客から懐かしさやおもしろさから本当に喜ばれたところでございます。このように大四日市まつりが市民全体のまつりとして喜ばれるためには、今後も昔懐かしい山車の復元につきまして、さらに波及をするように働きかけてまいりたいと、かように存じます。

また、今回の復元並びに大四日市まつりに協賛いただきましたこの努力に対しましては、近く開催されます大四日市まつり実行委員会におきまして、これらの奨励金として、一部を協賛金として拠出するように働きかけてまいりたいと思います。

○議長（後藤長六君） 小林博次君。

〔小林博次君登壇〕

○小林博次君 都市計画部長から期待していた答えが出るかと思ったら、全く空振りでございます。後ろにずっと並んでおる人は少し腹が立っておるような感じがしています。

ちょうどさっきから声をからして叫んでおるのは、都市計画部長の感覚とはちょっと違うわけです。商業地域に居住しておることが、何か違和感があるような感じで私ども響いてくるわけですが、住んでおる人は、例えば四日市のまち全体がそうですが、歴代の都市計画部に全面的な信頼を置いて、白紙でやってくることを信頼して今まで来たわけです。ごらんのとおり町が寂れたり、よくなったり、関係なしに繰り返しておるわけです。寂れて残った町に私たちは居住、住んでおるわけです。それが昭和48年の新都市計画法でそのまま商業地として再スタートするような、そういうことになった。考え方としてはわかりますけれども、私どもは今まで市に対して都市計画税を払ってきたわけです。これはお互いが割り勘で町をよく

するという事で払ってくる目的税です。悪くなるんなら、これから先払う必要がないわけです。その辺を頭の中に置いていただいて、確かに今ある法律の中では言われる建物は建つわけです。しかし、よそ者の人が建てる建物で、今そこに住んでおる古い人たちが追い出されようとするわけです。それが市の政治として正しいのかどうかということを前から申し上げておるわけで、そこはそういう気持ちをもし少しでも理解ができるなら、市が先頭に立って「もっとマンションを低くならんのか」と、こういう交渉を積極的にせなあかんわけです。そういう意味で環境部が前に出て今交渉をしていただいておりますが、当然そういう中身が今日は答弁されるのかと思っておりましたが、それすらなかったの、ちょっと残念なわけです。

せっかく都市計画部長が答弁していただいたんですから、今私が申し上げました気持ちがわかったのかわからんのか。わかったとしたら、これからどんなふうにしてくれるのか。口先、小手先だけでいろいろ対応されても、納得がいかなるわけです。例えば川原町に建てられましたライオンズマンションのときに、市の方は、建築指導要綱をそのときにつくるといふふうに弁明を皆さんにしております。それから日がたっておっても、根っから姿をあらわさんわけです。ですから言葉が答えとして出てこない、我々としてはちょっと納得しかねる。そんなことで今申し上げた中身をご理解いただいて、経過を踏まえて、もう一遍ご答弁をいただきたい、こんなふうに思います。納得がいかなければ、これからはもう都市計画税を市には払わない、そういうことで対応したいと思います。

それからもう一つ、都市計画を見直してもらおうということで話がありましたが、そういう方法があると思います。参考のために申し上げますと、私ども今商業地域ですが、できればそれを住宅に合わせて住居地域に変えてほしいんです。それも例えば市の方が三滝台でおやりになったやり方で結構だと思います。みんなが住むと決めた第1種住専として三滝台は決め

てあるんですが、そこへ産業道路をつけると。普通ですと居住にふさわしいものしかそこへつけたらあかんと思いますが、あえて遠慮なしに市の方が方向を曲げてやるというなら、この場合も商業地域でありますけれども、住居が普通なんですから、マンションについてはもうご遠慮いただくような、そういう指導を強引にしても差し支えないのではないかと。三滝台にやったのと同じような対応をしていただければ、瞬時に問題が解決できるのではないかと、こんなふうに思います。

それからまた教えていただきました建築協定の問題についてですが、この住民は5階建てでいいということで、今建築協定の準備をしています。ただしマンションの部分だけが11階を出していますので、協定としては成立しないこととなりますが、あのあたりの住民はこぞってそういう意思表示をしておりますので、その点を踏まえて今後のご指導を仰ぎたい、こんなふうに思います。その点も含めてご答弁をいただきたい、こんなふうに思います。

それからその次に、三滝川の河川整備についてですが、関係者の間で相談されて、順次進めていただいて、懸案の市場についても残す方向で努力していただくと。大正時代から随分歴史を持った市場でございますので、市場を中心に川を整備していくということを考えていただければ、非常にありがたい。それからもう一つは、この市場は、お百姓さんが物をつくって、直接売りに来られるわけです。やがて自由化される波の中で零細なお百姓さんが生き残ろうとすると、やっぱり直接物を売るといふ、そういう対応が一番正しいかと思っております。ですから、これから先にこういう対応があちこちにあれば、小規模、零細規模のお百姓さん、非常にこう助かるのではないかと思いますので、そういう意味でも買い物文化といえますか、それからお百姓さんが生き延びていくためのそういう場所でもあるということをご理解いただきまして、もう何が何でも残していくと、こういうことをご確認をいただきたい、こんなふうに思っています。

それから話としてはちょっと出ておりませんでしたけれども、三滝橋のかけかえが、老朽化しておりますので、これもふるさとの川モデル事業の中で取り上げていただいて、かけかえをしていただければ、ありがたいと思います。

市民センターの問題ですが、ご答弁ありがとうございます。

ここで申し上げた老人のための部屋というのは、大上段に振りかぶったそういうものを指しているわけではありません。小さい畳の部屋と、できれば最近ですから、カラオケあるいは民謡が踊れるような場所、それから少し体が動かせるような場所、こんなものをつくってもらったらいかなと思います。新しくつくらなくても、今まで使っておった施設で、既に任務が終わろうとしている施設がありますから、そういうようなものに少しお金をかけて変えていただく、そういう程度のもので結構でございますので、その点も考慮してほしいなと、こんなふうに思います。

まつり会館については、何らか考えてくれるということですので、ありがたいと思います。

それから、ちょうどご答弁いただきましたように、これを機会にしてまつりの山車をつくっていただくような働きかけをしてくれるということですけれども、市の方の働きかけというのは、市民か商売屋さんか、そういうことだと思いますが、市の方でもお金を出してやっていると、こういう意思表示が、できれば欲しいなと、こんなふうに思います。

それから最後になりますが、高松海岸の整備の問題です。これは最初にも申し上げましたように、四日市港管理組合に申し上げて、2年たったらもう方法が出てるかと思ったら、出てなかった。今また市の方から、建設部長が言う聞いてくれるのかどうか分かりませんが、また空振りに終わるとあきませるので、その辺市としてこんなふうにしたいたいということを、ある程度腹を固めて提言していくと、こういうことをしていただければ、実現に一步近づくのではないかと思いますので、よろしくお願いをしたい

と思います。

以上、幾つかご答弁をいただきたいと思います。

○議長（後藤長六君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（前川鉦一君）登壇〕

○都市計画部長（前川鉦一君） ただいま再質問ございました点につきまして、お答えを申し上げます。

先ほどもご説明申し上げたわけでございますが、中高層ビルなどの建築によりましていろいろな障害が発生してまいっておるわけでございます。ところが、残念ながら現状におきましては、国におきましてもこれらの諸問題に的確に対応できるような法律制度がまだ整備されていないと、こういったところに大きな根本問題はあるわけでございますが、したがって、現在一部の自治体におきましては、そういった法律を超えました形で、行政指導という形で要綱等を制定し、日々発生してまいっておりますこういった諸問題に当たらせていただいているというのが実情であるわけでございます。

現在、全国の市町村の全体の約10%程度がこういった指導要綱をつくりまして、指導に当たらせていただいているわけでございます。この辺の指導要綱の問題になりますと、大変難しいのは、ご承知のように法律的な権限がないわけでございますので、指導要綱そのものにいろいろな規制的な内容を繰り込みましても、なかなかそれが現実には他の法律が優先するために守りにくいと、こういった点が一番大きな難題でございまして、全国各都市でも指導要綱によって問題の解決が図られるということであれば、一応実施されてるというのが正常な姿かと思うわけでございますが、今申し上げたような形での運用が、法的権限がないために非常に難しいと、こういったところから、問題を抱かえながらも苦慮しているといったのが実情にあるわけでございます。

私もこういった今日発生してまいっております難しい問題につきまし

て、一都市計画部だけでももちろん解決のできない点もございますので、環境部、市民部ともども取り組まさせていただきますわけですが、今後とも私どもとしまして、こういった先進都市の事例とか、処理の状況、そういったものを十分調査研究をいたしまして、実効の上がるような方向での対応をいたしてまいりたいというふうに思っておるわけでございます。

ご参考まででございますけれども、こういった中高層建築物の指導要綱、あるいはまたもう少しさかのぼりますと開発指導要綱と、こういった問題にも触れるわけですが、国の基本的な考え方としましては、現実でございます法律制度、これを自治体としては基本的には守っていく、そういった形での行政を進めるべきであると、こういうような見解が示されておりまして、特に開発指導要綱とか、中高層建築物の指導要綱につきましては、適正を欠くといったような見解も出されておりまして、私ども板挟みの状態で現在こういった問題に当たらせていただいているというような状況でもございますが、お気持ちとしてはわかるかということございまして、私も十分これは住民の皆様方の立場に立ってよく理解はさせていただいておりますが、一方におきまして当然の権利を行使できないと、こういう問題が出てまいるだけに、今後とも十分先進都市の状況を踏まえて対処してまいりたいと、こういうふうに思っておりますので、ご理解をいただきたい思っております。

○議長（後藤長六君） 小林博次君。

〔小林博次君登壇〕

○小林博次君 指導要綱ではなかなか縛れない、それから国の方では国の法律に従って指導要綱をつくれと、こういうことで前へ進まないということなんです、さっきも言いましたように、私たちは自分たちの住む町をよくしていただくという目的で都市計画税を払っておるんです。これは国の法律なんです、環境が悪くなるんなら払わなくてもいいというふうに

思うんですけども、そこら辺はどう考えておるんですかね。

気持ちはわかるというのは、答えとして対応していただくということですから、みずから足でもって何らかの答えを引き出す、こういうことがなければ答えにならぬわけです。例えばその前の質問者も区画整理事業で部長や助役が出てこぬと全然話にならんやないかと、こういうおしかりのことを言うておったですけども、大体部長は足が悪いのかな。もうちょっと出かけてきて、そこらをきちっとしていく必要があると違うかなと思うんです。

だからそんな意味でここで不満を出したわけですが、指導要綱を守ってくれぬということなら、守ってくれない業者、そういうものを市民に知らせ、そういう悪徳な人は四日市から排除するようなそういう運動だってできるわけですから、守るか守らぬかよりは協力していただくようなそういう指針、これを指導要綱だというふうに思うわけですが、やっぱりそれを決めた上で多少国とずれがあっても、これは地域によってずれがあるのは当然なんです、国に対してもまた意見を出していく。それこそ議会と理事者が一体となって対応すれば事足りることだと思いますので、そういう意味でも消極的な対応でなしに、積極的に物差しを指し示してもらいたい、こんなふうに思っています。

お茶を濁すようなやり方をすれば、結局は市がやってくれやんのなら住民運動しかないということで、むしろ旗立てて抵抗するしかなくなってくるわけですから、21世紀が間近いというこの時代に、いつまでたってもむしろ旗を立ててやらなきゃならぬというふうな、そういう市の対応というのは余り正しくないと思いますので、そういうあたりももう一遍考えていただいで対応してほしい。ここで幾ら食いついても余り答弁出ないと思いますので、そのあたりを踏まえて答えを出してほしい。

それから九の城町の電波障害についてですが、ここにも文書があります。これはさっきちょっと読み上げたんですけども、市の建築指導課に出さ

れた文書なんです。この文書は、「電波障害が発生したら処理する」と書いてあるわけです。今部長の答弁でいきますと、原因者が特定できないという表現を使っておられましたが、NHKで調査をしたところ、ちょっと一番前の家で45デシベルが建設以前です。40デシベルが建設以降なんです。この45というのは、50を割ったらもうほとんどテレビ映りが悪い地域だと、こういうことなんです。住民の人は、「45が40になったんやから、せめて45まで戻してくれ」と、こういう主張をしてるわけです。オーナーの方は、「もともと悪いところやからおれも被害者なんやから、そんなものはする必要がない」と。そこでこの文書に戻ってくるわけですが、そういうことなら最初から建築指導課はこういう文書を受け取ったらあかんわけです。「悪い地域だからしません」という文書を受け取らないと、市はだまされたことになると思います。だました業者をそのまま監督権限のある都市計画部がほっておいていいのかどうか、そのところをちょっともう一回答弁していただきたいなと、こう思います。

○議長（後藤長六君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（前川鉦一君）登壇〕

○都市計画部長（前川鉦一君） お答え申し上げます。

九の城町の問題につきましては、ご承知のように障害の原因が1つのビルによるものでなく、いわば他のビルとの関係での複合的な障害といったケースに近いものであるわけでございまして、いろいろとこれまでの折衝経緯もあるわけでございますが、私どもとしましては、法律的なことは別といたしまして、できる限り原因が確定できる範囲というとらえ方をいたしまして、問題の解決に努力をいたしておるわけでございますが、現在まだ解決に至っておらないというような状況にあるわけでございます。先ほどの文書等の件につきましては、一度十分私の方としても再度検討いたしてまいりたいというふうに思っておるわけでございます。

○議長（後藤長六君） 小林博次君。

〔小林博次君登壇〕

○小林博次君 隣の人が関連質問しそうな勢いですので、自分でやります。

電波障害、これ四日市のほとんどの地域で起こっておると思います。

海岸線に沿ってはコンビナートの話で大体解決をしたかなと、こんなふうに思います。ところが、それからちょっと離れた地域は、やっぱりコンビナートの建設時点以降だんだん悪くなってきて、建物が建つたびに少しずつ悪くなってきておるのは事実です。ですからそういうものを正確に市の方でとらえるような場所がないわけです。ですから正確にとらえるような場所をつくっていただく。それから将来的にはCATVなんかが入られるような、何か新しい時代に向けたそういうものと絡み合わせて第三セクターをつくって対処するというような方法もあるかと思っておりますので、何かどこかが文句言うてきたから、それを聞いて対処するとか、そういう遅れた行政ではなしに、全市的に困っておることは間違いないわけで、ですから積極的に前に出てひとつお取り上げをいただいて、問題解決を図っていただきたい。

これは最後に市長に特に要望したいと思っております。そういういろんな問題がありますので、市長選挙精いっぱい協力して応援しますので、どうぞひとつ市民のそういう問題について早く解決できるような、そういうことでよろしくお願いを申し上げて、質問を終わります。

○議長（後藤長六君） 暫時、休憩いたします。

午後3時23分休憩

午後4時7分再開

○議長（後藤長六君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

久保博正君。

〔久保博正君登壇〕

○久保博正君 本日最後の質問になりますが、しばらくおつき合いのほど

をお願い申し上げます。

最初に、消費税についてお尋ねいたします。

今年の夏も過ぎようとしています、天候不順が続く、各地で集中豪雨による被害が報道されていましたが、本市におきましても、残念なことに1人の子供の犠牲者を出してしまいました。ご冥福をお祈りするとともに、全国各地の被災者の方々に心からお見舞いを申し上げます。49年に鹿化川決壊による被災者の1人として、身につまされる思いではありますが、一日も早く立ち上がっていただくことを、まずもって念ずるものでございます。

今年の夏の天候は、昭和25年以来のものであったと言われます。ちょうどお盆のころ、熱帯性低気圧が日本列島の上に6つも並び、さらにその1つが、小さくはありましたが、台風に発達していました。昭和25年の夏がちょうど同じような天候があったと聞いております。その翌年には、旧日米安全保障条約が締結され、西側の一員に組み込まれたのでございます。この旧日米安全保障条約締結が、戦後我が国の大きな分岐点になったことは、否めない事実であります。

そして今、税制改革の名のもとに消費税が浮上しているのです。昨年中曽根政権で、売上譲与税が廃案になったばかりであります、手直しをしたとはいえ、中身は全く同じものと言われております。現在国会で論議されてはいますが、やはり税という国家の存亡にもつながる重大問題である以上、我々地方自治体も大きな関心を持って、言うべきことを言うことが必要と思うのであります。

ある新聞社の世論調査によりますと、「税制改革が必要」という答えが9割にも達し、現行税制に大きな不満を持っているのであります。焦点の消費税導入については、反対が46%と、半数近くを占め、賛成はわずか14%と、反対が賛成の約3倍に達しているのです。反対する理由は、所得の低い人ほど税の負担割合が大きくなるというのが43%と、消費税の宿命的な逆進性の弱点を突いた回答が最も多く、次いで、税の不公平を是

正するのが先決というのが31%、便乗値上げによる物価上昇というのが22%という結果になっているのであります。竹下首相は、7つの懸念解消に自信を持っているようですが、この世論調査にもわかるように、全く国民に受け入れられないのが実情であります。ともかく消費税ありきという、国民を欺くような税制改革はやるべきではありません。

例えば、さきに1兆2,000億円の減税を約束しているわけですが、3%の消費税では、まるまる赤字になるという計算も出ているのであります。たとえ1%でも、通せば勝ちだという意図が見え見えではありませんか。こうした点から最も懸念されるのは、3%が、いつの間にやらそれ以上になるという点であります。これには、山中税調会長も言葉を濁していたことをニュースで見ましたが、これがすべてを物語っているような気がいたします。

また、国鉄当時、運賃改定は国会の議決を必要としていましたが、いつの間にか運輸大臣の認可に変わりました。さらに、牛肉、オレンジの輸入も絶対にやらないと明言していましたが、アメリカの圧力に屈し、3年後には自由化されることになりました。恐らく米も自由化せざるを得なくなると思います。このように、次々と約束をほごにすることから見ましても、消費税導入直後にも10%以上になることは明らかであります。現在実施しているE C型付加価値税は、それぞれの国で違いはあるようですが、すけれども、最も高率なのが韓国の27%になっているのであります。それぞれの国の導入時と現在を見ても、フランスが20%から、現行は若干下がって18.6%、イギリスが、10%から入って15%に、西ドイツが、同じく10%から入って14%に、デンマークが10%から現在22%に、スウェーデンが10%から23.46%に上昇しているのです。これらの国を見てもわかるように、3%や5%という国はどこにもなく、10%以下では経費倒れになるということでございます。少なくとも15%以下では導入のメリットがないと言われておりますのに、3%でまず導入をと考える根底に

は、消費税ありきという、国民を欺く意図があると言われてもしょうがないのではないのでしょうか。

そもそも、EC型付加価値税を導入している諸外国と日本を考えると、根本的に大きな違いがあるように感じます。今までにも我が国と諸外国の違いはいろいろと言われてきておりますが、最近通産省が日米の企業行動比較に関する調査結果を発表しておりますが、2つの興味深い結果が出ております。その1つは、新規事業進出について見ると、日本側は、中・長期的利益を重視するのに対し、米国企業は短期の利益を重視するという結果であり、もう1つは、業績が悪化したときの対応では、日本企業が、人件費以外のコスト圧縮で切り抜けようというのに対し、米国企業は、採算部門の切り捨てや人件費の圧縮というのが大きなウエートを占めているのであります。これを見てもわかるように、雇用関係が米国では不安定なのに対し、日本企業では労使の関係が非常に人間味のある、温かい関係にあることをくしくも証明したのであります。諸外国では、こうした物の考え方を背景に、非常に高い重税にあえていた国民が、今以上に悪くはならないであろうという救いの気持ちで付加価値税導入を受け入れた経緯がございます。我が国では昔から、殿様とその国の人々は強いきずなで結ばれてきたという歴史がございます。視察でお邪魔する各市とも、何らかの形で殿様が現在に生きていることを耳にしまっているわけですが、各地の地場産業が今始まったのではなく、江戸時代の殿様が奨励したところにまでさかのぼっておるようであります。こうした関係は現在の労使関係にまで引き継がれ、企業にとって労働者は宝だという概念が生き続け、その家族にまで温かい手を差し伸べているのが日本の実態ではないのでしょうか。

こうした世界に例を見ないすばらしい人間関係を、行革の美名のもとに、炭坑閉山、国鉄の民営化を強行し、多くの労働者と家族を見放したのが中曽根前総理であったと指摘しておかなければなりません。労使の温かい思

いやりを断ち切り、ドライな、ぎすぎすしたものに変えたのが中曽根前総理なら、それを引き継ごうとしているのが竹下首相ではないかと思うのであります。しかし、依然として温かい人間関係は脈々として流れており、これがある以上、悪名高い消費税の入り込む余地はないと思うのでございます。全く我が国の実態に合わない消費税導入を考える前に、国民が感じている不公平感の解消に、国鉄を民営化した努力以上の努力を払うべきであると思うのですが、市長のご所見があればお伺いいたします。

次に、行政の立場からのご所見を承りたいと存じます。63年3月に私が当時の売上税について市長のご所見をお伺いしましたところ、電気・ガス税が売上譲与税に切りかえられ、半分ほどに圧縮されるので困るということでございました。今度の消費税も同じく、電気・ガス税は消費税として国に吸収し、その後消費譲与税として還元されるようではありますが、これでは地方自治はますます小さくなり、3割自治どころか、1割自治にまで縮小しようというのではないかと考えますが、いかがでしょうか。国はますます強く、大きくなり、地方自治はますます小さくなっていくのではありませんか。一つの事業をやろうとすれば、国へ足を運ぶのが、3回が5回、5回が10回になるのは明らかであります。こうしたことから、市民への還元が悪化すると思われ、全く好ましいことではありません。今や各国とも小さな政府を目指しているときに、我が国だけが強く、大きい政府をと考えることは、時代錯誤であると思います。私は、竹下首相の言う7つの懸念は、7つの矛盾と言いかえた方がよいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。市長のご所見をお伺いいたします。

次に、2つ目の項目についてお尋ねします。

まず、防災の面から。21世紀元年まで13年に迫ってまいりました。我々を取り巻く社会情勢も、世紀末を象徴するような出来事が次々と出現してまいります。ただならぬ心配でございます。その一つにゲリラ的集中豪雨がございます。地球的規模で気象の変化が見られると、テレビ、新聞等で

報じていますが、我が国では連日のように各地で集中豪雨がありました。先日の集中豪雨のとき、主要河川がどの程度の水位になっているのかと、近くの三滝川、鹿化川、天白川を見て回りましたが、国道1号にかかっている四日市橋では、橋げたまであと1mほどに迫っており、市の職員が厳重な監視をしておりました。水位が刻々と防災センターに報告され、それぞれの地区市民センターに連絡が入っているものと思っておりました。そして、その夜再び強い雨が降ったため、防災センターに電話で主要河川の水位を聞いたのでありますが、その報告は取っていないということでありました。今後、主要河川の水位を定点観測し、警報が出ている間は各地区市民センターに通報するようにしてはいかかがか、お尋ねいたします。各地区市民センターにはキャブテンシステムが導入されているわけですが、これを利用することも考えてはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。高度情報化時代にふさわしいシステムには違いありませんが、子供たちが遊びに使うばかりでなく、市民生活に直結した生きた情報を提供するならば、システム導入は価値あるものになるのではないのでしょうか、ご所見をお伺いいたします。

次に、各都市とも美化運動に努めておりますが、本市も電線の地中化や近鉄四日市駅前の景観に意を注いでおられ、そのご努力に敬意を表するところでございます。ところが、通りのあちこちにごみ袋の山を目にいたします。先日の暑い日に水道局の近くを歩いていましたが、臭気で近寄れないほどでございました。犬が破ったのか、中身が散らかって、悪臭が漂っておりました。

各市にお邪魔いたしますと、きれいなまち並みほどごみ捨て場には注意を払っておられるようで、中には金網でつくった、なかなかコンパクトなごみ箱を置いているところもございました。分別収集も軌道に乗り、順調に進んでいるようで、喜ばしいことには違いありませんが、置き場所に一工夫あればと思うのですが、いかがでしょうか。少なくとも市の中心部に

ごみ袋の山が目立たなくなればと思うのですが、ご所見をお伺いいたします。

次に、目指すべき一つに、健康都市づくりというのがあります。老人保健法が制定されて以来、40歳以上が5年ごとに健(険)診を受けることができるようになり、市民の健康への関心は年々高まっていることは喜ばしいことと、そのご努力に敬意を表します。健康に生きることは、人にとって最高の宝であり、何物にもかえがたいことであります。ところが、ふだん健康な人は、健(検)診を受けると、病気を見つけられるのではないかと危惧する気持ちも無視できません。そこで、強い働きかけがぜひとも必要になってまいります。この健(険)診制度はこれを手助けするものであり、あとは受診率の向上が問題になってまいります。職場での健康診断がありますので、勤めている人は毎年健(検)診を受けることができますが、それ以外の人はこうした健(検)診制度を活用して、みずからの健康はみずからの手で守らなければならないと思います。幸い最近の社会情勢で、パートタイマーで働く婦人が増加しており、これを活用して健(検)診率を高めてはどうかと思います。

毎年国保の方で実施しているコンピュータによる健康診断がありますが、一部の医者から不評を買っているのも事実であります。私のところへも送られてまいります。筆不精のせいか、あれだけの項目を読むのもおっくうで、つい家内に代筆を頼んでしまいます。この1,000万円を下らない経費をかける価値があるのか、疑問でございます。できるならば、その経費を、パートタイマーで働く婦人の健(検)診制度を条例化し助成した方が、よりよい結果が得られるのではないかと思います。いかがでしょうか。

さらに、地域別に、どの医者にかかっているのか調査するのも大事なことでないかと思います。諸外国では既にホームドクター制が導入され、1人の人の経年的健康度がチェックされているということであり、ぜひこの制度の導入に積極的に取り組んでいただきたいことを要望しておきます。

それ以外の人については、地域運動の一環に取り入れてはどうかと思うのです。既に1年に1度体力測定を自治会を挙げて実施したり、健康講座を開いたりしている自治会もあるようであります。全員健康診断を受けようという運動があってもよいのではないのでしょうか。そのための助成制度は価値が大きいと思うのですが、いかがでしょうか。ご所見をお伺いいたします。

次に、高齢化社会への対応についてお尋ねいたします。世界一の長寿国になり、世界一のスピードで高齢化社会を迎えているわけでありませうけれども、スウェーデンに見られるような、生きがいをなくした老人の自殺現象は、どんなことがあっても阻止しなければなりません。福祉の充実は、社会的弱者救済の見地から、さらに強化することは当然として、加えて生きがい対策事業を推進しなければならない社会情勢になったと判断しなければなりません。

その一つの事業として、本市におきまして実施されている市民大学は、各講座とも盛況で、高く評価されているところでございます。先般姫路市にお邪魔しましたところ、生涯学習大学校と老人大学好古学園というのが併設されておりました。真新しい建物と静かな環境のもとで、趣味や勉学にいそしんでいるのでございます。試験のない大学、楽しいひとときを過ごす大学は、時間はある、生活も心配ない、そういうこれからの高齢者に必要なことではないのでしょうか。幸い文部省に生涯学習局が新設され、国もその方向に進み出しているところでありますが、本市におきましても、生きがいのある老後を送っていただくための制度導入に積極的に取り組むべきであると思うのですが、ご所見を承りたいと存じます。

さらに、この項についてお尋ねいたします。過去2回ほどお尋ねしていることですが、高齢化社会を考えると、どうしても突き当たるのが、付き添い看護の問題でございます。県へ働きかけていくという答弁でしたが、少しは進んでいるのでしょうか。簡単にご答弁をいただければ幸

いであります。

次に、中小企業重視の観点からお尋ねいたします。幸い本市における石油関連産業は、円高がプラスする方向に動き、鉄冷えのような悲惨な結末を迎えずに済んではいますが、これからの世界情勢の中で、第2、第3の構造的変化が来ないとは断言できないところであります。都市にとって大事なことは、1つのものに依存し、それがだめなら倒れてしまうというような都市形態は好ましいことではございません。したがって、多くの変化に富んだ産業形態で、それぞれの分野で活発に活動していく、そういった都市づくりが望ましいと思います。中小零細企業の人々が頑張っている都市には大きな浮き沈みがないようでございます。

先日、会派で山形市へお邪魔しましたが、説明していただいた商工部の方の淡々とした話し方の中にも、自信にあふれた力強さを感じて帰ってまいりました。それもそのはずで、昭和28年に既に中小企業振興条例を制定し、地場産業の強化、育成に努めているのでございます。さまざまなご苦労を語ってくれましたが、中でも、展示会を毎年東京の有名デパートで開催しているという段になると、圧倒されるような思いでございました。もちろん、中小企業振興条例があつてのことではありますが、市長はじめ市の幹部、担当職員が地場産品の売り込みに歩き、その結果が東京の展示会になったということでもございました。

この中小企業振興条例の中で特筆すべきは、ある組合に所属する個人が、例えば土の粉碎機が必要となりますと、申し出を受けた市の商工課が、他の人の希望も取りまして、同じものをあわせて一括購入するという制度でございまして。その組合員は、5年程度で市に償還するという方法をとっております。この制度で毎年8,000万円程度の予算を計上しているということでもございました。本市にもそれに近い貸し出し制度はあるものの、協業化しなければならないとか、銀行経由でなければならないとか、何かと煩わしさが残る制度であります。ご所見があればお伺いいたします。

最後に、地域社会づくりの面からお尋ねいたします。市長の地域社会づくりにかける情熱は見事に花開き、地区市民センターも整いまして、市民の窓口になり、喜ばれております。さらに、本年度から社会教育担当が、名称も社会教育指導員に変えられ、本格的なソフト面での充実にいよいよ取り組まれようとしているところでございます。

そこで、今後のソフト面の充実についてお尋ねいたします。私が住んでいる町内には昔から桜保存会という会がありました。毎年春と秋には桜の周辺の草刈りを、町内の出合いで行っているところでございます。なかなかいい伝統だと思っているのですが、聞くところによりますと、市内の各所を業者に依頼して草刈りをする経費が年間 6,000万円は下らないということですが、これだけの予算を地域社会づくりに生かせないものかと考えますが、いかがでしょうか。

公明党员の中には、湯の山街道から桜台に入っていく入り口が雑草で覆われ、見通しが悪いからと、毎年 2 回ずつ、既に 3 回草刈りを続けている人々がいますが、一番怖いのは交通事故だと言っているところでございます。次は土手になっているためのけが、そして草刈り機による事故と言っておりました。こうした活動は素晴らしいことだと思うのですが、最悪の場合を考えての保険の加入等も考えなければならないと思うのですが、いかがでしょうか。

こうした地域にある問題、草刈りを例にとりましたが、その他さまざまな地域の問題に住民が参加できる受け皿をつくる必要があるのではないのでしょうか。都市化の波は、住民を孤独にいたします。先日でも東京で、寝たきりの妻の看病をしていた高齢の夫がぜんそくの発作で死亡し、妻は寝たきりのため、助けを呼ぶことができなかったという痛ましい事故がありました。大都会と本市では事情が違うとはいいますが、決して無視できない事件でございます。地域社会といたしましても、連合自治会、自治会、組になっているわけですが、運命共同体としての連帯する意識変革が大切に

なっております。この心の意識をどのような形でとらえようとされているのか、お尋ねしたいと思います。

以上で第 1 回目の質問を終わります。

○議長（後藤長六君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 第 1 問の消費税についてお答えを申し上げます。

その前提として、ちょっとお断りを申し上げておきたいんですが、この問題は目下国会で与野党の間にご議論が行われているところでありまして、市長としての見解というよりは、現時点では市の意見というのをまとめてあるわけではありませんので、若干加藤の個人的な感想めいた話になると思うんですが、お許しをちょうだいいたしておきたい。特に、私も事前にいたしまして、各党さんの推薦を受けておりますので、大変お答えしにくいところでございますが、感想めいた話でお許しをちょうだいいたしたいと思っております。

さて、今税制を改正しようということについては、いろんな点で問題になっているわけでございますけれども、一番はっきりしておりますことは、今日の税制そのものが、既に 40 年前に制定をされました税制であるということで、時代の変化ということに果たして対応しているのかどうかということが問題であろうかと。税制というのは、できれば変えない方がいいというふうに言われておりますけれども、それはなぜかということ、現在の我々の生活が、今の税制を中心にして経済生活が構築されている。これが変えられると、今まで構築してきた考え方を変えていかなければならぬというようなことと言われておるんだと思います。しかし、社会情勢が大きく変わっておりますので、税制もやっぱり変えてもらった方がいいのかなという感じがしないでもありません。特に、私どもはサラリーマンですが、サラリーマンの皆さん方が抱いておる税制の不公平感というものはぬぐい去り得ないところがあるかというふうに思います。昨日もテレビ

でも拜見をいたしておったんですが、野党の皆さん方からは、10項目にわたります不公平感の指摘がございました。私どもも確かにそうだなというふうに感ずるところであります。

そこで、今日の税制の中で、所得税の割合というのは非常に大きい。ただ、税金が大きいというだけでなしに、所得税が基準となって、公的な料金等が決められている部分がかかなりあるわけでございます。そういったところから、サラリーマンの不公平感というものが増大をしていっておるといふふうに思わざるを得ないわけでございますから、できるだけこういう点は改正をしてほしいなというふうに思うのでございます。

所得税を改正した穴埋めを何でするかということになりますと、勢い、非常に評判の悪い消費税というものが今浮かび上がってきておる、こういうことになるわけございまして、どうしたらいいのかということについては、もう少し国会での議論を待って私も判断をいたしたいというふうに思うところでございます。要は、所得と資産、さらに消費の現状、この3つの間でのバランスがとれた税制になることが一番いいんじゃないだろうかというふうに思うんですが、その具体的方策は何がいいのかということになりますと、いろいろとご議論のあるところでありますので、そういうご議論を待って考えてみたいと思うところでございます。

さらに、今言われておりますような税制改正で、市がどういうふうに行政的に影響を受けるのかということについては、財政部長の方から答弁をさせていただきます。

今申し上げたようなことで、非常に中途半端なお答えで恐縮なんですが、お許しを賜っておきたいと思えます。

○議長（後藤長六君） 財政部長。

〔財政部長（鈴木一美君）登壇〕

○財政部長（鈴木一美君） 市長の答弁に補足をさせていただきます。

行財政的に見まして、今回提案をされております消費税を中心にしたそ

の前に直接税としての減税法案等があるわけでございますが、個人住民税及び法人市民税に係ります直接税の減税要素につきましては、さきの6月の議会でご答弁を申し上げておりますが、今回改めて試算らしきものをしてまいりますと、直接的に消費税法案の中で影響が出てまいりますのが、本市の場合、電気税とガス税の消費税への吸収、及び市たばこ消費税の従価割を廃止したうえでの従量割一本化ということに対しまして影響が出るわけでございますが、63年度当初予算ベースで積算をいたしますと、24億2,300万円の影響でございます。

一方、歳出面で、諸事業に対しまして支出が伴うわけでございますが、これを原則3%という現在の法案の形のままで試算をいたします。ただ、仕入れ先等において、一部非課税になる部分もあるようでございますが、細かなところの計算は不可能でございますので、概算的に申し上げますと、一般会計で約4億6,000万円、特別会計で約3億4,000万円、企業会計で約2億円、合わせまして10億円程度の歳出面における税負担になろうかというふうに考えております。

これまでこういった消費税導入に伴う行政的な立場での国への申し状をいたしましては、再三ご報告をいたしておりますように、地方六団体を中心としました組織的な運動のほか、市長個人におきましても、こういった事柄をお話できる機会を国の自治省、特に自治省、大蔵省あたりの幹部の方々にもお願いをしてきておるところでございますが、全体を通じまして、今回の税制改正が減税分と、消費税導入を柱として増収分との全国的なレベルでのニュートラルという考え方を持っておられまして、いたしまして今回消費税の収入額およそ5兆4,000億円強のように聞いておりますが、これの5分の1を消費譲与税という形で地方に配分する。約1兆885億円ということでございますが、それを差し引きました残りの24%を地方交付税の財源にして地方公共団体に配分するという譲与税並びに交付税の考え方が出てまいっております。本市の場合、消費譲与税につきまし

ては、この範囲の中におきまして、他市の基準と同様のものが受けられるという考え方でございますが、普通交付税につきましては、現状においてしばらくの間、なお不交付団体という実情もございまして、24%云々というものの直接的な現金の収入というものは期待できない状況でございます。

当初、法案が策定されます前におきましては、消費譲与税につきまして、最初から本則適用ということで、人口あるいは従業員数による配分ということでございましたが、法案が提出されて、それを見てまいりますと、3年間の経過規定が設けられる予定になって出てまいりました。電気税及びガス税による激変緩和を図るべく、規定は附則にうたわれておるところでございますが、いずれにいたしましても本市の場合、電気税の収入が他の都市に比べまして、およそ倍に近いシェアを占めておることもございますが、これらによる影響は否めないものであるというふうに考えておりますが、これにかわるべき税源を本市のみで見つけるということも、また一方で不可能な面もございます。今後こういった財源見通しの上に乗って、適正な財政運営が図られるよう、幸いにも62年度以降本市の財政状況といたしまして、国、県と同様に多少の増加が見られておるところでございます。いつまでも続くものではございませんので、今後ともなお一層財源の適正配分に努めて、行政のそごを来さないように努力をしてみたいと考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、現段階におきまして、これら消費税につきまして、まだ国会での本格的な審議が進んでいない段階でございますので、いましばらく行方を見守って、十分に研究をしておきたいというふうに考えております。

○議長（後藤長六君） 建設部長。

〔建設部長（尾中忠邦君）登壇〕

○建設部長（尾中忠邦君） 2問目の第1点、水防関係につきましてお答えをさせていただきます。

ご指摘のように河川水位の観測は、水防上極めて重要なことでございます。したがって、大雨洪水警報等が発令されました場合は、主要河川9カ所でございますが、無線車で現場へ急行いたしまして、その観測結果を無線で本部へ連絡させ、水位を把握している状況でございます。また、その状況によりましては、現場にその職員を配置いたしまして、河川水位に加え、河川の状況もあわせて調査させまして、水防活動体制の確立を図っているところでございます。

なお、これら情報の市民への伝達でございますが、状況に応じて、関係地区市民センターと密接な連絡を取り、対応をしております。

また、ご提言のキャブテンシステムの利用につきましては、株式会社インフォメーションサービス四日市の活用等を含めまして検討をしてみたいと考えております。

水防上、情報の把握及び伝達は重要な事項でございます。今後とも防災無線等を最大限活用するとともに、各地区市民センターとの連携を密にいたしまして、遺漏のないよう体制を固め、対応をしてみたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（後藤長六君） 環境部長。

〔環境部長（鶴飼 滋君）登壇〕

○環境部長（鶴飼 滋君） 第2点目の中で、都市の美観の面から、歩道敷等にごみ袋が集積されているけれども、衛生上問題もあり、改善方法はどうか、そういった趣旨のお尋ねだったと理解をさせていただくわけでございます。

ご承知のとおり、本市のごみの収集の方法につきましては、集積施設をつくらない、いわゆるステーション方式を採用いたしているわけでございます。この方式につきましては、先ほど議員の方からもお話がございましたように、本市におきましては分別収集方式が一番適しておるといふこと、このことから、1つはステーション方式を採用しておるといふこと。2つ

目には、道路敷、あるいは歩道敷を利用するため特別の場所が必要でないという、こういうことでございます。それから3点目には、道路敷等日常利用される場所であることから、清潔保持についての自覚が極めて高いという、こういった利点がステーション方式にはあるわけございまして、大多数の地方自治体がこの方式を採用しているわけでございます。

しかしながら、先ほどご指摘にありましたとおり、美観上、あるいはまた衛生上も見苦しいという、そういう欠点も事実あるわけでございます。したがって、これにつきましては、例えばナイロンネットを集積場にかぶせることによりまして、美観上にも配慮をし、散乱を防ぐという、こういう方法もございまして、今後その方法について具体的に検討させていただきたいと、こう考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

それから、続きまして、健康都市づくりの面からの受診率の引き上げの問題についてお尋ねがございましたので、若干お答えをさせていただきたいと思うわけでございます。本市におきましては、特に疾病の早期発見、早期治療、こういうことについて、各種の健（検）診を重点といたしまして、健康づくり対策を進めているわけでございます。ちなみに、こうした健康診査の受診率の状況についてでございますが、ご承知のとおり、昭和58年の2月に老人保健法が施行されたわけございまして、例えば昭和58年度の受診率、基本健康診査について見てまいりますと、これが12%でございましたけれども、昭和62年度の受診率の実績を見てまいりますと、受診率は50%と、こういうことになっているわけでございます。国の保健事業第2次5カ年計画の最終目標、昭和66年度でございますが、この国の最終目標受診率が昭和66年度で50%と、こういうふうになっているわけでございます。その面から見ますと、本市におきましての基本健康診査については、既にその目標を達成しておると、こういうことで、かなり大きな成果を挙げているのではないかというふうに思っているわけでございます。

しかしながら、各種のがんの検診につきましては、全国的に受診率が低

いわけございまして、本市におきましても、国の最終目標の受診率でございます30%から見ても、本市のがん等の検診につきましては、7%ないし8%と、こういうような受診率の実態であるわけでございます。したがって、今後こうしたがんの検診の受診率の向上について努力をしていかなければならないわけございすけれども、その一つの方法といたしまして、地区別に受診率の実態を明らかにいたしまして、地域の健康づくり事業とうまく連動させながら、受診率の向上を図っていきたい、このように考えているわけでございます。

いずれにいたしましても、みずからの健康はみずから守っていただくという、こういう市民一人一人の意識の高揚ということが極めて大事なことでございますので、既に各地域に組織をされております地区健康づくり推進協議会を核といたしながら、さらに一層努力をしてみたい、このように思っておるわけでございます。

なお、昭和61年の2月に実施をいたしました市民健康実態調査につきましては、現在詳細な分析を行っているわけございまして、その調査の結果を待ちまして、本格的な健康づくり対策を講じてまいりたいと、このように考えておるわけでございますので、あわせてご理解を賜りたいと存じます。

○議長（後藤長六君） 福祉部長。

〔福祉部長（田中昌治君）登壇〕

○福祉部長（田中昌治君） 福祉部所管の件についてお答えいたします。

1番目は、国保関係でございます。国民健康保険が保健施設活動の一環といたしまして昭和59年度から実施しておりますコンピュータでお答えする健康調査につきましては、一人一人の生活習慣、健康状態を調査して、その人に必要とする健康づくりの情報を提供することを目的としております。この問診に答えることによりまして、マン・ツー・マンによるカウンセリングを実施したのと同じような効果が得られ、より多数の方々を対象

とすることができますことから評価を得ておりまして、国におきましてもこの事業を推奨しているところでございます。

昭和64年度からは、保健衛生事業と調整を図りながら、ご指摘の事業等につきましても十分検討してまいりたいと存じますので、ご理解をいただきたいと存じます。

それから、2番目の付き添い看護料の差額の支給についてでございますが、この問題につきましては、去る3月議会でご質問をちょうだいしたところでございます。ご質問の要点は、高齢者に対する基準外病院の付き添い看護料と、老人保健による法定給付との差額を補助せよということでございます。これにつきましては、県の方で実施する意向はないようだというお答えをさせていただいたわけでございますが、現在も状況は変わっておりません。したがって今後は、法定基準を引き上げるよう、市長会等を通じまして国、県に要望してまいりたいと存じますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（後藤長六君） 教育長。

〔教育長（岡田久江君）登壇〕

○教育長（岡田久江君） 市民大学の件についてお答えいたします。

四日市市の市民大学は、一般クラスと熟年クラスの2つのクラスに分けて実施いたしております。一般クラスにつきましては、昭和53年度から、市民の生活課題や地域課題に基づきまして、生涯学習の視点から実施しておりますものでございます。熟年クラスにつきましては、従来から実施しております熟年大学を受け、62年度から市民大学の方に統合を図って、高齢者社会の中で、孤立しがちな高齢者の仲間づくりと生きがいを目的に開催いたしておりますものでございます。

一般クラスにつきましては、勤労者が参加しやすい夜間に文化会館で開催し、熟年クラスにつきましては、お年寄りを対象といたしておりますので、昼間に中部地区市民センターを主会場にして実施いたしております。

両クラスとも、毎年定員を大幅に超える申し込みがあり、非常に好評を得ております。特に熟年クラスにつきましては、年が明けまして講義が終わりに近づきますと、熟年クラスから離れたくない、留年したいという声が上がってまいりまして、期間の延長を望む声も年々強くなってきております。今後高齢者が増加するとともに、生涯学習時代の中で、このような要望はますます強くなっていくものと予想されます。熟年クラスのあり方も、いま一度検討する時期にあるのではないかと思慮いたしております。

また、ただいまご提案のございました市民大学の会場につきましては、独立施設をもって大学運営を行っておりますのは、ごく一部の自治体でございます。他都市におきましても、総合文化会館や教育会館などで実施されております。当市におきましても、市民のニーズにできるだけ耳を傾けながら、当面は文化会館をはじめ既存の施設を活用しながら、市民大学の充実に向けて努力をいたしたいと存じますので、ご理解のほどをお願いいたします。

○議長（後藤長六君） 商工部長。

〔商工部長（荒木道也君）登壇〕

○商工部長（荒木道也君） 中小企業に関する問題につきましてご答弁を申し上げます。

本市の中小企業助成制度につきましては、中小企業団体の高度化事業と、従業員のための訓練を実施したとき、もしくは福利事業等を実施したときを原則として対象としております。この制度につきましては、昭和46年に制定されまして、48年に一部改正をいたしまして今日に至っておりますが、ご指摘のように、国の制度の種類が増加もございまして、一部実態に合わないという場合もございます。現在、他都市の実態を調査し、見直しを検討しておりますので、その基盤となる資料の収集、分析を行っておりますのでございまして、中小企業の振興の上からも、効率的な運用が図られるよう努めたいと存じます。

また、個別中小企業者の設備投資に対する助成についてでございますが、現行は、設備投資に対する助成制度は、中小企業振興資金、あるいは中小企業近代化資金の活用を指導しておりまして、保証料給付、または利子補給を行っておるところでございます。今後につきましては、市の施策に基づきます事業での個別投資、例えば現在策定を進めております地区更新計画に基づきますまちづくり事業など、これらの中で求められます個別の設備投資等が考えられるわけでございますが、その助成に対する方法も含めまして研究を進めてまいりたい、かように存じます。

○議長（後藤長六君） 市民部長。

〔市民部長（藤田高司君）登壇〕

○市民部長（藤田高司君） 時間的な制約もあろうかと思っておりますので、恐縮でございますが、簡単にお答えさせていただきたいと思っております。

地域社会づくりの点で、地域奉仕活動の問題で、草刈り等の経費を地域社会づくりの方へというのが1点と、それからそれらの活動に対するボランティア保険の件だというふうに思います。

ご指摘の地域でいろいろ奉仕活動が活発に行われておるわけでございますが、さらにその輪を広げまして、ぬくもりと潤いのある地域社会づくりを目指しているところでございます。そういった中で、まだまだ個人の負担しておる経費とかいったものがあろうかと思うわけでございますが、そういった余分な経費が他に流れておることならば、そういったものを十分調査いたしまして、これから関係部局とご相談をさせていただいてというような方向も考えられるのではないかというふうに存じます。

また、地域団体などで自主的な諸活動を支援するための、本年度から地域活動費を創設いたしましたわけでございますが、そういった活動に対しまして、必要な経費の一部をお役立ていただくようにしてみたいとも思っております。現在市では、市民総合賠償補償保険という形で、市長会で行っております保険に、市民1人当たり7円50銭でございますが、これについては、

そういった市が主催する社会体育活動、社会教育活動、社会福祉活動等におけるボランティア活動の事故等については、その保険で対応いたしておるところでございますが、個々の、そういった小さい単位でのいろいろなボランティア活動が活発化されておるわけでございますが、地域によっては既に何かの形でご加入をいただいておりますのではないかというふうに思います。全国社会福祉協議会のやっておりますボランティア保険であるとか、スポーツ団体のやっております保険であるとかといったものがあるわけでございますが、そういった経費の一部についても、今後、現在持っております地域活動費を充てていくことも検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（後藤長六君） 久保博正君。

〔久保博正君登壇〕

○久保博正君 ご答弁ありがとうございました。

まず1つは、消費税につきましては、市長もなかなか言いがたいところではないかと思っておりますが、ともかくこの不公平税制というか、消費税そのものは、我々にとってもとても納得できない税法であります。ともかくワンタッチで、ぽんとボタンを押せば、すっと入ってくるようなシステムというのは、これは絶対に許すべきことではない。直間比率云々の問題がございますけれども、やはり苦勞して、国民が一生懸命に頑張ったその成果を簡単にやるべきじゃないんじゃないか、そういうふうに考えております。ひとつぜひともいろんな角度で、市長のお立場もあろうかと思っておりますが、言うべきところはあろうかと思っております。そこで大いに叫んでいただきたいと思います、こういうふうに思うわけです。

他の都市に比べると減収が大変大きい、こういうふうでございますけれども、これも市民の大きな戦いの結果であります。それで、よその市へとられてしまう、国へとられてしまうというような、そういうやり方は、これは好ましくないんじゃないかなと、こういうふうに思いますので、ひと

つ消費税につきましては、いろんな形で物を言っていただければ大変ありがたい。

先ほど、電気・ガス税のことで、財政部長の方から細々と数字を並べられますと、なるほどなと思うんですけども、こんなものは決して理解できないところではないか、こういうふうに思います。やはり根本的に我々が認められない税法だということをひとつ深く認識していただきたい、こういうふうに思いますので、重ねてお願いを申し上げます。

それから、この付き添い看護料の件で、先ほどちょっと簡単にご説明をというふうに申し上げました。ご答弁をいただいたわけでありすけれども、県はやる気がないというのは、前回言ってみえなかったんじゃないかなと。県の方へ言いますというような答弁じゃなかったかと思いますが、その後いろいろ県の方とも私ども話し合いをしておるわけでありすけれども、ともかく県としましては、それを一たんやろうとすれば、全市を挙げてやらなければいけない、大変な事業になる、ぜひともまずとりあえず四日市でやってくれぬかと、こういうような強い意向でございます。そして、それが余り大きな効果を挙げるようなら、県の方へ働きかけてもらえればというようなことも言っております。

これもなるほどと思いますし、大変金の要ることでありすけれども、ともかく、例えば市立四日市病院というのは、基準看護という状況にございます。したがって、例えば完全看護のところは3人ぐらいたと、基準看護のところは6人とか7人とかというのを1人の看護婦さんが受け持つということであります。しかし、全部の入院患者が付き添いが要るわけではございません。何人かだけがどうしても必要なところであります。ところが、看護婦さんが最初に、あなたのところは付き添いをつけてください、こういうふうに言われる。そうすると、基準看護の病院である以上は、一銭の補助もできない、還付金もない、こういうようなところであります。したがって、どうしてもこの人だけは必要なんだという人には、

手厚い看護システムをぜひとも市立四日市病院としても検討願えればありがたいなど。確かに、一般の病院との競合の問題もあろうかと思いますが、ともかく入院している人にとっては、生きるか死ぬかというような問題でございますので、ぜひともお願いをしたい。また、そういうような付き添いがつけられない家庭環境の中にある方もたくさんおられる、こういうことであります。ぜひこの点をご理解の上、ご検討願えればありがたいなど、こういうふうに思います。

生涯学習大学校、老人大学好古学園のことで、よそも同じように各種の施設を使ってやっているからこれでいいんだというような、こういう答弁がどうも市の答弁の中には多い。これが私にはどうしても納得できない。やはり60点行政というふうに考えても、言い過ぎではないんじゃないかな。やはりもう一步突っ込んだ形で、例えば学校がしばらくあいています、あいている教室を使って何とかやっつけようとかいうように、今日はこの文化会館、今日は市民センター、今日はどこどこでというような、そういう年寄りをあちこちに振りまわすような、そういうやり方は好ましくないんじゃないかなと、こういうふうに思いますので、ぜひともご検討のほどを、新しいのを完全につくれとは申しません。小林議員ではありませんが、あるものをうまく活用すれば、もっといい行政が行えるんじゃないかなと、こういうふうに思います。

さらに、この中小企業の件でありますけれども、やはりこれも同じように、私も常々思うところであります。ともかく何人が集まりなさいよ、そうしたらお金を貸しましょうというようなやり方、これはもう少し考えて、温かい行政というものが必要ではなからうかなと、こういうふうに思います。ぜひこの点も検討願えればありがたいと思います。

それから、先ほどボランティア活動に保険をとということでご答弁がございました。ともかくいろんな形で現在ボランティア活動というものが進んでおります。自分の地域を何とかしよう。しかし、ご本人たちは決して、

保険がかかっている、あるいは何かあったときには返してもらおうという気はないんだろうと思います。しかし、何かあったときには、これは大変な問題になると思うわけであります。したがって、地区市民センターに何月何日どこどこで草刈りを何人程度でやります。これを受け付けたならば、直ちに対応できるような、そういうシステムづくり、これを私は申し上げたわけであります。ぜひともこの点もご検討願えればありがたい、こういうふうに考えます。ぜひともご検討いただきまして、今後の行政に反映させていただきたい、こういうふうに思いますので、よろしく願います。

会 議 録

○議長（後藤長六君） 本日はこの程度にとどめることにいたします。

次回は、明日午前10時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時6分散会

第 3 日

（昭和63年9月13日）

○議事日程第3号

昭和63年9月13日(火) 午前10時開議

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(41名)

青 山 弘 忠
小 井 道 夫
伊 藤 信 一
伊 藤 正 数
伊 藤 雅 敏
宇 野 長 好
大 島 武 雄
大 谷 茂 生
金 森 正
川 口 洋 二
川 村 幸 善
喜多野 等
久 保 博 正
小 林 博 次
後 藤 長 六
坂 口 正 次
佐 藤 晃 久
田 中 武
田 中 基 介

議事課長	平井俊英
議事課長補佐	喜田宏志
議事係長	岡崎雄治
主幹	日置正人
主事	井上紀久夫

午前10時1分開議

○議長（後藤長六君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、39名であります。

本日の議事は一般質問であります。

日程第1 一般質問

○議長（後藤長六君） これより一般質問を昨日に引き続き行います。

順次発言を許します。

橋本 茂君。

〔橋本 茂君登壇〕

○橋本 茂君 おはようございます。

私は最初に消費税に対する市長の対応についてお尋ねをいたします。

今、竹下自民党内閣は日本の政治史上まれな一大スキャンダル事件、リクルート疑惑にふたをしたままで国会に税制改革特別委員会を設け、消費税導入に向け突っ走ろうとしています。

多くの国民が怒りと不信を高め、「ぬれ手でアワの大もうけをした竹下首相や宮沢大蔵大臣らに税制改革を語る資格はない。公約違反の消費税は断念せよ。さもなくば国会を解散して国民に信を問え」の声が広がっております。

この消費税は、第1に、国民の圧倒的多数に総被害をもたらす悪税であ

ります。

第2に、一たん導入したら税率の引き上げは必至で、3%が10%、15%と政府自民党の思いのままになるというものであります。

第3には、目的は戦争と軍拡の財源づくりのためであり、高齢化社会のためだとかお年寄り福祉のためとは口先だけで、実際には老人世帯にも容赦なく消費税をかぶせ、押しつけるものであります。

第4には、大企業、大資産家、金権政治家にはうまい汁を保障し、引き続き特権や優遇措置がとられる。

そして、第5には議会政治のもとでは許されない公約違反の悪税であります。

この5つの問題は、四日市市民の圧倒的多数にとっても我慢できない内容であります。市民の各層にとりまして、中小零細業者はもとよりサラリーマン層の8割以上が所得税減税を差し引いても増税、低所得層や弱者からも容赦なく徴税するのですから、市民の暮らし、台所を直撃する悪税であることは明白であります。

また、本市の財政にとってはどうか。昨日の議会答弁で明らかにされましたように、電気税、ガス税の廃止を中心として24億2,300万円、歳出面では約10億円、合わせて34億円を越す被害を受けることとなります。消費譲与税があっても大きな影響を受けると分析されているところであります。7月に明らかにされました四日市市職労による試算では、市の財政にとって昭和64年度は37億6,000万円、65年度は46億1,000万円もの影響を受けるとして、市民負担増はもとより、地方自治そのものを破壊することになると指摘をして、消費税ストップを呼びかけております。

市内の市民団体、労組などは6月議会に続いてこの9月議会にも反対の請願や要望が多く出されているところであります。四日市市民の暮らしと市の財政に大きな被害と悪影響をもたらす消費税なのですから、この導入はまかりならぬと市長は断固として反対の態度をおとりになるべきです。

市長の昨日の答弁の中では、個人的感想とか各党の推薦を受けているから態度を明確にしにくいなどという発言がありましたが、そうした態度は許されないとするものです。むしろ、選挙を目前に控え、市民の審判を仰ぐ時期ですから、26万市民を代表する市長なら市民の暮らしを守り、市財政の健全な確立を果たす立場から、あなたの市長としての態度をこの際明確にしていきたい。

私は、2番目に、市が助役名で出した2つの通知に関してお尋ねをいたします。

2つの通知とは、1つは工事業者あてに出した8月31日付の「四日市市が発注する建設工事に係る留意事項について」と題したもの、もう1つは、9月5日付、市職員あての「暴力行為等に関する留意事項について」であります。

通知が出された背景には、7月26日に起きた市土地開発公社の南部工業用地造成工事第1工区入札をめぐる暴力事件があり、そのことは去る5日に開かれた議会の各派代表者会議においても説明があったところであります。

今回の事件に関して、公社は事件を起こし逮捕された業者、福道建設に対して指名停止処分4カ月の措置を決めています。背景となった事件を重視した私ども市議団と共産党北勢地区委員会は、公社への申し入れや南部工業用地の現地調査も含め、独自の調査を行ってきましたが、調べれば調べるほど疑惑や矛盾が多く出てきているところであります。

9月5日には、公社に対して公開質問状を出して問うたわけでありまして、ところが9日という回答指定日を過ぎてもいまだに回答をいただけておりません。一日も早い公社の誠実な回答をこの場からも強く望んでおくものです。

さて、公社に対しては、市当局は適切な監督指導をしなければなりません。今回の事件のように暴力ざたが起き、談合騒ぎがあり、業者が逮捕さ

れる、そして公社は入札をやり直さなければならないといった重大な事態を招いたことを深く反省し、事件をしっかりと分析し、教訓も引き出して、今後の市の指導に生かしていくことが大事であります。この結末を一片の通知で済ませてしまってはならないと思います。

そこでまず第1に、市長は今度の事件がなぜ起きたと分析してみえるのか、また根本に何が問題としてあったととらえてみえるのか、お尋ねをします。

第2に、私は、市当局の公社に対する監督指導が適切でなかったと思われる点を3点にわたってお聞きをいたします。

まず1点目は、業者指名そのものに問題がありはしないのかという点であります。今回の公社の造成工事は、A、B、C、3ゾーンに分けて入札発注が行われておりますが、福道建設はA、B、C、3ゾーンにわたって指名を受け、3ゾーンとも落札をしている事実があります。これは福道建設1社だと聞いております。しかも、Aゾーンで請け負っている工事の工期を遅らせて、まだ終わっていないにもかかわらず、B、Cゾーンでも落札をして工事を請け負うという事態は、多くの業者の間で優遇されているとさえ言われています。公社の指名選定に当たって、何らかの業者の圧力や働きかけで便宜を計らっているのではないかという疑惑が生まれるのも当然であります。

また、福道建設は、市の指名入札に数多く参加をし、請け負ってきた実績をつくってきていますが、暴力を振るった業者、まさに通知にうたっております指名業者としてふさわしくない言動があった業者に対して、市の指名選定で何の反省もないのか、あわせてお聞きをいたします。

2点目は、7月26日の公社の入札執行に当たって、市当局の指導が適切であったかどうかという点であります。

まず一つは、入札執行直前に福道建設らが「談合しているから中止」との発言をして会場から退場しました。そのときに公社は市の調達契約課に

指導を仰いでいます。その結果、入札執行を延ばしています。また、次の段階で入札妨害とも言える言動を行っていた福道建設らが会場に入って、今度は池畑組がいないことを承知の上で、不正常的な状態の中で入札を執行しています。このときも市当局に指示を仰いでいるんです。結果は不正常的な事態の中で入札執行がなされ、二重、三重の混乱を招いて、再入札をやらなければならない結果になってしまいました。そこでの市当局の指導が適切なものであったかどうか問題であります。この点を明らかにしていただきたい。

3点目は、南部工業用地造成工事における用地買収をめぐる一つの問題について、ここでも市当局の関係部門の対応、指導が適切であったかどうかについてであります。Cゾーンの用地買収の際に、西出建設という業者の縁者が所有していた土地、この土地は家も建たない山奥の土地になるわけですが、その代替地として公社が所有していた坂部団地に隣接する県道小牧小杉線沿いで、すぐに家が建つ既存宅地になっている土地をこの西出建設が代理人となって請求をいたしました。

この土地は、私どもの調査では不動産業者の評価ですけれども、坪25万円は下らないそうであります。公社の評価は何と坪10万円、これで取引をされています。しかも、この土地190㎡余りは、公社の管理はそれまで簿外資産の扱いになっております。これは財産管理上も問題だと言えます。

さらに、その土地は、県道を横断する三重北小学校に通う子供たちが、通学をする際に必要がある横断歩道橋の用地として地元では10年前から最適地として確保するよう検討されていた土地なのであります。公社は西出建設の縁者に売却する際に、市の道路課に対し、「歩道橋用地だがよいか」と尋ねたところ、「計画はないからOK」との返事があり、そのことを踏まえて売却したと語っています。

10年前、当時の教育長が地元と確認書を交わして、歩道橋建設を市として約束している経過もあるだけに、今回の売却に当たって教育委員会はど

のような対応をされたのか、これは教育長にお伺いいたします。

以上、公社に対する市の監督指導の問題を幾つか聞いてまいりましたが、業者の指名選択のあり方について、また入札方式の決定について、財産管理及び処分上の問題について業者の圧力や働きかけに屈してしまう公社や市の姿勢が私は浮き彫りになってきていると指摘したいのであります。

特に、市の幹部が今回の事件を一片の通知で事足りると片づけてはならないと思います。業者への通知は業者間で「あの暴力を振るう業者があんなにも指名を」とささやかれているならば、少しも効果は期待できないであります。事実そういう声を多く聞いているのであります。

一方、市職員への通知もしかり、幹部から襟を正し、今回の事件から教訓を引き出し、反省すべき点を明らかにして公正な市政を確立する。市長、助役をはじめ幹部職員からある種の圧力や働きかけに、もちろん暴力もですが、毅然と対応し、公正な態度を貫かなければ市職員は納得をしないと。この通知が生きていかないと思うのであります。

最後に、市長は今度の事件からどういう教訓を引き出し、今後に対処しようとしてみえるのかをお聞きいたします。

○議長（後藤長六君） 市長

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ご質問にお答えをいたしますが、第1点については私から、第2点については助役の方からお答えを申し上げます。

まず、消費税を中心いたしました今度の税制改革でございますが、税制改革そのものは、今日の段階におきまして社会情勢というものが、今日の税制が取り決められました昭和25年当時と比較をいたしまして、非常に変わってきておる。変わってきた体制の中でどういうふうに国民が納得できる税制をやっていったらいいのかということについては現状のままでもいいということにはならないと、私はそう考えておりますので、税制改正というものについてはそれなりの意義があるというふうに思っております。

ただ、その中身がどうかということになりますと、いろいろご議論のあるところでありまして、特に税制の問題というのは大変技術的な問題も含まれておりますから、私がすべてを承知して自分の意見を申し上げるという段階にまではなかなか至っていないというのが実態でございます。

それから、税制改正というものは、国の制度でございまして、国の制度がどうあるかということについてはいろいろなお立場によってそれぞれの議論が展開をされているわけでございますから、今日の段階で私が市長としてこうだという決断的なことを申し上げるというわけにはまいらないというふうにご認識をちょうだいしていただきたい。

そこで、実は社会情勢が変わったから税制も変わってもいいんじゃないかという単純な一例だけを挙げてみますと、今日の税制で物品税的なものがあるわけでございまして、例えば自動車というものに対する税金、取得税がかけられる。これはかなり今日では高い率でございます。しかし、もはや車というものは贅沢品でも何でもなし、必需品である、こういうことになればおのずから車に対する課税の考え方も変えていってしかるべきではないだろうか。これは一例ですが、そういった意味合いにおきまして、私は税制というものはやはり一定の改革が必要ではないか。特に改革の方向としては、所得、資産、消費、この3つの間で均衡のとれた課税をしていくというのが一番いい方法ではないだろうかというふうに思うのでありますが、この3つのバランスがどういう形でとられるのが一番いいのかということについてはそれなりにご議論もあるわけでございますから、国会の議論をなお待ってみる必要があるというふうに思っておるところでございます。

ところで、それでは市長として今まで何をしてきたかといいますと、国が出された法案に対して、先ほどご指摘もありましたように、あるいは昨日の久保議員のご質問にもお答えをいたしましたように、やはり市に対するかなりの影響がありますので、そういった面について影響が及ばないよ

うにしてもらうように国に働きかけをやってまいりました。

特に、その中で電気税が消費譲与税に吸収されるというようなことがありましたので、私どもは地方税の安定財源としてぜひ存続をさせてほしいということ、全国市長会を通じまして自民党の地方行政部会に対して意見を今年の6月2日にも出してきまして、同時に地方財源の確保ということについて地方公共団体の財政運営が少しも支障を生ずることのないように、譲与税及び交付税によって補てんをしてほしいという姿勢を全国市長会を通じ、あるいは地方6団体で構成をいたしております地方自治確立対策協議会を通じまして、関係各省へ6月15日ではありますが、強く要望をしてみましたのでございます。

こういった公式な折衝はもちろんでございますが、非公式には私自身、上京のたびに自治省、大蔵省、あるいはその他党の幹部の方々に対しまして、地方の実態というものを訴えてまいってきたのでございます。その結果とってはどうかと思うのですが、結論として消費税の収入額の5分の1相当額、5分の1相当額というのは全体の消費税の収入見込み額が大体5兆4,425億円、その5分の1、1兆885億円というものを消費譲与税として地方へ配分をする。さらに、その配分額を引いた残りの消費税相当額の24%、これを地方交付税として地方団体に交付するという内容の法案が提出されておったわけでございます。

こういうような結果、消費税につきましては、さらに財源の激変緩和措置ということで、64年度から66年度までの3年間におきまして、電気税及びガス税等の収入実績に基づいて、旧税割合として一定割合額を確保する経過措置がとられたのでございまして、したがって、64年度は約22億円の譲与が行われる。これはこちらの試算でございますから、現実には少し違うかもしれませんが、65年度は18億6,000万円、66年度で約15億円、そして67年度では11億7,000万円、いわゆる平年度ベースでは11億7,000万円という、これは譲与税がずっと同じ額で毎年度いった場合の計算でござい

ますから、実際はそうはなっていないだろう、もう少し変わっていきたくらうと思うのですが、そういうような計算が出ております。

いずれにいたしましても、私どもは、国に対していろいろな働きかけをやってきた結果、痛切に感じておりますことは、結局財政力指数で今地方交付税の交付団体と不交付団体に分けられておりますが、不交付団体は財政力がいいということで、なかなか不交付団体に対する国の考え方というのは相当かたいものがある。交付団体についてはかなり同情的な見方をいたしております。

したがって、四日市市の場合は前者でございますから、いろいろ言いまして多勢に無勢というところがありますけれども、我々の話に関係省庁はよく耳を傾けてくれまして、いろいろな対策を講じ、国の税調の方にもその旨を伝えていただきまして、その結果をいろいろ聞かされておるわけでございますが、結果的には今申し上げたような形になっておるといってございまして、私はなお今後市財政の確立に向けてそれなりの努力を続けてまいるといってことをお約束いたしまして、お答えにかえさせていただきます。

○議長（後藤長六君） 片岡助役。

〔助役（片岡一三君）登壇〕

○助役（片岡一三君） 第2点目の市発注工事にかかる工事業者及び職員への2つの助役通知に関してお答えをいたしたいと思っております。

ご指摘のように、去る7月26日に、市土地開発公社の南部工業用地造成工事をめぐりまして、入札参加業者の間で傷害事件が発生いたしました。まことに遺憾と言わざるを得ません。かつて2年前には、本市の直接の工事発注に関しまして、本庁舎内で公務執行中の工事担当課長と契約担当課長の2課長が暴行を受け、そしてこの業者が公文書を毀棄したということで、刑事事件として処分もされておりますし、市といたしましてもこの業者に対しましては、本市の指名停止基準に基づきまして、6カ月という指

名停止処分をしております。

以来、本市の指名登録業者に対しましては、機会をとらえまして公共工事を請け負うことの重要性、さらには市との信頼関係を損なうことのないように、言動と品位の保持について指導をしまいたところでございます。幸い本市の直接の工事発注、入札執行に関しましては、その後この種の事件の発生を見なかったわけでございますが、残念ながら、先ほどご説明申し上げましたような事件が、土地開発公社執行の工事入札をめぐって傷害事件が発生をいたしましたわけございまして、このことは本市の指名業者にはあるまじき行為でございます。したがって、市といたしましても、指名停止基準に基づきまして4カ月の指名停止処分といたしたところでございます。

と同時にこういったことが二度と起こらないように、また起こってはならないことでございますので、この機会をとらえまして市内全工事登録業者に対しまして、ただいま申し上げましたような市との信頼関係を損なうことのないように、言動と品位を保持されたいということ。それから、業者指名についての不服及び苦情の申し出につきましては、審査会に対し書面において行うこと。それから今後とも市等の工事発注に当たっては適正な執行の確保を損なうような行動があるときは、諸法令に照らし指名停止等相応の対処をする。加えて暴力行為等による介入については断固たる姿勢で排除に取り組んでいるところであるので承知されたい。こういった2つの留意事項を通知し、周知徹底を図ったところでございます。

一方、職員に対しましては、平素から折に触れて服務規律の確保につきまして注意を喚起しているところでございますが、今回の公社での事件を一つの契機といたしまして、さらに職員の応接等、あいまいな態度が暴力行為を発生させるという要因にもなりかねませんので、また威圧的な言動に対する毅然たる態度の保持等について改めて通知をいたしたところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、その他ご質問につきましては、市との別個の法人である公社、全く別人格の公社の事務の執行にかかることですので、答弁については差し控えさせていただきたいと思っておりますので、あしからずご了承を賜りたいと存じますが、この事件の経過、概要につきましては、既に公社理事協議会におきまして、説明報告がなされておりますのと、同時に理事長である市長からこの事件に対する遺憾の意が表されておりますことをご報告を申し上げたいと思っております。

また、公社に対する適切な指導ということにつきましては、公社の業務の健全な運営を確保するために、今後とも適切な指導をしてみたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（後藤長六君） 宮田教育次長。

〔教育次長（宮田 勉君）登壇〕

○教育次長（宮田 勉君） 歩道橋設置につきましてお答え申し上げます。

建設部の協力を得ながら当時から道路管理者の県土木に対しまして、教育委員会といたしましてはその設置を強く要望してまいったところですが、その実現については大変難しく、見通しが得られない実情でございました。

最近に至りまして、大池中学校の通学路としまして、当該交差点に信号機の設置をという要望が出ております。現在これにつきましては、建設部、市民部の協力を得て、警察当局にその設置について依頼をいたしておるところでございます。このようなことを踏まえまして、現在の措置がなされたものであるというふうに考えております。

○議長（後藤長六君） 橋本 茂君。

〔橋本 茂君登壇〕

○橋本 茂君 消費税の問題は、今政府が国庫補助率のカットと同じ根から出てきている問題で二重に被害を受ける問題です。しかも、国会で今法案が出ている問題であり、やはり反対をきちんと明確にすべきだと思いま

す。

それから、公社の問題は市の対処、これを私はお尋ねしておったのですが、答弁を差し控えるという残念なお答えがありました。私は、この際時間もございませんので、市長に教訓を引き出して、今後公社の抜本的改革、これをぜひきちんと取り組んでいただく、その問題として私がここで指摘をした問題をやはり正面から受けとめていただいて、そしてこの事件を二度と繰り返さない、そういう決意を今後を表していただきたい、こういうふうなことを強く要望して私の質問を終わります。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤長六君） 水野和子君。

〔水野和子君登壇〕

○水野和子君 ただいま教育次長の方から山之一色の横断歩道橋の用地につきまして回答をいただいたわけでございますけれども、これは10年前、三重北小学校が新設されたときに、子供たちの通学路の第2の歩道橋として用地を確保しておったところでございます。その当時の教育長と地元の間にも確約も交わされております。この問題につきまして、教育委員会に相談があったのか、そして地元との同意が得られたのであるかお尋ねしたいと思っております。

またもう一つ、ここは山之一色の子供たちや、大沢台の子供たちが大池中学校へ通り通学路に当たります。そして、そこに大きな建物が建ちますと非常に見にくく、交通事故が起こることは必至と思っております。

先ほどの大池中学校への安全対策として信号機をつけるというお話でございましたが、どこに信号機がつくのか。また、万一この場所で事故が起きたらどうされるのか、もう一度お尋ねしたいと思っております。

○議長（後藤長六君） 宮田教育次長。

〔教育次長（宮田 勉君）登壇〕

○教育次長（宮田 勉君） 教育委員会に対する協議があったかというこ

とにつきましては、これは先ほど申しましたように、そういう諸般の情勢をかながみて判断をされたということで、実際に教育委員会への協議は受けておりませんが、先ほど申しましたような流れを十分組んだ結果得られた結論であったというふうに考えております。

教育委員会といたしまして、横断歩道橋とか、道路改良についてやる権限は何らございません。あくまでも教育委員会といたしまして、その道路管理者に対しまして最善の努力をさせていただくというお約束をさせていただきました。最善の努力をした結果、現在のところ実現を見なかった。私は努力をさせていただいたというふうに考えております。

○議長（後藤長六君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 初めにちょっとお断りをさせていただきますが、橋梁工事についてと、それから若干の地域地区問題として垂坂公園整備関連、あるいは羽津地区の電波障害対策の問題等について通告をいたしておりますけれども、時間の都合もございまして、他の機会に譲ることにいたしまして、同和団体補助金等について1本でお尋ねをしたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

市は、54年度に同和问题解決を目的として組織されている団体の助成に関する要綱を制定し、爾来この要綱に基づいて部落解放同盟四日市市協議会など一部の同和団体に対して、事務局の維持に必要な経費、すなわち人件費から消耗品費、燃料費、印刷費、光熱水費、図書費等の需用費、通信諸費、車両維持費、備品費、それに会議費、県外・県内等小集会参加費までのいわば当該団体の運営や活動費用のほとんど全部を対象に多額の市補助をしてきました。まさしく当該団体の経費を市補助金で丸抱えてしてきたといっても過言ではありません。

私ども共産党は、このような補助の対象や金額とともに果たして当該団体の活動は真に同和问题の早期解決に役立っているのかどうか、また、当

該団体の例えば会費の納入、あるいは徴収状況や、実会員数などの組織実体に照らして、要綱に規定するところの助成団体足り得るものであるかどうかというふうな種々の問題があり、常々批判をし、是正するように強く求めてきたところであります。

これに対して市当局は、補助金額を年々少しずつ減少してきてはおりますけれども、それでも例えば62年度における解同市協の場合、630万円と依然多額に上り、ましてや同和団体補助の全面的、根本的な是正措置はとっておりません。

しかも、市当局は、これまで解同市協など一部同和団体に対して交付した補助金について、すべて要綱に基づいて必要と認めたものであり、適正に使用されたとの見地に立ってまいりました。実際に要綱第9条に規定するところの年2回以上の指導監査が厳正に行われたのかどうか定かではありませんが、同じく第9条の指導監査の結果、助成金が不正に使用され、または目的外に使用された場合は、助成金の返還、打ち切り等の措置を行うとの規定が適用された事例は一度も報告されておられません。

しからば本当にこれまでの市補助金はすべて適正に使用されていたのでしょうか。残念ながら私はその一部が適正に使われていなかった問題を提起せざるを得ないのであります。すなわち、それは本年6月下旬に、昭和60年10月から63年6月末日までの間、解同市協の専従職員であったSさんが、在職中に解同市協から支払いを受けた給与が、Sさんの給与に対する市の補助金として交付された額より少なく、その差額が他に流用されていたこと、63年度の夏期手当を支払ってくれないことなどを訴え出たために明るみになったのであります。

私どもが調査したところによれば、他に流用された額は98万6,000円余りでありまして。もう1人の専従職員のYさんも、62年8月から63年3月までの分がYさんの給与に対する市補助金よりも45万7,000円余り減額して支払われております。もっともYさんの場合は、62年4月から7月までの

分は市補助金より11万 2,000円余り多く払われており、それを差し引きすると34万 4,000円余りとなるわけでございますけれども、市補助金の流用額という点ではあくまで45万 7,000円余りであります。SさんとYさんの合わせた流用総額は 144万 3,000円余りとなるのであります。市当局もYさんの訴えを受けており、この件について先刻承知していることと想っておりますが、いかがでしょうか。

そして、どういうことに流用していたのか。一部は市の補助金交付の必要を認めない費用、例えば狭山裁判関係費に使われたとの説もありますが、その真偽を含め流用先を明らかにしていただきたいと思っております。

この件について市当局はどのように対処するのでしょうか。伝えられるところによりますと、市当局は、解同市協とSさんあるいはYさんとの間で、解同市協からの給与と市補助金との差額を解同市協の運動資金にカンパする旨の合意がなされているので問題はないとの見地に立って処理しようとしているのではないかとありますが、私はそんなことが一般に通るはずがないと思っております。

この件は明らかに市補助金交付申請が、事実を偽ってなされたものであり、要綱に反するばかりでなく、公金の不正取得、不正使用に当たるものであります。この点だけでもしかるべき法的措置をとるべきではないでしょうか。交付した補助金の一部が目的外に使用されたほか、その一部が市の補助金交付の必要を認めない費用等に使われた疑いもある中で、この点をも解明して、要綱にしたがって適切な措置をとるのが当然ではありませんか。市当局の見解を問うものであります。

また、解同市協は、Sさんの63年夏期手当を支払うべきであり、市もその分を補助金を交付するなどして、未払い分を支払わせるべきであると思っておりますが、市当局の考えはいかがでしょうか。

なお、63年度に入りまして、Yさんの給与は解同市協からも払われていないし、市補助金の交付申請もない。したがって、補助金も交付していな

いとのことでございますけれども、63年度、解同市協の専従職員に対する給与の補助金交付という問題にどう対応されるのかも合わせてお聞きしておきたいと思っております。

さらに重大なことは、この件が明るみになる以前に、市当局が補助金交付の過程でチェックし得なかったこととあります。また、要綱に規定する年2回以上の指導監査を実施したのか否か。実施していないとすれば言語道断、実施しても把握し得なかったということであっても大問題であります。いずれにしても根本的には同和問題への自主的な対応姿勢、問題の是非を決断する毅然とした姿勢が欠けているからではないかと思っております。そして、その率直な反省を求めるものであります。

この件のほかにも市補助金の使途等についていろいろな批判が同和団体関係者の間からも寄せられております。いまやこれまでに解同市協に交付した補助金全体が果たして真に同和問題の早期解決に資するという目的にかなない、かつ必要なものであったか、さらには適正に使用されたのか、大きな疑問、疑惑を持たざるを得ないのであります。この際、市当局は解同市協等に対して交付した補助金について、少なくとも過去数年間にさかのぼって全面的に監査を実施し、その結果を公表すること。また、要綱に重大な不備があることは明らかであります。これを全面的に見直し、抜本的に改めること。特に、当該団体の活動費を市補助金でほとんど丸抱えするような多額の補助金交付を根本的に改めるよう求めるものであります。市当局のお考えはいかがでしょうか。

最後に、監査委員会は同和団体に対して交付した市補助金について監査したことがあるかどうか。この件に関連して少なくとも過去数年分について今から自主的に監査するお考えはあるかないか、お答えをいただきたいと思っております。

第1回の質問といたします。

○議長（後藤長六君） 福祉部長。

〔福祉部長（田中昌治君）登壇〕

○福祉部長（田中昌治君） 大変たくさんの質問をちょうだいいたしましたので、順次お答えさせていただきますが、お答えが後先になるかもわかりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

専従職員の給与が全部支払われておらないのじゃないのか。補助金として支出されているのにもかかわらず、全部支払われておらぬじゃないかというご質問ですが、実はこの件に関しましては、私どもの方にも手紙や電話等がございまして、承知をいたしております。

実は、この件でございまして、先ほどSさんとかYさんということも言われましたんですが、給料が全部Sさん、Yさんに渡っていないということは事実でございます。いろいろ調べてまいりますと、これはどういうことかと申しますと、給料として支払われてはおりますけれども、一部が団体へ寄附金として寄附されておるということでございます。これは現金として決められた給料が払われて、本人が一部をこういう団体の方へ寄附されたということではないようでございまして、初めから天引きをして残りをお渡ししたということでございまして、そういうことは雇用者と雇用される側の問題でございますので、どちらでも寄附ということには変わりはないわけでございます。

それで、どういうふうに使われたかと申しますと、この金は市の方から補助対象としている事業と別のところに使われております。したがって、この件に関しましては、雇用者と被雇用者の関係でございますので、市としては関知をいたしておりません。そういうことでございます。

それから、夏期手当につきましては、やはり雇用者と被雇用者の関係でございますので、市は関係ないことでございます。

それから、指導監査は年に2回、半期ごとにならんと行っております。

それから、部落解放同盟四日市市協議会が市の丸抱えではないかという点でございますが、これは丸抱えではございません。市が確かに補助して

いる金額は、62年度におきまして632万円でございますが、そのほかにもいろいろ事業をしております、例えばこれはいい例かどうかわかりませんが、市が国の補助を受けて道路の舗装をするという場合、例えばそれが100mの場合、50mは補助対象でございますので、これは会計検査とかいろいろな検査があるわけでございますが、あと50mにつきましては市の単独事業ということで、国は関知しないということでございます。いわばこの市単に相当する事業というものは協議会の中でやられておりますので、全部が市の対象事業というわけでもございせんし、丸抱えというわけではございません。

ほかに漏れている点があるかもわかりませんが、一応お尋ねの件について第1回のお答えをさせていただきました。

〔私語する者あり〕

○議長（後藤長六君） 代表監査委員。

〔代表監査委員（吉田耕吉君）登壇〕

○代表監査委員（吉田耕吉君） 監査委員に対するご質問に対しまして、答弁申し上げます。

まず、ここ数年の間にご質問の解同の補助金については監査したことがあるかどうかという点につきまして、60年、61年、62年の3年度につきまして調べましたが、この問題について監査したことはございません。したがって、この結果については明らかにはできません。

次に、今後監査委員会としてはどうするかというご質問でございますが、ご承知のように、こういった補助金、財政的な援助を与えている団体に対する監査委員の監査の権限は、地方自治法第199条第6項の規定に基づいてやるのでございますが、それによりますと、まず監査委員が必要であると認めたとき、また普通地方公共団体の長の要求があるとき、こういうことになっております。したがって、この提起されました問題につきまして、監査をするかどうかということは、その長の要求、あるいは監査委

員の判断ということで、ご承知のように監査委員は4名おまして、その必要につきましては4名協議の上、決定したいと思います。

〔私語する者あり〕

○議長（後藤長六君） 暫時、休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前11時9分再開

○議長（後藤長六君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉部長。

〔福祉部長（田中昌治君）登壇〕

○福祉部長（田中昌治君） 答弁漏れはないつもりでございましたが、ちょっと説明不足といいますか、そういう点もあったかと思っておりますので、お答えをさせていただきます。

Sさん、Yさんという人の給料の流用云々でございますが、私は先ほど申し上げたように、これは流用ではないと、団体に給料の一部を一たん受け取って寄附をしたんだと申し上げたわけでございますが、その金がどういふふうに使われたかということでございますが、これは先ほど申し上げましたように、団体の補助対象外の事業に使われたということでございます。

それで、そういう内容はどういふものかと申しますと、例えば裁判に対する闘争とか、それから行政に対する闘争、これにつきましては、日本の司法機関に対して闘争することに対しまして市が補助をするわけにはまいりませんので、これはだめだと。それから、同じく行政機関、国とか県とか市に対する費用についてもこれも助成はできないということでございます。しかし、そういったものを含めて補助対象以外の事業もいろいろしているわけございまして、その方に寄附を受けた費用が使われておると、こういうことでございますので、よろしく願いいたします。

それから、そういうことが初めからわかっていながら補助申請を市にしているのは偽りではないか、不正ではないかというご質問でございますが、これは例えば10万円の補助申請を市に対してした。そして月10万円これを支払った。そのうち一部を受け取った人が寄付をしたということでございますので、これは不正ではございません。そういうふうにご理解いただきたいと思っております。ですから、それについて法的措置云々というのはちょっといかがかと思うわけでございます。

いずれにしましても、この運動団体というのは任意な市民団体といえますか、自由団体でございますので、やはり行政があれこれ余り口を出す筋合いはないのでございます。それは金を出したことについていろいろ監査をするということでございます。

それから、3年間にさかのぼって監査すべきではないかというご質問でございますが、いろいろご心配をいただいておりますが、過去においても現在においても不正はしておりませんので、

したがいまして、要綱についても改正する気はございませんので、あわせてご理解をいただきたいと思っております。

〔私語する者あり〕

○議長（後藤長六君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 2回の福祉部長の答弁を聞いて啞然といたしました。これが福祉部長として真面目に同和問題に取り組んでいる部長のする答弁か、その姿勢かということをやぶるを得ないのであります。

例えば、夏期手当未払いの問題一つとりましても、雇用者と被雇用者の問題で市は関知しない、こういう冷たい態度をとっておりますが、そもそも市は同和行政の上においてこうした同和団体等に対してどういう対応をしてきたのですか。指導的な立場でいろいろ対応してきたのと違いますか。実際の世間の雇用関係において働いたときの賃金が払われていないという

問題について払われるように、解同市協が払うのは当然だし、それを行政がその払われていないという実態に対して適当な助言をするなり、指導をするなりして払わせるようにするということは当然のことじゃないですか。ましてや福祉部長、弱い者の立場に立ってなされるべき行政の長であります。それが何という答弁ですか。

それから、丸抱えではないことの証拠に、何か土木工事の負担もしている、それも会計と一緒に入っているから、それらを合わせると補助金の比率は少ないから丸抱えでないとおっしゃる。これも全く詭弁であります。

しからば、私はこの質問の中で明らかに言っているのです。この当該団体のその目的にかなった運営や活動費について、その全会計収入総額の中で一体補助金はどういう比率を占めているのですか。会費を徴収することが助成基準の一つになっています。助成団体は、その会費を徴収すること、このことに該当しなければならぬことと要綱を定めております。しかし、会費徴収や納入の実態はどうですか。そういう中で補助金がどういう比重を占めていますか。具体的な数字を明らかにしてください。こんなどこの土木工事のことかわからぬことまでご答弁に出してもらっても、この丸抱えでないということの証明にはなりません。そうでないという証明の資料を適切に出してください。これは、この質問の中で間に合わなければ、全議員に一遍文書できちっと出していただきたいと思います。

それから、63年度、Yさんは解同市協から給与の支払いを受けていない。これについて補助申請はない。したがって、補助金も交付していない。今まで補助してきたものをこの63年度はそれじゃどう対応するのかということをお尋ねしたが、これもお答えがなかった。時間があればお答えをいただきたいと思いますが、いずれにいたしましても、これほどっきりとした補助金交付申請を事実を偽って出していることに対して、これは不正ではない、という答弁。補助要綱に基づいて人件費ということで補助をして、しかもこの人にこれだけの金を払いますという、そういうことを申請して、

しかも交付決定を受けて、いざもらうときには請書まで入れて出されておる金が、なぜそのまま本人に支払われない。たまたまじゃないのです。初めからそのことは合意がなっておったか何か知りませんが、合意がなっておたらこんなような問題が本人から出てくるはずがない。とにかく出てきたのです。

そして、だれが考えたって流用ではないですか。しかも公費補助の対象にならないところに回した。それはどんなことに使われておるか。狭山裁判か行政闘争ぐらいはあっても具体的には示せない。そんなこと一々任意団体のことだから口出しすべきことではないというふうな意味の答弁、これは絶対に納得できません。

一々申し上げていけば時間が30分できりがいいのですが、今市長ご自身、今の福祉部長の答弁はあなたの本意ですか。あの答弁の姿勢なりあの考え方なり、この答弁の一つ一つについて、市長はもちろん打ち合わせをされているのでしょうから、形式から見れば本意だと思うのですが、市長の意を体していると思うのですけれども、本当に市長は今の福祉部長の答弁はあなたご自身の意思を体して言ったものだと、今私はそうだと、こう思っておみえになりますか。要綱についても何ら改める必要はない。おまけに、過去、現在何ら不正はしていないのでご安心ください。何が安心できますか。これは余りにも議会を侮辱しているとも言えるべき答弁の姿勢じゃないですか。

私は極めて冷静に、今回に限って自分のしゃべるやつをワープロで打って、慎重に深く問題をただしたいとして臨んでおるのです。それに今のような答弁では絶対に納得いきません。

それから、監査委員も4人おみえになりますが、今日はどういう資格で出ておみえになりますか。代表して出ておみえになるのと違いますか。代表して出ておみえになる吉田監査委員のお考えを聞く以外にないのでお聞きしているわけです。これほどの問題が明らかになった以上、ここに代表

して出席しておられる監査委員としては、今までに監査をしたことがないとおっしゃったのですから、この際一遍監査してみようかと、そういうことも検討してみたいぐらいのお答えがあってもしかるべきではないですか。

市長自身もこれだけの問題を提起しているのですから、監査を監査委員に求めるという姿勢があってもいいじゃないですか。そういうこともお考えになりませんか。いずれにしても一遍明らかにしていただきたい。

そして、それらをすべて公表する。あるいは今同和対策課でつくれる資料を全部つくって、まずは議員の皆さんに一遍全部明らかにしてみなさい。そして、この際同和行政はどうあるべきか、そして同和における補助金行政はどうあるべきか。この辺もただすべきはただすということではいかなければ、四日市市の同和行政はいろいろとそのほかにも問題があります、ある意味で加藤市政12年間のアキレス腱です。一番弱い部分です。言いなりになって必要のないことをどんどんしてきている。大型共同作業場なんかそうでしょう。本当にこれで一般の市民が同和問題を正しく対応されていると評価していますか。多くの不満があります。ここらのところをたださなかったら、これからまだ4年間臨もうとおっしゃるけれども、私は加藤市長の命取りになりかねないと思うのです。ここらのところを含めて市長の見解を伺っておきたい。

そして、それいかんによって私どもは、監査委員も監査しない、市長も監査を求めないというのであれば、私どもが住民監査を求めてとことん明らかにしてまいりたいと思います。お答え願います。

〔私語する者あり〕

○議長（後藤長六君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 普通団体補助をいたします場合、我々は相手の団体の幹部の方といろいろお話し合いをさせていただいて、補助をさせていただいているわけでございます。

その間、私が感得をいたしました、感得というのは感じ得るということなんです、今ご指摘の部落解放同盟、私は立派な団体だなというふうに思います。補助をする前提といたしまして、双方の信頼関係があって初めて補助ができるというふうに思っております、そういった意味で私は、部落解放同盟、あるいはその他の同和団体に対する補助がなされている、こういうふうに信頼をしておるわけでございます。

今、ご指摘のあったようなことにつきましては、我々としてももう少しよく考えて、要綱そのものを変える必要はないだろう、実態がはっきりすればその段階において直すべきものは直していただくというふうにしていきたいというふうに思っております。

○議長（後藤長六君） 代表監査委員。

〔代表監査委員（吉田耕吉君）登壇〕

○代表監査委員（吉田耕吉君） ただいま小井議員から代表監査委員につきまして非常に過大な評価をしていただいて、法律でご承知のように、代表監査委員というのは監査委員の庶務を行うということになっております。そういうことで、私が独断で小井議員のご要求を受けて、どうするこうするということは申せません。先ほど申しましたように、4人の監査委員の協議を一度したいと思います。

○議長（後藤長六君） 時間が参りましたので、小井道夫君の一般質問はこの程度にとどめさせていただきます。

○議長（後藤長六君） 佐藤晃久君。

〔佐藤晃久君登壇〕

○佐藤晃久君 通告の順に従って質問をいたしたいと思いますが、昨日も先輩の小林議員がこの問題についてねちこく迫られましたが、それをあえて私は質問をいたしたいと思います。

第1点目は、建造物による電波障害についてお尋ねをします。

四日市の市街地においては、土地の高度利用、建築物の高層化・複雑化しており、中高層建築物の建築による反射障害、影障害、複合障害など、テレビ放送の電波障害が年々増加し社会問題になっています。

現在、四日市市内で4階以上の建物は712軒も建ち並び、62年4月から63年3月までの1年間では3階以上の建築確認申請が161件提出されています。そういう状況の中で、建設工事が進められていて、建築物または建造物による電波障害が各地で発生しております。

私どもの橋北地区にも十数年前から高い高層煙突が立ち並び、さらに昨年は6階のビル、14階のマンションビルの工事が始まり、今年に入って7階、9階のマンションビル工事が始まり、建設工事が進むにつれて建築による遮蔽障害、反射障害の影響が広域に広がり、住民の方々は「今までよく見えていたテレビが見えなくなった。もとどおり見えるようにしてほしい」と住民要望の声が上がり、自治会と建築主との当時者間で話し合っていますが、電波障害の影響が広範囲にもかかわらず、建築主はごく一部の近隣住民に対して説明会が行われただけでした。

その説明会の内容も、発生状況、改善範囲、改善対策方法などの具体的な説明がされていません。建築物による電波障害における建築主の対応がありますが、ビルを建築しようとする場合、建築設計書をもとに机上で受信障害が発生すると思われる範囲を予想し、現地で電波測定車による事前調査を行うべきですが、この事前調査も行われていない現状です。電波障害が発生して住民が騒ぎ出してからマスプロ社に頼んで、影響範囲の一部の地区を調査している現状でございます。建設中の改善対策の中で、仮設の共同受信施設を設けて、ビル完成後、本施設を設置する方法がとられていません。大規模な建築などでは建設着工から完成までに半年から1年以上建設期間があり、この期間、住民は受信不良のまま放置されていることによって問題をこじらせている原因になっています。

昨年8月に、市長を交えた西橋北地区懇談会が開催され、その席上、自治会の代表の方が電波障害に対する行政の指導方について発言をされました。市側の回答は、「指導要綱は作成中であり、指導の面では強力に行政指導をしていく」と回答がありました。

また、本年の市長を交えた橋北地区懇談会にも再度この電波障害に対して行政指導の指導方を求めた発言があり、市側の回答は、「前年度から全国先進都市、同格都市、約20市の指導内容、対応状況について調査・研究を重ね、現在関係部局間との最終調整の段階である」と回答されていますが、昨年の8月から1年間経過し、いまだに四日市市の高層建築物の指導要綱が制定されていない中で、電波障害の影響を受けている地区は受信不良のまま放置され、問題がこじれている今日、自治会長はじめ住民の皆さん方が苦慮されている現状は市長もご承知であろうと思いますが、建築主に対してどのように強力に行政指導をされてきたのか、お伺いをしたい。

そして、今後受信障害の解消対策をどのように考えているのか、またこの建築物による電波障害の実態、共同受信施設の実態は、また建造物、建築物に対する電波障害の市の窓口は一体どこになっておるのか、お聞かせ願いたい。この電波障害に対しての相談は昨年1年間にどのくらい来ておるのか、お伺いをいたしたいと思います。

住民対応をスムーズに行うために地区懇談会で「検討中」という回答を出されております指導要綱の内容と考え方をお聞かせを願いたいと思います。

第2点目は、午起一丁目、二丁目、高浜地区浸水対策についてお尋ねをいたします。

ご承知のとおり、午起地区と高浜地区は、海蔵川、三滝川に挟まれた、地盤の低い地域でございます。昨年の9月25日に大雨が降り、床下、床上浸水、今年に入って、6月9日、75mm、8時から9時の間に35mm、6月20日、90mm、7時から8時まで12.5mm、7月14日、91mm、22時から23時まで

36mm、7月15日、135mm、ピークの7時から8時の時間帯に32mmの雨量がありました。このような雨が降るたびに、この地区は床下浸水の被害を受けています。住民の皆さん方は、下水が完備をされているのに浸水の被害にたびたび遭うので、雨が降ると夜も安心して眠れないと言われております。

また、公共下水道受益者負担金の地元説明会では、市側より「下水道が整備をされれば浸水はありません」と説明されたそうですが、マンホールのふたが浮き上がり、住宅に浸水をする、ポンプ場に電話をかけると10分ぐらいで水がすっと引いていくのは何だろうと、多くの方々が言われるわけでございます。ポンプ場へポンプは運転されているか、確認の電話を再三再四しなければ安心できない。浸水しても後日何が原因で浸水をするか、説明されていないわけでございます。

こういう状況の中で、私も各ポンプ場なり、農業用水なり、調査をいたしました。橋北ポンプ場の雨水のポンプは、ご承知のとおり、800mm1台、1,200mm2台、これが47年から49年に設置をされておるわけでございますが、排水管の現状を見て排水能力はあるのかどうかお伺いをいたしたいと思っております。

橋北ポンプ場流入ゲートであります、ポンプ場の中をずっと私も回りますと、ゲートというものは全部ついていない、ついておっても1カ所か2カ所だというふうに思いますが、このゲートを普段どのように指導をされているのか、お伺いをいたしたい。

午起のポンプ場は今後は排水対策として必要性があるのかどうか。ポンプ場の管理体制また異常時における呼び出し方法、農業用水路の管理体制、水門の開閉などどのように指導されているのかお伺いをいたしたい。下水道整備区域の拡大とポンプ施設の管理に一貫性がないのではないかとこのように思います。

高浜地区の浸水対策は、午起地区とちょっと違いますが、今後どのよう

に対策を考えられておるのか、お伺いをいたして、第1回目の質問を終わります。

○議長（後藤長六君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（前川鉦一君）登壇〕

○都市計画部長（前川鉦一君） 第1点目の電波障害の問題につきましてお答えを申し上げます。

ご承知のように、テレビジョンの電波障害は、大きく分けますと地形などによる自然難視と、中高層ビルや鉄塔、送電線、煙突などによる人工難視の2つがあるわけでございます。

本市におきましても、最近特に土地の有効利用、あるいは建築技術の進展などによりまして、建物がより高層化、複雑化してまいっておりまして、この結果、昨日小林議員の方からもご質問がございましたように、中高層ビルの建築に伴って影障害とか反射障害、それに複数の建造物によります複合障害、こういった各種の障害が発生いたしてございまして、建築主と付近住民の間におきまして紛争が生じているといった現状にあるわけでございます。

しかしながら、電波障害の問題は基本的には民事であるといったことから、国におきましては去る昭和51年に電波管理局長通達の中で、「受信障害につきましては、当事者間で協議の上、共同受信施設などによって解消を図ること。またその費用負担につきましては、原因者の負担で解決に当たることが適当」と、こういった内容が示されておるわけございまして、現在全国各都市におきましては、電波障害対策についてこの国の指導方針に基づきまして、原因者負担、当事者間で協議と、こういった形で解決が図られているのが実態であるわけでございます。

しかし、テレビジョンの放送は、教育とか娯楽、各種の情報源といたしまして、今日日常生活には欠くことのできないものになっておるわけございまして、本市におきましては、現在5階建て以上の建物の建築確認が

窓口に出されました段階で、建築主の方に電波障害の対策につきまして、種々指導を行ってまいりますとともに、障害が出た場合には責任を持って対処する旨の誓約書を出していただき、これを履行していただくというような形をとっているわけでございます。また、誓約をしたにもかかわらず、対策を講じなかった場合には、工事中、工事完了後を問わず、建築主が対応するよう行政指導に当たっているところでございます。

しかしながら、この電波障害は本市においても今後増大化する傾向にございますので、昨年以来先進都市におけるこれらの対策について調査研究を行ってまいったわけでございますが、このほど行政指導の基本となる指導要綱がほぼかたまってきたわけでございますので、近日中に四日市市中高層建築物指導要綱を制定してまいりたいと、かように考えておるわけでございます。

この指導要綱は、中高層ビルの建築を行ってまいります場合、市に建築確認申請を出す前に、建築主があらかじめ計画概要を一般に公開するとともに、周辺住民の方々に建築物の用途、規模、電波障害対策、工事公害対策などの点につきまして説明を行いますとともに、住民の方々との意思の疎通を図り、建築確認を提出していただくと、こういった形をとることといたしております。中高層ビルの建築に伴いまして発生いたしてまいります住環境侵害についての紛争を未然に防止していきたい、こういったことを目的といたしまして制定をいたしてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

なお、複雑な要因によりまして複合障害につきましては、原因が特定できないといったことから、昨日ご説明申し上げましたように、全国的にも建築確認段階での行政指導では対応しきれないと、こういった問題もあるわけでございますので、広い意味での環境保全対策といった観点に立ちまわして、今後関係部局と調整を図りながら、その対応策を研究いたしてまいりたいというふうに考えておるわけでございますので、ご理解をいただき

たいと思います。

なお、電波障害につきましての窓口の件でございますが、ただいま申し上げました新しく建築をする場合に、それに伴う電波障害を建築確認段階でチェックをしていこうと、こういったことから指導要綱を制定してまいりたいというふうに考えておるわけでございますので、これらの関連につきまして、私の方、建築指導課が窓口となって担当をいたしてまいりたいというふうに考えておるわけでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔私語する者あり〕

○議長（後藤長六君） 環境部長。

〔環境部長（鶴飼 滋君）登壇〕

○環境部長（鶴飼 滋君） 特に、原因が特定できなくて電波障害を起こしているという問題でございますが、一つは、私どもの担当部の立場から申し上げますと、居住環境の保護という、こういう側面からは私どもとして考えていかなければなりませんし、同時にまた地域の問題でもございますので、市民部ということにもなっていくわけでございますし、先ほど申し上げました建築確認という立場から申し上げますと、都市計画部、こうなるわけでございまして、したがって、3つの部が十分連携をしながら対応をしていかなきゃならぬ、こういうふうに思っているわけでございます。

したがって、現在の四日市市全体の中での障害の実態、そういったものについては十分把握をされていないわけでございますので、早急にこの点についての把握をしていかなきゃならぬということがまず一つでございます。

それから2つ目には、今申し上げました窓口の問題でございますけれども、今3つの部が連携をいたしておりますけれども、その中で具体的に今後窓口というものを明確にしていかなきゃならぬ、そういうことについて

の結論を早く出してみたい、こう思っているわけでございます。

それから3つ目には、今ご指摘がございましたように、原因が特定できなくて障害を起こしている問題、この問題については住民の皆さん方から言えば、日常生活の中でのテレビの部分というのは極めて大きな部分を占めているわけでございますから、したがって、こういうことについて行政としてそれじゃどんな対応ができるのかという、この辺のところについて都市計画部長からも昨日からご答弁を申し上げておるわけでございますけれども、十分そのことについて検討をしてみたい、こう思っておるわけでございます、今の段階で特にこうだという結論は持っておりませんが、十分連携をしながら、具体的にどんな措置がとれるか、こういうことについて検討はしてみたい、こう思っておるわけでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（後藤長六君） 下水道部長。

〔下水道部長（西田喜大君）登壇〕

○下水道部長（西田喜大君） 第2点目の浸水対策につきましてお答えさせていただきます。

本市の公共下水道につきましては、昭和29年度より、阿瀬知、納屋両排水区をはじめといたしまして進めさせていただいておるわけでございますが、橋北地区の計画につきましては、昭和42年度に事業認可を得まして追加されたものでございます。三滝川から海蔵川に挟まれました171haにつきまして、雨水と汚水とを1本の管で排水するという合流式の方法でもちまして計画されております。昭和46年度から橋北ポンプ場に着手したわけでございますが、面整備につきましては、おおむね戦災復興区域を中心といたしまして進めてまいったわけでございます。

また、地形の関係等で未整備な区域もあるわけでございますが、この区域につきましては、従来からの農業用排水施設等によりまして、湛水防除施設として使われました午起ポンプ場、または橋北ポンプ場から排水され

ておるわけでございます。

橋北のポンプ場につきましては、先ほどもご質問のありましたように、現在口径800mmのポンプ1台、1,200mmのポンプ2台の雨水ポンプが据えつけられておりまして、毎秒8.2tの排水能力があるわけでございます。また、ポンプ場の構造等につきましては、二床式を採用しておりまして、当時の補助対象の採択基準としてつくられておるわけでございます。

しかしながら、近年の都市化あるいは道路舗装等の完備によりまして、降った雨が即時に下水管に流入する、また都市気象現象などによります降雨量等の増大によりまして、浸水被害が増えてきておるわけでございます。そういうことで橋北地区の低いところにつきましては、大変ご迷惑をおかけしておるわけでございます。

このため、本年度は市内の合流式の公共下水道を計画しておりますところを重点に、雨の排除の基本的な計画の再検討を現在進めておるわけでございます。抜本的な対策を行いますには、多額の事業費と長い期間が必要なわけでございますが、これまでのように橋北地区につきましては、施行可能なところにつきましては引き続き事業を進めさせていただき、またポンプ場につきましては、暫定的ではございますが、雨水ポンプの増設を考えておるわけでございます。このようにいたしまして、排水能力をアップしてまいりたいと考えておるわけでございます。

また、午起のポンプ場につきましては、土地区画整理事業との絡みもございまして、一部分流式などを含めまして、基本計画の見直しを行いまして、新しいポンプ場として位置づけを考えておるわけでございます。また、午起ポンプ場などに通じます在来水路等の改良につきましても、あわせて進めてまいりたいと考えておるわけでございます。

また、先ほどご質問の中でございました流入口のゲートの問題でございますが、大変誤解を招いたわけでございますが、今後ともポンプ施設が100%有効に使えるように職員の指導を強化してまいりたいと考えております

ので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

主たるポンプ場の運転体制でございますか、通常昼間2名、夜間1名、交代要員2名ということで5名を配備いたしまして、3交代制による24時間体制をとっておるわけでございます。常時ポンプ場の施設が稼働できますように、施設を維持管理しているところではありますが、注意報、警報の発令、また緊急体制につきましても、ポンプ場の職員がいつでも出動できる体制をとりながら対応し、夜間等の突発的な雨に対しましても、その時点で状況判断をし、増員配備をするところでございます。そのようにいたしまして、ポンプ場の能力を100%発揮できるように今後とも万全を期していきたいと考えております。

また、農業用の施設でございますか、海蔵川等から農業用水を取水しておるわけでございますが、それらの用水につきましても、付近の農業者の方々が管理していただいておりますが、これら管理につきましても、強く緊急時の対応を申し入れておるわけでございますが、今後とも職員はもとより地元の用水管理者、あるいは場合によりましては、近くの建設業者などをお願いいたしまして、浸水対策に万全を期していきたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（後藤長六君） 佐藤晃久君。

〔佐藤晃久君登壇〕

○佐藤晃久君 時間も12時に近づきましたが、先ほど回答いただきましたが、私が聞くのは、先ほども窓口なりに一体相談件数がどのくらい来るのだろう、確かにつかんでおらぬというふうに言われましたが、やはりそれをつかみませんと、一体どういうふうになるのかということ、ましてや指導要綱を制定していただく段階で、果たしてそれでもつくれるのかと、私は思うわけでございます。

全国の指導要綱なり条例を私なりに調べました。これは全国的な関係ですから膨大でございます。昭和47年に35の地方自治体で条例、指導要綱が

制定をされております。昨年の3月31日現在で、条例なり指導要綱がどのくらいできておるかと言いますと、323地方自治体で条例、指導要綱が制定をされております。

各ブロック別に見ますと、細かく言うと時間がありませんから、関東ブロックは148できております。近畿ブロックは78、中部ブロックは34、中国ブロックは9、九州ブロックは17、東北ブロックは16、北海道は少ないと私は思いましたが、調べますと20、条例、指導要綱がつけられております。その反面四国ブロックは1つであります。この1つは条例が制定されております。

これをずっと見ますと、建築確認の申請時に事前調査、検討資料の提出を求めて強力に行政指導をされておるのが往々としてあります。私も電波防止中央協議会なり、郵政省の通信監理局、ないしはNHK等々も回らせていただいた結果、電波障害防止中央協議会のテレビ受信障害防止・解消に対する地方自治体への調査報告がされております。その調査も教えていただきましたが、その調査の対象は都道府県47、特別区23、市で651、地方自治体合計で721、この721の中にも四日市は調査に入っておる実態はご承知だろうというふうに思います。

その調査の目的は、地方自治体の受信障害防止・解消のために、条例、指導要綱の状況と地方自治体の行政指導の実態を全国的に把握することを目的として調査をされました。テレビ受信障害の相談状況であります。最近1年間で原因別の件数では、ビルの送電線、新幹線、高速道路等の建造物によるものが、全相談件数の91%を占めているわけであります。

相談に対する受信障害の解消に当たり、その後の未解決、四日市でもあるわけですが、主なこの理由は一体何かと調べますと、原因者側に対策用資金がない、条例、指導要綱等がなく、十分な対応ができない、共同受信施設の維持管理の問題で原因者と地元住民との協議が整わない、地元住民が相談に応じない、複合障害で原因となる建造物が特定できない、

受信障害の技術的問題よりも原因者、地元住民とも感情的になり協議が整わない。現行の条例、指導要綱での指導の状況は、条例、指導要綱の制定されている自治体のうち、現在の条例、指導要綱の条項により満足な指導が行えるという自治体がどんなかと言いますと、制定された自治体の69%がそのように調査の中で明らかにされております。

また、満足な指導が行えないとした自治体は26%であります。現在の条例、指導要綱で満足に行えない理由はと言いますと、指導対象の範囲、調査実施、維持管理、紛争が生じた場合のあっせん、仲介等の規定がない、また、解消措置の維持管理、負担割合の基準が不明確であり、問題の発生後では指導力が弱くなる、指導には限度があり、立法の制定が望まれる。条例や指導要綱のない自治体では31%が、現在また将来的に必要なだと考えており、今日の現状では36の自治体で条例、指導要綱の制定の動きがあります。この中に四日市が入るのかどうか分かりませんが、36の自治体がこのようにつくろうというふうに出ております。

先ほども答弁がありましたが、回答の中で四日市では5階建て以上というふうに誓約書をとってとなっておりますが、全国的な調査を見ますと、高さ10m以上、ビルの階層が3階建て以上で基準が制定されておるところが大部分であります。それですから、どういう基準で5階建てというふうに出されておるかわかりませんが、全国的な状況はそういうふうになっております。

それと、受信障害の調査について規定されている自治体はどのくらいかと言いますと、62%あるわけでありまして。それに対する一番肝心な受信障害の調査が建物を建てる前の事前調査を義務づけておるのが何と83%の自治体であります。それと、受信障害の調査の規定では着工前の調査についての規定が多いわけでありまして、完成後の調査については規定は少ないという状況が出ております。

それと、この調査の段階で実施機関、確かに今マスプロなりいろんな業

者があります。やはりそういう指導上の中で、調査の実施機関を規定している自治体は21%であります。そのうち67%が専門業者を指定しており、また電波障害の協議会、公共機関を指定している自治体があります。こういう中で電波障害の解消措置についての規定はどうかと言いますと、70%が原因者で負担をするというのが規定をされています。それで、こういう中で共同受信施設の維持管理、最終的には維持管理になるわけですが、これに対する制定の自治体はどのくらいあるかと言いますと、16%でございます。

こういう中で、先ほども指導要綱の内容を教えてくださいという中で質問をいたしました。全国的には説明会の開催の規定、またはその内容、その建築主、地元住民への説明会の開催、受信障害予測資料をもとにして解消措置の協議の説明会の実施結果の報告をさせておる自治体が何と60%であります。

そういう中で、自治体のあっせんなり仲介を、制定自治体の22%が規定しておるわけでございます。それですから、先ほどこのように全国的に見てみましても、ただ、5階建て以上だとかいうふうにつけられておりますが、どういう状況でつけられておるのかちょっとわかりませんけれども、もっと私が言いたいのは、全国的な状況を先ほども8月から地区懇談会で1年間検討という中で、そうしたら1年間一体何を検討されたのかと言いたいわけでございます。

それですから、私が1人で調べてもこうですから、皆さん方が調べればもっとわかっておるといふふうに思っておりましたが、実態はそういうふうになっていない。

何回も言いますが、相談所の窓口もない。地区の自治会長は一体どこへ行くかと言いますと、ご承知だろうと思いますが、NHKに23の地域の自治会長が困って相談に行っておるわけです。それはなぜかと言いましたら、市の窓口が先ほども市民部なり環境部、都市計画部だと。1本化をされて

いない中でありますから、自治会長はNHKで相談をされる。私もずっと地区市民センターも全部は回りませんでした。館長にも聞きました。中には、館長はご承知だろうと思いますが、アンケートをとったやつを全部NHKに持って行って、NHKの方は何と言うかという、「私のところも困った」と言っておられるわけでございますから、そういう点なりを含めて出ているわけでございますから、やはり私が思うのは、障害が出れば対策をするとの考え方から一歩進めて、障害をどの程度出さずにすむのか、今後どの障害対策方法が将来的に有効なのか考えるべきではないかというふうに思うわけでございます。

またそうなりますと、確かに今の建築指導課も土木なり建築を上がった方ではわからぬというふうに思いますが、それでそういうことまで含めてこれから検討されるべきだというふうに思いますが、それに対するその解消対策の中で、私も一部本でいただいておりますが、これは電波障害防止中央協議会から出されております。私はなぜこういうことを言いますかという、各市なり県なり団体でもこのように建築の前、建築主に対して、仮にそれが15階の建築物を建てる、その段階で方向を変えたり、遮蔽障害に対するものをつけてすればやはり解消になるというのは今まで358の自治体で報告をされております。

それですから、先ほども言うておりますように、原因だけを追求するだけやなしに、今後の対策をどうするかということをお考えを出していただいて、第2回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（後藤長六君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（前川鉦一君）登壇〕

○都市計画部長（前川鉦一君） ただいま再質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。時間の関係もございまして、要点だけ申し上げます。

先ほど5階建て以上というお話があったわけでございますが、これは私

は冒頭ご説明を申しました中では、現在まだ指導要綱を持っておられないわけでございますが、昨年来行政指導という形で既に私の方に確認申請が出てまいりますと、その指導に当たっておるわけでございます、現在5階建て以上を対象に行っておると、こういうことをご説明申し上げましたわけでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

なお、指導要綱の中でしからばどうしていくかといった点でございますが、これはまだご説明申し上げておられないわけでございますが、まだ私も内部的に最終的な調整も残っておるわけでございますが、他都市の状況等をいろいろ調べてみますと、おおむね都市部におきましては、いろいろな建物等があるわけございまして、10m、3階建てぐらいまでは余り大きな影響は出ておらない。4階建て以上になりますと、障害が非常に顕著に出ておる、こういったデータ等も出ておまして、他都市ではおおむね土地の利用の仕方によりまして、例えば商業地域、住居地域とかいろいろなものによって、いろいろと規定をいたしておるわけでございますが、4階建て以上を対象とした例が非常に多いということでございまして、現在私の方としてもそういうような角度からNHK、その他専門のところのご意見等も承りながら、全国的な傾向の中で指導要綱に取り組みさせていただいておると、こういう状況でございますので、ご理解賜りたいと思っております。

○議長（後藤長六君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 高層建築物の電波障害に関しましては、住民の方々に大変ご心配をいただいております、まことに申しわけないと思っております、やはりD I D区域の中で活性化を図っていくと思うと、高層建築ということにならざるを得ないと、こういう点があります。

そこで、電波障害が起きないように、あるいは起きたときに対応できるように、窓口をどこにするかということが実は問題でありますけれども、

指導要綱の方は都市計画部でつくるといたしましても、都市計画部の方は建築基準法に基づいて認可をする立場でありますから、私は、この問題で強力に進むということは、法律が現状であればなかなか難しいというふうに思っております。

したがって、あとは環境部か市民部とかいうことになると思うので、地域の問題としてとらえていけば市民部と、全体でとらえていけば環境部と、こういうことになると思いますが、その辺につきましては、今後私どもはよく内部協議をいたしまして、たらい回しにならないようにいたしたいというふうに思っておりますので、ご了解をいただきたいと思えます。

○議長（後藤長六君） 時間が参りましたので、佐藤晃久君の一般質問はこの程度にとどめさせていただきます。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤長六君） 前川辰男君。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 先ほどの佐藤議員の質問並びに昨日の小林議員の質問に対する答え方というのは、どう見ましても行政の立ち遅れということは否めないものです。

そこで、これは新しい問題だからこれから取り組むのだと、こういうことになるかもしれませんが、しかし実際に新しい問題かという、新しく古い問題だと思ふのです。こういう都市型の環境問題というのは、もう既に大都会で始まっておいて、またあるいは解決をする方向にも努力されておるといふことですから、取り組まないよりは、これから取り組むことが大事なことなので、しっかり取り組んでもらいたいと思ふのですが、ただ心配なことは、市長が最後の一言で、本当にそれが具体的に真剣に取り組まれるならそれで私が言うことはないんですが、どうも今までの状況を見ておりますという、残念ながら市長の言葉にもありましたように、たらい回し、こういうことになっているんです。これがないようにしても

らいたい。

特に、新しい基本構想に基づいてこれから進められる場合には、このことが一番大事ではないかと思うんです。ちなみに二、三日前に合同会館の建設問題が委員会で説明されましたが、これを見ておりますという、教育委員会関係、あるいは環境部関係、あるいは福祉部関係、そういうところの合同会館になるわけですが、どうも機能的に当然連携すべきところが連携できていないような危惧を抱くわけです。

このことは、ほかにも例を挙げれば、例えば産業廃棄物関係についても市民からの要望に対して的確な答えが出せないような現状であると、こういうことがたくさんあるわけです。法律や条例というのは、現状が困ってきて初めてつくられるので、時代というのは進展しているわけですから、もう進んでいるわけです。だから、法律に基づいてあるいはそれによりかかってやっておったのでは、市民の要請にこたえることができないわけだから、少なくとも今後の新しい構想に基づいた計画については各部の連携が本当に密になって進められることがなければいけないと思うんです。

現在、民間では真剣に異業種間協定というのが行われております。決して各部は異業種ではありませんが、全く関係のないところでもお互いにそれぞれノウハウを出し合って向上していこうと、こうしている世の中ですから、民間サイドから見れば、役所のやり方というのは居眠りをしているのではないかと、こういう批判を免れないところなんです。どうかその辺の批判を受けずに、前向きな姿勢で、未来に対して新しい問題に取り組んでいくと、こういう形でやっていただくことを要望しまして、私の関連質問を終わります。

○議長（後藤長六君） 暫時、休憩いたします。

午後0時21分休憩

午後1時32分再開

○副議長（中村信夫君） 後藤議長に代わりまして議長の職務を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

森 真寿朗君。

〔森 真寿朗君登壇〕

○森 真寿朗君 通告に従いまして質問をさせていただきますが、私の第1点目は、消費税に関連をいたしておりますので、実は、昨日の久保議員の質問、本日の橋本茂議員の質問と3番せんでございますので、水沢のお茶のように3番せんじほどまろやかな味になると、こういうわけにもいかんかもわかりませんので、しばらくの間重複を避けて質問させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

市長は、3月議会で、「いましばらく推移を見守っていきたい」、こういう消費税に関する質問に対する答弁でございました。6月もやっぱりそういう答弁をいたしておりましたし、今日も「まだまだこれから国会での論議を待って」と、こういうことでございます。私は立場をかえて、ひとつ本日までの質問に重複しないように、我が党の考え方も含めて、ご質問をさせていただきたいと思っております。

政府は、今臨時国会に税制改革法案を提出し、その成立を図ろうとしております。数々の議論が展開されておりますが、私は、日本国憲法と地方自治の観点から市長の見解を求めてまいりたいと存じます。

憲法との関係では、1つには国民の主権原理の理念と、2つ目には応能負担の原理、3つ目には最低生活費非課税の原理。次に、地方自治の関係では、1つには住民参加の理念、2つ目には人権保障の法的手段についてお伺いをいたします。

まず、国民の主権原理の観点から、従来は物品税等の個別消費税の場合には、人々は消費行為に当たって選別を行う余地があったわけでございます。つまり人々は自分の意思によって、租税法律関係から排除される余地

があるわけでございます。言葉を変えて言えば、人々は自分の意思で決められた税金を納得して支払っておったけれども、今度の消費税でいきますと、全くそれを無視をされ、いわゆる植物人間になるかどうかを自分で決定する余地がないわけでございます。そういったことで、この消費税については、我々を植物人間化すると、こう言っても過言ではないかと思っております。

ところで、この消費税の後、すべての消費行為に課税される建前になっているため、私どもは自己の意思とは無関係に先ほど申しました植物人間にされて多額の税の負担を余儀なくされる。租税国家において、人々は租税問題、いわゆる租税の徴収と使途を通じて政治のあり方をコントロールすることが期待をされているわけでございます。そのため目に見える直接税が望ましいとされ、今日まで直接税で来ておったわけでございます。つまり国民の主権原理を、直接税を通じて生かすことが期待をされる、こういうことであつたわけでございますけれども、大型間接税は憲法の国民主権原理の理念に反すると言わねばなりません。そこで、26万市民を守る長としてこの問題をどう理解されておりますか、お伺いをいたします。

次に、応能負担原理であります。直接税の場合は、各人の能力に応じて、つまり各人の所得や、財産の大きさに応じて税を負担することは可能であるわけですが、しかし、間接税、とりわけ新消費税のような大型間接税の場合には、各人の意思とは無関係に低所得者を含めて多額の税の負担を余儀なくされるわけでございます。所得の低い者ほど負担率が高くなるという、皆さんもご理解いただいておりますけれども、逆進性を持っており、年金生活者、生活保護世帯に至るまで多額の税負担となり、これでは応能負担原則の一つである最低生活費非課税の原則、この趣旨に反するのではないかと。こういうことで私どもは大きな疑問を持っておるわけでございます。この点についてどう考え、どう手当をしようとしているのか、お伺いをいたします。

と申し上げますのは、最低生活費非課税の原則でいきますと、今日的生活保護世帯、これは最低の生活をするということで非課税になっております。この方々がその中から消費をしていかなければならぬと、こういうことになって、税金を負担しなきゃならぬということになってきますと、今までの最低生活というのは何であったかということで、私は疑問を持つわけでございます。したがって、地方自治体としての補助をどうしていくか、この手当てについてお伺いをするわけでございます。

次に、地方自治の観点からもさまざまな問題点を含んでいると思います。間接税は一般に目に見えないので、地方自治の核である住民参加の理念、これに反するのみならず、財政の中央集権化が一段と推し進められる、こういう心配が出てまいります。と申し上げますのは、新消費税は国税としてすべて導入をされるために、昨日からも、午前中も問題になっておりました電気税、ガス税等が国税になっていくということから、財政の中央集権化を一段と推し進めると、こういうことであります。財政の分権化に逆行するのではないかと思います、いかがでしょうか。

また、発達した資本主義においては、最も重要な人権保障の法的手段としてこの税制がある。地方自治は各地域に密着した人々の精神生活を含める豊かな人権を保障するための法的手段であると思います。したがって、地方分権の重要性と地方財政権の確立が不可欠でありながら、これにも逆行していくわけでございます。

また、自治体財政の減収と支出増に加えて、実は自治体の税務職員の増員が必要と私もは見えております。午前中の答弁の中に国税に吸い上げる問題、市の消費する税金の問題等ございましたけれども、この増員問題についてはどう考えておられるか、これも地方自治財政を圧迫するものではなからうかと、心配をいたしておるところでございます。自治体の長としては、このまま黙って見過ごすようなことはないと思いますが、いかがですか。

大変難しい答弁をお願いするわけでございますけれども、26万市民の長として「私は市民をこういうふうに守っていくんだ」と、こういうお答えをいただきたい、こう考えておるところでございます。

通告の2点目は、平和予算についてであります、時間の関係もございしますので、細かくは申し上げません。要点のみ二、三点質問させていただきます。

その前に、非核平和都市宣言自治体で組織している宣言自治体協議会に本年も本市より2名の代表参加を送っていただき、非核平和宣言都市としての意義を発揮し、その活動に対して、まず私からも敬意を表します。

我が党の平和予算調査によりますと、本市の予算は、他市に比べてまだまだの感と推測をいたします。そういったわけでございますから、昨年度と本年度の平和予算の実態についてご説明をいただきたいと思っております。

次に、来年度以降の平和予算の必要性と増額を要望するものでございます。本年6月から7月にかけて開催をされました第3回国連軍縮特別総会に、皆様のご協力をいただき、機会を得て参加をさせていただきました。その中で世界の平和を求める潮流を肌で私は感じ、平和予算の必要性を痛感いたしました。都市宣言の充実のためにも、ぜひ増額をお願いいたしておきたいと思っております。

そういったことで大変ご協力をいただいて、私も四日市市民の一人として国連の軍縮の場に参加させていただきました。報告書が出ておりますので、また市長、後で目を通していただきたい思います。

次に、わずかなことでございますけれども、せっかく非核平和都市宣言をしていただいたと、こういうことから、国連協会の三重県本部が県庁の地域振興部観光国際課の中にあるそうでございます。私入会をしておりますので、これについて少々お伺いをいたします。

この会の目的は、国際連合に協力し、国際問題に関する知識の普及を図り、あわせて郷土の文化発展に寄与することを目的とするということで、

年間通じての数々の取り組みが方針を立てて行われているわけでございます。この会に既に県下で津市はじめ4市22町4村が入会しているわけでございます。この地域のお隣の町村についても、実は既に楠町、朝日町、川越町の3町も加入しておりますが、当市の入会のないのはどうしてかということで、私はせっかくの非核平和宣言都市でありながら不審に思い、ここにお伺いをいたすわけでございます。

次に、これも予算に係る問題でございますけれども、本年大四日市まつりの最中に大変関係者はご苦勞なされたと思っておりますけれども、平和コンサートを立派に盛大に開催をしていただきました。このことが先ほど申し上げました郷土の文化発展に寄与することを目的とするということに全く当てはまるのではなからうかと思っております。と申し上げますのは、四日市市民の方々がそのコンサートで演奏をされて、四日市市民の多くの皆さん方がこれを鑑賞するというので、大変私は意義のあるコンサートではなかったかと、最初から最後まで鑑賞させていただいて感銘を受けたわけでございます。その中で四商のマンドリンクラブの指導の先生とお話をいたしました。「大変ご苦勞さんでございます。本当に意義あるコンサートでございました」ということで御礼を申し上げ、その後で「これだけの立派なコンサートをやっていただいた割に参加者が少ない」と、こういうことでお話をしておりましたら、「実はこの計画を決定したのが1カ月ほど前でなかなか宣伝が行き届かなかった」と、こういうことでございます。この立派な意義あるコンサートを来年度も引き続いて開催をされるのかお伺いしたいと思っておりますし、そしてもう一つは、そういうことで開催をされるということになれば、もう少し早くから準備をしていただいて、参加者の皆さんにも十分な理解をしていただき、そして市民の皆さんにもそれなりの意義あるコンサートへの参加のPRも十分行っていただきたいことをお願いを申し上げておきます。

次に、3点目の執行機関の附属機関である審議会、委員会等への婦人の

登用についてお伺いをいたします。

国際婦人年、国連婦人の10年も過ぎ、これを契機にいろいろと改善は進んでまいりましたが、私はその先頭に立ってこの行政を取り進める市の取り組みについて、お伺いをいたします。

本市の人口の半分は女性であり、最近では働く婦人、学ぶ婦人が続出し、婦人の社会進出は目覚ましいものがあります。婦人の社会進出に伴いまして、その能力に応じてふさわしい地位も与えられなければならないのではなからうかと考えますが、いかがでしょうか。

そこで、本市の実態を見ますときに、私はまだまだという感がいたします。これは本市には能力のある婦人が少ないと市長が判断をしている結果なのか、そんなことはないと思っておりますけれども、あるいは市長の女性軽視の結果であるか私は承知をしておりますが、ともかく実態は今からご答弁いただくわけでございますけれども、そんなに実態として女性進出の場が与えられていないと推測をいたします。

そこで、1点お伺いいたしますが、執行機関の附属機関として各種の審議会、委員会などがあるわけでございますけれども、これらの審議会等の総数とその委員の定数と、そのうち婦人が就任している委員会等の総数と婦人委員数について、その実態について承知をいたしたいのであります。ご答弁をお願いいたします。

次に、婦人が就任している委員会数、その人数についても、そう大きな数字にはなっていないだろうと私は推測するわけですが、その数は妥当な数であるとお考えか、あるいは妥当でないとするれば、その障害になる、隘路になるものはどこにあるかということのお考え方を率直にご意見として賜っておきたいと思っております。

次に、通告の第4点目でございますが、私は産業公営企業委員会の委員でございますが、地元の問題として質問させていただきますので、お許しをいただきたいと思っております。

農業経営安定、特にお茶の生産農家の問題について2点ほどお伺いをいたします。

その1点は、茶園の圃場整備と改植であります。田んぼの圃場整備は、昨年からNTT予算の増額から、当市もいち早くからこれに対応していただき、急速に進み、理事者の皆さんのご努力に対して敬意を表しておるところでございます。そこで、考え方によっては、田んぼより稼働日数の最も多い、また農作業の複雑な茶園の方が本当は圃場の整備を必要とするところではないかと思うわけでございます。

茶園の整備は、既にご存じのとおり数々の障害、隘路が、問題があるわけでございますけれども、茶農家の安定経営と後継者対策等も含めて、行政の助けが必要であります。そこで、圃場整備なり改植をいたしますと、どれだけ短く見ても5年や6年は農家は支出ばかりで、収入はゼロであります。これを解決するためには、現在の遊休地あるいは荒れ地を市の方で農地開発して、川島の方で計画をされておるわけでございますけれども、これのミニ開発というような格好でも考えられると思います。そして、その農地を農家に借地する方策、あるいは後継者難によって耕作が大変難しくなってきたおる農地を農家から一括して流動化により借り上げ、圃場整備、改植農家に貸し出す等、施策についてお聞きをいたしたいと、こう思うわけでございます。

次に、一昨年に引き続き大型製茶工場等の施策を進めていただいておりますが、農家の生産コスト減と合理化、近代化のためにもぜひ必要な施策でありながら、なかなか進まないのが実態であります。これにも数々の問題点があるわけでありまして、その推進策の一環として大きな業界でありますと、造船業界あるいは問題になりました燃糸工連のように国の手厚い手当てがあるわけでございますが、零細である茶農家には、現在茶生産工場共同化の補助はあるものの、老朽工場、これの解体には何の手当ても実はないわけでございます。そういったことから、この共同化、

大型工場化を進めていかなければ農家の生き延びる道はない、こういうことで、これを進めるにあたり先ほど申し上げました解決の策として、市として地場産業の育成の一環の中に、これは私ども四日市の地場産業のお茶だけ申し上げておるわけにもいきません。したがって、さきに萬古の協業化が立派に進められ、そして私の地元サンセラミックスという協業組合で新しい近代設備を持つ萬古工場ができました。この方々たちもそういった中で「融資を受けて工場を建設したけれども、旧工場の解体をしたいんだけど、なかなかそこまで手が回らぬ。何とかこの問題についても大きな業界に手当てをしておるようなことを少しでも考えていただきたい」と、こういう声でございます。したがって、地場産業育成の一環の中で萬古工場の協業化に伴う旧工場の解体とあわせて、茶工場の共同化に伴う旧工場の解体に起爆剤として奨励金制度でも導入を一考していただけないか、こうお願いをするものでございます。農家の近代経営の安定化を、萬古業界も含め、地場産業育成と基盤強化の施策を求め、ひとつ思い切った市長からの答弁をお願いするものでございます。よろしくお伺いをいたします。

最後に、ひとつソフトな質問をさせていただきます。

最近の世相を見ますときに、いじめであるとか、痴呆性老人の増加、独居老人の孤独死、青少年の自殺など社会の暗い面が多く、明るい話題に乏しく、ぎすぎすした社会環境にあるように思われます。こうしたことから、私は市のギネスブックの作成を提言し、市長のこれに取り組む姿勢についてお伺いをいたします。

私が愛知県の小坂井町に親戚がおりますので、以前にお邪魔をいたして、そしてその中でお伺いをした折に耳にしたことでございますけれども、実は小坂井町では、遊び心を取り入れながら町民のふれあいを深めることを目的として、町制施行60周年の事業の中でこれを記念して、町民から町のナンバーワンを募集したそうです。これが小坂井ギネスと呼ばれている

そうでございます。そのことでもう少しお聞きをいたしましたら、ナンバーワンというのは、どんなものをナンバーワンということでやっておられるかということをお聞きをいたしましたら、ちなみにご紹介しますと、家族の総年齢最多世帯、これは一家9人で373歳とか、そのほかに大きなメロンを栽培した人とか、ジャンボひまわりを栽培した人とか、長く日記をつけている人、たくさん資格を持つ人、一番多く献血した人、それからまたその他の関係では、一番長生きをしている犬から、あらゆるナンバーワンが挙げられておりました。そういったことから、私は小坂井町であいった心のふれあいの何かちょっとユニークなことでその実績を上げられておると、こういうことをお聞きしまして、四日市市は26万人の大きな市であるので、これをあのようによったら立派なものができるのではなかろうかと、こういうことで、私は我が四日市のナンバーワンを自負するものが募集をできて、そして毎月の「広報よっかいち」に掲載して、そして1年あるいは2年して立派な本にまとめたら、四日市ギネスブックという立派なものができる、そして心豊かな人間づくりのためになるのではなかろうかと、こうしたことを行政として取り上げることについてお伺いをいたし、第1回の質問を終わらせていただきます。

○副議長（中村信夫君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 第1点につきまして私からお答えを申し上げます。

消費税の問題を高い理論的な角度から分析をされまして、消費税が住民にとって決していいものではないという理論の展開でありました。大変傾聴に値する理論であったなというふうに拝聴いたしましたのでございますけれども、私自身は余り理論的に高い角度から今度の税制改正を分析したわけではなくて、実態経済論の上からといいますか、仮定経済論も含めてですが、考えておったということございまして、必ずしも私の答えは森真寿朗議員のご質問に十分はまったお答えにならないというふうに、あらかじ

めご理解を賜っておきたい。

ところで、税金というのは、一応憲法で決められておる条文が2つあるんですが、1つは第30条で、「国民は法律の定めるところにより納税の義務を負う」と、こう定められております。もう1つは第84条ですが、「新たに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」と。両方の規定ともに当たり前のことを規定しておるだけでございまして、ここから理論的に何か引き出そうと思っても、それは余り出てこないと思うんでございます。

ただ税の負担の原則ということについては、先ほど応能負担のお話がございましたが、同時に応益負担という原理もあるわけございまして、国民が国を形成することによって何らかの便益を与えられると、そういった便益を与えられる状況に応じて負担をするというのが正しいということが、一方で言われておるわけでございます。

ところで、それはともかくといたしまして、私は国民が納得をして税金を納めるということが一番いいと思うんでございますけれども、消費税には国民が選択をする権利が、まあ言葉が適当かどうかわかりませんが、剝奪をされる。何か物を買えば必ず税金を取られるということですから、余り選択の権利がないんじゃないかというご議論があったように思います。なるほどそうではありますけれども、それでは現状の源泉徴収課税というのは選択の原理が全く働いてないわけございまして、ここに今日の税体制の不公平感というものがあるのではなかろうかなということを感じるわけです。一方で選択的な納税ができる範囲のものはあるわけございまして、それはキャピタルゲインでありますとか、総合課税でありますとか、そういったものについてはややそういう傾向が出ておる。したがって、今租税の実態というのは、必ずしも理論体系どおりに行われていないんじゃないだろうかというような疑問を持つわけでありまして。

それはともかくといたしまして、先ほど午前中のご質問にもお答えをし

たように、社会情勢が変革をしてきた、同時に今日の税制というものについて大変国民の多くの人々が疑問を持っているということであれば、それを改正に向かうということについては、私はそれなりに意義のあることだと思います。ただ、その改正の内容が果たしていいのかどうなのか。今日自民党から消費税を中心にした改正案が出されて、国会の議論になろうとしているわけですが、与野党がここで議論をされる。野党側が出しております10項目の不公平項目というのがあるわけですが。自民党側は、特に総裁が7つの懸念といいますか、久保議員は「矛盾点」と、こうおっしゃられたと思うんですが、やはり是正をしなきゃならんということで、7つの問題点を提起されているわけです。しかし、これらについては、野党はこれからどんどん自民党に対して不公平税制の是正というものを提案していくと言われておりますし、自民党は野党のご意見を十分拝聴しながら直すべきものは直すという姿勢をとっておられるようですから、これらについてはもう少し議論の推移を眺めなければ、今の提案される税制改正案でここで私がどうこうというのは、いささか早計に過ぎるというふうに私は思っているわけですが。

今度の税制改正については、まず減税があったと。今後64年度もたしか減税があるはずでございます。そうしてさらに今度は不公平税制をどう改正しながら、新しい財源を何に求めていくかという議論がなされるわけでありまして、私はそれはもうちょっと推移を見なきゃ何とも言えないなところでもあります。

ただ、地方税に関する限りは、たしか先ほど指摘のあったように、消費譲与税で配分をしていく、あるいは地方交付税で配分をしていくという国の姿勢でありまして、電気税でありますとか、ガス税でありますとか、そういった自主的な財源が少なくなっていくということについては、税負担の面では自治の後退であるというご批判は免れないと思いますし、私自身も若干この点については不満がありまして、ちょっとある省の高級官吏

の方からは嫌がられたんですが、この点についてはやかましく国の方に申し出たという経緯がございます。

まあそういうようなことがあるんですけども、今の消費税というのは、逆進性ということが言われておるんですけども、それじゃ今生活保護世帯が全く物品税的なものは負担していないかという、そうではありませんで、やはり物品税的なものを保護家庭といえども若干のご負担があったという実態があるわけですが。したがって、なかなか理論どおりに実態経済はっていないということの例ではないだろうか。物品税、入湯税というようなものについては、どうしても負担をされておるということでございますから、若干そういう点が出てくるんじゃないか。

そこで、それじゃ今度仮にそういうものが実施をされた場合には、市としてそういうことに対してどういう責任をとるんだというふうにご質問があったと思うんですが、私は国の方でもそれなりの対策は考えていると思いますので、その辺の中身を見ながら、今後私は市が対応し得るものがあれば対応していきたいというふうに思っておるところでございますので、ご理解をちょうだいいたしておきたい。

それから、なおこの消費税の導入よって徴収というようなことから、税務職員を増員しなきゃならんではないかというようなご質問がありましたが、今の段階では私は、消費税そのものが国税でありますので、職員の増員にはつながらない、こういうふうに思っておりまして、その点は私は心配ないんじゃないかなというふうに考えておるところでございます。

以上、第1点について多少長々と申しわけありませんでしたが、私の考え方を申し述べさせていただきました。

○副議長（中村信夫君） 総務部長。

持ち時間がわずかになってますので、簡潔に要領よくお願いします。

〔総務部長（田中 賢君）登壇〕

○総務部長（田中 賢君） 時間の関係で簡単にご答弁を申し上げます。

まず、平和予算でございますが、昨年度と今年度の実態はどうかということでございますが、62年度につきましては、予算額が、決算ベースでございますが、約40万円。今年度につきましては、現在執行中でございますが、約80万円ということでございます。

内容につきましては、昨年度は、啓発事業と映画会ということでございますが、今年度につきましては、先ほどお話のございました市民の主体によります平和コンサートの開催をつけ加えさせていただきまして、倍増というんですか、図ったわけでございます。

それから2点目に、来年度以降、もっと拡充をせよと、ごもっともなご提言でございまして、特に啓発活動にもっと力を入れていきたいというふうに思っておりますし、先ほど申されました平和コンサートの継続ももちろん考えておりますし、若干の準備不足がございまして、今年は残念ながら参加していただく方が若干少なかったということの反省を踏まえまして、これの充実を図ってまいりたいと思います。

それから国連協会への加入でございますが、これにつきましては、隣接の市町がたくさん入ってみえます。本市も加入の方向で検討をしてみたいと、このように考えておるところでございます。

それから審議会等へのご婦人の登用についてでございますが、今年の6月議会でもたしかお答えを申し上げたと思うんですが、その後若干数字が変わってまいりましたが、現在65の審議会、委員会等があるわけでございますが、委員の数が全部で1,024人。そのうち女性の入っていただいております機関数が37の委員会で、女性の委員の数は88名でございまして、約9%を占めておる。これが4年ぐらい前の調査ですと7%でございますので、若干は増えておるということでございますが、なかなかまだ満足できるものではございません。

女性を軽視しているのかというご意見がございましたが、決してそういうことではございませんで、積極的に女性の方に入っていただくよう努力

をしておるわけでございますが、その隘路はどうかかというご指摘がございましたが、どうもいわゆる公的委員会、農業委員会とか選挙管理委員会、こういうところへ女性の方に入っていただくこうとしますと、なかなかご参画を願えないのが実態でございます。具体的に言いますと、そういうかた苦しいところには行きたくないということでございますが、その他の審議会につきましては、積極的に入っていただくように行政側からも今後働きかけていきたい、このように考えております。

最後に、ギネスブックでございますが、大変ユニークなご提言をいただきました。いろいろの方法があろうかと思いますが、今後ご提言の趣旨も踏まえまして研究をさせていただきたい、かように思っております。

○副議長（中村信夫君） 坂倉助役。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君） 時間もございませんので、ご質問の趣旨に対して簡潔に答弁をさせていただきます。

まず、茶園の整備でございますけれども、事業実施中の収入源を確保いたしますため、農用地利用増進事業等を活用いたしまして、遊休茶園を集積いたしまして、土地基盤整備を実施している間、この茶園を利用する方法を積極的に実施していく所存でございます。

次に、大型製茶工場につきまして水沢に設置をいたしまして、大変効果を上げておるわけでございますが、今後とも国県の補助事業を積極的に導入し、また市といたしましても新しく設置される共同製茶工場への補助に特段の配慮をさせていただきながら、製茶工場の整備統合を進めていきたいというふうに考えております。

なお、ご提言のありました旧工場の解体に対する奨励金制度の導入の件につきましては、今後十分検討課題としてまいりたいと思いますので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（中村信夫君） 森 真寿朗君。

〔森 真寿朗君登壇〕

○森 真寿朗君 どうもご答弁ありがとうございました。

本当に農業政策、困っておりますので、先ほどの答弁に意を強くして、地元の方でも茶の振興に力を入れていくように、いろいろと私も努力をみんなと一緒にしていきたいものだと思っております。

それから消費税の関係で、時間がございませんので、市長とこの場で税制論議をする考え方は毛頭ございませんけれども、先ほどの答弁でいきますと、実は応能負担に関係して応益負担をおっしゃいましたけれども、これは受益者負担ということで、別にいろいろ地域の皆さんに受益者負担をかけておるといこともございますので、この論議については、私は賛成できません。

それからサラリーマンの源泉の問題で答弁をいただきましたけれども、これはやっぱり法律に従う合法の制度でないということだけご理解をしておいていただきたいと思えます。

○副議長（中村信夫君） 暫時、休憩いたします。

午後2時24分休憩

午後2時41分再開

○副議長（中村信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤正数君。

〔伊藤正数君登壇〕

○伊藤正数君 通告に従いまして質問をさせていただきます。

最近数年間の会議録を通読させていただきましたが、さすがに四日市市は商工業都市でございますから、商工関係の指摘発言が多いように思いました。それと同時に、農業関係のご議論が比較的少ないように感じました。特に最近のように農産物の国際化が進んでまいりますと、農業生産者にも、また消費者にも、いろいろな形で影響を受けてまいります。そこで、

農家が抱えておられるいろいろな問題の中から、ぜひ施策いただきたい3点についてお尋ねさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

実は私も農家の生まれでございます、水沢の小さい農家で育ち、今は兄が兼業の自営農家として後を立てておりますが、青年時代の私にも農作業の経験と当時の農家の貧しさ、それは我が家だけであったかもしれませんが、身にしみておりますので、国の減反政策からやがて米の輸入自由化が迫られると予想される流れの中で、絶えず揺れ動いている農家が一日も早く安定に向かうことを願っている農家出身者の一人でございます。

申し上げるまでもなく本市の農家も国策に沿った減反や転作、米価の据え置きまたは引き下げ、農業諸経費の増加等が主なる原因で、いろいろな保護を受けながらも採算ベースを保っていくことは難しく、人件費を加算しますと完全な赤字で、さらに来年度の新米価試算基準によりますと、景気回復期にあるとはいっても、農家には何一つ朗報らしい兆しはないように思います。

こうした農業情勢低落の時代を乗り切って生き抜いていくためには、地域農政推進事業に基づく市単独事業の積極的な推進と、個々の農家や農家の共同組織による自助努力で経営構造の改善を図り、農業コストの引き下げを図ることが重要な課題であると思います。そして、これらの目標を達成するには、集落農営を進めていくことや農作業の受委託の奨励、さらには農業後継者の育成に有効な施策を検討いただき、一段のご努力をお願いしたいと思います。

申し上げるまでもなく市単独事業とはいっても、その主体は農家でございますから、時間がかかる手だての難しい仕事であります。その上耕作面積の広い狭いにかかわらず、一通りの機械を調べて、自分の田は自分で守るという農家の独立性と長い伝統は根強いものがございますから、農業を取り巻く諸情勢をよく説明して、時代の課題にこたえていただくようにご指導願うのは、行政にお願いしなければならないと思います。

農作業受委託の事例は、市内では、ご承知のように桜地区の智積農家組合の米作水田作業の受委託で、組合内の農家が協力され、規約によって円滑な運営を図りながら、農作業の委託農家、その引き受け農家、事務担当農家に分け、営農センターを拠点に機械等も整備し、成果を上げておられます。農水省や市からも若干の補助を受けた先行的な事業だと思えます。ほかに県内では、玉城町の勝田実行組合で、農家戸数約30戸が集落ぐるみの農作業受委託に取り組んでおられます。先日、町役場と組合長さんに電話していろいろと指導をいただきました。

また、集落農営のモデルとして農水省が紹介している最も新しい情報によりますと、県の積極的な指導により、近くでは石川県、富山県などの実例を挙げ、例えば石川県の福光、大門、朝日、城端の4町で低コストの稲作を目標に、各町30ha、30戸規模の集落を対象に、農業機械と施設を全面的に共有し、集落ぐるみの営農組織化に取り組んでおられます。機械などの標準は、トラクター2台、田植え機4台、コンバイン4台、その他建物、乾燥施設で、原則として集落内での機械、施設の個人所有を認めない方式をとっております。また石川県では120集落を指定するなど、各集落ともそれぞれユニークな方法で20%のコスト低減を図ろうと努力している状況でございます。

そこで、まとめてお尋ねいたします。

第1点は、このような事業に対して本市の農家がなじめるかどうか。

第2点は、このような事業の推進について理事者のご見解はどうか。

第3点は、推進されるとすれば、他県の事例のように行政の奨励や指導が欠かせないと思えますが、対策がございましたら賜りたいと思えます。

次は、中核的農家を一つの基盤と見る農業後継者の育成についてお尋ねいたします。

市が調査された昭和60年の年齢別農家人口は、16歳から60歳までが約2万6,800人。そのうち29歳までの若年層が22%。60歳以上の高齢者層が27

%で、若い層より高齢層が厚く、65歳以上の方々が相当数が農作業に従事されております。本市はまだ少ない方で、全国的には60歳以上の農業就業者は、農業人口の49.6%を占めております。したがって、我が国の農業危機は、自由化よりも老人化が本当の要因になると指摘されているのでございます。本市の農業にこうした危機が参らないように、理事者側では後継者の育成にご苦労願っているわけでございますが、育成の原点に立ち返って施策の再検討をいただかないと、せっかくのご苦労が報われない結果になりかねないと思うのでございます。

私は農業後継者育成の基盤を農家自体に置き、魅力ある農家づくり、若い方々に夢と希望が感じとれる農家の育成を図っていただきたいと思えます。これも大変時間のかかる仕事ですが、これが後継者育成の原点だと思えます。このためには農家の豊かさと文化化、農家固有の平和と自由さ、バイオ時代を科学する夢、経営のご苦労に見合う豊かさが実感できる農家づくりを目標とされ、経営規模の適正な拡大と生産性の向上をご指導いただく中で、農家の後継に関心を寄せる青少年を1人でも多く育成できるような対策をお願いするわけでございます。本市の専業農家戸数は、全農家のわずか6%強ですから、中核農家基準に適合する水田農家戸数は少数だと思えます。したがって、後継者育成の第一基盤を中核的農家に置き、水田農家も、あそこまで行けるといふモデル農家を各地区に1戸でも多く育てていただくようご努力願いたいと思えます。

また一方では、若い方々の農業離れが進んでおります。生活の中で農業に魅力のある話題が聞かれない。片手間農業や飯米農業の考えが根づいているとともに、日曜・祝日を返上して米づくりをしても勘定に合わない。だから農業には魅力がないという傾向も確かにございます。本市の農家は7,150戸。そのうち0.5ha未満が約51%。0.5haから1.5ha未満が約43%で、全市の約95%が中小規模農家でございます。したがって、次の世代には農事無知識、無経験の方々が増加し、農地は財産として保有するが、耕

作は飯米分だけという農業離れ時代を展望した後継者対策も、実に重要な問題であると思います。本市の農家は、概して堅実型、現状維持型で、経営規模の拡大や転作には問題もあるようですから、全国米どころの米作專業農家では、平均負債額 2,000万円とか、北海道の東北地方に見るソバの大転作によって負債と倒産で町が混乱しているような心配はまずございせんので、堅実と現状維持志向の中でどうして農業離れを食いとめていけばよいのか。農業地区の小中学校の郷土学習や進路指導の中で、さらに育成奨励の制度化や事業の拡大強化等も含めて熱心なご努力をお願いいたします。

いろいろと申し上げましたが、以上の困難な問題を踏まえて質問をまとめさせていただきます。

まず第1点は、農業後継者の現状分析と将来の見通し。

第2点は、本市の中核農家または中核的農家の総括的な現状と魅力ある経営を図っておられる農家の事例。

第3点は、農用地利用増進事業を進められている中での農地移動の傾向。

第4点は、水田の作業効率と経営条件を向上させる農地の交換分合に対するあっせんや指導について承りたいと思います。

続いて、茶業の振興についてお尋ねいたします。

一口に茶業の振興と申しましても、生産基盤の確立から加工、販売に至る過程には、解決しなければならない多くの問題と行政の指導、協力が待たれる課題がたくさんございます。これらの中から特に本年の四日市市及び北勢地方産品の需要供給の動向を踏まえて、生葉の質の向上と生産の安定を中心にお尋ねいたします。

本年は、茶が需要にこたえられない品不足にかかわらず、値が上がらないという珍しい需給関係崩れの年でございました。その主たる原因は、消費者の嗜好の変化、すなわち茶からウーロン茶へ、清涼飲料へ、若い世代からは茶は面倒くさいから敬遠される。また一方では上質茶を希望する消

費者も多く、産地で 500円の製品を東京で 500円で売っても買い手がなく、高価なものならという上質嗜好も多く、製品をめぐる環境はまことに複雑でございます。したがって、生産者側の熱心な指導的立場の方々には、口をそろえて、生葉の質の向上と生産の安定が茶農家の体質強化を図る根本だと言っております。また、茶農家は、上質茶をねらうか、番茶をねらうかという生産の焦点化と、1、2、3番茶の生産の流れの中で採算を見てほしいとも言っております。

以上のような本年の動向から、理事者側におかれては、質の向上と生産安定のため、指導と保護振興上、どこに重点を置いて施策されているのか。土質の改良、茶園の改善、特に老木の廃植、防霜ファンの設備促進及び製茶加工の中で、この質の向上と生産安定のために取り組まれている施策の具体的な中身について承りたいと思います。

防霜ファンの設備については、茶農家の組合結成ご努力と、農業行政の適切にご指導で年々成果を上げてこられました。国の構造改善事業や農業生産体質強化総合推進対策事業がございまして、3 ha未満はこの網にかからないわけでございます。したがって、全国の産茶県であるまず静岡、三重から、本県でも鈴鹿市に次ぐ四日市市を核に構造改善事業の基準枠拡大にご努力願いたいとともに、市並びに県からも補助金が新規に交付されますよう、個人設備の既設ファンにも遡及される措置を含めてご検討いただきたいと思いますが、以上についてのご所存を賜りたいと思いません。

さらに茶業振興について、生葉の含有するポリフェノールが化学工業原料として利用されることになり、茶農家は歓迎していると新聞報道がございました。新聞発表と同時に、静岡から調査のために四日市入りをしたという情報も伝わりました。既に製品が市販されている段階でも、原料茶の出所がわからないのでは、茶農家の今後の期待にどうしてこたえていくのかという不安がございます。企業秘密だからわからない、これでは常に行

政は立ち遅れるのでございます。どうか茶農家も企業も共存共栄されることを念願するとともに、生葉の一変革期が目前に迫っている点を十分ご認識いただき、少なくとも中部茶業界の熾烈な競争の中で本市茶農家の期待にこたえられますように、多少は企業的意識も持って対策いただくようお願いして、ご見解を賜りたいと思います。

次に、消防水利状況等についてお尋ねいたしたいと思います。

その前に一言お礼を申し上げます。

本年度初め、西部地区市民要望の中消防署西分署を設置いただき、消防、救急等の機能が分遣所に比して一段と高められ、設置直後の不幸な火災やぼやに遺憾なく機能が発揮され、西部市民は心から感謝しております。ここに所在地の青山議員ともども厚くお礼を申し上げます。

さて、本市の消防水利は、消火栓、防火水槽、プール、池など総括充足率は95.8%で、全県平均67.6%に比べて優秀であります。これはひとえに先輩のご熱意と理事者側のご努力の結果によるところで、衷心より敬意を表します。

4月、智積町で不幸にも1戸全焼の火災がございました折、75mm水道管の布設替えや消火栓の増設について要望されておりますので、桜地区の改善をお願いいたしましたところ、消防本部、水道局も課題が山積いたしました。消火栓あるいは防火水槽の設置整備を必要とする地域が四十数カ所あり、さらに今後震災に備える緊急用貯水槽設置が相当数に上るそうので、これらの促進には努力しているが、いましばらく猶予してほしいということでございます。中でも消火栓の要望が強く、75mm管を100mm管に布設替えすることは、各地域とも速やかな着工を待ち望んでいるわけでございます。この場合、一般会計からの補助はわずか1割程度と聞いておりますが、全布設替え完成は何年を目途とされておりますか。

事、消防の基盤整備は、広範で多様にわたり、市民の要望は年々高まっていくものと考えて、財源措置に一段のご努力が必要ではないかと思いま

す。そこで、私も一つの提言をさせていただき、事業促進の一助ともなれば幸いに思います。

火事に備える施設整備と地震に備える施設に甲乙はございませんが、消防用水利施設は、市民要望の優先事項でございますので、水道局の財源はこれに優先的に充当して、できる限り速やかに火災に対する市民の心配を解消いただきたいと思います。

そして、他方の緊急用貯水槽施設整備は、一般会計より支出いただく方法をご検討いただけないだろうかという私見でございます。現行のままでは、たとえ補助といえども繰り出し基準にうたわれておりませんから、いかんともいたしかたがございません。しかし、この緊急貯水槽の設置義務が、水道局だけに限定されていない限り、この貯水槽の目的、性格を一部手直しし、議会の議決を経て、一般財源からの支出に変更できないものかお尋ねいたしたいと思います。防火水利と震災時の緊急飲料水、もろもろの施設促進を願っての提言でございます。理事者側のご見解を賜りたいと思います。

最後に、公共建築物の設計委託についてお尋ねいたします。

6月議会の総務委員会で「設計委託について疑問があるということで問題になった」と代表の川口議員から報告がございました。会派でももう一度検討する必要がございましたので、関係課の職員を交えて検討いたしました。既にこの問題は、委員会で設計業者の選定は慎重に行うということで決着したようでございますが、ただ「一括発注による財政上の利点を生かしながら地域の特色が出せるよう配慮すること」と公表された市議会だよりの抽象的な表現だけでは、中身の理解が十分できないだけでなく、市民からも「市は建物を一括発注することに変えたのか」という質問もちょうだいし、議会が一括発注を認めたかのような誤解も生じているようでございますので、会派としては多少違った考え方に立ってこの問題に対応してまいりたいと考えております。

委員会で問題となったのは、笹川中学校と富田中学校の設計であったと聞いております。すなわちこの2校の設計がコピーしたぐらいよく似て見えることと、同時に審議された別の業者による塩浜小と日永小の設計についてはそうした指摘がなかったところに問題があったようでございます。私は自分の職業柄、名古屋市をはじめ愛知、岐阜で公共建築物の電気施工のためいろいろな施設を見ておりますが、公共建築物というのは直方体を横にした窓のある広い建物が多く、全く無味乾燥な設計に、よそごとながら寂しい思いをしてまいりました。いかなる建築でありましても、使用の目的や機能によって外観や内部の検討はそれにふさわしいようなアイデアがなければならないと思います。変化を持たせる、これは不変な価値観の一つであろうと思います。

こういう観点から、三滝中学校の勾配屋根の緑と時計台の組み合わせ、希望を象徴する色彩と心の和む和風的な構成に評価を惜しまないものでございます。職業柄建築雑誌はよく読む方でございますが、夢見る音楽室とか映画館はだしの視聴覚室など多種多様な変化ぶりに驚いております。この変化と調和を市の施設の中で追求し実現しておりますのが富山県の小矢部市です。人口3万7,000人の田園都市でございますが、会派で視察いたしました。一口で申し上げてヨーロッパ風のおとぎの都市、画一から脱皮した町だと申し上げてよいと思います。

設計も今日では大変進歩をいたしまして、意匠がいわゆる設計から分化しつつある時代だと思っております。来年の名古屋の世界デザイン博もこういう時代の流れの中で企画されていると思っております。こうした時代の要請と本市の施設にも変化が求められている現実に即して、本市に建築専門デザイナーを置いていただき、私にも建築理想がございまして、それは目的を満たし、機能がすぐれ、耐用度と経済性が高く、デザインの優秀性を誇れる施設整備を目標に、専門デザイナーの知恵とアイデアを大きく本市の公共建築に取り入れることにご配慮いただきたいと思っております。

以上をまとめ、次の3点についてお尋ねいたします。

第1点は、笹川中学校と富田中学校の一括発注の例のように経済性を重視されたためか、それぞれ両校の設計に個性をなくしてしまったと思いますが、今後どう対策していかれるのか承りたいと思っております。

第2点は、今後は一括発注を棚上げして、個性と変化に富んだ公共建築の促進を図っていただきたいと思っておりますが、いかがお考えですか。

第3点は、建築専門デザイナーの営繕課配置についてどうのご見解をお持ちか承りたいと思っております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○副議長（中村信夫君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 第1点につきまして私からお答えをいたします。

今日の新しい時代の営農を展開するに当たりましては、まず農業者の方々の意識改革というものが必要ではないかというふうに思っております。すなわち集落を基本的な単位として、地域ぐるみの話し合いの中から農地利用に対します集落の合意形成を図っていくと、これが大事でございます。これをやることによりまして、農地の集積あるいは作業の受委託というものを促進していくことができるので、極めて重要な問題であるというふうに理解をいたしております。そこで、昭和62年度から市の単独事業で、集落農業育成事業というものを設定いたしまして、助成をまいりました。年間5集落の集団転作を含めた集落営農というものが成果を上げておるわけでございます。

ご紹介のありました集落ぐるみで取り組む優良事例のような集落農業は、ご指摘のように機械を個人で所有し、そして安定兼業型と言われておる農業が大部分であります四日市の市内においては、なじみが確かに薄いという現状がありますけれども、今日の時代的な要請では、この集落ぐるみ営農事業というのを推進していく必要があると思っております。基盤整備

あるいは近代化施設の設置というものとあわせて推進をしなければ、次代の営農を進めていくわけにはいかないだろうと、こういうふうに思っておるところでございます。

次に、農業後継者の問題でございますが、私は年に2回ぐらい市の農業青少年クラブの方々と約3時間ぐらいずつお話し合いをさせていただいておりますが、大変熱心な農業青少年の方々がいらっしゃいまして、後継者として既に盛んに活動しておられるわけでございます。また、新規に後継者として毎年数名の方が農業につかれておられまして、こういった組織の中に加入をされてきております。そして技術研修というものを盛んにやっておられるわけでございます。市といたしましても、こうした農業青少年クラブに対します運営費の助成でありますとか、あるいは技術研修生の派遣制度、さらには経営拡大資金の無利子融資制度等を活用いたしまして、後継者の育成に努めているところでございます。今後とも魅力ある農家づくり、あるいは夢と希望の持てる農業の育成とともに、後継者育成のための各種施策を拡充強化してまいるといふふうにお約束を申し上げておきたいと思っております。

次に、中核農家でございますが、現在市内には約400戸の中核農家がありまして、主なものとしては、水稲部門30戸、お茶部門が190戸、畜産部門50戸、野菜花卉部門110戸でございます。この中で水稲部門では10ha以上を受委託している農家や、あるいはシクラメン等施設園芸農家は桜にもございますので、ご承知だと思いますが、茶の栽培農家には企業的経営を営んでいる農家も数多く見られます。これらのモデル農家を中心にして、中核農家の育成というものを今一生懸命図っているところでございます。

さらに、農用地の利用促進事業でございますけれども、これは昭和54年度から取り組んでまいりまして、63年8月現在でこれまで214haの農地の貸借が成立をしております。この事業に取り組むまでの農地移動の傾向と

というのは、ほとんど売買による移動でありましたが、この事業を取り入れてからでは、貸借による農地移動が大幅に進展をいたしましたのでございまして、これにより中核農家の農地集積が進んできておるといふ実態にあります。

農地の交換分合につきましては、農用地利用促進事業で圃場の集団化という観点から取り組んでおりますけれども、今後はさらに土地改良事業の推進の中で大規模経営を可能にする大区画圃場の整備を推進してまいりたいと思っております。既に水沢あたりでは1区画5反割というようなものがどんどんできていっておる。こういうような実態があります。したがって、今後はこういった方向に圃場整備を進めてまいりたいと思っておる次第でございますので、この上ともご協力をお願いします。

次に、茶業の振興でございますが、本市農政の重要な地場産業でありますので、一生懸命取り組んでまいりたいと思っておりますが、生産コストの低減、さらに良質茶の生産、販路拡大、今の段階ではどうもお茶の生産が少し生産過剰であるということから、なかなか値段が出にくくなっておる。こういう実態がありますので、できるだけ良質茶を生産いたしまして、品種園化の促進、あるいは防霜ファンの設置、さらには優良技術の普及ということに努力をいたしております。今日、国県にも働きかけながら、これらの事業の推進に特段の努力をいたしておるところでございます。

ただ生産ばかりに力を入れておったんではいけませんので、販路の拡大ということが必要であります。そのためには各種イベントを通じまして、消費、宣伝等に積極的な展開を図っておるところでございます。伊勢茶、その中で特にかぶせ茶のイメージづくりというものを図っておるところでありまして、さらに新たな取り組みといたしましては、販売PRのための茶の流通実態の基礎調査を今図っておきまして、さらに伊勢茶のブランド化を一層図ってまいりたいというふうな思っているところでございます。

なお、最後にご指摘のありました市内の優良企業における茶の利用法の

開発、これに関連をいたしまして、市内のお茶の生産者の方々とどういつながりを持たせていくかということが私どもの課題でありまして、既にこの点については、企業側と私どもと積極的な話し合いを進めておるところでございまして、今後できるだけ地域のお茶をご利用いただけるような方向で、企業側に努力を要請してまいりたいというふうに思っておる次第でございます。

以上、第1点について私からお答えを申し上げます。

○副議長（中村信夫君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（奥山武助君）登壇〕

○水道事業管理者（奥山武助君） ご質問のございました消防水利のうち消火栓についてでございますけれども、日本水道協会の設置基準によりますと、防火水量の確保の面から、150mm以上の配水管に設置するというのが一応の基準になっておるわけでございます。しかし、本市の場合は、配水管網や地域の事情によりまして、緊急時に対応するために配水管口径100mmにも設置いたしておるのが現状でございます。

消火栓の設置要望につきましては、100mm以上の配水管が整備されております地域につきましては比較的容易に応じられるのが現状でございますけれども、最近の要望箇所は、配水管口径が細かったり、また未整備地域が非常に多くなっております。そういうことから、配水管の増径あるいは新設に伴う費用が多額になっておるのが現状でございます。

また、緊急貯水槽についてでございますが、近年、地震対策の必要性が強く叫ばれておるわけでございますが、このことから、昭和60年代の水道行政の指標であり、生活環境審議会におきましても水道のライフラインの確保が最大の目標となっております。水道水の供給は平常時にとどまらず、震災時における飲料水の確保も水道事業者の使命であると考えております。局独自の地震対策計画を立て、耐震型緊急用貯水槽や緊急遮断弁の設置及び応急給水器具の整備等、非常時に備えた取り組みを昭和

61年度から行っております。これらの震災対策にかかわります事業は、日本水道協会を通じて、水道施設の震災対策事業に対しまして地震防災対策強化地域以外におきましても国の財政援助が得られますよう、積極的な要望活動を行っておるところでございます。過日につきましても、この問題について、関係機関に強く要望をしまいたるところでございます。震災対策事業につきましては、今後とも防災対策室、また関係機関と十分協議しながら、現在計画中の第4期拡張事業におきましても取り組む所存でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

ご質問の桜地区の消火栓、また要望のございます市内各所の消火栓の設置につきましては、消防本部と十分協議を重ねまして、年次計画によりでき得る限り早い年次に要望にこたえるよう一層の努力をいたしますので、ご理解を賜りたいと思います。

○副議長（中村信夫君） 消防長。

〔消防長（山口 博君）登壇〕

○消防長（山口 博君） 第2点の消防水利行政につきまして、ご質問にお答えをさせていただきたいと存じます。

本市の消防水利につきましては、自治省消防庁の勧告によりますところの「消防水利の基準」を基本にいたしまして、毎年消防水利整備計画を策定し、消火栓あるいは防火水槽を設置して、この基準に適合させるよう整備を行っているところでございます。

ただいまご指摘のありましたとおり、現在水利基準に適合させるための整備を必要とする箇所は46地域となっております。この地域で消火栓を設置することが可能な地域につきましては、水道局と調整をいたしまして設置を図りますほか、消火栓の設置不可能な地域もございまして、これらにつきましては、防火水槽を年次的に設置するなどいたしまして、消防水利の充実に努めているところでございます。

ところが、近年、自治会等が自主的に初期消火用のホースを設置し、あ

るいは小型動力ポンプを活用していただいて、自主防災活動が活発になってまいりましたので、ありがたいことに、ご指摘のように自治会あるいは自主防災隊から消火栓の増設をご要望されることが多くなってまいっておりますのでございます。消防本部といたしましては、実態をよく踏まえまして、基準の適合いかにかわらず、初期消火活動にも有効に活用していただける消火栓の設置につきましても水道局と十分協議し、ご要望にそえるよう努力をいたしていく所存でございます。よろしく願いいたしたいと存じます。

○副議長（中村信夫君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（前川鉦一君）登壇〕

○都市計画部長（前川鉦一君） 公共建物の設計委託につきまして3点にわたりましてご質問いただきましたので、お答えを申し上げます。

まず第1点目と2点目の設計の一括発注に関する件についてでございますが、笹川中、富田中の屋体につきましては、62年12月補正予算で設計委託料を計上いたしまして、前年度に設計を完了したものでございますが、本件の場合、63年度早々工事を発注しなければならないといった特別な事情もございまして、限られた期間内での設計委託であったことから、同じようなレベルの仕上がりになることを基本としまして、2校分の設計を合わせ委託をいたしましたものでございます。

したがって、2校の屋体の外観が同じではないかといったご指摘をいただいたわけでございますが、一般に体育館のような建物の場合は、他の施設と若干異なりまして、規模や機能が余り大きく変わらないといったようなことから、主体構造部分の設計は共通する部分が多いわけでございまして、これまでの平面計画等の資料を参考に設計がまとめられたといったケースもあるわけでございますが、今回問題となりました外観、内装のデザイン等に配慮が不足いたしましたことから、結果的には2校がよく似た形になったわけでございます。公共建物の設計業務は、ただいまご指摘もご

ございましたように建物の役割、機能を具体化する重要な業務でもございますので、委託を行ってまいります場合は、建物の質の向上や設計の効率性、財政上の利点、こういった点も十分考慮しながら、発注方法について今回のような問題が生じないよう、原則的には1件ごとの発注方式をとるよう検討を加えてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

なお、特にデザイン面や意匠等につきましては、ご指摘にもありました点を踏まえまして、地域性や文化性などに十分配慮いたしながら、個性豊かな施設づくりを行ってまいりたいというふうに考えるわけでございます。

次に、3点目の建築専門デザイナー確保についてでございますが、個人的に変化に富み、しかもレベルの高い建築物を創造してまいりますためには、専門家の参画を求めなければならないといった場合もあるわけでありまして、現にこれまでも経験豊かな専門家の力を活用してまいったという例もあるわけでございます。一方また、営繕課におきましても、各種の研修会に参加したり、民間の設計者との共同作業、職場研修などを通じ、研修・研さんに努めてまいっているところでございます。したがって、現時点では、特に建築専門デザイナーといった職員を確保するといったことは考えてはおらないわけでございますが、今後必要な場合には専門家のアイデアを取り入れるとか、職員の採用に際しまして、こうした専門分野の人材を広く求めるとか、職員の資質向上を図るといったことなどによりまして、対処いたしてまいりたいというふうに考えておるわけでございますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（中村信夫君） 伊藤正数君

〔伊藤正数君登壇〕

○伊藤正数君 ご答弁ありがとうございます。

ご答弁の中には、お尋ねした要点の外れているものや、答弁内容について納得いかない点もございますが、時間の関係上、後日各担当部局へお伺いにまいりますので、そのときはよろしく願いいたします。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村信夫君） 川口洋二君。

〔川口洋二君登壇〕

○川口洋二君 市長の思いやりかわかりませんが、自信のあらわれかもわかりません。農業後継者に大変確信を持った答弁でした。それならば、せっかく意気揚々と出席をされておられる農林水産部の黒田次長に答弁していただくのも、後継者育成ではなかったかなという気はしております。

伊藤正数議員の質問に関連いたしまして質問させていただきますが、今年は大変涼しい夏でした。しかし、四日市市内において大変暑い夏がありました。それは少年自然の家のごとでございます。文化的でヨーロッパ風のお城を思わすような立派な建物であります。また、市としても中部建築デザイン審査会に出品しようとする自信作でもあります。しかし、一步中に入って見、そして泊まってみると、大変風通しが悪く、暑くてたまりません。よくぞ本年お泊まりになった 8,000人が我慢できたものだなあと思われます。

私自身も剣道少年団の合宿に伴い、7月末に下見をさせていただきました。部屋、廊下はもちろん大変な暑さを感じましたが、食堂に至っては皆さんの想像を絶する暑さでありました。館長に尋ねると、クーラーがない、窓が開かないので、網戸も入らないということでございます。その状況を見て、私は利用をあきらめました。「建物に文化を」との声が大きくなれば、その文化を重視する。そのことは大変結構であります。今度は建物本来の機能性を損なわせてしまう。なぜ市の発注する建物において、機能性においても、デザイン等においても、使う身になって設計ができないのか、予算枠だけの設計で中途半端になってしまうのかと考えるのは、私ひとりではないと思います。

今議案に提案される合同会館についても、福祉センターの名前を掲げながら、福祉の心を持って設計されているとは到底考えられません。合同会

館についてはこれから建設されるものですから、留意しながら建設していただくとして、少年自然の家については、先ほどの都市計画部長の答弁された点を考慮しながら、どうしてあのような建物になったのか、今後どう対処するのかをお尋ねします。

○副議長（中村信夫君） 宮田教育次長。

〔教育次長（宮田 勉君）登壇〕

○教育次長（宮田 勉君） ご答弁申し上げます。

ただいまご指摘がありました少年自然の家につきましては、宿泊室、廊下西側については、ドアだけで窓がないのは事実でございます。設計では冷暖房機を入れて空調を行うというようになっておりまして、建築工事に際しましても、ダクト等は施工済みになっておるわけでございます。ただ、自然の家の建設場所が比較的高地で清涼緑陰の地であるということ、自然の家という特性等を勘案いたしまして、冷房機については様子を見てからということになっておったわけでございます。

しかし、ただいまご指摘いただきましたように、この夏1シーズンを利用いたしましたところによりますと、私たちの予想が甘かったとおしかりを受ければそれまででございますが、確かに湿度が高いということで、利用者の方々から非常な苦情と冷房機の早期設置ということの要望を受けておるのも事実でございます。やはり快適な利用をしていただくためには、冷房機の設置は必要であると考えますので、できるだけ早く対処できるように努力をいたしてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○副議長（中村信夫君） 暫時、休憩いたします。

午後3時36分休憩

午後3時48分再開

○副議長（中村信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

堀内弘土君。

〔堀内弘土君登壇〕

○堀内弘土君 どうやら本日の最後の質問者になったようでございます。理事者側も大分お疲れのようですが、要点だけを申し上げますので、簡潔にご答弁をいただくことをお願いしておきます。

さて、通告の順に従い質問をいたします。

まず第1点目は、「萬古焼の里構想」についてお尋ねをいたします。

四日市の地場産業である萬古焼の里づくりを目指し、調査費が計上されて、目下この構想策定委員会において整備計画を進められていると聞き、ご同慶にたえません。むしろこの構想は、遅きに失した感なきにしもあらずと考えております。

萬古業界では、既に工場を閉鎖して、廃業をしたり、他に転向のやむなきに至ったところも出ている現状であります。萬古焼の輸出が円高により行き詰まり、内需拡大の苦肉の策と見られる向きも多分に含まれてはおりますが、我々としては大いに期待を持って見守ることのできる構想だと考える次第であります。

整備計画では、陶房や工場の位置がわかるよう見学者向けの案内板を立て、地区内の交差点にも陶板をはめ込んだ見学コース板を設置し、マップや貸し自転車も考慮するということでもあります。また、万古町、陶栄町、三ッ谷町などには歩道を焼き物で敷き詰め、桜の名所で有名な海蔵川堤防を焼きもの公園として整備するということのようにあります。

さらに、萬古焼資料館を建設して、古萬古をはじめ歴史的な資料を一堂に集める構想、また即売センターは東名阪自動車道四日市インター付近につくって、萬古焼ろくろの実演やガス窯を置いて手づくり陶器を楽しんでもらう構想、そしてこうした施設は市が建設して、運営は第三セクターに任せるという結構づくめの構想であります。また、先般は信楽の里等3カ所の先進地の視察を踏まえて、萬古焼の里の今後の方向づけを検討された

その結果、現在の町の中での里づくりを模索して、先進地とは一味違ったものをねらうということでもあります。

さて、この構想の中でちょっと気にかかる点を二、三申し上げてみたいと思います。

それは過去に実施をせられた近鉄四日市駅前の噴水塔など、予算を使って余り効果の上がらなかったPRを十分反省材料にしてもらいたいことや、現在「じばさんみえ」の中に萬古製品をいろいろ並べて陳列即売をせられておりますが、これと並行して以前から陶栄町に設置せられた萬古陶芸センターの中でも即売されている製品、その価格等の競争性、もちろん出荷先は異なるとしても、これらについて考慮されたことがあるかということでもあります。今回三ッ谷町には株式会社三陶が協同組合の形で萬古焼製品の即売場を開設され、萬古焼以外の焼き物を含めていち早く販路の拡大、PRを先取りされておりますが、この萬古焼の里構想の中でももちろん価格調整等は行政のタッチすべき問題ではないにしろ、萬古焼の里の全体のイメージのためにも、これら業界の共存共栄の策は考慮に入れられておるのか、お尋ねしておきたいと思います。

また、町の中の里づくりということではありますが、現在の陶芸センターの位置を中心に考えておられるならば、敷地面積にも問題があるかと思われれます。地価高騰の昨今、どのような構想をお持ちなのかお伺いしたいと思います。

なお、桜の名所海蔵川堤防を焼きもの公園にということではありますが、これには河川敷も含めて考える必要があるかと思えます。先般も小学生が満ち潮の際に海蔵川の中に足を滑らせて水死したような危険な箇所も考慮に入れられての構想なのか、これもお尋ねしておきます。

また、陶芸作家協会には私も知り合いがたくさんおりますが、この人たちの間からも、「将来の後継者育成のため三重大学等の熱心な学生たちが専門的に研究できる施設が欲しい」と聞かされてまいりました。この点に

についても、この構想の中に入れられておるのか、お伺いをいたしておきます。

私自身海蔵地区に生まれて六十有余年、親戚、同僚、知己がたくさん在任しておりますので、今回のこの構想について時折質問をうける昨今であります。新聞発表の方が先行して、住民代表の私でも、正直言って現在では回答できない状態に置かれているのは、まことに寂しい限りであります。この際、市長のキャッチフレーズの一つにもなっているこの構想について、市側の明快なご答弁をいただきたいと存じますが、できれば総工費予算等の目標額並びに着工時期等について、わかる範囲で結構ですからお聞かせ願いたいと存じます。

この構想に大きな期待をかけていろいろとご意見を申し上げたわけですが、承るところによりますれば、この計画は5カ年計画ということのようであります。その間には時代が急速に進展するものと思われまます。この計画をコンサルタントに任せられます前に、再度綿密な審議を重ねられて、時代、状況等の変遷によりこの構想が絵に描いたもちに終わることのないように切に要望をするものであります。

第2点目は、パイロット地区の指定についてお尋ねをいたします。

今回山手中学校区が青少年健全育成パイロット地区に指定をされました。住民の間では、このパイロット地区の意味すら理解されていない向きが大半であります。よく考えてみますと、青少年の日常生活、学校生活を改善するためのいわば監察地区に指定されたようなものであります。事務局は北警察署に置き、これを統括されるということであります。小中学校当局、補導委員会、社協、PTA、自治会等の関係者による推進協議会を結成して、活動が現在始まっております。海蔵地区は海蔵川を挟んで四日市南署と四日市北署の管轄が分かれているわけであります。パイロット地区指定区域のこの看板は、海蔵川以南の南署管内には管轄が違うということで立てにくい。ここには補導委員会の名前で立てられるということになります。

意識啓発のため、現在山手中学校、海蔵小学校、大谷台小学校、地区市民センター、これは海蔵地区であります、近鉄阿倉川駅前等8本が立てられ、地区では啓発のための標語を募集しております。活動はまだ始まったばかりであります。聞き及ぶところによれば、この事業は、警察庁の指令により予算をつけて実施されており、今後二、三年をかけて取り組むということのようであります。

地区ぐるみで青少年の日常生活の改善、学校生活の改善に取り組むモデル地区に指定されたと、額面どおりに受けとめればまことに結構な事業のようであります。ところが、山手中学校はこの一、二年、器物破損、暴力行為等で非行を起こした生徒が出ており、そのたびに校長が更迭されてまいりました。校長先生にはまことにご苦労さまであったと、いまだに感じておる次第であります。この指定について、額面どおりに受け取れない複雑な心境の父兄が相当いるということになります。山手中の前は、北の方では富田中学校が指定されたと聞き及んでおりますが、関係者の方々のご心労が理解できるような気がいたします。と同時に、高校進学課程にある子供を持つ親の立場にしてみれば、市内で4校だけの指定の中に、自分の子が通学する中学校が指定されていたということを知ったとき、その心痛はいかばかりかと考えるわけであります。

我々の住む地区でも、現在子供を中学校に通わせている父兄の意見は賛否両論であります。どちらかといえば、余り芳しくない方が多いようであります。ある父兄からは、「パイロット地区に指定された中学の卒業生は一流高校に進学できないのではないか」という問い合わせが来ております。これに対して、私も全くそんなことはないという自信が持てない現在であります。3年間の指定があれば、指定された年に入学した生徒は卒業するまでその看板の下で勉強せねばならず、別の意味では大変なハンディを背負って通学せねばならないということになります。ということは、非行の生徒の出た直後に指定を受けているので、よくない地区であるとい

う住民感覚が濃厚になることは、否めない事実になっております。モデル地区ならば、立派に成果を上げている学校を指定して皆の参考にするぐらいにしてはどうかという意見までも出ております。関係者のご努力によって一日も早く解除を望む一人ではありますが、この点について、教育長は、非行を起こした生徒は警察に任せるより仕方がないとお考えになっておられるのか。また、この事業はまだ始まって新しいのでありますが、この事業そのものについてご意見があれば、お聞かせを願っておきたいと思っております。

第3点目は、痴呆性老人対策についてお尋ねいたします。

昨日より福祉問題の中でたくさん論じられてまいりましたが、私は痴呆性老人対策に絞ってお尋ねをしてみたいと思っております。

21世紀の超高齢化社会の到来を目前にして、老人性痴呆症、俗に言うぼけ老人に対する関心と不安が高まってきております。ある新聞社が、全国の50歳未満の夫のある女性 3,400名を対象に、ぼけに対する世論調査を実施しました。その結果、「家族にぼけ老人がいる」と答えた人は 3.9%。調査対象外の50歳以上の人を含めて換算いたしますと、全国のぼけ老人は約 100万人に上ると推定されております。高齢化の進展によりその数は加速度的に上昇すると予想され、ぼけはごくまれな病気から、今や身近な脅威にもなりつつあるのであります。ぼけについての世論調査は、これまで都道府県単位や日本医師会による市町村レベルの調査例はありますが、全国規模の調査はこれが初めてということでありまして。厚生省の痴呆性老人対策推進本部の将来予測によれば、在宅ぼけ老人は昭和75年に 120万人、昭和90年になると 180万人としておりますが、今回の調査から判断すると、ぼけの解明、治療法の開発が進まない限り、この数字をかなり上回る事が予想されます。

また、今回の調査では、「ぼけ老人の面倒はどこで見のが一番よいか」という問いをしております。これに対しては、特別養護老人ホームなどの福祉施設が56.5%と群を抜いております。自宅は22.7%と少なくなってお

るわけでありまして。一般の老後の介護については、我が国では伝統的に自宅が多いところを考えると、ぼけに関しては逆転現象を起こしておるわけでありまして。その原因はなぜか。ぼけになると、軽度の場合は物忘れ程度であります。重度になると、夜間の徘徊、失禁、漏らすことですね、火の不始末といった問題行動を起こす恐れや、そのイメージそのものが自宅介護の率を下げているのではないかと見られます。欧米では、女性の社会進出や離婚率の上昇、極端な核家族化などから、ぼけ老人を施設に預けることが多いと言われておりますが、最近では我が国でも女性の社会参加と介護の重圧が重なり、特養への期待感を増しているのではないかと考えられます。

さて、今回の世論調査で、推定値ながら厚生省の調べを約20万人上回るぼけ老人の存在が浮かんだことは、行政サイドの実態調査がかなり後手に回っていることを示した例になります。厚生省が昨年8月発表した痴呆性老人対策推進本部報告の中で、痴呆性老人の症状のあらわれ方は著しく多様であって、我が国の研究は立ち遅れていると率直に認めているように、線引きがあいまいであります。さまざまな老人を抱えている家族らの現実感覚と大きなギャップがあることは否めないと思っております。行政サイドの総力を挙げてぼけ老人と悩む家族の実態の早急な把握が望まれているわけでありまして、本市の場合も、先般高齢化対策懇話会から中長期的指針が発表されており、いろいろ基本的な視点が述べられているようでありまして、ぼけ老人については、残念ながら具体的に触れられていないように思います。若いとき皆の指導的立場にあったような人が、痴呆性老人になっておられるというふうなことも時々耳にすることがありますが、まことにお気の毒に思う反面、我々も他人事と見逃すわけにはまいりません。実態把握の困難さは十分理解できるわけでありまして、この点について現状並びに収容施設等、今後の施策についてお聞かせを願いたいと思っております。

最後は、寄附採納された土地への課税についてお尋ねをいたします。

この問題については、我が会派の議員が過去にも質問をいたしておりますが、以前からたびたびトラブルが生じてきておるところであります。道路の拡張または水路の拡張、その他公共用地に私有地を提供したものが、登記が済まない限り固定資産税は大小にかかわらず納めなければならないのは原則であります。税務担当課と関係業務課との連携はその都度もっとなぜ迅速にとれないものかと常々感じ、残念に思うわけであります。

以前この登記事務の遅れについて、これを司法書士に一任、一括委託されるような話も伺ったことがありますが、現状は依然そのままのようであります。現在未登記の物件数は1万件にも上ると聞かされております。特に古いものは、市の合併当時のものがいまだに残っているということも聞かされております。これを数名の嘱託員で処理されているとのことでもあります。法務局の体制自体が旧態依然として、遅々として業務が進んでいないことは十分理解しておるところであります。専門家の司法書士に任せれば、少なくとも現在以上の効果を上げることができるのではないかと考えます。もちろん経費の関係もあります。市民の間から時折相談を受けて市側と折衝に当たることがありますが、一たん納付した税については5年間の時効という関係上、この期間を過ぎれば、登記後においてもさかのぼって還付は受けられないことになっております。これはまさしくこれを処理する市側の業務体制に問題があらうかと思えます。仕事の大半は建設部が多いようであります。建設部に任せて横の連携がとりにくいような体制にしておかれる市の組織に問題があらうかと思えます。一日も早く解消されるよう要望するとともに、現状処理の状況と将来はどうするのかという見通しについて、納得のいくご答弁を得たいと思えます。それであれば、善意の提供者に対する不当な負担をまだまだ続けていくことになりません。

以上をもって第1回目の質問を終わらせていただきます。答弁は要点を簡潔をお願いすることを申し伝えておきます。

○副議長（中村信夫君） 商工部長。

〔商工部長（荒木道也君）登壇〕

○商工部長（荒木道也君） 萬古焼の里構想につきましてご答弁を申し上げます。

萬古焼の里構想に関しましては、日ごろから特段のご配慮をいただきながら、策定の途上とはいいいながら、連絡不十分な点につきまして、まずもって深くおわびを申し上げます。

さて、萬古焼の里構想の基本理念についてでございますが、円高によりまして構造転換を迫られている萬古焼産地を、輸出型から内需主導型の産地に少しずつ転換するために必要な知名度の向上と、産地自体の活性化を図ることにあります。これを実現する具体的な手順といたしまして、まず第1に、生産高に比べて著しく低い知名度を向上させるため、他産地のように産地内に即売施設を多く設置するよう促すとともに、東名阪四日市インター周辺に他の地場産品とも組み合わせましたアンテナショップ的な性格を有する即売施設を設置すること。第2に、輸出に偏重して成長してきたために町の景観形成に余り関心を持たず、単なる町工場の集積地帯といった様相を呈している産地を、資料館等も設置しながら陶磁器産地としての雰囲気醸成して、市民をはじめ市外の人々が気軽に訪れて自由に産地を見学し、あるいは焼きものを買うことのできる町にし、加えてサービス業等の第三次産業の導入も図りながら、産地構造の変換を図ることも重要と考えているわけでございます。

このため本年度は、国の特定地域活性化対策事業といたしまして、調査費1,700万円のうち国から半額の補助を受けまして、より実現性の高い事業について、生産性や事業効果の検討を含めた総合的な調査を実施いたしまして、来年度からまず即売施設の事業化に結びつけていきたいと考えております。

この調査は、萬古陶磁器工業協同組合、同卸商業協同組合、四日市陶芸

協会、四日市観光協会、同物産振興会等の地元の代表者や名古屋通産局、県、市、商工会議所等で構成いたします構想策定委員会が主体となって立案をいたしまして、最終的にはコンサルタント会社がフォローすることになっておりますが、現段階では、萬古の工業、商業及び陶芸協会それぞれに委員会の下部組織としての部会を設置いたしまして、地元の広範な意見を集約しているところでございます。このような現状でありますので、委員会から具体的な提言が出されるのはもう少し先のことになりますが、今後ある程度方向が出た段階で関係の皆様方にご報告してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、萬古の価格の問題についてでございますが、萬古陶芸センターにおきましては、萬古陶磁器工業協同組合、すなわちメーカーが直接実施しておる施設でございまして、一方「じばさんみえ」におきましては、即売されております萬古製品につきましては、萬古卸商業協同組合が加わっております。若干品物の重複や価格の差が生じているようでございます。個人で萬古の小売りをやっているメーカー、あるいは商社も何軒かございますが、本来地場産業は、時代の変化に適応しながら今日に至っておるわけでございます。その点につきましては、業界関係者と十分話し合っ、格差のできるだけないように話し合っ、まいりたいと、かように存じます。

したがって、メーカー、商社等が消費者等に対して社屋の一部を改造して、現在店舗化するというような状態も出ておりますが、この点につきましては、産地構造の改善に資するものというふうに考えますし、今後このように改善することも、構想の中で協議をいただくつもりであります。

なお、海蔵川堤防の活用についてでございますが、河川法上の問題の制約もございまして、策定に当たりましては、地域関係者並びに担当部局、関係機関とも十分調整をいたしまして、その意見を尊重して、その中で安全性を配慮して計画を立ててまいりたいと、かように存じます。

なお、専門家育成の施設についてでございますが、現在のところこの提案はなされておませんが、構想策定委員会の中で協議をしてみたいと、かように考えます。

いずれにいたしましても、本構想につきましては、策定委員会におきまして今後方向づけがなされることでもありまして、ご指摘されました点につきましては、ご意見を十分配慮して計画案を策定してまいりたいと、かように考えております。

○副議長（中村信夫君） 教育長。

〔教育長（岡田久江君）登壇〕

○教育長（岡田久江君） パイロット地区の指定についてお答えいたします。

中学校区青少年健全育成パイロット事業は、県の補助事業として実施されているものでございます。その趣旨は、青少年問題に携わる関係機関、団体の関係者で構成して、相互に情報や意見の交換を行い、総合的かつ効果的な施策のもと、広報啓発、環境浄化活動を強力に推進して、地域住民を挙げて広く青少年健全育成を図ることを目的としておるものでございます。

したがって、当山手中学校区におきましては、本年5月30日、地区の自治会、学校関係者、PTA、少年警察協助力員及び市関係部局よりなっております。さきに述べましたような趣旨で山手中学校区青少年健全育成パイロット地区推進協議会として結成されましたものでございます。

本市の場合、四日市南警察署、北警察署のそれぞれにおいて、学校や地域の皆様のご理解とご協力により指定を決定し、地区ごとに特色ある事業計画を作成して実施しております。現在四日市南署管内では、南中学校区、四日市北署管内では山手中学校区が指定を受けており、過去においても港中学校区、富田中学校区が指定を受けて、成果を上げてまいりました。

指定につきましては、各中学校区でのコンセンサスが得られ実施をして

おり、ご指摘の指定中学校区が問題校であるというようにとらえられているということについてでございますが、全市的にどの学校でも大なり小なり非行問題につきましては悩みを抱えており、その対策、解決に日夜努力をいたしております。今こそ家庭や地域のご協力によりまして、共通の理解に立って強固な連携を図りつつ、一体となって諸施策の総合的な推進を図って効果を上げることが、指定の大きな意義であるかと思っております。

指定を受けましたことによりまして上がる効果でございますが、地域内におきまして青少年の健全育成への意識の高揚が見られます。しかし、ご指摘のような指定を受けることによって高校への進学に影響があったというような事実は、過去においても、現在においても、学校現場からは報告は受けておりませんし、またそのようなことはあり得べきことではないと確信いたしております。

教育委員会といたしましても、青少年の健全育成あるいは生徒指導の充実等に力を入れてまいりましたが、申すまでもなく地域、学校、家庭、行政が一体となりまして、青少年の健全育成の営みに取り組んでこそ成果が上がるものだと思っております。したがって、本事業の指定を受けられました地域の皆さんの活躍に期待いたしますとともに、教育委員会といたしましても、でき得る限りの支援をしてまいりたいと考えております。

事業もこの地域でやっておるわけでございますが、何しろまだ5月の末に発足したばかりでございますので、まだ効果という点では、取り組んで間のないことでございますので、余り上がっておりませんが、先ほど堀内議員がおっしゃいましたように、そういうような受け取り方をされているということに対しましては、地域に参りましてその趣旨をよく説明いたし、そして今後とも私たちも働きかけていかなければならないと思っております。誤解のないようにさらに本事業の趣旨を徹底させていきたいと考えております。この際これをてこにして、この地域の子供たちを、21世紀の子供たちを、一生懸命地区がまとまってやっという気運がぼつぼ

つ出てきているやにも聞いております。どうぞご理解とご指導のほどをよろしく願いいたしたいと思っております。

○副議長（中村信夫君） 福祉部長。

〔福祉部長（田中昌治君）登壇〕

○福祉部長（田中昌治君） 3番目の老人性痴呆症対策についてお答えいたします。

痴呆性老人の実態につきましては、昭和61年度に実施いたしました市民健康実態調査によりまして、2,059世帯がぼけと言われる状態の方を抱えているとの結果が出ております。痴呆性老人の中で問題行動のある、特に重度の方につきましては、特別養護老人ホームに72人が入所し、病院に33人が入院しております。

これらの痴呆性老人に対する福祉施策としましては、家庭で介護を得られない方を対象に、特別養護老人ホームへの措置、ショートステイ、家庭奉仕員派遣事業を実施いたしますとともに、軽度の老人には痴呆性老人在宅ケアモデル推進事業、デイサービスを行っております。また、昨年からは在宅老人を対象に介護手当の支給を開始いたしました。また、専門指導等の対策につきましては、精神衛生の分野でございますので、保健所におきまして専門医師や保健婦が、介護や療養等について相談や指導を行っております。

しかしながら、老人性痴呆につきましては、発生原因、メカニズム、予防、治療方法等につきまして、まだ未解明な部分が多くございまして、これらの施策はいずれも対症療法的段階にとどまっている現状でございます。今国では根本的対策を立てるため、本年度から痴呆性疾患対策の調査研究を開始いたしますとともに、痴呆性老人治療専門病棟及び同病院におけるデイケア施設の整備を始めたところでございます。今後本市におきましては、これらの国の動向に注意しながら、施策がより効果的に作用し、介護者の負担軽減となりますよう、保健、医療、福祉の連携の強化を図りなが

ら、総合的にサービスの供給が行えるよう努めてまいりたいと思いますので、ご指導を賜りたいと存じます。

○副議長（中村信夫君） 総務部長。

〔総務部長（田中 賢君）登壇〕

○総務部長（田中 賢君） 4点目の寄附採納された土地の件につきましてお答えを申し上げます。

ご指摘のありましたいわゆる未登記土地でございますが、そのほとんどが道路敷になっているものでございまして、かねてからたびたびご指摘もありません。この早期解消に努めてまいったわけでございますが、具体的に申し上げますと、昭和55年当時は約1万筆あったわけですが、専門職員を配置等いたしまして、現在では約6,000筆でございます。年間大体700筆から800筆ぐらいを処理してまいったわけですが、今年の予定としましては大体1,000筆ぐらい年内に処理できるだろう、そのような見込みを立てておるところでございます。

いろいろご迷惑をかけております税金の件でございますが、担当部局間の連絡が悪いんじゃないか、こういうご指摘をいただいたわけですが、今後もっと連絡を密にいたしまして、ご迷惑のかからないように努力をしていかなきゃならない、このように考えております。

しかしながら、この未登記物件につきましては、その原因を調べてみますと、ほとんどが昭和20年代から30年代にかけての急激な車社会に向けての道路の拡幅等が行われ、それから町村合併前の旧村時代に行われたものも多いというふうに聞いておられて、事業が非常に先行いたしまして、その後の事務手続、すなわち登記でございますが、これがどうも追いつかなかったとか、残ってしまったというのが非常に大きな原因でございまして、現在の道路事業につきましては、その都度その都度登記を全部完了しておるわけでございます。したがって、今日までの30年以上の長い時間がたっておるものでございまして、それを登記しようとする

と、そのための必要ないろいろの関係資料をそろえなきゃいけないわけですが、これがだんだん難しい状態になってきております。

特にご存じだと思いますが、当時の権利者の方が亡くなられたりいたしまして、いわゆる相続権の問題が非常に時間がかかる。これがこの6,000筆の解消に非常に大きな一つの原因になっておるわけでございます。しかし、このようにしてはっておくわけにはいきませんので、今後もこの早期解消につきましては一段と努力をしてみたい。そのためには、必要ならば人員の確保も考えなきゃならないというふうに思っております。

しかし、だんだん難しい案件のみが残ってまいりまして、非常に専門的な知識とか経験のある登記のベテランという方をお願いをしなきゃならない。それから委託になじまないものもかなりあるというふうにお聞きをしておりますが、そういう点も含めまして、人の確保ということにちょっと頭を悩ましておるわけですが、例えば道路課を例にとりましても、今年も3人の人員枠をとっておるわけですが、1名欠員と、これは探してもいなかったということらしいのでございますが、そういう状況でございますが、ひとつ何か人材の確保、それからご指摘がありました司法書士に対します委託が可能なものについてはできるだけ委託をしていくということで、この早期の解消に努力をいたしてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○副議長（中村信夫君） 堀内弘士君。

〔堀内弘士君登壇〕

○堀内弘士君 ご答弁をいただいたわけですが、第1点目については、今いろいろ進められておる最中だということで、総工費または着工期間なんか聞いてもわかりそうもない答弁でありました。まあ5年間といましても、きょうびの1年は昔の10年に匹敵すると言われております。刻々と時世が変わっていっております。これに乗り遅れないようお願いをしておきます。

それから2番目のパイロット地区であります。教育長の考えておられることと私のイメージとは大分違うんであります。ということは、私も地元で長く住んで関係者をたくさん知っております。PR、こんなものをPRする。去年まで非行の生徒ができた中学校がPR。あそこへ看板を立てた3日目に、だれがやったかわかりません。夜中に来て看板を取り外してどぶの中はってあったわけです。そういうことは教育長はご存じないと思います。そういう現状の地区においてモデル地区だと言っても、住民は、また父兄たちは信用できません。そういうことで協議会の委員も、現在やっている補導委員会の長とか、子供育成会の長とか、PTAの会長とか、そういう現在やっている人を協議会の委員に選んでおるわけです。まるで屋上屋をつくるようなものであります。この人たちが言うには、自分たちが指定をしてくれと頼みに行ったわけじゃないわけでありまして。向こうから言うてこられたから仕方がないで受けたという感覚が濃厚であります。おれたちのやってきたことが行き届かなんだでこうなったんだという感覚の方が、はるかに濃厚であります。この点は教育長も十分ひとつ地元に住んでおられるわけですから、住民の声を聞いていただきたいということであります。まあこれ以上責めても無理な点があるかと思っております。

それから今の最後の福祉問題については、一応了解をいたしますが、市ではまだそこまで完全な調査が行き届かないように思います。厚生省自体の調査が相当遅れておるということでありますから、厚生省だけの指令に基づいておられずに、市独自にいろいろと調査をし、行き届いた行政をやっていたきたいということをお願いしておきます。

それから最後の問題で、総務部長からいろいろご答弁をいただいたわけでありまして、6,000筆に減ってきた、これはまあ評価をせねばなりません。ところが、合併当時のものが残っておるとすれば、よけいわからなくなって来るわけでありまして。これをほっておいていいのかという問題であります。その人たちがいまだに大小にかかわらず固定資産税をもし取ら

れておったとすれば、これは大きな誤りだろうと思っております。最近でも、この四、五年の間に未登記ですと税金を取られておるということで、最近提供した人が相談に参っておるものもあるわけでありまして。そういうこと等を含めて、この体制を一度考え直していただきたいということを改めて市長にお願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思っております。

○副議長（中村信夫君） 本日はこの程度にとどめることにいたします。

次回は、明日午前10時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時34分散会

会 議 録

第 4 日

(昭和63年9月14日)

○議 事 日 程 第 4 号

昭和63年9月14日(水) 午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 議案第75号ないし議案第87号 質疑・委員会付託

第 3 議案第88号ないし議案第93号 説明・質疑
委員会付託

議案第88号 工事請負契約の締結について

議案第89号 工事請負契約の締結について

議案第90号 工事請負契約の締結について

議案第91号 工事請負契約の締結について

議案第92号 工事請負契約の締結について

議案第93号 工事請負契約の締結について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員 (41名)

青 山 弘 忠
小 井 道 夫
伊 藤 信 一
伊 藤 正 教
伊 藤 雅 敏
宇 野 長 好
大 島 武 雄
大 谷 茂 生
金 森 正
川 口 洋 二

川村幸善
 喜多野等
 久保博正
 小林博次
 後藤長六
 坂口正次
 佐藤晃久
 田中武
 田中基介
 谷口廣睦
 豊田忠正
 中村信夫
 永田正巳
 野崎洋和
 野呂平茂
 橋本増蔵
 長谷川昭雄
 古市元一
 堀内弘士
 前川辰男
 益田力子
 水野和郎
 水野幹郎
 毛利道哉
 森真寿朗
 森安吉

山口孝
 山路剛
 山本勝
 渡辺一彦

○欠席議員（0名）

○出席議事説明者

市長	加藤寛嗣
助役	坂倉哲男
助役	片岡一三
収入役	毛利道男
調整監	伊藤長爾
市長公室長	栗本春樹
総務部長	田中賢
財政部長	鈴木一美
市民部長	藤田高司
福祉部長	田中昌治
商工部長	荒木道也
農林水産部次長	黒田昭公
環境部長	鵜飼滋
都市計画部長	前川鉦一
建設部長	尾中忠邦
下水道部長	西田喜大
消防長	山口博
消防次長	久志本幸彦
病院事務長	中村督
水道事業管理者	奥山武助

水道局次長 伊藤利男

教育長 岡田久江

教育次長 宮田勉

代表監査委員 吉田耕吉

○出席事務局職員

事務局長 小坂靖

議事課長 平井俊英

議事課長補佐 喜田宏志

議事係長 岡崎雄治

主幹 日置正人

主事 井上紀久夫

午前10時1分開議

○議長（後藤長六君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、36名であります。

本日の議事については、お手元に配付いたしました議事日程第4号により取り進めますので、よろしくお願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（後藤長六君） 日程第1、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

順次発言を許します。

田中 武君。

〔田中 武君登壇〕

○田中 武君 おはようございます。

緑水会の田中でございます。

通告に従いまして、3つの項目につき質問させていただきます。

最初にお断りをいたしますが、第1の項目は、市民部の担当で私の属しております総務委員会の所管事項のような表現となっておりますけれども、私の質問の趣旨は、地区市民センターの機能、役割、これを市民部だけではなく、市の全部門がどのようにとらえて、これをいかに活用すべきかと、そういう観点からのものでございまして、他の各部門の考えをも聞かせていただきたいとするものでございまして、お許しをいただきまして、よろしくご了承をいただきたいと思っております。

それでは、質問の内容に入らせていただきます。

最初の項目は、ただいま申し上げました地区市民センターの機能、役割についてでございます。この項目で私が申し上げたいのは、最初に触れましたように、市政遂行におきまして、各部門は地区市民センターをもっと活用すべきではないか、単なる市民部の出先機関としてではなく、全部門と地域とを結ぶ最前線の機関として機能させなくてはならないのではないか、そういうことでございます。この点につきまして、まず私の考えを述べさせていただきます。市当局のお考えをお伺いいたします。

申し上げるまでもなく、地区市民センターは立派な設備と、関係者の努力とによりまして、その施設が地域ごとに市民の交流の場となりまして、地域づくりの拠点としての役割を果たしてまいりますとともに、地域住民の行政に対するニーズの把握と、地域住民とのコミュニケーションの太いパイプと、こういう貴重な機能を持つに至っております。

この成果は、大きな財源と貴重な人材とを投入して得られたものでございまして、行政の各部門でこれは必ず活用しなければならない大切なものでございます。市の施策は、市民のニーズを反映したものではなくてはな

らず、また一方市民に十分理解をし、納得されることによりまして、市と市民との相互信頼が生まれてくるものでございますから、担当各部が間違いのない施策を立案いたし実行して、市民との間に信頼関係を保ち、市政の円滑な運営を図るには、センターの持っておりますこのニーズ把握の機能と市民との間の太いパイプ、この2つはまことに頼りがいのある強力な支えになるものと思います。

特に、地域に関する施策は、このセンターの機能を活用しなければ円滑に行うことはまず不可能でありましょう。そんなことは当然自明の理で、既に十分活用しておると、何を今さら言うかとおしかりを受けるかもしれませんが、現在の状況を私なりに見てみますと、まだ活用の仕方が不十分でございまして、さらに徹底した活用の仕方を考える必要があるのではないかと思います。

問題を余り抽象化し過ぎないように、地区要望の処理、そういう具体的な市の業務遂行について申し上げさせていただきたいと思います。毎年、地区市民センターにおきまして、各担当部門からもご出席をいただきまして、地区要望会が開かれております。各地区ごとに市民生活の多岐にわたる分野の広範な要望が出されます。

今年の塩浜地区の要望会で、私は長年にわたって地域に尽くしてこられました自治会長さんから、「もう20年以上も同じ要望を繰り返しておるんだけど、一向にやってもらえない」と、そういった嘆きを聞かされました。また、要望会の後でございますが、別の自治会長さんから、「やっと実施してもらえたと思ったら、実施していただいた中身が要望してきたことと違っておった」と、そういう話も聞かされまして、市役所と市民との信頼関係が危うくなりそうな状況を目の当たりにする思いがいたしたのでございます。このような悪い状況をなくしまして、市と市民との信頼関係を確かなものにしますためには、各部門が地区市民センターの機能を一層活用いたしまして、間違いのない施策を立案実行していかなければなら

ないと考えます。

その点をもう少し具体的に申し上げますと、全市から集まった膨大な数の要望事項を処理する過程の中で、最も難しく困難と思えます仕事は、第1に、今年は何をやるか、何を後回しにするかを定めることであり、第2には、決定しました結果を地域の住民に伝え、特に実施が見送られる事項につきまして、理解と納得を得るということでありましょう。

この2つの仕事の処理が現状では不十分でありますために、先ほど申し上げましたように、要望と食い違った施策が行われたり、また今年できないことの説明が十分行われていないので、いつも不満を持ちながら、毎年同じ要望が20年の余も繰り返されることがある。そのようなことから市役所に対する不信の念が出てきているというのが、先ほど申し上げた悪い状況であろうと思います。

このような状況を打破するためには、各部門が地区市民センターの機能を一層活用することが必要であると思います。具体的には、各担当部門が地区要望処理の年間計画を立てる段階で、第1に、各地区市民センターの意見を十分吸い上げる。第2には、でき上がった実施計画を各地区市民センターに十分説明し、十分な連携のもとに実施が見送られる事項について、地域住民の理解と納得を得る努力を行う。この2点を業務を処理するシステムとして確立することが必要と考えます。

地区市民センターの把握している住民のニーズを全市の見地からの必要性に加味して、できるだけ間違いのない施策を立案し、年間の計画を立案しまして、その結果を地区市民センターに十分説明し、地区市民センターの持つ太いパイプを通じて、地域の住民に理解と納得を得る努力を行う、このような処理方法をきちんととることができましたならば、悪い状況は改善されるものと思われま

す。以上、地区要望の処理という業務を例に申し上げましたけれども、市の施策の多くのものに当てはまるのではないかと思います。そして、各部門

が地区市民センターを日常の業務遂行において必要に応じ的確に業務処理のシステムに組み入れまして、緊密な連携をとりながら、地区市民センターの機能の活用を図るならば、市の施策は一段と市民からの信頼を深めるものになると思われまます。

またこのように各部門が地区市民センターの一層の活用を図るようになれば、地区市民センターの活動もさらに活性化され、その機能はますます強化されてくるものと思えます。その結果、加藤市長が市政運営の基本とされております心のふれあう地域社会づくり、このことが大きく前進することにもつながってまいると考えます。

以上の見地から、各部門は日常の業務遂行において各地区市民センターをより一層システム的に活用する必要があると考えますが、この点につきまして、市当局の見解をお伺いいたします。

次に、第2の項目といたしまして、社会教育指導員の活動状況について質問をいたします。

本年4月、各地区市民センターに地域社会づくりを担当する社会教育指導員が配置されました。今の世の中、市民生活にとりまして、基本的に必要な諸施設は、随分充実されてまいりました。その結果、これからは何をつくるかだけではなくて、つくったものをどのようにしてフルに活用するか、その使い方までが重要視をされてまいりまして、その度合いはますます深まるものと予測されます。

このようなときに、地区市民センターの建設が一巡した時期をとらえまして、地区市民センターを拠点に地域社会づくりを担当する社会教育指導員が配置されましたことは、まことに意義深いものと賛意を表しまして、その活動が大きな成果を上げることを心から願うものでございます。

もとより、地域社会づくりは、1人の力でできるものではございません。大勢の人の協力が必要でございます。しかしながら、大勢の人の協力を得るには、その核になるものが必要でございまして、どれだけ大勢の協力を

集めることができるかということは、核の燃え上がり方にかかっております。社会教育指導員は、地域社会づくりのこの核の役割を担うものでありまして、その意義と役割は極めて大きいと思えます。

そこで、この大切な役割を担う社会教育指導員が十分な活動を行いまして、期待される役割を果たし、心のふれあう地域社会づくりが実現することを願います見地から、現在の活動状況につきまして幾つかの事柄を質問させていただきます。

まず第1は、どんな方が選任されたのかということでございます。経歴、経験、得意の分野など、選任のポイントとされた点などについてお聞かせいただければありがたいと思えます。

第2は、どんなところから地域社会づくりにとりかかっておられるのかということでありまます。一口に地域社会づくりと申しましても、その内容は多岐にわたります。どこに重点を置いて最初の活動を開始されておるのか、各指導員の得意分野からとか、地域の特性でありますとか、あるいは統一的な考え方があるとかないとか、そんなことについてご説明をいただければありがたいと思えます。

第3は、活動の局面における問題点でございます。

活動しにくいような問題にぶつかっておられるとすれば、それはどんなことであるのか、そういったことを示していただければと思えます。

第4は、社会教育指導員の活動をバックアップする市の施策でございます。

研修でございますとか、関係部門との懇談でございますとか、相互の情報交換の場をつくるとか、あるいは指導員が地域社会づくりの核として激しく燃え上がってもらいますための施策、活動を補強するための施策、いろいろあろうと思えますけれども、検討中のものも含めてご説明をいただきたいと思えます。

第5は、既に上がっておりますれば、その活動の成果でございます。制

度発足後間もない現在の時点で、このようなことを質問いたしますのは、ちと早過ぎると自分でも思うわけでございますけれども、この制度への期待が極めて大きく、また私自身もできることは可能な限り協力してまいらなければならないんじゃないか、そういう気持ちが強うございまして、お聞きするわけでございます。お許しをいただきまして、現状をご説明いただきたいと思えます。

第3の項目は、塩浜地区の問題でございまして、県立総合塩浜病院の問題と近鉄塩浜駅西口広場の整備について質問をさせていただきます。

第1の県立総合塩浜病院の問題につきましては、かねてより大島議員ともども、機会あるごとに、塩浜地区住民の皆さんの意向を十分酌みとった問題解決が行われますようにと、市のご尽力をお願いし続けてまいったものでございます。この問題をめぐるその後の動きといたしましては、去る6月初め、塩浜地区連合自治会は、県が移転整備予定地にかかる測量等の作業に入りたいという動きに対応いたしまして、県担当部長あて要望書を提出されまして、改めて見切り発車はしないという確認と、早急に医療対策などの具体的方向を示し、地元との合意形成がなされるよう、県は特段の配慮を払うという事項を要望されました。

その際、県担当部長から、今後は地元ともよく話し合いを重ねまして、県としても地元の合意が得られるように一生懸命努力します、そういう前向きな姿勢が示されたと伺っております。しかしながら、その後今日まで具体的な事態の進展は何も伺うことができておりませんというのが今の状態でございます。

5月に測量等に向けて動いた県としては、そろそろ新しい段階に入るべきリミットに近づいていることでございましょう。近く何らかの決定が行われるのではないかと思います、その決定が塩浜地区住民の皆さんの意向、切実な願いが組み入れられたものとなるかどうか、大変気にかかるところでございます。塩浜地区住民の皆さんの心情は、先般開催されました

塩浜地区懇談会の席上で、市長以下直接耳を傾けていただいたとおりでございます。

県の事情、医師会との関係等々多くの問題を含んでおりまして、市当局には困難な折衝を続けてきていただいていることと推察いたしますが、どうか塩浜地区住民の皆さんの切実な願いが実現いたしますよう、今後とも一段のご尽力をいただきますよう、重ねてお願いする次第でございます。

毎度同様のことを繰り返しましてまことに恐縮でありましたが、本日は成り行きを大変心配しておられます塩浜地区の方々が、大勢傍聴に来ていただいておりますので、県との折衝の現状や、四日市市としてこの問題に取り組まれます今後の姿勢などにつきましては、差し支えのない範囲で明らかにしていただきたいと思えます。

次に、塩浜地区の2番目の問題といたしまして、近鉄塩浜駅西口広場の整備について申し上げます。この問題も長年の懸案事項でございまして、さきの6月議会におきまして、大島議員が四日市の副都心として塩浜地区の活性化を強く訴えられたのでございますが、その対策の中で1本の太い柱ともなっておる計画でございます。

この計画が9月7日に開催されました市の都市計画審議会におきまして、計画を決定していただいたと伺いました。この広場の整備が一段と進展を見まして、次の段階へ進むこととなるわけでございまして、地域の住民の一人として関係の皆様は、敬意と謝意を表す次第でございます。

今後は、この計画が整々と実行に移されまして、できるだけ早期に着実に完成に至るよう、また整備されました広場が期待どおりの機能を発揮いたしまして、塩浜地区の活性化につながっていきますよう、関係各位におかれましては、今後ともよろしくお取り進めいただきますようお願いをする次第でございます。

以上で、予定をいたしましたすべて項目につき質問をいたしました。ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（後藤長六君） 市民部長。

〔市民部長（藤田高司君）登壇〕

○市民部長（藤田高司君） 第1点目の地区市民センターの機能、役割についていろいろご指摘をいただきましたので、市民部の方からご説明をさせていただきます。

お話のございましたように、地区市民センターは住民と行政の接点でございまして、地域行政を推進する拠点でもあると考えております。このため、地区市民センターは単に市民部の出先としてではなく、行政の各部門の窓口として積極的に各種事業や施策に関与できるよう努めておるところでございます。

関係部局が地区市民センターをどのように活用しておるかというようなことで若干ご説明をさせていただきますが、各種施策につきましては、全庁的に調整あるいは協議の場として、毎週の庁議やまた個々の懸案事項について関係部局による調整会議を開いておるところでございます。

これで協議された内容につきましては、関連する地区市民センターにも指示をいたしまして、必要に応じ、館長もその場に出席をして協議をさせていただきますところでございます。

また、関係部局で構成いたしております地域社会づくり連絡調整会議を持っておりまして、そこでも市政の円滑な推進を図るための全庁的な取り組みと連携体制の確立を図っております。

さらには、毎月1回の館長会、副館長会や、随時に6ブロックで選出されております館長の館長幹事会といった中でも本庁の各部が出席をいたしまして、それぞれの重要施策などを説明したり、相互に情報や意見交換を行っております。

各地区のさまざまな課題について話し合うため、先ほどお話がございました地区懇談会を開催しておるわけでございますが、事前に地区市民センターの館長や関係部門と調整会議を開きまして、意見の交換を行っており

ます。終了後におきましては、住民の方々から提起された課題や要望について処理経過や結果を取りまとめまして、本庁各部門との調整を図るとともに、地区市民センターを通じ地区広報、センターだよりを発行するなどして、地元の皆さんにお知らせをしているところでございます。

さらには、建設部門が個々に地域へ出向く地元要望会につきましては、地区市民センターも交えてお話を伺うようにしておりますし、また、緊急的な地域問題につきましては、即時地区市民センターの館長が直接関係部門へ出向いて対処しているのが実態でございます。

本年度におきましては、こういったいろいろな問題がございまして、より推進するためにも地区市民センターの体制、機構を見直しまして、先ほどもお話がございました地域主任という形を窓口部門と地域社会づくり部門の2部門に分けまして、体制、要員ともに見直したわけでございます。

そういったことで住民と行政がともに考え、問題点の発見に努めるかたわら、そういったことを必要とするために、地域の課題を抽出するといったことで、地区カルテの作成事業を行いまして、よりよい地域に根ざしたセンター活動を実施してまいりたいというふうに考えております。

るる申し上げましたが、日常の業務の中で組織的に本庁各部門と地区市民センターとは相互に連携し、密接な情報交換が必要であると考えておりまして、そういった点でまま意思疎通が欠けるといったものがございます。今後その反省の上に立ちまして、そういったことのないよう趣旨の徹底を図りながら、行政と住民の信頼関係の確立に向けまして、重ねて努力をしまいたいと思いますので、よろしくご理解の上ご指導を賜りたいと思います。

○議長（後藤長六君） 教育長。

〔教育長（岡田久江君）登壇〕

○教育長（岡田久江君） ご質問の2番目の社会教育指導員の活動状況についてお答えいたします。

社会教育指導員が地域の住民の自主的な団体活動や学習活動を支援し、心のふれあう地域社会づくりを推進いたしますために、全地区に1名ずつ配置いたしております。

その配置の人選に当たりましては、地域社会づくりに熱意を持ち、信望の得られるような人材を地域の各種団体と相談し、理解を得た中で地区市民センター館長の推薦のもとに選任をいたしております。

前歴を申し上げますと、約3分の2が地域団体のご出身の方、また3分の1が、教員あるいは行政の経験者でございます。全地区市民センターに指導員を配置しておおむね半年になりますが、この間研修会あるいは指導員同士の交流会を開催いたしまして、指導員の地域社会づくりに対する取り組み方や、また職務についての研修を重ねてまいりました。

各地区市民センターにおきましては積極的に活動しておりますが、大半の指導員の方が初めての経験であり、まだ半年に満たないわけでございます。したがって、まず地域に出かけまして地区の実態を知ること、また地域の人々との人間関係をつくることを手始めに、指導員個々の得意の分野から仕事を進めている段階でございます。各種団体活動の経験者につきましては、主に各種団体の会合や事業を担当し、また教員経験者などは高齢者教室や子育て講座の事業等、過去の経験や知識をそれぞれの分野で生かして取り組んでおります。

しかしながら、地域社会づくりと一口に申しまして、非常に範囲が広く、また地域に集う各種団体、グループ、サークルもたくさんございまして、各種団体に対し指導助言をどのようにすればよいか、研究しながら団体とかかわっている現状でございます。

また、指導員の活動の成果につきましては、なかなか目に見えるものはないと思いますが、その中でも各種団体の活動とのかかわりにつきましては、地域社会づくりの視点から今まで以上に幅広い団体やグループ、サークルのかかわりができつつあること、また、広報・広聴面におきましては、地

区広報やお知らせ版などの企画、編集等に携わって、徐々にではございますが、活動の効果が芽生えつつございます。

今後におきましても、研修会、情報交換会などを充実させまして、指導員の向上を目指して、活動の核になり、地域に根差した活動が図られるように努力いたしたいと考えております。どうぞご理解とご支援をお願いいたします。

○議長（後藤長六君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ご質問の第3点のうち県立総合塩浜病院問題については私からお答えを申し上げます。

県立総合塩浜病院の移転整備問題につきましては、現在の県立総合塩浜病院が地域医療の核というふうになっておりまして、一般診療に比べまして、特にこの地域の特殊な事情でございますけれども、公害患者の方々、いわゆる呼吸器疾患の患者さんの医療施設として、地域の人々から随分信頼をされ、またご利用をいただいております、こういったような現状から、もし移転をするとすれば、その後の医療対策というものが極めて重要になってくるわけございまして、この点につきまして、今日まで県の意向は移転ということですので、移転をされるということになった場合には、移転後の医療の確保ということが極めて大切だということで、折衝を重ねてまいりました。その結果、公害患者の方々等の呼吸器系疾患の皆さん方に対する応急医療を確保するために、県、市で共同で応急診療施設を設置するという点について、これから県、市の間で協議に入ることについて県の方は理解を示しておりまして、一昨日夕方副知事以下、県の担当部あるいは担当課の方々から来られまして、私どもと話し合いをして、大筋の合意に達しました。その後、具体化をどういう方向でやっていくかということについては、これから詰めていくということになっている次第であります。

また、同時に先ほど指摘のありましたように、地域の方々のご要請といたしまして、跡地利用に伴います活性化ということを強く打ち出されております。そこで、市といたしましては、県の方と折衝をしておりますが、昨年の暮れ、知事と我々との話し合いの中では、県側としては次長クラスを中心にいたしまして、このことについて検討を加えていくというふうになったということを知っております。

市といたしまして、今後こういった関係部局が密接に連携をしながら、地元の意向も踏まえまして、県とさらに協議を進めていこうというふうにいたしておりますので、ご了解を賜っておきたいと思っております。

なお、この件につきましては、地域の方々のご了解をいただくことはもちろんでございますが、同時に医師会関係者の方々のご了解もいただかなきゃなりませんので、今後そういった方面に対する折衝を私どもが精力的に詰めていくということで、ご理解をいただいております。

○議長（後藤長六君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（前川鉦一君）登壇〕

○都市計画部長（前川鉦一君） 近鉄塩浜駅西口広場の整備計画についてお答えを申し上げます。

近鉄塩浜駅西口広場の整備につきましては、ただいまお話のございましたように、塩浜地区の皆さんの多年にわたる懸案事項でもございまして、現在その広場計画の都市計画決定に向けまして作業が進められているところでございます。

今後のスケジュールといたしましては、年内に三重県都市計画審議会の議を経まして、県知事の承認を得た後、来春早々には都市計画決定を行ってまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

駅西広場の計画概要でございますが、広場面積が約 2,200㎡でございますが、この広場内にバス乗降場、タクシー乗降場、タクシープール、一般車乗降場、パーキング、こういった施設を配置いたしてまいりますととも

に、公衆広場スペース等を確保いたしまして、植樹、ベンチ、電話ボックス、こういった施設もあわせて配置いたしてまいり計画となっておりますのでございます。

今後、早期に事業着手できますよう、国、県に対しまして強く事業予算の要望を行ってまいり考えでございますので、よろしくご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

○議長（後藤長六君） 田中 武君。

〔田中 武君登壇〕

○田中 武君 各項目につきまして、ご答弁をいただきまして、大変ありがとうございました。

まず、第1の項目についてでございますけれども、いろんな手段によりまして、十分活用するようなそういう仕組みをつくっていただきまして、いろいろお取り進めをいただいておりますけれども、先ほど申し上げましたように、実際の面におきましては、ところどころ十分と言えないところが出ておるようでございまして、市民部長のご答弁にも反省の上に立ち、これからそのあたりの徹底を図っていきますと、そういうお話をいただきましたので、どうかひとつよろしくお願いをいたしたいと、そのように申し上げさせていただきます。

それから、第2の点でございます。本当に半年間でいろいろご苦労がありであろうと思うのでございますけれども、いろんなところから地域社会づくりに取りかかっていたらいいようにございまして昨日、一昨日の先輩議員からのご質問にございましたように、現在の世の中の情勢では高齢者の問題が非常に問題になっておるところでございます。高齢者は行動範囲が狭うございまして、生きがいを求めると申しますのも、住んでおりますその近くの地域に限られると、そういう性格が非常に強いわけでございますが、高齢者の生きがい対策につながります地域社会づくり、この点も重々お考えと思っておりますが、重点を置いてお取り組みをいただきたいと

いうように思います。

また、ご答弁にもございましたけれども、地域社会づくりは、結局のところは地域の人を動かすことでございまして、指導員はいわばその動くためのエネルギーの注入役、火つけ役、そういったものじゃないかと思うわけでございますけれども、指導員が立ち往生をすることがありませんように、行政の方からも十分なフォローアップを考えていただいているようではございますけれども、その状況を絶えず注意深くフォローしていただいて、立派な地域社会づくりが行われますように、今後ともよろしくお取り進めをいただきたい。私どもも一生懸命バックアップをしてまいりたい、そのように考えます。

それから、市長からご答弁をいただきました第3の県立総合塩浜病院の問題についてでございますが、県と市と共同で応急診療所を設置するという方向で大筋の合意に達したと、そのように承りましたんでございますが、県立総合塩浜病院を取り巻きます問題はいろいろたくさんあるわけでございますけれども、その中でまず最初に確認をしなければいけない一番大切な、一番心配なことだと、地元の皆さんが心配しておられますことは、跡地の医療体制、応急診療所というようなものをつくっていただいて、その運営につきまして公が責任を持っていただくことができるかどうか、これが一番最初にあります大きな心配事、問題点であったと、そういうわけでございます。ただいまの市長のお話を承りますと、まず一番肝心だと思われまますこの点につきまして、県と市で共同でということでございますので、地元の意向を酌み取ったところで大筋の合意に達していただいたと、そのように理解できるわけでございますが、このような大筋の合意に達していただいたことにつきまして、この問題が大変大きな問題であったことでもございますので、改めて感謝を申し上げますとともに、この間の折衝に払われましたご苦勞に対しまして、改めて深く敬意を表する次第でございます。

市長のお話にもございましたけれども、具体化はこれから詰めていくということでございます。この具体化の段階でもその内容につきまして、大変大きな難しい問題がたくさんございます。そのあたりにつきましても、大変でございますけれども、残されました重要な問題につきましても、今後ともよろしくご尽力をいただきますように、改めてお願い申し上げる次第でございます。

以上、お願いを申し上げまして、私の質問のすべてを終了させていただきます。

○議長（後藤長六君） 暫時、休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前11時7分再開

○議長（後藤長六君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

喜多野 等君。

〔喜多野 等君登壇〕

○喜多野 等君 それでは、一般質問をさせていただきます。

第1番の都市幹線道路について、どのような措置をしていく方法がいいのかどうかということについてお伺いもしたいし、こちらが今まで経験的に覚えたことについてもお話し申し上げたいと思うんでございますけれども、悲しいかな四日市市の場合は、本件についてはなかなか前進をいたしておりません。ですから、これをどのようにして将来に向けて前進させていくかという前向きな姿勢の答弁をお願いしたいと思います。

それから2番目の問題については、下水道の将来計画についてでございますけれども、本件については、この間の風水害に対しても何とかしのげたと、常時浸水地域というような言葉の表現というのは、四日市で使ってそのままの状態十二、三年来たわけでございますけれども、どうやらこれも何とかしのげたと。だとするならば、将来四日市市の下水道計画とい

うのはどういう方向に発展させていくのがベターなのかどうかというような問題は、あくまでやはり公共下水道1本に絞ってこれをばく進していくより方法はないし、また下水道の場合は10年ぐらいのインターバルを持って、次の市制100周年記念にはどの程度のところまで前進させていくのか、そういうような観点から眺めて、下水道の将来性というものについての考察を試みたらどうかというふうに思います。

第3番目は、近鉄四日市駅西に、たまたま教育的な博物館とか、それに類するようなものをつくったらどうかというお話もあって、そういう考察もしたわけでございますけれども、よくよくいろいろなそういう問題について考えてみますと、博物館というような性格のものをつくるとすれば、やはり近鉄四日市駅西のマーチャントの活躍するようなところにそんなものをつくってもだめだというふうに思いますし、今度県が北勢中央公園をつくる保々のところのあの近くへ持っていくとか、または羽津山の上へ持っていくとか、泊山へ持っていくとか、そういうようなところで静かに希求する心を養い、子供たちが遠足がてら行ってそういうものを見て十分憩うと、また考察すると。聖徳太子のような人たちをたくさんつくろうとすれば、駅西の方へ行って、ざわざわするようなところでまた博物館を見ていろいろな科学の吸収をすると、人が集まる場所でなくちゃだめなんだと、派手にやらなきゃいけないんだと、そういうような性格のものでは私はないと思います。少なくとも教育とか、文化とか、そういうものは、やはり市街地の中心地に置かなきゃいけないんだという考え方もあると思いますけれども、私どもは今までの経験からして、やはり方々を見てまいっても、そういうようなところは非常に少のうございます。そういう点で、未来に対して子供たちその他の育成強化という意味においては、そういうところは好ましくはないんじゃないか。マーチャントが集まってやる場所は、マーチャントが集まってやる場所でその人たちにやっていただいたらいいいことなんで、子供たちの教育とか、うわついたそういうよ

うな子供をつくりたいという考えであれば、まあこれは別ですわな。だからそこらの点の考察を一遍してみたらどうかと、このように思います。

それから市政運営上の諸問題の件でございますけれども、契約の案件につきましても、そういうような再発をしないように、これは研究しても研究し尽くせるものではないかもわかりませんが、やはり万全を期して、みんなが力を合わせて、こういうことをなくしていくような方向に努力をしていくためにはどういう手だてがあるのかということとは、執行者としてはやはり研究をする必要があるのではないかと。また、当然議会の方もそんなことを常に再発されたら困りますので、そういうことがないように協力をしてなくしていくようにしたらどうか。そこらの考察はどういうような考察をしていくのか。これはだれも責められるわけじゃなくて、やはり当該市町村の長である市長なら市長が恥をかくことなんです。やはりそういうようなことがないように、みんなが協力していかなきゃいけないんじゃないかと思えます

それからいま一点は、港の拡大についてという問題で表現をしたらいいかどうかわかりませんが、我々の時代、また多くの人たちが、特に四日市の前川さんや皆さん、港を少なくとも前進させて、計画的に拡大をしていくというようなことで、長期計画的に地図を書いて、そういうものを棚ばた式に置いておくんじゃないかと、やはりそういうところにどういう考察をして考えていくかということを考えてみますと、やはり北と南に1カ所ぐらいずつ、産業廃棄物の問題とか、または清掃の問題とか、そういうような諸問題をそういうところに、問題が各所で起こらない以前にそういう計画を立てて、そういうところで分別収集をし、またそれを措置をしていくと。近代的な科学的な一つの清掃管理もしていくと。また、し尿の問題等については、少し前進を見たやにもうかがい知りますけれども、そういうような問題について、将来についてどう考察をしていくかということをお我々は考え、またそれを実施していくことをやっていたいかな

ゃならないと思います。そういうことを怠って、その場に来て、ああ困った、どうしようこうしようというようなことでは困りますので、そこらの点については、どう政策として考えていくのかということ、市長はじめ理事者の皆さんは考えることが必要なんじゃないかと思ひます。

それから一番初めの都市幹線の問題に実行の問題も移るわけですけども、これについては、都市計画部自体が、いろいろ考えてみるんですけども、果たして常に計画もし、それも実施もし、それも巨大ないろんな計画をやっていくというような携わっている部門が幾通りも、建築の方も持つ、区画整理の方も持つ、そういうようなことをたくさんかぶってしまうということでは恐らくやっていけない。皆半ちぎれで、私自身も反省をいたしますけれども、皆半ちぎれで、完全に都市幹線の道路なんかでき上がって道路はないわけです。私も議員になって25年になりますけれども、恥ずかしい話ですけど、こんなことじゃいかなんかということを常々反省はしますけれども、具体的にそれができ上がっていかない。その点名古屋市の状況は、少なくとも全国的によりよい都市計画をしておるというようなことが言われております。それは当時の市長は、何だかんだと市民からぼろくそに言われながらも、やはり桜通りとかそういうところに現在の車が通ってもまだ足らぬという時代に、そういう時代にそれだけの大きな道路をつくって、批判を仰ぎながらそれをやったというぐらいの為政者であるべきだし、また先見性があるべきだと思ひけれども、この四日市市みたいな小さな二十五、六万の都市では大したことはないかもわからんけれども、少なくとも我々はこよなく四日市を愛するとするならば、やはりそういう幹線の問題についてやっていかなきゃならぬ。これは議員諸公というのは、地域の問題で手いっぱい、基本幹線の問題なんかについてどうこうというようなことは、それは言葉の表現では言うけれども、実施については、やっぱり執行部がやらなかったらだめだと思いますね。そういう点について執行部は、少なくとも都市計画部というものは、計画し、また

は立案し、実施をするんじゃないかと、実施部隊は実施部隊として建設部なら建設部に任ずというような機構上の問題、組織上の問題を一遍検討してみたらどうか。そんな計画をし、立案をする者が買収に走ってみたり、そんな少人数の者で大きな一つのをやっていくということは、なかなか不可能だと思います。しかし、役所の組織の体制というのは、やはり組織としてはライン型の組織ですから、やはりスタッフ組織を用いておりませんから、民間の企業だとスタッフ組織というのは使えますけれども、何らかの形でそういう組織、機構的なものを改善した形で、よりよい一つの方法がとれないものだろうか。再三私はそういうことを申し述べるだけでも、なかなか執行部の皆さん方、頭のいい人ばかりおるんだけど、そういうことをご理解賜ってそういう方向に進んでもらえない。やっぱり各部に部長というものをつくって、予算をとって、それでそいつをやっていくのが仕事なんだというお考えで、やはり大きな一つの参謀本部的なことをつかさどるところをつくっていかないと、今後の前進する一つの諸問題についての対処はできていかなんじゃないか。

昨日もいろいろご指摘がありました電波障害の問題も、新しいケースなら新しいケースで、複合的なケースなら複合的なケースで、そこで研究、検討するスタッフポイントがない。そういうところに問題点があります。そういうものを受け付けてやって、そこで研究して、今後はこういうふうにあるべきだ、こうあるべきだという指針を出せるところがないんですから。そんな人間というのは万能ではないですから、そんな一つのところでぎゃっぎゃぎゃっぎゃ責めたってできないもので、やはりそういうものは調査研究をすることが必要で、そういうポジションがないと、やはり市長にそういうスタッフを置くということは、大きく次に前進する一つの方向づけではないかというふうに考察いたしますが、どうぞございませう。企画と都市計画というものに対する考察なんです。大体そのような点でもしもしもご所見があればご所見を賜りたいし、ご所見がなければ私の方で所

見を述べたいと思います。

○議長（後藤長六君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（前川鉦一君）登壇〕

○都市計画部長（前川鉦一君） 第1点目の幹線道路の整備につきましてお答えを申し上げます。

都市内の幹線道路の整備の立ち遅れといったことによります交通混雑とか、また公共交通機関の利用低下といったこういった問題は、ただ単に交通機能の低下だけでなく、都市機能の低下をも引き起こしてまいっておるわけございまして、これらの幹線道路の整備は、今日早急に解決を図っていかなければならない都市問題の一つだというふうに考えておるわけでございます。

現在、全国の都市内における都市計画道路の整備率は、約40%と低い水準にあるわけでございますが、しかも毎年の伸び率もわずか1%程度と横ばいといった状態にあるわけでございます。一方、四日市市の都市計画道路でございますが、全体で54路線ございまして、総延長は168kmに及んでおるわけでございます。計画延長に対する整備率は約48%で、全国平均の整備率を若干上回っておると、こういったような状況にあるわけでございます。

先ほどお話もございました特にこの中心市街地周辺部の幹線道路の整備につきましては、整備手法としまして、直接買収による方式、それから土地地区画整理事業や市街地再開発事業のように換地によって面的整備を行っていくと、こういった手法があるわけでございますが、用地買収方式では、全国的な一つの傾向ともとらえるわけでございますが、現地にとどまりたいと、こういった方々が多い場合はなかなか協力が得られないと、こういった問題があるわけでございますし、また区画整理事業方式では、通過性の強い広幅員幹線街路の用地を減歩で生み出していき、こういったことに権利者の皆さん方の理解が得られない場合は、これまたなかなか協力も得

られないと、こういった問題が現実にあるわけでございます。したがって、中心市街地周辺部の幹線道路を積極的に推進していく、そういったためにはこれらの整備手法をいろいろと取り入れてまいらなければならないと思うわけでございますが、先ほども申しあげましたような問題を克服していくことが最大の課題ではないかというふうに考えておるわけでございますので、これらの課題の克服に全力を尽くしてまいりたい、そして取り組んでまいりたいと、こういうふうに考えておるわけでございます。

21世紀初頭には、本格的な高齢化社会が訪れると言われておるわけでございます。今世紀の残された期間は、社会資本ストックの蓄積にとって極めて重要な時期だというふうにも考えておるわけでございます。21世紀に向けて个性的で活力あるまちづくりを実現していくために、その基盤として都市内の幹線道路整備といったものは、まさにお話にもございますように緊急な課題だというふうに私どもも認識をいたしておるわけでございます。したがって、今後とも国県に対し道路整備の事業予算を強く要望いたしてまいりますとともに、整備手法につきましても、いま一度先進都市の事例等も十分研究しながら、今後の対応策を検討いたしてまいりたいというふうに考えておるわけでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（後藤長六君） 総務部長。

〔総務部長（田中 賢君）登壇〕

○総務部長（田中 賢君） 都市幹線道路の問題からスタッフ部門の強化ということをご指摘をいただいたわけでございます。

従来、役所の仕事は、ともしますと企画立案から実施まで1つの部署でやっていくという形ですとまいっておりました。しかしながら、ご指摘がありましたとおり、最近の時代の変化、あるいは価値観の多様化とか、あるいは行政需要の非常に複雑なもの、1つの例を申し上げますと、先ほどありました電波障害等もそうでございますが、いろいろな行政施策とい

うものが各般にまたがって問題を生じてくる。それを実施する場合、非常に困難な問題にぶつかるわけでございまして、そういうことも含めまして、やはり総合的に全庁的に取り組んでいかなきゃいけないんだというふうに考えておりました、従来から調整監制度あるいはプロジェクト体制といったものもつくりまして、対応してまいったところでございます。特に企画部門につきましては、昨年来、政策担当の職員を配置いたしまして強化を図ってまいったわけでございますが、ご指摘のとおり参謀本部的というご指摘がございました。確かにそういうスタッフ部門は、単に人員を増強するだけではどうも余り効果が上がっていかないんじゃないか。当然ながらそこには人員プラスそこに張りつきます職員の能力、企画力とか、あるいは創造力といったものが要求をされてくるわけでございまして、広い視野での行政全体を見詰める人、そういう人材の確保に努めていかなきゃいけないというふうに思っておりますし、もう1点は仕事の流れでございしますが、先ほどご指摘がございましたように、計画した者がまた用地買収をすると、それで設計をするというこのやり方というのは、決して好ましいことではございません。したがって、そういう参謀本部的な部門での企画立案からその実施、その結果の評価といったこの一連の流れを全庁的に、システムの確立していく必要もあろうかと、このように考えております。今後、企画部門を中心に強化について検討をさせていただきますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（後藤長六君） 下水道部長。

〔下水道部長（西田喜大君）登壇〕

○下水道部長（西田喜大君） 下水道の将来計画についてご説明させていただきます。

我が国の産業経済につきましては、諸外国に比べまして大変遅れておったわけでございますか、今や追い越した状況でございます。しかしながら、生活環境の基本となります下水道につきましては、大変遅れておる状況で

ございまして、この整備につきましては、今や国民的な課題の一つになっておるところでございます。

本市の公共下水道事業の基本的な計画の整備方針につきましては、昭和51年に三重県が策定いたしました流域別下水道整備総合計画・四日市鈴鹿水域を上位計画といたしまして計画しておるところでございます。三滝川、海蔵川以北の区域につきましては、北勢沿岸流域下水道北部処理区、また内部川から南につきましては、北勢沿岸流域下水道南部処理区として計画されておるわけでございます。

浄化センターや各市町村間をつなぎます汚水の幹線につきましては、三重県が事業主体となって進めていただくわけでございますが、雨水の整備とか汚水の支派線につきましては、関連公共下水道といたしまして、四日市市が事業主体となって整備をすることになっております。また、三滝・海蔵川と内部川にはさまれましたところは、四日市市が事業主体となっております単独公共下水道区域として計画し、整備を進めておるところでございます。

本市は、市街地のほとんどが海岸地帯で発達しておりまして、非常に水に弱いところでございます。そういうことで市街地のほとんどはポンプによります強制排水が必要でございます。また、単独公共下水道につきましても、昭和29年から事業を進めさせていただいておるわけでございますが、これも浸水対策の一環として当初は始めたものでございます。また、昭和51年度から北勢沿岸流域下水道の北部処理区につきましても、関連公共下水道といたしまして富田・富洲原方面の浸水対策として進められたわけでございます。

また、このほか市街地の浸水対策を目的といたしました都市下水路事業を進めておるわけでございますが、朝明、羽津、羽津・茂福、雨池、塩浜と、このような各都市下水路事業を鋭意進めてきたわけでございます。この間、昭和49年度の集中豪雨の被害を契機といたしまして、先ほどお話しも

ございましたように、昭和51年9月議会では常時浸水地域の早期解消の決議を賜りまして、浸水対策を重点に進めてきたわけでございます。

このようなことで、浸水に対する整備率につきましては、全国平均を上回っておるところでございますが、昨日、佐藤議員からもご質問がございましたように、橋北をはじめ富田、諏訪周辺、また常磐地区の各所でまだ浸水整備をしなければならないところが残っておるわけでございます。また、汚水の整備につきましては、全国平均が約39%でございますが、本市につきましては、本年1月に北勢沿岸流域下水道の北部処理区の一部供用開始ということによりまして、62年度末の人口普及率につきましては30%でございます。全国平均を下回っておるわけでございます。ご指摘のように公共下水道の普及向上につきましては、事業費の効率的な投資と拡大以外にないわけでございます。今後とも単独公共下水道区域また流域下水道区域の事業推進のために、事業費が増額できますように国県に強く要望してまいりたいと思います。

現在、国ではいろいろ推進をいただいておりますが、昭和38年度より6次にわたります下水道整備5カ年計画に基づきまして、事業の推進を図っておるわけでございますが、第6次下水道整備5カ年計画の中では、国民のおおむね2人に1人の方が下水道を利用できるように、また5年に一度ぐらゐの雨に浸水しないようにというようなことを目標に考えておまして、本年度は第6次整備5カ年計画の第3年目といたしまして、大都市に比ばまして大変遅れております一般都市への下水道整備の強化等、また流域下水道の整備促進につきまして重点を置くということにしております。本市の普及率を50%程度にするには、今後、汚水事業費だけでもおよそ750億円ぐらゐの事業費が必要かと思われまゝ。今後とも下水道の遅れを取り戻すために一生懸命頑張っておるわけでございますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（後藤長六君） 教育長。

〔教育長（岡田久江君）登壇〕

○教育長（岡田久江君） 博物館についてお答えいたします。

ご指摘のようにこれまでの博物館は、静かな環境がふさわしいということで、郊外の緑豊かなところに建設されているところが多いようでございます。また、本年度開催いたしました博物館懇話会の中でも、一部の委員さんからは、博物館は郊外に立地した方が望ましいのではないかとのご意見もいただいております。しかし、その反面、このような場所は交通の利便性が悪く、結果的には余り利用されていないというケースが他都市ではよく見受けられます。ご指摘のとおり博物館のよしあしは、必ずしも入場者が多いことだけで決まるものではありませんが、博物館は、子供たちだけの利用に限らず、生涯学習の場として子供たちからお年寄りに至るまで、多くの市民の方々が利用しやすいことも非常に重要であると考えております。

昨年度実施いたしました基礎調査の中で、専門の委員さんから、これまでの博物館の反省として、交通の便が悪いために十分利用されていないところが多いことから、本市の博物館の建設場所として近鉄四日市駅西の工業高校跡地が交通の便もよく、文化会館や図書館などに近く、市民の方々に利用していただきやすい最適の場所とご提言を受けており、6月の議会でもお答えいたしましたとおりでございます。

なお、現在、博物館基本構想策定委員会の中でも、博物館の建設場所につきましては、工業高校跡地のカルチャーゾーンが最適であることのご意見をちょうだいいたしておりますので、ご理解をちょうだいいたしたいと思います。

○議長（後藤長六君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 市政運営上の諸問題に関連いたしまして、市の契約業務についてご指摘、あるいはご意見がございました。ありがたいご意

見をちょうだいいたしまして、私どもも反省するところしきりでございますけれども、過日、開発公社の仕事をめぐりましてあのような不祥事が起きましたことは、まことに遺憾なことでありますが、関係業者が市の指名業者でもあるということから、いろいろと考えさせられたわけでございます。

そこで、ご指摘のありますように、問題は、この業務に関連をいたします職員の一一人一人が心すべき問題でございまして、厳正にすべての業務が執行できるように、改めて各職員に指示を出したところでありますし、私自身も含めまして、今後さらによりよい方向に向かって契約事務がスムーズに進みますように努力いたしますことをお約束いたしまして、お答えにかえさせていただきます。

○議長（後藤長六君） 環境部長。

〔環境部長（鵜飼 滋君）登壇〕

○環境部長（鵜飼 滋君） 第4点目の市政運営上の諸問題の中で、一般廃棄物あるいはまた産業廃棄物の最終処分場の長期的な対策としてどう進めていくかという、そういうことについて、特に港との関連でご質問がございましたので、お答えを申し上げます。

特に、最近の廃棄物につきましては、生活様式の変化でございまして、あるいはまた技術革新等によりまして、量的にも質的にも極めて大きく変化をいたしておるわけでございます。したがって、そうした廃棄物が最終的には生活環境でありますとか、あるいはまた自然環境を破壊することなく適正に処理をされると、こういうことが最も重要なことであるわけでございます。

そこで、本市といたしまして、今後そうした一般廃棄物なり、あるいはまた産業廃棄物の最終処分場を長期的な方向づけとしてどう考えていけばいいのかという、そういうことでございますけれども、私どもといたしましては、特に長期的には、まず第1に今後の処分場と申し上げますのは、

なかなか内陸部でそういった処分場を確保していくということは大変難しいのではないかと、こういうふうに考えておるわけでございます。また同時に、今後の処分場というものについては、1つの地方自治体で処分場を確保していくということは大変難しいのではないかと、困難ではないかと、こう考えているわけでございます。

そこで、実は中部圏、つまり三重県をはじめといたしまして、愛知、岐阜、静岡の中部4県と関係6市、県庁の所在地の都市とそこに四日市市と浜松市を含めまして、関係6市で中部圏廃棄物対策協議会というものを昭和57年に設立いたしましたわけでございまして、この中で中部圏内の一般廃棄物、あるいはまた産業廃棄物の伊勢湾海面埋め立てを前提とした中部圏広域最終処分場計画、こういうものを進めているわけでございまして、現在その基礎調査をいたしておる段階でございまして、今後とも関係機関とも十分連携をいたしながら、そうしたご指摘も踏まえまして対応に努力をしてみたい、こう考えておるわけでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（後藤長六君） 喜多野 等君。

〔喜多野 等君登壇〕

○喜多野 等君 都市幹線道路の問題について、総務部長、あんた人事担当だからそういう答弁したのかわからんけれども、やっぱり市長公室とか、そういうところが答弁すべき性格のものや違うかな、こういうのは。市長公室との関連性が非常に強いな。だからそこの点で総務部長、人事担当だから、人を扱うから、それはそれの答弁もいいたけれども、もっと契約の方で力を入れたらどうやな、それが無難やで。

そういう点で私は指摘させておいてよろしいと思うんですけども、都市幹線の道路を処理するという点については、常に区画整理事業を併用しなかったら、都市幹線の道路の処理というのはできないんだというような概念を持って、少なくとも理事者のその人たちが進めておると。それは

結構なことで、それは理想的な理想論であって、それは地域の道路も広めて環境をよくするから、君らのところも環境をよくするから、この道路を通してくれと。それは確かにそういうことです。ただども、そういう手法を使っておると、25年の歳月をたっても1本も通らぬと、皆、虫食いで終わっておる。

近鉄四日市駅西の方へ今度松坂屋さんか何か来てもらうんですか。それでよくそこらで繁盛するようにやるって、そしたら70m道路を見てごらんなさい。突き当たっておってとまっておるし、今度JR四日市駅の方へぶつかってたらどうなります。今度JRを高架すると言ってますけど、どういような計画を持って対処します。そういうことを考えて、企画をして進めていくという、そういう問題についてやっていかなきゃいけないと思うんですが、だからいま一つの方法は、これは四日市市は悲しいかな戦後の産物はございません。連隊でもあって、練兵所でもあって、それを払い下げになっておるとか、泊山の国有地があるぐらいなもので、そういうものがないし、また今まで市の所有しておいた資産、土地とかそういう問題は、ほとんど他の区画整理で使ってしまったてないわけです。四日市市というのは財産ないから、財産つくっていかなくゃいけないし、つくるのいやだったらやっぱり買わないかんけれども、そういう点、十分ポテンシャルエネルギーというやつをためておいてやっていかないといけないんじゃないかなと私思うんですが、そういう点については、いやそのときになって工事がこうなってきたからそのとき買わないかん、そういう手法しか用いないというのはいけないんで、やはりポテンシャルエネルギーをためておいて、知らないでいる間にどこか一番いいようなところの土地も買っておいて、そういうところへ移ってもらうということであれば、そういう形のよりよい方法がとれるのではないかなという感じがします。それでも難しいかもわかりません。地価も相当上がりますから、今のうちにそういうポテンシャルエネルギーをためられたらどうなのか。

まだ南の方はあれだけど、北の方なんか、富洲原のあの軒を連ねたああいうようなところを改造するって、そんなもの間引きしたら行くところないもの、早く買っておかなあきませんわさ、そんなような先見性を持たぬといかんですわ。そういう点で先見性を持つと、「そんなもの事前に買って」とあはなこと言って怒られるんです。それでは四日市の町はよくならんと思います。そういうことによって、都市幹線とか、そういうところの人も移動し、またそういう点で喜んで移動すると。ここらの点に金を出してそういうことをやっていくという意思があるかな、財政部長。財政部長、きんちゃくばっか握っておるのが能じゃないけれども、そこらの点で先行投資をしていく意思があるかどうか、そこらの点を聞いておかないかんわな。

議員諸公は各部の担当の、都市計画なら都市計画をぎゃっぎゃっぎゃっぎゃ都市計画部長責めたらいいかしらんけれども、しかし、私はそんなとこ責めんですわね。責めるなら責めるで財政部を責めないかんわさ。そんな数だまではあかんので、そういう点については十分心得て、やはり万全を期してやっていくということが必要ではないかなと思います。

これは今後市長も選挙をやられて、事後4年間やられるんですから、やっぱり市の政策として今後の長期の展望について考えて、そういうスタッフを活用して、もう常に判こ押す業務だけで毎日が終わってしまって、考える余裕すらないということではいけませんから、やっぱり考えるポジションつくらんといかんですわな、考えてくれるポジションを。そういうことを考えずに、何でもおれはオールマイティだと、ピンからキリまでおれが全部やるんだと。そうはいきませんよ、人間なんていうのは。そんな人間てないです。やはり考えるところは考え、対策を打つとこは対策を打つとこというふうに、お互いに分化分掌を決めて、やはり努力をして協力し合っていくことによって、四日市の町はよくなっていくんじゃないかと私は思います。だから1例を挙げてこういう問題をご指摘賜ったんですけれども、そこらの点について、別に市長から聞く必要もないですが、市長が参

考になれば参考にさせていただくということで。

次に博物館の問題で、えらい教育長頑張っておるんですけど、それも一つの考察で、_____そこらの点よう考えにゃいかんと思うよ。やっぱり子供の教育という点について、私はそういうふうに考察をするけれども、やっぱり近代の若い人たちは、ざわざわ騒いで、わんわんジャズとかそんなことやりながら、聞きながら、勉強しながらそういうことをやって、いろんなものを見ながら。聖徳太子以上だわな、立派なもんよ。わしはそんな人間が日本の将来においていい人間になると思えぬ。だからそういうような静かなところで、もっとやはり落ち着いて、とにかく博物館なんか静的なもんだぜ。そんなもの何人も人が来なきゃいかん、人が来なきゃいかんことない、来ないなら来ないでいいじゃないか。みんなが求めて行くもんだよ、そんなものは。求めて行くもんですよ。そんなものを博物館へ行くのに人寄せで陣太鼓たたいて来い来い来い来いって、そんなばかなことをするなよ。学園へ戻ったり、みんな勉強したらいいの。静かに勉強しておったらいいんですわ。来なきゃ来ないで勉強しておったらいいんですわ。求めるもの、希求する者は行きます。そうあるべきだし、また静かなところへ子供たちと遠足に行って、帰りにお池の群生でも見ながら子供たちがやってくるというような、そういうような雰囲気というものが私は大切だと思うし、落ち着いてやはり大日山でも行って、昼飯でも食いながらそういうのを見に行くというようなことが、私は子供たちにそういうことを将来に向かってやってほしいな。それは私見ですから、少なくとも近代的な人たちの考え方とは違うかもわかりません。だけど将来の子供たちということを考えると、私はそうあってほしいということをこい願います。

現代の学者の人たちや近代的なそういう人たちは、そういうところがいいんだと。何か寵愛されて、そこで脚光を浴びて、博物館なんて脚光とかそういうものを浴びて、そういうものが価値があるもんでしょうか。僕は

古色蒼然としたそういうところに価値観を見出すんですけど、そこらの点の価値観の見方、考え方、考察の仕方というのが違うんでしょうね、_____とは違います私は。

だからそういうようなことを考えますと、いろいろな見方はありますけれども、よく審議会を持ってやられておるんですから。というのは、それとはまたちょっと市長聞いておってください。これは何か近鉄四日市駅西の土地というのは非常に高価だから、その場所を確保していくのが金科玉条のごとく思ってる。そんなばかなことを考えたらあかんですわ。そんな四日市市はたくさんいいところがありますよ。まだ保々のところに北勢中央公園なんか、あそこらも遠足ぐらいに行かしてやったらいいでしょう。羽津山でもありますよ。たくさん、泊山でもありますよ。そういうところで教育というものの考察をしていただきたいと思います。だからそういう点についての、もしご所見がなければ結構ですから、もう終わりますけれども。

港の清掃管理の問題について、どうなんでしょね。これらの点については、もっともっと先見性を持って早くやっていかないとはいえませんが、おたくさんのとこだけでそういうものが可能なんではなかいかね。だけど私は三役の方で検討していただいて、港管理組合とどんどん渡り合いながらそういうものを前進させていくというふうな方法をとらないとなかなかいけないと思いますけれども、ここらの点についての考えを、非常に優等生の答弁で、「愛知県を中心としたそういう伊勢湾に対して」、ああそれは結構なことなんではなかいかね。しかし、そこらの点についてもっと現実的な、四日市の将来というのは、やはり自分たちが担当しておったら、どうしようかと、おれはこうしたいというようなことの考え方で、もうちょっと狭めた考え方で見てもらえませんか。そうしないと、我々は頭が悪いからびんと来ないんですわ。

以上のようなことで、もしご所見があればご所見をいただきますし、な

ければ終わりたいと思います。

○議長（後藤長六君） これをもって一般質問を終了いたします。

暫時、休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後2時31分再開

○議長（後藤長六君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、ご報告申し上げます。

福祉部長から過日の小井議員の一般質問に対する答弁について、また喜多野等君から先ほどの一般質問の発言について、議長において後刻速記録を調査の上、不適切な部分について適当な措置を講じていただきたい旨の申し出がありましたので、ご了承願います。

日程第2 議案第75号ないし議案第87号

○議長（後藤長六君） 日程第2、議案第75号昭和62年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし議案第87号委託契約の締結についての13件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

久保博正君。

〔久保博正君登壇〕

○久保博正君 議案第77号一般会計補正予算歳出第10款教育費についてお尋ねいたします。

このたびの補正で調査研究費として学校給食問題が取り上げられまして、40万円が計上されております。また、あえて議案説明の中で「中学校の給食問題も含めた学校給食」と、このようにうたわれたところに、当局の並み並みならぬ決意がうかがえるのでございますが、教育委員会ではどのよ

うな方向で調査研究をされようとしているのか、お考えをお示しいただきたいと存じます。

振り返ってみますと、昭和59年3月議会におきまして、私は当時の館教育長に提案をいたしました。そして次は62年9月議会で現在の岡田教育長にその実現を迫りましたところ、「臨教審の答申を踏まえ実施する方向で検討していく」と、このような一步踏み込んだご答弁をいただきました。そして3回目は、本年3月議会におきまして、世界じゅうからの内需拡大を迫られるという大きな社会情勢の中で、今こそ中学校給食をと訴えたのでございます。このたび調査費をつけていただいたことは、実現へ歩み出した足音ととらえ、ここに中学生とその母親にかわって期待を申し上げます。

実は、私もこの夏休み期間、中学生とその母親に直接話を聞いて調査いたしました。一部には余りうれしくないという声もありました。よく聞いてみますと、小学校給食に問題があるようでございます。

参考までに申し上げますと、まず給食の中身につきまして、味つけが家庭と違う点、すなわち母親の味ではない。量の問題としては、男女差、特に女の子はみんなの前では少食を装いたい。食べるのは家に帰ってからにする。そして嗜好面では、好き嫌いがはっきりしている。母親の弁当は好きなものを入れてくれるというようなことでございました。ところが、小学校の給食では、先生が嫌いなものまで無理に食べさせる。「残すな」とこのように口うるさいといった理由のために、中学校へ入ってまでは勘弁してほしいというようなわけでございます。こうしたことから考えますと、飽食の時代に育った子供に無理に全部を食べさせる必要があるのか、疑問に思った次第でございます。以上のようなことから、バイキング方式も採用してはどうか、また試食会や給食コンクール等も実施してはどうかと思いますが、いかがでしょう。

さらに、時間の問題がございます。極端な例だとは思いますが、ある小

学校では、12時半近くまで授業を受け、掃除を15分ぐらいかけて行い、5分ないし10分で給食というのもございました。これでは給食の時間は、楽しみどころか苦痛になるのではないかとさえ思えます。ぜひ一度ご一考願いたいと思いますが、いかがでしょうか。もちろんこれらは一部の人の声で大部分は大いに期待していることを申し添えておきます。

62年9月議会で市長のご意見をちょうだいしておりますが、それによりますと、「中学校給食を実施する場合は、できるだけ民間活力を活用していきたい」というようなことでございましたが、ぜひその方向で検討していただきたいことを要望しておきます。

○議長（後藤長六君） 教育長。

〔教育長（岡田久江君）登壇〕

○教育長（岡田久江君） お答えいたします。

学校給食問題の調査研究費の件でございますが、学校給食も時代の変遷とともに、児童・生徒の栄養欠乏対策から栄養過多への対応に迫られる時代となってまいり、期待される場所もその教育的価値に目が向けられてきております。臨教審第二答申におきましても、家庭、学校、地域がそれぞれの役割を踏まえつつ連携し、三者一体となって子供を育てるための環境づくりの中で、家庭の食生活、学校給食への親の参加等を指摘されております。本市におきましても、学校給食を取り巻く情勢は大きく変化してきており、その主なものとして、教育価値の見直し、調理の方式、あるいは合理化、中学校給食等の問題があり、その解決が急がれているところでございます。そこで今回調査費をちょうだいいたしまして、望ましい学校給食のあり方を研究してまいりたいと存じます。

また、ご指摘の小学校給食につきましても、おいしく楽しい給食を目指して、できるだけでき合いの食品の利用を避け、手づくりの給食を実施し、児童の正しい味覚の発達を促しますとともに、給食を通して本来あるべき食事内容を指導しております。また、ランチガーデン、中庭や裏山などを

利用した野外での給食、ランチルームや多目的ホールを活用したバースデー給食、異年齢の集団で行う縦割りの給食、あるいは勤労体験の学習を行いました後における収穫祭の給食など、日常教室で行う給食とは雰囲気を変えた楽しい取り組みも工夫いたしております。またご指摘のバイキングの方式などもあわせて考えたいと思います。さらに、これらの取り組みにつきましても、この費用をいただきまして、調査研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（後藤長六君） 橋本 茂君。

〔橋本 茂君登壇〕

○橋本 茂君 私は日本共産党市議団を代表いたしまして、議案第76号昭和62年度四日市市水道事業剰余金処分並びに決算認定についてお尋ねいたします。

まず第1点、決算書では、概況、経営状況について述べているわけですが、その中で「水需要の伸びから収益が順調に伸びて、財政の安定確保ができた」と、こう述べられているわけであります。事実当年度の純利益としまして、3億9,069万1,587円を生み出しているわけであります。この内容というのは、私は水道事業の公的な性格から、当然市民に還元されていかねばならない、そう思うわけであります。サービスの充実、それから建設、布設計画などの促進をはじめとして、大いにこれが活かされていかなければならない、こういう内容であると思います。サービスの充実ということになりますと、これは水道局の方にお聞きをいたしましたら、何とんでも、安い、おいしい水を安定して供給するんだと、これが最大のサービスにもなるというお話も伺ったわけですが、それであれば、まさに安い飲料水、これを提供していくということになりますと、水道料金、これは値下げをするということの可能財源にもなるというふうに思うわけであります。そういう意味では、もちろん今年度の見通しを踏まえて、この決算の内容とあわせもってそういうものの判断というのが出てくると思

うわけでありませけれども、この点で今年度の見通しを踏まえながら、料金改定について、現段階でどういう見通しを持ってみえるのか、お尋ねをいたします。

第2点目として、やはり経営状況の中で、関連いたしまして、消費税の影響についてお尋ねをいたします。

経営状況の中には、今後とも健全経営に努める、円滑な事業運営に向けて一層の企業努力をするという旨が報告をされております。今問題になっております消費税が飲料水にかけられる、これはけしからぬというのが今市民の声であります。水道局としても、もしこれが導入をされるということになりますと、健全経営や円滑な事業運営どころか大変大きな被害を受ける、こういうことになると思うわけです。過日の私の一般質問に対する財政部長や市長のご答弁などの中でも、市全体が歳出で10億円の被害を受ける。そのうち企業会計2億円の影響というお話も明らかにされました。そこを踏まえてどう試算をされているのか、その影響度を明らかにしていただきたいと思っております。

3点目、水質管理について触れております。これも決算の経営状況等の中でこういうふうに述べられております。「水源の水質保全の見地から開発行為等地域下流の河川についても生物試験及び水質検査を実施するなど河川的环境調査を強化しました」、こういうふうに述べられております。最近、県内では、産廃問題あるいはゴルフ場開発等の影響で水源を保護しようという動きなどが大変強まっております。またゴルフ場開発では、農薬等の汚染や公害、この影響が大変問題になっております。四日市におきましても、水源、水質への安全性という点から、これは市民から重大な関心が出ておるところでもありますし、水がきれいだと言われております大矢知やら、南部の桜やら、こういうところ辺での産廃問題、さらにはゴルフ場開発といった問題は、県内で今問題になっていることが、そのまま四日市にも当てはまってくると思うわけでありませ。こういう点で水質検査

を強化してきたこの内容について、どういうふうに強化をしてきたのか明らかにしていただきたいと思っております。今後、保健所や環境部などとの横の連携で一層これを強化するということが必要だと私は思うわけですが、この問題にも触れながら明らかにしていただきたいと思っております。

以上、3点を質問いたします。

○議長（後藤長六君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（奥山武助君）登壇〕

○水道事業管理者（奥山武助君） 1番目の料金改定問題についてでございますが、本市の水道料金は、59年1月に改定をいたしましたわけですが、その当時27.9%のアップをいたしましたわけですが、過年度の決算でございますが、予測以上の給水の需要と、そういうことから給水収益の増収ということになったわけでございます。また、ある反面におきましては、物価の安定ということから経費が低廉に終わったと、そういうような相乗的なことから3億9,000万円余の純利益を上げたわけですが、先ほどお話のございましたように、この純利益といえますのは、剰余金処分案件でもお願いをいたしておりますが、減債積立金2億9,200万円、これは建設資金の方へ、こういうような工事の関係で水道事業に還元するものでございます。それから同じく建設改良積立金におきましても、老朽管の工事というような形の積立金でございまして、これらは最終的には需要者に還元するものであるというふうに考えております。

ところで、63年度の予算と現況の見通しでございますが、63年度におきましては、予算の中では約800万円の黒字を計上いたしましたような予算になっておるわけですが、本年は7月、8月の異常気象で非常に水の需要が低かったわけですが、4月から8月通算いたしますとほぼ前年度並みと、こういうような形で推定いたすわけですが、いずれにいたしましてもこの財政状況等につきましては、64年度予算の策定時に十分検討していきたいと、このように考えております。

次に、料金改定でございますが、これらの見通しは、もちろん考える必要があるわけでございますが、63年度の決算を見まして、慎重に検討したいというふうに考えておりますが、水道局といたしましては、水道料金は市民生活の一番の関心事でもございますし、生活に影響する部分が大いわけでございます。そういうことから現行料金でできるだけ長く対応できる形で経費の節減に一層努力をしていきたいと、このように考えております。

次に、消費税でございますが、いまだに個々の費目について明細な情報がないわけでございますが、新聞あるいはそれらの情報によりまして、これらをあえて大づかみに昨年の収益から試算をいたしますと、七、八千万円程度でなかろうかというふうに現在試算しておるわけでございますが、項目が具体的でないので、程度だということで申しわけないと思いますが、そのようなことでございます。

それから、この消費税の対応でございますが、水道は市民の生活に非常に影響が大きく、また文化的な生活をするについては不可欠なものということから、日本水道協会といたしましては、水道水を最も優遇した扱いとなるよう、関係機関に早くその趣旨を十分説明をしておるというようなことを聞いております。現在につきましては、国の審議等の推移を見守っている状況でございます。

次に、水質の保全でございますが、四日市の水道の水源は、80%が地下水でございます。そういうことから、河川の汚濁等が直ちに地下水に影響するというような状況ではございません。そういうことからいたしますと、全体的には非常に水質が安定した恵まれた水源であるというふうに理解ができるわけでございますが、最近、産廃あるいはゴルフ場の建設ということから、公共用水域の汚染が問題として提起されておる状況でございますが、四日市の水道におきましても、我々といたしましては、まことに重要な関心事でございます。水道局といたしましては、54年4月に厚生省の水

質基準に係る省令の一部改正以来、7項目につきましてチェックをいたしております。これは水質の定められた調査項目以外でございますけれども、その二、三点を申し上げたいと思いますが、54年には水道原水のセレンの検査、それから57年にはPCBの検査、次に58年には農薬、除草剤の調査、それから62年には水道水中における石綿含有量の調査と、こういうような形で年々その強化に努めておるわけでございます。

次に、河川の流水の環境項目でございますけれども、河川の流水の影響は、いずれは地下水となって出てくることになるわけでございますので、これらにつきましても、環境項目について調査をしておるわけでございます。55年度には6河川、6地点で調査をいたしておりましたが、63年度には10河川で14地点について調査をしていくことにいたしております。

今後とも水道原水の水質保全につきましては、十分留意いたしまして、安全でおいしい水を市民の皆様にご供給していくことに一層の努力をいたしたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（後藤長六君） 橋本 茂君。

〔橋本 茂君登壇〕

○橋本 茂君 最初の料金の問題でございますけれども、長く据え置きたいというような決意が出されたんですが、仮に3億9,000万円のうち2億9,000万円は工事建設関係だと、残りの1億円を今一般の家庭の9万3,000世帯、この方々、単純に計算しても1世帯年間1,000円と、水道料金は複雑ですからそういうふうにいきませんけれども、やはり安い料金をこの際部分改定も含めて検討していくというようなことは必要なことだと思います。民間では電力会社が莫大な円高差益で、わずかですけれども電気料金を値下げしたと、こういうこともこれまであるわけですから、こういう点なども参考にして、大いに、公共料金は上げるばかりの改定じゃなくて、下げていくということも含めて検討を強く要望しておきたいと思っております。

さらに、水質の保全の問題も答弁いただいたわけですが、やはり

周囲の汚染源などをきちんと明らかにして、これへの対策を絶えず私は環境部、さらに保健所、縣市一体となって、さまざまなゴルフ場開発や産業廃棄物の処理等の影響などを絶えずチェックしていく体制、水道局の側からもご努力いただきたい。このことも強くして要望しておいて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（後藤長六君） これをもって質疑を終結いたします。

本件をそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3 議案第88号 工事請負契約の締結についてないし議案第93号
工事請負契約の締結について

○議長（後藤長六君） 日程第3、議案第88号工事請負契約の締結について、ないし議案第93号工事請負契約の締結についての6件を一括議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいま上程されました各議案についてご説明申し上げます。

議案第88号から議案第93号までは、いずれも工事請負契約締結案でありまして、合同会館に係る建築工事、建築電気設備工事、給排水衛生設備工事及び空気調和設備工事並びに内部東小学校増築工事及び富洲原中学校改築工事について、それぞれ指名競争入札により請負契約を締結しようとするものであります。

以上が各議案の概要であります。

どうかよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤長六君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

橋本 茂君。

〔橋本 茂君登壇〕

○橋本 茂君 私は、88号から91号に係る合同会館の案件にかかわってお尋ねをいたします。

この合同会館、巨額の投資をいたしまして、福社会館や保健センター、教育センターの機能を持つ会館で、庁舎の隣に建設をされるこの内容について、4点ほどお尋ねをいたします。

この会館の入り口の問題でございますけれども、北側の入り口がないというふうに聞いているわけでありまして。北側については、商店街もあり、かなりの人通り、動線としても利用度の高いところでもあります。この点からきちんとした入り口をつけて、東西南北どこからもきちんと利用者が入ると、こういう入り口が必要だと、この点はどうかという点が第1点であります。

第2点は、空調の効果を考えて、窓を小さくしたというふうに聞いているわけでありまして。事実、設計図、図面を見ると、窓が小さくなっております。今私たちがこの庁舎で仕事をしておったり、また市民が利用されるときに、空調がとまったときとか、それから季節によって、日によって、窓をあけて外気を入れることが多いわけですが、この場合、庁舎のこの縦軸の窓の機能というのは、非常に欠陥があるというふうに思うわけです。そういう意味ではブラインドも非常に整合性を欠くような窓の構造になっているのは、実際に仕事をしていて感じておるところなどでもあります。こういう点で窓についても、縦軸の窓ではなくて、他の機能で検討されるべきではないかと思うわけでありまして。

3点目、空調でやはり地下1・2階と上階との格差がどうしても生まれるわけですが、そういう点、あるいは南の日当たりのいいところ、北の日当たりの悪いところなどの温度差、こういうものの調整などはどう

いうふうにされているのか、お聞きをいたします。

4点目、合同会館とこの庁舎との連絡通路を地階で取りつけていくというようなことなど聞いているわけですが、これは我々の場合、10階にいて地下までおりて、また地下を渡って会館の8階へ行くなどという、そういう複雑なことをしなければならぬ。例えば3階などで結ぶということができれば、福祉関係の部門と福祉会館の部門とが結ばれると。こういったことなどでいきますと、身障者の方をとれば、非常にこれは便利さが増し、車いすの方がスロープを伝わって3階から隣の3階の福祉会館へ行ける。こういう点など市長が常々きめ細かな配慮というふうにこういった方々へ言ってみえますけれども、こういった方々への配慮などがこういう連絡通路などに設計思想として生かされていかなければならぬ、こういうふうに思うわけです。しかも技術的には、私どもの調査では防災上、技術上の問題としては可能だというふうに聞いておりますから、これは3階の通路の方がむしろ地下よりも優位ではないかと、こういうふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

以上4点お聞きしますけれども、これが関係委員会で最終的に設計案が出てきていろいろと意見を言っても、もうコンクリートされていて修正がきかないなどというように、そういう議会へのはかり方は、私はまずいと思います。既に基本設計は昨年に入って、昨年の段階でできているわけですから、全体像を早く議会に明らかにして、大いに議会の知恵や意見を取り入れて修正ができ、いいものができていくようにする。そういう意味でこの場では以上4点を申し上げましたけれども、今後ともそういう配慮をぜひ強く要望いたしまして、質問にかえたいと思います。

○議長（後藤長六君） 市長公室長。

〔市長公室長（栗本春樹君）登壇〕

○市長公室長（栗本春樹君） 合同会館の問題に関連しまして、幾つかのご質問をいただきました。私も技術屋ではございませんので、内容等につ

きまして十分に精査しておるわけではございませんが、ただこの合同会館の建設につきましては、これまでもこれが先ほどご指摘のように3つの機能をそこへ集積する、いわゆる複合施設でございまして、そのためにどうあるべきかということにつきましては、庁内にそういう技術屋集団も入れまして、いわゆる合同会館のプロジェクトチームを一応つくって検討してきたところでございます。ただいろいろこの件につきましては、たしか9月5日、6日だったと思いますが、教育民生委員会あるいは総務委員会の協議会等におきましても説明をさせていただいておるところでございまして、特に連絡通路がこの計画の中に当面入っていないということからの強いご指摘がございました。私どもも今後この件につきましては最善の努力をさせていただくというふうなことで、今後この事業が2カ年にわたる事業でもございますので、十分にその辺は配慮して、検討してまいりたいというふうに思っております。

なお、北側の入り口、あるいは窓を小さくした云々というふうなこと、縦軸の窓であるというふうなこと等のご質問がございました。たしかそのときに専門的な立場から、いわゆる日よけのブラインドがつかないのではないか、こういうふうなご指摘等もいただいております。その辺につきましては十分また調べまして、総務委員会におきましてご報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

○議長（後藤長六君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

本件を総務委員会に付託いたします。

なお、各常任委員会は、16日午前10時から開会されますので、念のため申し上げます。

○議長（後藤長六君） 次に、今定例会において受理いたしました請願は、お手元の文書表のとおりであります。本件をそれぞれ所管の常任委員会に

付託いたします。

陳情につきましては、3件提出がありました。お手元に文書表を配付いたしておりますので、ご了承願います。

○議長（後藤長六君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、9月22日午後2時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時5分散会

会 議 録

第 5 日

（昭和63年9月22日）

○議 事 日 程 第 5 号

昭和63年9月22日(木) 午後2時開議

- 第1 議案第75号ないし議案第93号 委員長報告・質疑
討論・採決
- 第2 委員会報告第4号 請願の審査結果について 採否決定
- 第3 発議第10号 地方財政の充実強化に関する意見書の
提出について 説明・質疑
討論・採決
- 第4 常任委員会の閉会中の継続調査について
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員 (41名)

青 山 弘 忠
小 井 道 夫
伊 藤 信 一
伊 藤 正 数
伊 藤 雅 敏
宇 野 長 好
大 島 武 雄
大 谷 茂 生
金 森 正
川 口 洋 二
川 村 幸 善
喜多野 等
久 保 博 正

教育次長 宮田 勉

代表監査委員 吉田 耕吉

○出席事務局職員

事務局長 小坂 靖

議事課長 平井 俊英

議事課長補佐 喜田 宏志

議事係長 岡崎 雄治

主 幹 日置 正人

主 事 井上 紀久夫

午後2時1分開議

○議長（後藤長六君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、40名であります。

本日の議事については、お手元に配付いたしました議事日程第5号により取り進めますので、よろしくお願いをいたします。

日程第1 議案第75号ないし議案第93号

○議長（後藤長六君） 日程第1、議案第75号昭和62年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし議案第93号工事請負契約の締結についての19件を一括議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長にお願いいたします。

小井道夫君。

〔総務委員長（小井道夫君）登壇〕

○総務委員長（小井道夫君） 総務委員会に付託されました関係議案につ

きまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第77号昭和63年度四日市市一般会計補正予算（第1号）の関係部分についてであります。

歳入につきましては、歳出各科目に対する特定財源を充当するとともに、一般財源として市税を追加計上して収支の均衡を図るものであり、別段異議はありませんでした。

なお、今後の財政見通しについて理事者から、「当初、留保財源として市税増収分を12億円程度と見込んでいたが、個人・法人市民税及び固定資産税等の税収が予想を大幅に上回り、今回の補正分5億5,000万円を差し引いてもなお約20億円の増収が期待できる。一方、歳出については、年度末までに県営事業負担金、人件費等について16億7,000万円程度を追加計上する必要があり、残る財源については四日市市土地開発公社が先行取得した土地の買い戻し等を含め適切な運用を行いたい」との説明がありました。

次に、歳出についてであります。

歳出第2款総務費につきましては、北勢4市の政策課題を相互に理解し調整を図るため設置された北勢地域政策研究会について議論が集中したのであります。

理事者からは、「県北勢地域は四全総の中でも日本の三大都市圏の一つである名古屋圏の主要な一翼であると位置づけられており、北勢各市はそれぞれ長期計画策定などに取り組んでいるところであるが、各市間の連絡調整は十分であるとは言えない状況である。したがって、今回、北勢4市による北勢地域政策研究会を設置することにより、各市間で北勢地域全体の長期計画を構想し、また調整を図ろうとするものである」との説明がありました。

当委員会は、現在、北勢地域が抱える大型プロジェクト等の推進には、広域的な対応が不可欠であり、北勢地域政策研究会を設置して長期的な北

勢地域の地域づくりを検討しようとすることは理解することろであります
が、北勢地域の課題は北勢地域すべての市町村に共通のものであることか
ら、その構成等について今後十分配慮すべきことを強く指摘した次第であ
ります。

歳出第4款衛生費のうち北大谷斎場の基本設計等調査委託料は、将来北
大谷斎場を全面改修するに当たり、地元との調整のため基本設計等調査委
託を予定年度を繰り上げて実施するものでありますが、今回の追加補正の
中に測量等調査委託料が含まれていることについて当初予算に計上すべ
きでなかったかとの意見があったほか、北大谷斎場職員の労務管理に万全を
期すこと、全面改修に当たっては斎場利用に支障を来すことのないよう工
程等に十分配慮すること、また改修後の管理運営方法について検討を行う
ことについて要望いたしました。

歳出第9款消防費は、集中豪雨により使用した水防資材の補充のための
経費計上であります。この種の急施を要するものについては機敏な措置
を講じるよう要望しました。

歳出第13款災害復旧費のうち第4項その他公共施設公用施設災害復旧費
については、南部埋立処分場にかかる災害復旧費であり、別段異議はあり
ませんでした。

債務負担行為の補正のうち社会福祉法人「檜の里」が行う精神薄弱者更
正施設建設費補助金について、当施設の特異性を十分考慮した補助金とす
べきであるとの意見がありました。

地方債の補正については、別段異議はありませんでした。

議案第82号昭和63年度四日市市公共用地取得事業特別会計予算及び議案
第85号四日市市特別会計条例の一部改正についての2議案につきましては、
かねてから懸案となっておりました垂坂公園を防災緑地緊急整備事業とし
て整備するについて、都市開発資金の活用により用地の取得を図るために
公共用地取得事業特別会計を設置するに必要な条例改正と、本年度用地取

得分についての当特別会計への予算計上であります。

委員からは、用地取得に当たっては、周辺地域の地価高騰につながら
ないよう配慮するほか、公園の名称について意見がありました。

議案第84号四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例の一
部を改正する条例等の一部改正につきましては、恩給法の一部改正に伴い、
普通退職料及び扶助料の最低保障額等を引き上げようとするものであり、
別段異議はありませんでした。

次に契約案件についてであります。議案審査に先立ち担当助役から、
「本年7月26日、四日市市土地開発公社において入札時に発生した暴力行
為は市としてもまことに遺憾である。本市は昭和61年度に市職員に対する
暴力行為等の対策に関する要綱を定め、暴力行為の排除に努めてきたとこ
ろであるが、今回の事件を契機として再度、市内全指名資格業者に対して
市が発注する建設工事に係る留意事項について、また市職員に対しては暴
力行為等に関する留意事項について、助役名で通知したところである。今後
とも暴力等の不法行為に対しては毅然たる態度で臨み、適正な契約事務の
執行に努めたい」との説明がありました。

議案第88号から議案第91号までの4議案は、いずれも合同会館に係る建
築工事、建築電気設備工事、給排水衛生設備工事及び空気調和設備工事に
ついて、それぞれ指名競争入札により請負契約を締結しようとするもので
あります。

議論の過程において、合同会館建築工事をはじめ、これまでの本庁舎周
辺公共施設建築工事が結果として特定の業者に集中している部分があるの
ではないか、また合同会館建設工事の中には市内業者で施工できるものが
あるのではないかなどの意見が出され、活発な議論が交わされたところで
あります。

工事請負契約については、指名方法及び地元業者の育成等について、最
善を尽くすよう当委員会が再三指摘しているところではありますが、今後も

さらに検討を行うよう強く要望したところであります。

また、合同会館と本庁舎との連絡通路について、合同会館と同時に建設すべきことを指摘いたしましたほか、今後の庁舎周辺の整備に当たっては各施設間の整合性、一体性、及び都市景観に配慮しつつ計画的に整備するよう要望いたしました。

議案第92号及び議案第93号につきましては、内部東小学校増築工事及び富洲原中学校改築工事についての請負契約の締結案であります。工期がそれぞれ昭和64年5月31日と6月30日となっており、年度末までの完成となっていないことから、その理由をただしたのであります。

理事者からは、「両工事については補助金の割り当て等の関係から2カ年にわたる債務負担行為となっており、やむを得ず2年度にわたる工期の設定となった」との説明があり、当委員会はこれを了としたところであります。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも原案のとおり承認した次第であります。

これをもちまして、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（後藤長六君） 次に、教育民生委員長をお願いいたします。

谷口廣陸君。

〔教育民生委員長（谷口廣陸君）登壇〕

○教育民生委員長（谷口廣陸君） 教育民生委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第77号昭和63年度四日市市一般会計補正予算（第1号）のうち歳出第3款民生費につきましては、精神薄弱者更正施設、特別養護老人ホーム建設費に対する補助金、心身障害者小規模授産施設建設費補助金のほか、老人福祉電話貸与事業費を追加計上しようとするものであります。

特別養護老人ホーム建設費補助金に関連して、社会福祉士及び介護福祉

士法の施行に伴って民間福祉施設において行われる福祉士養成に対し、市としても積極的な援助を行うよう要望いたしました。

次に、歳出第10款教育費につきましては、私立幼稚園の改築費に係る補助金のほか、学校施設開放事業費、北条野球場等体育施設整備費、学校給食問題の調査研究費などの追加計上をしようとするものであります。

学校給食問題については、あらゆる角度から十分な調査研究を行うこと、また学校施設開放事業及び北条野球場施設整備における防球ネット設置については、周囲の民家、道路等における危険を防止する観点から、十分な高さを確保することを要望いたしました。

歳出第13款災害復旧費のうち第3項文教施設災害復旧費につきましては、集中豪雨等により被災した文教施設の復旧工事を行おうとするものであります。

青少年野外活動センターの災害復旧工事に関連して、少年自然の家に冷房装置がなく、利用者から苦情が出ていることなどから、早急に冷房装置を設置するよう要望いたしました。

議案第81号昭和63年度四日市市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、別段異議はありませんでした。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。

簡単ではありますが、これをもちまして教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（後藤長六君） 次に、産業公営企業委員長をお願いいたします。

毛利道哉君。

〔産業公営企業委員長（毛利道哉君）登壇〕

○産業公営企業委員長（毛利道哉君） 産業公営企業委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第75号昭和62年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてであります。

昭和62年度事業におきましては、事業収益84億 4,959万 4,101円、事業費用83億 9,918万 714円、差し引き 5,041万 3,387円の純利益を生じ、その結果、当年度未処理欠損金は、1,947万 1,328円となったのであります。

また、利用患者数につきましては、外来患者数が対前年度比 6.1%の増加となっており、市立病院が地域住民の厚い信頼を受けて、市民の健康と医療福祉の増進に大きく寄与していることに対し、高く評価するものであります。

営業収益にかかる未収金の回収につきましては、理事者において、電話・郵便等による督促や臨宅による徴収を行うなど、鋭意努力をされているところでありますか、なお未収金額が年々増加しているのが実態であります。

当委員会は、医療費の未納は、生活の困窮がその大きな要因となっていることから、社会福祉事務所等の関係部局との連携を密にするとともに、ケースワーカー等の専門職員を積極的に活用するなどにより、その解消に努めるよう指摘いたしました。

医師の宿直体制につきましては、現在、内科系1名、外科系1名の計2名による輪番制で実施されておりますが、市立病院が公的医療機関として地域住民の信頼にこたえていくために、今後はより経験豊かな医師を組み入れるなど、体制の充実を図るよう強く要望いたしました。

また、これからの市立病院のあり方については、理事者から、「地域の中核病院としての機能を充実させるため、高度医療機器の導入による質の高い医療サービスの提供、腎不全患者の増大に対処するための人工透析部門の充実・強化、手術件数の増加に対処するための手術室の増築及び集中強化治療室の整備等を図ること、高齢化社会を迎えて訪問看護制度の導入を図ること、老人保健医療への対応として老人保健施設を今後の課題として検討すること、外来患者の待ち時間短縮等を図るためのコンピュータの

導入などに努めていきたい」との説明があり、当委員会は、これを了としたところであります。

次に、議案第76号昭和62年度四日市市水道事業剰余金処分並びに決算認定についてであります。

昭和62年度事業におきましては、事業収益50億 3,300万 1,770円、事業費用46億 4,231万 183円、差し引き 3億 9,069万 1,587円の純利益を生じておりますが、当委員会は、まず予算額を大幅に上回る純利益を生じた理由と水道料金の改定問題について、理事者の考えをただしたのであります。

理事者からは、「昭和62年度事業においては、前年度に比べて給水戸数が増加したほか、水需要の増大や物価が比較的安定したことなどにより、予想を大きく上回る純利益を上げることができた。しかし、この純利益については、地方公営企業法において、企業債の償還に充てるための減債積立金等に優先的に積み立てることが規定されており、巨額の企業債残高を抱える本市においては、現時点で料金値下げ等の財源とすることは難しい」との説明がありました。

当委員会は、今後とも経営の効率化を図るなど、健全経営に努めることにより、現行の水道料金をできるだけ長い期間据え置くことができるよう、なお一層の企業努力を図るべきことを指摘し、これを了といたしました。

水道施設の保守・点検等の維持管理業務には高い機動性が要求されることから、本年3月定例会の当委員会の委員長報告において、将来の職員の年齢構成が偏ったものとならないよう、長期的な展望に立った人事管理を行っていくよう要望したところでありますが、依然として効果的な対策が講じられていない現状から、人事管理の適正化について再度強く要望いたしました。

また、不納欠損金の処分に関連して、水道料金の長期にわたる悪質な滞納者に対しては、今後とも給水停止を含めた厳しい態度で臨むよう指摘いたしました。

剰余金の処分につきましては、当年度純利益 3 億 9,069 万 1,587 円に前年度繰越利益剰余金 30 万 6,565 円を加えた 3 億 9,099 万 8,152 円の当年度未処分利益剰余金のうち、3 億 9,000 万円を減債及び建設改良積立金として留保するとともに、99 万 8,152 円を翌年度繰越利益剰余金とするものであり、別段異議はありませんでした。

次に、議案第 77 号昭和 63 年度四日市市一般会計補正予算（第 1 号）の関係部分についてであります。

歳出第 6 款農林水産業費につきましては、国・県支出金の決定による補正が主な内容であります。

防霜ファン設置事業については、これまでに設置した水沢・小山田地区において大きな成果が上がっていることから、今後もかなりの設置希望が見込まれるところでありますが、現行制度においては国と市の補助しか受けることができないため、今後は県費補助の導入について積極的に働きかけていくべきことを指摘いたしました。

また、磯津東町地先において潮干狩りをする市民が年々増加していることに伴い、違法駐車による通行妨害や近隣住民及び漁民とのトラブルが発生している現状から、その早期解決に向けて抜本的な解決策を講じるよう要望いたしました。

歳出第 7 款商工費につきましては、沖の島町アーケード建設等に係る建設費に対する補助金の追加計上であり、別段異議はなかったのでありますが、本市の中小企業振興規則に基づいて実施している高度化事業や中小企業育成振興事業に対する助成措置を、広範囲の事業に適用できるよう改善することにより、なお一層本市の中小企業の振興を図っていくべきであるとの意見がありました。

歳出第 13 款第 1 項農林水産施設災害復旧費につきましては、本年 6 月から 8 月にかけて、3 度にわたる集中豪雨や台風により被災した農地並びに農業用施設に係る災害復旧費を補正計上したものであり、別段異議はあり

ませんでした。

議案第 78 号昭和 63 年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、メインスタンド改修工事のため、当初予算では年間 10 開催分を計上していたところ、日本自転車振興会との日程調整の結果、12 開催とすることとなったため、2 開催分を追加補正するのが主な内容であります。

議案の審査に先立ちまして、当委員会は、まずメインスタンド改修後の入場者数や車券売上額等の動向について、理事者の報告を求めたのであります。

理事者からは、「4 カ月にも及ぶ長い休催期間の後だけに、ファンの足が遠のいてしまうのではないかと心配もあったが、現在のところ改修後の入場人員と車券売上額は、前年度と比べて高い伸びを見せており、予想を上回る実績を収めている。また、新しく設置された特別観覧席は、連日満席となっている」との説明がありました。

当委員会は、巨額の経費を投じて施工したメインスタンドの改修工事を契機として、今後より積極的な PR 活動を行っていくとともに、ファンサービスの充実に努めることによりファンの定着を図るだけでなく、新規ファンの開拓にも力を入れるべきことを指摘いたしました。

また、開催日以外の競輪場施設の有効利用、家族連れで遊べる施設づくり等を推進していくよう要望いたしました。

なお、競輪事業による収益金については、競輪場施設等の整備を図るための経費に充当すべきものであり、安易に一般会計への繰出金とすべきではないとの意見がありました。

議案第 83 号昭和 63 年度四日市市立四日市病院事業会計第 1 回補正予算につきましては、昭和 64 年度に建設を計画している人工透析棟増築にかかる実施設計費、及び患者の待ち時間短縮等を図るためコンピュータを導入する準備費としてのシステム開発支援委託料等が補正の主な内容であり、別

段異議はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも別段異議なく認定及び可決すべきものと決した次第であります。

これをもって、産業公営企業委員会の審査報告といたします。

○議長（後藤長六君） 次に、建設委員長をお願いいたします。

坂口正次君。

〔建設委員長（坂口正次君）登壇〕

○建設委員長（坂口正次君） 建設委員会に付託されました関係議案について、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第77号昭和63年度四日市市一般会計補正予算（第1号）の関係部分についてであります。

歳出第8款土木費については、別段異議はなかったのですが、道路橋梁費に踏切改良事業費が負担金として計上されていることについて、本事業は鉄道事業者に委託して行っているものであり、委託に当たっては鉄道事業者からの見積等を精査し双方十分協議すること、また道路改良については、従来実施されている道路パトロール等をさらに強化し、陥没箇所等道路危険箇所の早期発見に努め、事故の未然防止を図るべきであるとの意見がありました。

歳出第13款第2項土木施設災害復旧費については、別段異議はありませんでした。

議案第79号昭和63年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第1号）、議案第80号昭和63年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第86号市道路線の認定については、別段異議はありませんでした。

議案第87号委託契約の締結については、二級河川天白川、鹿化川堤体改良工事を三重県に委託しようとするものであり、別段異議はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも原案のとおり承認した次第であります。

簡単ではございますが、これをもちまして建設委員会の審査報告といたします。

○議長（後藤長六君） 委員長の報告は、お聞き及びのとおりであります。委員長の報告に対し、ご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（後藤長六君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発言を許します。

橋本 茂君。

〔橋本 茂君登壇〕

○橋本 茂君 私は日本共産党市議団を代表しまして、議案第76号昭和62年度四日市市水道事業剰余金処分並びに決算認定について、反対討論を申し上げます。

まず第1は、62年度決算の結果、純利益3億9,069万1,587円を生じていることについてであります。これは財政計画に示されておりました1億9,400万円余を倍以上に上回る額になっておりますが、当局はこの要因について、収入面で給水戸数及び水需要の伸びから給水収益が増収となったこと、支出面で人件費の抑制、電力料金の減などを挙げています。しかし、私どもは給水収益の増収の根本には、58年9月議会で決定し、59年1月から実施された水道料金の平均27.94%の大幅値上げがあるということを指摘しなければなりません。この間の決算を振り返ってみましても、60年度で5億417万円、61年度で4億2,000万円余、そして62年度は3億9,000万円余と大きな純利益を計上しているのであります。もちろん水需要が天候などに左右されることをはじめ、諸要素の予測が困難なことや、職員の

方々の内部努力が積極的に払われていることは十分に認めるところであります。しかし、計画を上回る大幅な黒字決算は、この間市民に負担増を強いてきた結果が大きく作用していることは、否めない事実だと思っております。あの59年1月からの値上げが果たして必要であったのかどうか、改めて問い返すものであります。

第2は、県水の受水に関する問題であります。不必要で高い県水を買わされていることの抜本的是正は、事あるごとに指摘してきたところであります。今県水の1日の契約量は、3万3,400tですが、この1カ月の基本料金はトン当たり1,070円と、市の水道料金の一般用基本料金と比べると、極めて高いものを払っています。しかも62年度受水費の6億7,678万7,000円のうち、この基本料金部分で4億2,885万6,000円と実に63.37%を占めていることとなります。この引き下げについて今後とも当局が特別の努力を払われることを強く望んでおきます。

また、県水の62年度の実際の受水量は、契約水量の56.49%であります。この受水量さえも必要であったかどうか検討されねばなりません。当局は、自己水源の活用を図って、受水費の節約を図っていると報告していますが、よく調べてみますと、年間で夏期などの水需要のピーク時を除いて自己水源の能力で十分賄える時期がほとんどではなかったのかと指摘せざるを得ません。不必要な水は買わなくても済むように、県との交渉を強力に進められるよう望むものであります。

次に、剰余金処分についてであります。さきにも述べましたが、計画を大幅に上回る3億9,000万円余もの62年度分は、水道料の取り過ぎ分も含まれていると言えるわけですから、これを市民に還元することは当然の措置です。料金体系上、一律にはいかない面はありましても、値下げを断行するに十分可能な財源だと主張するものであります。あわせて市民の要望が強い水道諸事業の前倒しなどに積極的に生かすことが必要だと考えます。従来と同じく建設改良積立金に充当することは容認できません。

なお、63年度から上下水道料金徴収と検針が隔月化になりましたが、市民サービスの低下や業務に当たる委託職員の労働条件や収入低下などが懸念されてきたところであります。その点での慎重できめ細かな対応を特に望んでおきます。

また、ゴルフ場開発や産業廃棄物処理の影響による自然破壊と汚染が進行している折だけに、水源を保護し、水質管理を一層強化することは、急務であります。この面からも、おいしくて安い飲料水を安定して供給できる水道事業の前進を切望するものであります。

以上、議案第76号に対する反対意見を述べ、討論とします。

○議長（後藤長六君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第76号昭和62年度四日市市水道事業剰余金処分並びに決算認定についてを起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決及び認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤長六君） 起立多数であります。よって、本件は可決及び認定されました。

次に、ただいま採決いたしました議案を除いた18件を一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決及び認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤長六君） ご異議なしと認めます。よって、本件は可決及び認定されました。

日程第2 委員会報告第4号 請願の審査結果について

○議長（後藤長六君） 日程第2、委員会報告第4号請願の審査結果についてを議題といたします。

委員会の審査報告に対し、ご質疑がありましたらご発言願います。

水野和子君。

〔水野和子君登壇〕

○水野和子君 請願第3号について不採択となっておりますが、私は今定例会で採択し、政府機関に意見書を提出することを主張するものです。

私は、過日、四日市測候所へお邪魔をいたし、実態を聞いてまいりました。今の測候所は、昭和41年に建設されたものですが、広い建物でございますが、その当時は職員も10名ほど配置されておりました。行政改革の名のもとに人員も削減され、現在は所長以下4名で、24時間体制で観測調査の業務を行っております。常時昼間は2名の職員で観測や市民からの問い合わせなど対応しておるのが現状でございます。レーダー装置もお粗末なもので、四日市市内で地域的に集中豪雨や雷雲が発生しても測候所で把握できないような状況です。ですから津の地方気象台から入ってくる情報を四日市の海上保安庁や消防署へ提供しているのが現状です。それだけに的確に市民に情報提供するためにも、もっと受画受信装置の整備充実が必要であると思います。

特に、四日市はコンビナートの諸施設もあり、危険なLNG基地などを抱え、一たび東海地震のような大きな地震が起きた場合、情報の遅れは大災害を招きかねません。請願にもありますように、気象事業の整備充実をするとともに、それを十分に活用のできる人員の配置が必要であると思います。測候所のある関東中部地区28市町村に出されました請願の中で、既に22の市町村が採択をしております。三重県でも尾鷲市や上野市では採択をされています。27万四日市市民の命と財産を守る立場からも、この請願は採択をされることを、重ねて強く主張するものであります。

○議長（後藤長六君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は、委員会報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤長六君） 起立多数であります。よって、本件は委員会報告のとおり決しました。

日程第3 発議第10号 地方財政の充実強化に関する意見書の提出について

○議長（後藤長六君） 日程第3、発議第10号地方財政の充実強化に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 ただいま議題となっております発議第10号地方財政の充実強化に関する意見書の提出について、発議者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

最近における社会経済情勢の著しい変化の中で、地方の行政需要はますます増嵩、複雑多様化し、これに対応する財政負担の増加、累積債務の償還等により、地方財政は厳しい状況に置かれております。

それに加えて、昭和60年度からは国庫補助負担率の引き下げ措置がとられ、今また電気税、ガス税等の地方間接税を廃止し、消費税に吸収するという税制改革法案が提出されております。

国庫補助負担率の引き下げ措置は昭和63年度までの暫定措置として実施されたものであり、昭和64年度からは当然復元されるべきであります。

また、電気税、ガス税等は地方公共団体の重要な財源であり、とりわけ本市にとっては税収に占める割合が大きく、これらの税が廃止されますと今後の行財政運営に多大な影響が生じることは明かであります。

そこで、地方財政の充実強化を図るため、国庫補助負担率の速やかな復元と、税制改革法案の処理について地方税の特性に十分配慮されるよう、政府関係機関に対してお手元に配付しました意見書を提出しようとするものであります。

どうかよろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤長六君） 提出者の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤長六君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤長六君） ご異議なしと認めます。よって、本件は可決されました。

日程第4 常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（後藤長六君） 日程第4、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長からお手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査について申し出があります。

おはかりいたします。本申し出を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤長六君） ご異議なしと認めます。よって、本申し出は承認

することに決しました。

次に、さきの6月定例会から今定例会までの各常任委員会の閉会中の調査結果について、お手元に報告書を配付いたしておりますので、これによりご了承願います。

○議長（後藤長六君） 以上で今定例会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、昭和63年9月4日市市議会定例会を閉会いたします。

連日にわたりご苦勞さまでございました。

午後2時46分閉会

地方自治法第 123条第 2 項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長 後 藤 長 六

四日市市議会副議長 中 村 信 夫

署 名 議 員 田 中 武

署 名 議 員 毛 利 道 哉

1. 会期日程
2. 議会運営委員会決定事項
3. 議決事件一覧表
4. 一般質問通告一覧表
5. 議案質疑通告一覧表
6. 付託議案一覧表
7. 意見書
8. 常任委員会の閉会中の調査報告
9. 常任委員会の閉会中の継続調査項目
10. 議席表

昭和63年 9 月定例会会期日程

9月8日(木)		午前10時開会 議案上程…説明
9日(金)	}	休 会
10日(土)		
11日(日)		
12日(月)		午前10時開議 一般質問
13日(火)		午前10時開議 一般質問
14日(水)		午前10時開議 一般質問 議案質疑…委員会付託 追加議案上程…説明…質疑…委員会付託
15日(木)		休 会
16日(金)		各常任委員会
17日(土)		産業公営企業委員会
18日(日)	}	休 会
19日(月)		
20日(火)		
21日(水)		
22日(木)		午後2時開議 委員長報告…質疑、討論、採決

議会運営委員会決定事項

(63.9.1)

◎9月定例会市議会について

1. 会期日程 別紙のとおり

2. 発言通告等の期限

- | | | |
|------------|----------|--------|
| (1) 一般質問 | 9月8日(木) | 午後2時まで |
| (2) 議案質疑 | 9月12日(月) | 午後4時まで |
| (3) 請 願 | 9月12日(月) | 午後4時まで |
| (4) 討論・その他 | 9月20日(火) | 正午まで |

3. 発言順序

(1) 一般質問

- ① 新風クラブ ② 政友クラブ ③ 市民クラブ
④ 公明党 ⑤ 日本共産党 ⑥ 新政クラブ
⑦ 清風会 ⑧ 緑水会

(2) 議案質疑 通告時にくじにより決定

4. 発言時間

(1) 一般質問(答弁を含む)

- | | | | |
|-------|--------|-------|--------|
| 政友クラブ | 2時間40分 | 新風クラブ | 2時間 |
| 緑水会 | 2時間 | 公明党 | 1時間40分 |
| 新政クラブ | 1時間40分 | 清風会 | 1時間40分 |
| 市民クラブ | 1時間 | 日本共産党 | 1時間 |

(2) 関連質問 5分以内(答弁を含まない)

(3) 議案質疑 15分以内(答弁を含む)

(4) 討論 15分以内

*一般質問の要領

- ① 一般質問は、一定例会議員1人当たり答弁を含め20分を基準とし、所属議員数に応じ各会派に時間配分する。なお、一定例会における

議員1人当たりの発言時間は、答弁を含め1時間以内とする。

- ② 各質問者は、通告に際して自己の持ち時間(答弁を含む)を会派内で調整の上、質問通告書に記載する。
- ③ 各質問者は、自己の持ち時間を超過して発言しない。

*関連質問の要領

- ① 一般質問に限る。
- ② 同一会派の議員で発言通告をしていない議員1人に限る。
- ③ 発言の時期は、各質問者の質問が終了した直後とする。
- ④ 発言時間は5分以内とする。ただし、答弁は含まない。

議決事件一覧表

〔市長提出議案〕（19件）

議 案 名	議決結果
議案第75号 昭和62年度四日市市立四日市病院事業決算認定について	認 定
議案第76号 昭和62年度四日市市水道事業剰余金処分並びに決算認定について	原案可決 認 定
議案第77号 昭和63年度四日市市一般会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第78号 昭和63年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第79号 昭和63年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第80号 昭和63年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第81号 昭和63年度四日市市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第82号 昭和63年度四日市市公共用地取得事業特別会計予算	原案可決
議案第83号 昭和63年度四日市市立四日市病院事業会計第1回補正予算	原案可決
議案第84号 四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶料支給条例の一部を改正する条例等の一部改正について	原案可決
議案第85号 四日市市特別会計条例の一部改正について	原案可決

議案第86号 市道路線の認定について	原案可決
議案第87号 委託契約の締結について	原案可決
議案第88号 工事請負契約の締結について	原案可決
議案第89号 工事請負契約の締結について	原案可決
議案第90号 工事請負契約の締結について	原案可決
議案第91号 工事請負契約の締結について	原案可決
議案第92号 工事請負契約の締結について	原案可決
議案第93号 工事請負契約の締結について	原案可決

〔議員提出議案〕（1件）

議 案 名	議決結果
発議第10号 地方財政の充実強化に関する意見書の提出について	原案可決

〔請 願〕（3件）

番号	件 名	請願者の住所・氏 名	結 果
	紹 介 議 員	付 託 委 員 会	
11	63.9.8受理 小杉新町・東ヶ谷・東坂部 町地区児童・生徒の通学路 の安全対策と歩道の新設に ついて	四日市市大谷合一丁目 204番地 大谷台小学校PTA 会長 伊藤 国夫 ほか1名	採 択

	堀内 弘士 山本 勝	教育民生委員会	
12	63.9.12 受理 四日市市中心商店街における 駐車場建設について	四日市市諏訪栄町1-12 諏訪栄地区・街づくり 協議会 会長 北岡 敏孝 ほか9名	採 択
	川村 幸善	建設委員会	

(前回から継続のもの)

番号	件 名	請願者の住所・氏 名	結 果
	紹 介 議 員	付 託 委 員 会	
3	63.3.2受理 三重県内の気象事業の整備 拡充を求めることについて	四日市市小古曾五丁目 27-15 全気象労働組合 四日市分会長 田 中 強	不 採 択
	水野 和子	総 務 委 員 会	

一般質問通告一覧表

順序	氏 名	要 旨	ページ
(9 月 12 日)	1 新風クラブ 谷 口 廣 睦 (発言時間60分)	1 職員教育について 2 本会議における理事者の答 弁の重要性について	18
	2 新風クラブ 水 野 幹 郎 (発言時間60分)	1 博物館と教育・視聴覚セン ターについて 2 三重造船と富双町の活性化 について 3 行政改革の推進と生活環境 公社について 4 基本構想について	37
	3 攻友クラブ 豊 田 忠 正 (発言時間60分)	1 産業展示会館の建設につい て 2 高齢化社会の対応について 3 道路行政について (1) 国道1号の整備 (2) 郊外における生活道路の 拡幅 4 区画整理事業の促進につい て	57
		1 元新町ライオンズマンショ	

(9月13日)

4	市民クラブ 小林博次 (発言時間60分)	<ul style="list-style-type: none"> 1 市の建設と関連する諸問題について 2 三滝川の河川整備について 3 地区市民センターの建設について 4 高松海岸の整備について 	69
5	公明党 久保博正 (発言時間60分)	<ul style="list-style-type: none"> 1 消費税について 2 2001年を目前にして(高齢化社会・中小企業重視・地域づくり等の面から) 	91
6	日本共産党 橋本茂 (発言時間30分)	<ul style="list-style-type: none"> 1 市民生活と市財政を脅かす消費税への対応について 2 市発注工事に係る工事業者及び市職員への助役通知に関して 	118
7	日本共産党 小井道夫 (発言時間30分)	<ul style="list-style-type: none"> 1 橋梁工事について 2 同和団体補助金等について 3 若干の地域地区問題について 	130
8	新政クラブ 佐藤晃久 (発言時間50分)	<ul style="list-style-type: none"> 1 建造物による電波障害について 2 雨水、浸水対策について 	141

9	新政クラブ 森真寿朗 (発言時間50分)	<ul style="list-style-type: none"> 1 消費税の影響と自治体の責任について 2 当市の平和予算について 3 審議会等への婦人登用について 4 地元問題として農業経営の安定について 5 市のギネスブックの作成について 	158
10	清風会 伊藤正数 (発言時間50分)	<ul style="list-style-type: none"> 1 農水行政推進について <ul style="list-style-type: none"> (1) コスト低減農営 (2) 中核的農家と農業後継者の育成 (3) 茶業振興 2 消防水利行政について 3 公共建物の設計委託について 	172
11	清風会 堀内弘士 (発言時間50分)	<ul style="list-style-type: none"> 1 「萬古焼の里構想」について 2 パイロット地区の指定について 3 老人(老人性痴呆症)対策について 4 寄付採納された土地への課税について 	190

(9
月
14
日)

12	緑水会 田中武 (発言時間60分)	1 地区市民センターの機能・ 役割について 2 社会教育指導員の活動状況 について 3 塩浜地区の問題について	211
13	緑水会 喜多野等 (発言時間60分)	1 都市幹線道路の処理のしか たについて 2 下水道の将来計画について 3 近鉄四日市駅西に博物館等 を設置する考え方について 4 市政運営上の諸問題につい て	225

議案質疑通告一覧表

順序	氏名	件名	ページ
1	公明党 久保博正	1 議案第77号 昭和63年度四 日市市一般会計補正予算 (第1号) (1) 歳出 第10款 教育費	242
2	日本共産党 橋本茂	1 議案第76号 昭和62年度四 日市市水道事業剰余金処分 並びに決算認定について	245

付託議案一覧表

○ 総務委員会

議案第77号 昭和63年度四日市市一般会計補正予算(第1号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

歳出第2款 総務費

第4款 衛生費

第9款 消防費

第13款第4項 その他公共施設公用施設災害復旧費

第2条 債務負担行為の補正

第3条 地方債の補正

議案第82号 昭和63年度四日市市公共用地取得事業特別会計予算

議案第84号 四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例の一部を改正する条例等の一部改正について

議案第85号 四日市市特別会計条例の一部改正について

議案第88号 工事請負契約の締結について

議案第89号 工事請負契約の締結について

議案第90号 工事請負契約の締結について

議案第91号 工事請負契約の締結について

議案第92号 工事請負契約の締結について

議案第93号 工事請負契約の締結について

○ 教育民生委員会

議案第77号 昭和63年度四日市市一般会計補正予算(第1号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

第10款 教育費

第13款第3項 文教施設災害復旧費

議案第81号 昭和63年度四日市市老人保健医療特別会計補正予算(第1号)

○ 産業公営企業委員会

議案第75号 昭和62年度四日市市立四日市病院事業決算認定について

議案第76号 昭和62年度四日市市水道事業剰余金処分並びに決算認定について

議案第77号 昭和63年度四日市市一般会計補正予算(第1号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第6款 農林水産業費

第7款 商工費

第13款第1項 農林水産施設災害復旧費

議案第78号 昭和63年度四日市市競輪事業特別会計補正予算(第1号)

議案第83号 昭和63年度四日市市立四日市病院事業会計第1回補正予算

○ 建設委員会

議案第77号 昭和63年度四日市市一般会計補正予算(第1号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第8款 土木費

第13款第2項 土木施設災害復旧費

議案第79号 昭和63年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第1号)

議案第80号 昭和63年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

議案第86号 市道路線の認定について

地方財政の充実強化に関する意見書

現下の地方財政は巨額の長期借入金等を抱え極めて厳しい状況にあり、加えて、行政需要の複雑・多様化に対応していくために、地方財政の充実強化は急務となっております。

よって、国におかれましては、昭和63年度までの暫定措置として実施されております国庫補助負担率の引き下げ措置は今年度限りとし、昭和64年度からは必ず復元されるよう要望します。

また、税制改革法案によると、既存の電気税・ガス税等の地方間接税を廃止し、消費税に吸収することとされていますが、これらの税収は地方公共団体の安定的かつ重要な自主財源となっていること等、地方税の特性に十分留意され、地方公共団体の行財政運営に支障を生ずることのないよう特段の措置を講じられるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出します。

昭和63年9月22日

四日市市議会

議長 後藤長六

関係省庁宛

(内閣総理大臣、大蔵大臣、自治大臣)

常任委員会の閉会中の調査報告

総務委員会

○ 産業廃棄物の処理問題について

産業廃棄物の処理については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」で定められている。廃棄物処理法は高度成長時の昭和45年に施行されたものであるが、その内容には種々問題点があり、産業廃棄物最終処分場の設置、管理・運営に関し住民との間でトラブルが発生している現状である。そこで、当委員会は産業廃棄物の処理問題について調査・研究を行った。なお、2カ所の安定型産業廃棄物最終処分場の現地視察も実施した。

1. 現状

市内には安定型処分場7カ所、管理型処分場4カ所の合計11カ所の産業廃棄物最終処分場があり、景観の問題、跡地利用に関する不安等は共通の課題である。

また、安定型処分場は本来水質汚濁は起こらないはずであるが、現実には水質汚濁の問題を起こすことが多く、安定型処分場に関して住民とのトラブルが多く発生している現状である。

*しゃ断型処分場：有害金属等を処分するもので、コンクリート等で外界から完全にしゃ断する処分場

*安定型処分場：廃プラスチック類、金属、ガラスくず及び建設廃材を処分するもので、水質汚濁の可能性のない処分場

*管理型処分場：上記以外の物を処分するもので、排水処理を義務付けている処分場

2. 法制上の問題点と課題

(1) 安定型3000㎡以上、管理型1000㎡以上の処分場の設置については届出制となっているが、すべての処分場設置について許

可制とする。

(2) 水質汚濁についてのトラブルが多い現状から、安定型、管理型を問わず排水処理施設の設置を義務付けるとともに、排水基準も水質汚濁防止法の上乗せ基準を適用する。

(3) 処分場の設置に関しては、農地法、公害関係法令等と密接な関係を有しているにもかかわらず、現状では各法令が個々に判断することとなっていることから、廃棄物処理法と関係法令との整合性を明確にする。

(4) 現在、産業廃棄物の処理については県の所管事務となっているところであるが、市町村が地域と深く関わる必要があることから、法制上の不備を見直した後、市町村の権限で適正な行政指導ができるようにする。

(5) 処分される廃棄物の内容についての管理が不十分である現状から、処分場管理者の監視・管理義務の強化を図る。

(6) 権限を持つ県の監視体制の強化を図るとともに、違反に対しては法に基づく措置命令等により毅然たる態度で臨むなど、行政処分の強化を図る。

3. 公共が関与した処分場の設置

産業廃棄物処理に関する国の政策は排出者処理責任の原則のもとに民間主導型であり、民間業者間の競争が激しいことも管理・運営が不十分になっている原因と考えられる。適正かつ責任をもって処分するためには、三重県環境保全事業団や第3セクター等による公共処分場を建設する必要がある。なお、公共が関与した処分場を設置・運営する場合は、民間処分場との競合等についての必要な対策に配慮すべきである。

設置場所については、飲料水や農業用水等生活環境への影響に配慮すべきであり、四日市港管理組合の港湾埋め立て計画の中におい

ても産業廃棄物処分場を確保し、その早期実現を図るべきである。

4. 住民と処分場管理者の合意形成

現行法令下の処分場の実態と住民ニーズとは隔たりがある現状である。したがって、何らかの調和点を見出し合意形成を得るため、住民と処分場管理者との間で協定の締結が図られるよう行政は積極的に指導すべきである。

産業廃棄物処理の根本的な問題解決は法の改正を待たざるを得ない。法改正については今までも努力してきたところであるが、産業廃棄物の処理問題は今後ますます深刻化する状況にあることから、法改正の早期実現のため、国に対しより一層の働きかけを行う必要がある。

また、法改正までの対策として、監督官庁である県に対して監視体制の強化、住民と処分場管理者もしくは県と処分場管理者との間の協定締結等により、法の不備を補うことができるよう県に対して強く働きかけるべきである。併せて、公共処分場の早期設置を促すべきである。

市行政としても、市民の安全で快適な生活環境と自然環境を守るため産業廃棄物処分に関する動向を的確に把握し、処分場設置時における住民と処分場管理者との協定締結などの合意形成や処分場の管理・運営について万全を期す努力を一段と強化する必要がある。

教育民生委員会

○ 校則の問題について

最近、全国的に「校則」をめぐる論議が高まっており、文部省においてもその見直しに着手しているところである。

こうした中で当委員会は、四日市市における小・中学校の「校則」の問題について調査・研究を行った。

現在、小学校においては、各学校で「学校のきまり」が定められており、中学校においては、生徒手帳に「校則」「生徒心得」などというかたちで

「校則」が設けられ、児童・生徒の指導が行われている。

当委員会は「生徒心得」あるいは「学校のきまり」などを総称していわゆる「校則」としてとらえ、これらの成り立ち、内容、指導方法などについて種々議論を行った。その概要は次のとおりである。

- ・「校則」は、生徒の自主性を育てることを主眼とし、基本的な事項だけを定めるべきである。
- ・学校外におけるきまりまで決められているのは問題である。
- ・中学校における頭髪について、10校が短髪、11校が自由となっており、小学校からの進学あるいは中学校間における転校の際に問題がある。
- ・交通安全に関するきまりを定めることよりも、通学路の改良など抜本的な見直しも必要である。
- ・「校則」は、時代に応じて変わっていくべきであり、適宜見直しが必要である。
- ・「校則」を決めるに当たっては、教師側だけで決めずに、生徒と十分に話し合いをすべきである。
- ・教師が「校則」に頼りすぎて、本来の指導・教育がおろそかになっている。
- ・教師の服装、髪型、装飾品などに派手な点もあり、生徒に矛盾を感じさせることがある。
- ・指導する側の教師の資質向上を図ることが必要である。
- ・生徒指導については、校長以下教師全員が一致協力して当たるべきである。

当委員会は、小・中学校の「校則」について、以上の事項を参考にして適正な見直し等が行われるよう望むものである。

産業公営企業委員会

○ 本市の観光資源について

本市には、宮妻峡ヒュッテ・四日市スポーツランド・八郷サイクリングコース等の観光・レクリエーション施設や大四日市まつり、四日市花火大会に代表される観光イベントがある。

しかし、近年、余暇時間の増大やモータリゼーションの発達に伴い、観光に対する考え方にも大きな変化が生じてきており、現状のままでは必ずしも人々のニーズにマッチしたものとなっていない面もあることから、当委員会は、本市の観光資源のあり方について調査研究を行った。

委員会からは、四日市市を紹介するための観光マップの作成、郷土の文化財等を展示・保管するための会館の建設、“萬古焼の里構想”の早期推進等について意見が出されたが、当委員会は、本市の観光資源について今後さらに調査する必要があることから、引き続き閉会中の調査事項として研究を進めることとしたい。

建設委員会

○ 市内の交通体系について

近年のモータリゼーションの急速な進展に伴い、交通量は増加の一途にあり、交通運輸体系の中における道路交通の比重はますます高まっている。

しかし、それに対応する道路網の整備は十分になされているとは言えず、本市においても主要幹線道路において渋滞がみられ、その整備促進が強く望まれている。

当委員会は、現在バイパス計画が進められている県道四日市土山線を事例にして渋滞が著しい主要幹線道路の抜本的な渋滞解消および整備促進を図るための手法について調査研究を行った。

各委員からは、西部丘陵地の開発に伴い市中心部への流入車両は今後も増加することが予想され、中心部における道路等の整備も併せて検討し総合的な交通体系を確立すること、都市化の進展に伴い新しい形態の都市間

題も発生しており過去に計画決定された道路整備計画についても随時見直し検討を加えること、また道路を2層化するなどして通過交通と流出・入交通を分ける等抜本的な渋滞解消策について検討すること等の意見が出されたが、当委員会は、市内の交通体系について今後さらに調査する必要があることから、引き続き閉会中の調査事項として研究を進めることとしたい。

常任委員会の閉会中の継続調査項目

総務委員会
 教育民生委員会
 産業公営企業委員会
 建設委員会

契約事務について
 老人問題について
 本市の観光資源について
 市内の交通体系について

議席表

(予備)	山本 勝	前川 辰男	大島 武雄	中村 信夫	橋本 増蔵	喜多野 等	伊藤 信一	小林 博次	坂口 正次	後藤 長六	(予備)
(予備)	田中 基介	金森 正	水野 幹郎	伊藤 雅敏	山口 孝	森 安吉	川口 洋二	渡辺 一彦	山路 剛	川村 幸善	野呂 平和
(予備)	毛利 道哉	久保 博正	益田 力	野崎 洋	谷口 廣陸	堀内 弘士	豊田 忠正	大谷 茂生	永田 正巳	山路 剛	野呂 平和
(予備)	森 真寿朗	佐藤 晃久	田中 武	青山 弘忠	伊藤 正教	宇野 長好	長谷川 昭雄	水野 和子	橋本 茂	小井 道夫	川村 幸善
(予備)	(予備)	(予備)	(予備)	(予備)	(予備)	(予備)	(予備)	(予備)	(予備)	(予備)	(予備)

※ 部分が変更後の議席